くまもと

市政概要

2019

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木　イ　チ　ョ　ウ（昭和４９年１０月９日制定）

森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、１万２千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独持な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花　肥 後 ツ バ キ（昭和４９年１０月９日制定）

市木同様、森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、２万２千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花弁が大きく、八重咲きで平開する。花期は２月～３月、色は白、ピンク、赤、錦（絞り）の４系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥　シジュウカラ（昭和５９年５月２２日制定）

健康都市宣言５周年と、市制９５周年を記念して、広く市民から募集、６千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長１４センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民　**愛市憲章**

－品位ある市民の誇りのために－

1　私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。

1　私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。

1　私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。

1　私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。

1　私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

（昭和 35 年 5 月 11 日制定）

熊本市民　**長寿社会憲章**

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

1　生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。

1　家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。

1　互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。

1　知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。

1　すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。

1　自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。

1　水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

（平成 2 年 8 月 28 日制定）

熊本市民　**「こども憲章」**

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

1　こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。

1　こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。

1　こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。

1　こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。

1　こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

（平成 6 年 9 月 3 日制定）

都　市　宣　言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和４７年１０月２日　　熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和５１年3月２２日　　熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

一　スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。

一　スポーツを通じて人と自然にふれあおう。

一　スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成１１年８月２７日　　熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、２１世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成１５年９月２６日　　熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和５４年１０月１日　　熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後５０周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、

未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、

再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成７年７月２７日　　熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成７年９月２５日　　熊本市

くまもと
市政概要

市勢	1
議会	13
政策	29
総務・財政	57
市民生活	97
健康福祉子ども	135
環境	207
経済観光	231
農水	291
都市建設	303
消防	347
交通	361
水道	369
病院	391
教育	399
資料	425

市　　勢

1　沿　　革　3

2　位置及び地勢　4

3　市域の変遷　5

4　歴代市長　6

5　名誉市民　7

6　人　　口　9

1　沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（６４５年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦１４年（７９５年）９月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名（みちのきみのおびとな）、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女（ひがきめ）」との交遊の説話は有名である。

南北朝５０年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（１４９０年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正１６年（１５８８年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長６年（１６０１年）から１２年（１６０７年）にかけ、７カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永９年（１６３２年）細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、２００有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享４年（１７４７年）藩主となった８代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治４年（１８７１年）７月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年１１月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌５年（１８７２年）６月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々６年（１８７３年）１月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治９年（１８７６年）１月まで続いたが、同年２月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、明治９年（１８７６年）の神風連事件、翌１０年（１８７７年）の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治２２年４月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治２４年（１８９１年）鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、明治３０年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正１０年（１９２１年)、周辺１１カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで大正１３年（１９２４年）には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和２０年（１９４５年）には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積５．５５㎢、人口４万２千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成２２年（２０１０年）３月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積３８９．５３ｋ㎡、人口約７３万人に至るまでに成長し、平成２３年（２０１１年）春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成２４年（２０１２年）４月１日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成２８年（２０１６年)、熊本地方において、４月１４日にマグニチュード６．５、最大震度７、さらに、１６日未明にはマグニチュード７．３、最大震度７の地震が発生。この震度７クラスの地震が同じ場所で２回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で１１万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

現在、熊本市第７次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた熊本市震災復興計画に基づき、一日も早い復旧復興と、市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造に取り組んでいる。

２　位置及び地勢（政策企画課）

（１）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈ＪＲ鹿児島本線の中間点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道３号と大分～長崎を結ぶ国道５７号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地としても大きな役割を果たしている。

（2）地勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の３水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3　市域の変遷（政策企画課）

明治 22.	4. 1	市制・町村制施行により、熊本市が発足
大正 10.	6. 1	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町
14.	4. 1	出水村
昭和 6.	6. 1	白坪村
7. 12.	5	画図村
11. 10.	1	健軍村
14.	8. 1	清水村
15. 12.	1	川尻町・力合村・日吉村
28.	4. 1	田迎村・御幸村
28.	7. 1	高橋村・城山村・池上村
29. 10.	1	秋津村
30.	4. 1	松尾村
31.	4. 1	託麻村の一部
32.	1. 1	龍田村・小島町
33.	4. 1	中島村
45. 11.	1	託麻村
平成 3.	2. 1	北部町・河内町・飽田町・天明町
20. 10.	6	富合町
22.	3. 23	城南町・植木町

３８９.５３㎢

4　歴代市長（秘書課）

代	氏　　名	就任年月日	退任年月日
1	杉　村　　大　八	明 22.　5.　6	明 26.　7.　9
2	松　崎　　為　己	26.　9. 15	30.　8.　2
3	辛　島　　格	30.　9. 13	大 2.　1. 20
4	山　田　　珠　一	大 2.　4.　2	3. 10. 10
5	依　田　　昌　兮	4.　1. 14	6.　9.　3
6	佐　柳　　藤　太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高　橋　　守　雄	11.　1. 19	14.　7. 13
8	辛　島　　知　己	14.　9. 14	昭 4.　7.　4
9	山　田　　珠　一	昭 5.　2.　5	9.　4. 17
10	山　隈　　康	9.　5. 14	17.　5. 13
11	平　野　　龍　起	17.　6. 25	20.　8. 10
12	石　坂　　繁	20. 10.　4	21.　3. 11
13・14	福　田　　虎　亀	21.　6. 14	23.　2.　9
15	佐　藤　　真佐男	23.　4.　7	27.　3.　7
16	林　田　　正　治	27.　3. 20	31.　2. 23
17・18	坂　口　　主　税	31.　3. 16	38.　1.　4
19・20	石　坂　　繁	38.　2. 15	45. 11. 26
21 ～ 24	星　子　　敏　雄	45. 12. 20	61. 12.　6
25・26	田　尻　　靖　幹	61. 12.　7	平 6. 12.　6
27・28	三　角　　保　之	平 6. 12.　7	14. 12.　2
29 ～ 31	幸　山　　政　史	14. 12.　3	26. 12.　2
32・33	大　西　　一　史	26. 12.　3	在　任　中

5　名誉市民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和３０年（１９５５年）顕彰）

文久3年（１８６３年）1月２５日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和３２年（１９５７年）１１月2日逝去（９４歳）

高橋守雄氏（昭和３０年（１９５５年）顕彰）

明治１６年（１８８３年）1月1日生まれ。第７代市長として、３大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和３２年（１９５７年）5月6日逝去（７４歳）

細川護立氏（昭和３５（１９６０）年顕彰）

明治１６年（１８８３年）１０月２１日生まれ。細川家１６代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和４５年（１９７０年）１１月１８日逝去（８７歳）

福田令寿氏（昭和３５年（１９６０年）顕彰）

明治5年（１８７２年）１２月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和４８年（１９７３年）8月7日逝去（１００歳）

宇野哲人氏（昭和４４年（１９６９年）顕彰）

明治8年（１８７５年）１１月１５日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和４９年（１９７４年）2月１９日逝去（９８歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和４４年（１９６９年）顕彰）

明治２０年（１８８７年）9月１２日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和５５年（１９８０年）１２月３０日逝去（９３歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和５４年（１９７９年）顕彰）

明治１９年（１８８６年）６月８日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和２年（１９２７年）「かわがらし」として創刊。昭和１７年（１９４２年）に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和６１年（１９８６年）６月４日逝去（９９歳）

中村破魔子（汀女）氏（昭和５４年（１９７９年）顕彰）

明治３３年（１９００年）４月１１日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和６３年（１９８８年）９月２０日逝去（８８歳）

安永蕗子氏（平成２１年（２００９年）顕彰）

大正９年（１９２０年）２月１９日生まれ。平成１０年（１９９８年）から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和３７年（１９６２年）の「魚愁」から平成１５年（２００３年）の「褐色界」まで１６にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成３年（１９９１年）には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成２４年（２０１２年）３月１７日逝去（９２歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（昭和５０年（１９７５年）顕彰）

明治９年（１８７６年）７月１２日生まれ。明治４１年（１９０８年）に第１回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和１０年（１９３５年）７月６日逝去（５８歳）

上塚司氏（昭和５２年（１９７７年）顕彰）

明治２３年（１８９０年）５月１日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和５３年（１９７８年）１０月２２日逝去（８８歳）

林田正治氏（昭和５２年（１９７７年）顕彰）

明治２５年（１８９２年）８月３日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第 16 代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和５４年（１９７９年）１２月１４日逝去（８７歳）

小林久雄氏（平成元（１９８９年）年顕彰）

明治２８年（１８９５年）６月４日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約２万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和３６年（１９６１年）８月２６日逝去（６６歳）

東家嘉幸氏（平成１２年（２０００年）顕彰）

昭和２年（１９２７年）１０月１日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成３年（１９９１年）には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成１８年（２００６年）１月２６逝去（７８歳）

（旧植木町）

境米蔵氏（昭和５１年（１９７６年）顕彰）

明治３０年（１８９７年）１０月２０日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算４期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和５３年（１９７８年）１月２日逝去（８０歳）

木村学氏（昭和５８年（１９８３年）顕彰）

明治３８年（１９０５年）１月２１日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第４代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成６年（１９９４年）３月２１日逝去（８９歳）

6　人口（総務課）

（1）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年　次	世帯数	人　　口			男女比（女 100 人につき）	1 世帯当たり人員	備　　考
		総　数	男	女			
明治 22 年	11,797	42,725				3.6	市制施行（第 1 回国勢調査）
大正 9 年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5 年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10 年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15 年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	
20 年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25 年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30 年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35 年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40 年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45 年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50 年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55 年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	
60 年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成 2 年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
7 年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12 年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17 年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22 年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27 年	315,456	740,822	348,470	392,352	88.8	2.3	

（注）明治 22 年は 4 月 1 日現在の人口である。

（2）人口の動態

区分＼年	26	27	28	29	30
自　然　増	611	314	△ 54	△ 227	△ 132
社　会　増	50	△ 9	△ 1,326	696	△ 82
計	639	305	△ 1,380	469	△ 214

（注）各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの動態

（3）産業別１５歳以上就業者数

区分＼調査年次	平成２２年国調				区分＼調査年次	平成２７年国調			
	総　数	構成比(%)	男	女		総　数	構成比(%)	男	女
総　数	734,474	－	344,291	390,183	総　数	740,822		348,470	392,352
昼　間　人　口	757,093	－	354,251	402,842	昼　間　人　口	756,852		353,785	403,067
15 歳 以 上 人 口	620,785	－	286,243	334,542	15 歳 以 上 人 口	630,147		291,696	338,451
就　業　者　総　数	334,217	100	178,812	155,405	就　業　者　総　数	340,861	100	180,154	160,707
第　1　次　産　業	12,280	3.7	7,040	5,240	第　1　次　産　業	12,472	3.7	7,233	5,239
農業	11,318	3.4	6,362	4,956	農業	11,473	3.4	6565	4,908
林業	237	0.1	209	28	林業	262	0.1	211	51
漁業	725	0.2	469	256	漁業	737	0.2	457	280
第　2　次　産　業	53,403	16.0	38,906	14,497	第　2　次　産　業	55,443	16.3	40,151	15,292
鉱業	33	0.0	26	7	鉱業，採石業，砂利採取業	22	0	17	5
建設業	23,924	7.2	19,821	4,103	建設業	24,184	7.1	19,743	4,441
製造業	29,446	8.8	19,059	10,387	製造業	31,237	9.2	20,391	10,846
第　3　次　産　業	251,965	75.4	124,506	127,459	第　3　次　産　業	257,637	75.6	124,789	132,848
電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	0.4	1,225	199	電気・ガス・熱供給・水道業	1,435	0.4	1,240	195
情報通信業	6,795	2.0	4,518	2,277	情報通信業	7,239	2.1	4,922	2,317
運輸業	14,430	4.3	12,158	2,272	運輸・郵便業	12,836	3.8	10,832	2,004
卸売・小売業	63,230	18.9	31,196	32,034	卸売・小売業	57,691	16.9	28,012	29,679
金融・保険業	10,104	3.0	4,845	5,259	金融・保険業	9,840	2.9	4,715	5,125
	6,987	2.0	3,998	2,989	不動産業・物品賃貸業	7,921	2.3	4,567	3,354
不動産業	10,782	3.2	6,893	3,889	学術研究，専門・技術サービス業	11,533	3.4	7,249	4,284
飲食店、宿泊業	21,912	6.6	8,419	13,493	宿泊業，飲食サービス業	20,610	6	8,115	12,495
医療、福祉	13,667	4.0	5,654	8,013	生活関連サービス業，娯楽業	13,179	3.9	5,321	7,858
教育、学習支援業	18,160	5.4	8,360	9,800	教育、学習支援業	18,825	5.5	8,455	10,370
複合サービス事業	45,363	13.57	11,232	34,131	医療，福祉	53,806	15.8	14,015	39,791
サービス業（他に分類されないもの）	2,133	0.6	1,270	863	複合サービス事業	3,371	1	2,182	1,189
	19,511	5.8	11,195	8,316	サービス業（他に分類されないもの）	21,427	6.3	11,696	9,731
公務（他に分類されないもの）	17,467	5.2	13,543	3,924	公務（他に分類されないもの）	17,924	5.3	13,468	4,456
分類不能の産業	16,569	5.0	8,360	8,209	分類不能の産業	15,309	4.5	7,981	7,328

（注）平成 22 年国調はH 19 年日本標準産業分類改訂、平成 27 年国調はH 25 年日本標準産業分類改訂

（注）単位未満は 4 捨 5 入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

（4）校区別人口及び世帯数

（平成 27 年国勢調査）

校区	人口	男	女	世帯数
総数	**740,822**	**348,470**	**392,352**	**315,456**
中央区計	**186,834**	**87,298**	**99,536**	**95,931**
壺川	9,801	4,516	5,285	4,624
碩台	7,002	3,047	3,955	4,151
白川	8,205	3,767	4,438	4,827
城東	2,897	1,258	1,639	1,733
慶徳	4,202	1,931	2,271	2,833
一新	9,779	4,284	5,495	4,979
五福	3,876	1,660	2,216	2,103
向山	10,591	5,004	5,587	5,321
黒髪	16,155	8,237	7,918	9,670
大江	11,033	5,234	5,799	6,041
本荘	3,864	1,750	2,114	2,469
春竹	15,100	6,950	8,150	7,480
出水	9,462	4,217	5,245	4,924
砂取	10,035	4,570	5,465	4,633
託麻原	18,256	9,263	8,993	9,441
帯山	14,365	6,687	7,678	6,348
白山	11,451	5,329	6,122	5,609
帯山西	8,628	4,004	4,624	3,855
出水南	12,132	5,590	6,542	4,890
東区計	**190,451**	**90,096**	**100,355**	**78,406**
画図	13,917	6,418	7,499	5,259
健軍	12,254	5,732	6,522	5,504
秋津	12,449	5,793	6,656	4,971
泉ヶ丘	6,342	2,913	3,429	2,800
若葉	5,258	2,380	2,878	2,329
尾ノ上	12,908	5,922	6,986	5,608
西原	14,233	6,802	7,431	6,612
託麻東	13,874	6,783	7,091	5,011
託麻西	16,294	7,866	8,428	6,847
託麻北	8,982	4,298	4,684	3,477
桜木	7,253	3,371	3,882	3,044
東町	8,170	4,063	4,107	3,138
月出	10,611	4,930	5,681	5,135
健軍東	4,493	2,130	2,363	1,825
託麻南	14,053	6,777	7,276	5,254
山ノ内	9,742	4,606	5,136	3,989
長嶺	12,988	6,141	6,847	5,130
桜木東	6,630	3,171	3,459	2,473
西区計	**92,859**	**43,355**	**49,504**	**38,864**
古町	3,226	1,508	1,718	1,651
春日	7,221	3,475	3,746	3,402
城西	12,288	5,547	6,741	5,093
花園	10,713	4,918	5,795	4,892
池田	13,894	6,751	7,143	6,865
白坪	11,649	5,326	6,323	5,271
高橋	444	211	233	190
池上	6,199	2,872	3,327	2,355
城山	10,871	5,047	5,824	3,835
小島	6,535	3,082	3,453	2,322
中島	3,635	1,719	1,916	1,144
芳野	1,968	903	1,065	608
河内	4,216	1,996	2,220	1,236
南区計	**128,398**	**60,275**	**68,123**	**47,430**
日吉	8,467	3,952	4,515	3,547
川尻	8,264	3,871	4,393	3,313
力合	7,904	3,660	4,244	2,897
御幸	11,602	5,330	6,272	4,012
田迎	5,429	2,526	2,903	2,168
城南	6,277	2,879	3,398	2,718
田迎南	8,010	3,848	4,162	2,971
飽田東	7,130	3,345	3,785	2,592
飽田南	2,302	1,048	1,254	689
飽田西	2,422	1,142	1,280	789
中緑	970	454	516	334
銭塘	2,144	1,016	1,128	688
奥古閑	3,059	1,435	1,624	939
川口	1,885	916	969	661
日吉東	7,156	3,426	3,730	3,055
富合	9,794	4,629	5,165	3,206
杉上	6,393	3,027	3,366	2,141
隈庄	8,661	4,081	4,580	3,038
豊田	6,456	3,078	3,378	2,234
田迎西	7,320	3,475	3,845	2,855
力合西	6,753	3,137	3,616	2,583
北区計	**142,280**	**67,446**	**74,834**	**54,825**
清水	11,467	5,249	6,218	4,911
龍田	10,747	5,207	5,540	4,231
城北	9,612	5,082	4,530	3,496
高平台	13,303	6,233	7,070	5,497
楠	6,073	2,822	3,251	2,550
麻生田	8,607	3,911	4,696	3,403
武蔵	6,562	3,074	3,488	2,652
弓削	5,490	2,663	2,827	2,248
楡木	7,301	3,360	3,941	2,949
川上	10,252	4,852	5,400	3,829
西里	7,326	3,445	3,881	2,664
北部東	10,348	4,837	5,511	3,904
植木	4,210	2,008	2,202	1,567
山本	2,069	1,001	1,068	677
田原	2,200	1,020	1,180	706
菱形	4,769	2,244	2,525	1,692
桜井	5,990	2,872	3,118	2,117
山東	4,106	1,997	2,109	1,483
吉松	3,245	1,544	1,701	1,124
田底	2,589	1,160	1,429	878
龍田西	6,014	2,865	3,149	2,247

※平成 27 年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成 29 年４月の行政区による校区ごとに熊本市総務課が独自集計したもの。

議　　会

1　議員名簿　15

2　歴代議長・副議長　16

3　議会構成　17

4　議会活性化の取組み　18

5　熊本市議会災害対策会議の設置　18

6　委員会等　19

7　各種委員　20

8　報酬等　21

9　議会活動状況　22

10　議会事務局　24

1　議員名簿

定　数　４８名　　現員数　４８名

会派別内訳

自由民主党熊本市議団	２２	令和・自民クラブ	5
市民連合	8	日本共産党熊本市議団	2
公明党熊本市議団	8	無所属議員	3

※会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する２人以上の議員の集団のことである。

※無所属議員は、本市議会において会派に属していない議員のことである。

（令和元年５月15日現在）

選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数	選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数
東	議長 1	倉重　徹	自由民主党熊本市議団	5	南	25	浜田　大介	公明党熊本市議団	3
中央	副議長 2	上田　芳裕	市民連合	4	東	26	井本　正広	公明党熊本市議団	3
中央	3	山本　浩之	自由民主党熊本市議団	1	西	27	藤永　弘	公明党熊本市議団	3
西	4	古川　智子	自由民主党熊本市議団	1	北	28	小佐井　賀瑞宜	自由民主党熊本市議団	3
西	5	島津　哲也	市民連合	1	南	29	寺本　義勝	自由民主党熊本市議団	3
西	6	北川　哉	無所属議員	1	中央	30	原　亨	自由民主党熊本市議団	4
東	7	吉田　健一	公明党熊本市議団	1	北	31	原口　亮志	自由民主党熊本市議団	4
北	8	伊藤　和仁	公明党熊本市議団	1	中央	32	紫垣　正仁	自由民主党熊本市議団	4
北	9	荒川　慎太郎	自由民主党熊本市議団	1	中央	33	大石　浩文	自由民主党熊本市議団	5
東	10	齊藤　博	自由民主党熊本市議団	1	北	34	田中　敦朗	令和・自民クラブ	4
北	11	田島　幸治	自由民主党熊本市議団	1	中央	35	村上　博	市民連合	5
南	12	平江　透	自由民主党熊本市議団	1	東	36	那須　円	日本共産党熊本市議団	4
東	13	日隈　忍	自由民主党熊本市議団	1	北	37	園川　良二	公明党熊本市議団	3
北	14	吉村　健治	市民連合	1	南	38	澤田　昌作	自由民主党熊本市議団	5
東	15	山内　勝志	市民連合	1	東	39	満永　寿博	自由民主党熊本市議団	5
東	16	緒方　夕佳	無所属議員	2	東	40	三島　良之	自由民主党熊本市議団	5
中央	17	高瀬　千鶴子	公明党熊本市議団	1	西	41	津田　征士郎	自由民主党熊本市議団	6
中央	18	三森　至加	公明党熊本市議団	2	北	43	坂田　誠二	自由民主党熊本市議団	7
南	19	大嶌　澄雄	自由民主党熊本市議団	2	南	44	白河部　貞志	令和・自民クラブ	5
東	20	光永　邦保	自由民主党熊本市議団	2	南	45	田中　誠一	令和・自民クラブ	6
中央	21	髙本　一臣	自由民主党熊本市議団	3	東	46	藤山　英美	令和・自民クラブ	7
北	22	福永　洋一	市民連合	3	西	47	落水　清弘	令和・自民クラブ	9
南	23	西岡　誠也	市民連合	3	中央	48	田尻　善裕	無所属議員	5
東	24	田上　辰也	市民連合	3	中央	49	上野　美恵子	日本共産党熊本市議団	6

2　歴代議長・副議長

議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4.26	明治 24. 1.21
2	興津景章	〃 24. 1.22	〃 28. 5.13
3	河原惟親	〃 28. 5.14	〃 31. 5.22
4	吉永為己	〃 31. 5.23	〃 36. 2. 5
5	山田珠一	〃 36. 2. 6	〃 37. 4.30
6	吉永為己	〃 37. 5.27	大正 2. 4.30
7	林千八	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30
8	山隈康	〃 6. 5.15	〃 10. 9.30
9	迫源次郎	〃 10.10.14	〃 14. 9.30
10	山隈康	〃 14.10.12	昭和 9. 5. 7
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	〃 17. 6.14
12	佐藤真佐男	〃 17. 7.23	〃 22. 4.29
13	佐藤真佐男	〃 22. 6. 9	〃 23. 4. 7
14	大塚勇次郎	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29
15	大塚勇次郎	〃 26. 5.15	〃 30. 4.30
16	兼坂安次	〃 30. 5.21	〃 34. 4. 8
17	打出信行	〃 34. 6.12	〃 36. 3.24
18	寸坂幸夫	〃 36. 3.24	〃 38. 4.30
19	阿部次郎	〃 38. 5.18	〃 40. 3.18
20	井上常八	〃 40. 3.18	〃 40.12. 7
21	石井辰雄	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30
22	阿部次郎	〃 42. 5.20	〃 43. 7. 3
23	坂梨日露	〃 43. 7.13	〃 45.12. 4
24	黒田弥一郎	〃 45.12. 4	〃 46. 4.30
25	落水清	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6
26	古川国雄	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30
27	紫垣正良	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4
28	上田堅太	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30
29	島永慶孝	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8
30	藤山増美	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30
31	宮原光男	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6
32	大石文夫	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15
33	内田幸吉	〃 61.12.15	〃 62. 4. 3
34	西村建治	〃 62. 5.22	〃 63.12.16
35	村上春生	〃 63.12.16	平成 2. 3.26
36	矢野昭三	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30
37	嶋田幾雄	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3
38	中村徳生	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30
39	荒木哲美	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27
40	主海偉佐雄	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30
41	江藤正行	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8
42	白石正	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18
43	宮原政一	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30
44	落水清弘	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7
45	古川泰三	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20
46	税所史熙	〃 17.12.20	〃 19. 4.30
47	牛嶋弘	〃 19. 5.24	〃 20.12.22
48	竹原孝昭	〃 20.12.22	〃 22. 3. 2
49	坂田誠二	〃 22. 3. 2	〃 23. 4.30
50	津田征士郎	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26
51	齊藤聰	〃 25. 3.26	〃 26. 3.24
52	三島良之	〃 26. 3.24	〃 27. 4.30
53	満永寿博	〃 27. 5.13	〃 28. 3.24
54	澤田昌作	〃 28. 3.24	〃 30. 3.26
55	くつき信哉	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30
56	倉重徹	令和 1. 5.15	在任中

副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	下田一直	明治 22. 4.26	明治 24.1.21
2	下田耕造	〃 24. 1.22	〃 31. 5.22
3	片山甚十郎	〃 31. 5.23	〃 32. 2. 7
4	林定男	〃 32. 2. 8	〃 36. 2. 5
5	出田彦太郎	〃 36. 2. 6	〃 36. 2.11
6	園部交雅	〃 36. 2.12	〃 36. 5.11
7	板垣正軌	〃 36. 5.12	〃 37. 2.12
8	有働格四郎	〃 37. 2.13	〃 40.11. 4
9	板垣正軌	〃 40.11.14	〃 42. 1.27
10	河田巖	〃 42. 1.28	大正 2. 4.30
11	井場熊喜	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30
12	峡謙斎	〃 6. 5.15	〃 7. 3.10
13	藤野乱	〃 7. 3.11	〃 10. 9.30
14	水上誠規	〃 10.10.14	〃 14. 9.30
15	河田巖	〃 14.10.12	昭和 4. 9.30
16	平野龍起	昭和 4.10.12	〃 9. 5. 7
17	橋本寿七	〃 9. 5. 8	〃 17. 5.20
18	西郷一恵	〃 17. 6.11	〃 22. 4.29
19	大塚勇次郎	〃 22. 6. 9	〃 23. 6. 5
20	加川恒次	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29
21	北利民	〃 26. 5.15	〃 28. 9. 5
22	上野勉	〃 28. 9.25	〃 30. 4.30
23	森光吉	〃 30. 5.21	〃 32.12.28
24	吉村貞次	〃 34. 6.12	〃 35. 3.21
25	坂梨日露	〃 35. 3.21	〃 37. 7. 9
26	吉村貞次	〃 37. 7. 9	〃 38. 4.30
27	石井辰雄	〃 38. 5.18	〃 41. 7. 4
28	吉村貞次	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30
29	佐藤寿子	〃 42. 5.20	〃 44. 3.24
30	古川国雄	〃 44. 3.25	〃 44. 6.28
31	岩尾恵	〃 44. 9.13	〃 46. 4.30
32	阪本富	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6
33	荒木昇	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30
34	藤山増美	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4
35	矢野昭三	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30
36	上妻重蔵	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8
37	田尻武男	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30
38	白石正	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6
39	北口政義	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15
40	吉村潔	〃 61.12.15	〃 62. 4.30
41	竹本勇	〃 62. 5.22	〃 63.12.16
42	村上裕人	〃 63.12.16	平成 2. 3.26
43	佐藤公平	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30
44	西田続	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3
45	伊形寛治	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30
46	宮原正一	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27
47	中沢誠	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30
48	鈴木昌彦	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8
49	岡田健士	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18
50	奥田光弘	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30
51	竹原孝昭	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7
52	家入安弘	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20
53	田尻清輝	〃 17.12.20	〃 19. 4.30
54	磯道文徳	〃 19. 5.24	〃 21. 3.25
55	田中誠一	〃 21. 3.25	〃 23. 4.30
56	田尻将博	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26
57	鈴木弘	〃 25. 3.26	〃 27. 4.30
58	藤岡照代	〃 27. 5.13	〃 29. 3.24
59	藤山英美	〃 29. 3.24	〃 30. 3.26
60	田辺正信	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30
61	上田芳裕	令和 1. 5.15	在任中

3　議会構成

（1）議員数

定　数　　４８人　（平成２５年１２月２５日議決）
現員数　　４８人

（2）年齢別

（令和元年５月 15 日現在）

会派／年齢	自民党	市民連合	公明党	令和自民	共産党	無所属	計
25 ～ 30							0
31 ～ 40	1		1			1	3
41 ～ 50	5	2	2	1	1	1	12
51 ～ 60	7	2	3		1	1	14
61 ～ 70	7	4	2	2			15
71 歳以上	2			2			4
計	22	8	8	5	2	3	48
平均年齢	58	59	52	63	52	46	57

（3）当選回数別

（令和元年５月 15 日現在）

会派／回数	自民党	市民連合	公明党	令和自民	共産党	無所属	計
1	7	3	3			1	14
2	2		1			1	4
3	3	3	4				10
4	3	1		1	1		6
5	5	1		1		1	8
6	1			1	1		3
7	1			1			2
8							0
9				1			1
計	22	8	8	5	2	3	48

4　議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治２２年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

項　　目	導入時期	内　　容
常任委員会としての予算決算委員会の設置	平成22年3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年には、議会棟2階の一画を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政務活動費及び市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。
市議会ホームページのリニューアル及び市議会フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議会図書室の整備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代表質問の実施	平成27年6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。
タブレット端末の導入	平成30年4月	タブレット端末を活用した情報共有及びペーパーレス化を目的とし、全議員にタブレット端末を配布し、令和元年（2019年）6月より、本会議・委員会等での活用を開始した。
出退表示システムの導入	平成30年12月	議会棟内の5箇所に液晶モニターを設置。議員がタッチパネル方式で出退を明示。本市職員は配備されているパソコンのポータルサイトより議員の出退状況の確認が可能となった。

5　熊本市議会災害対策会議の設置

熊本市議会は、平成２８年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、「熊本市議会災害対策会議設置要綱」を制定した。（平成28年9月6日制定）

また、震災の教訓から、大規模災害時への対応に向けた議員の意識向上と連絡体制の強化を図ることを目的に、安否確認及び議会災害対策会議設置の訓練を実施している。

6　委員会等

（1）常任委員会

（令和元年５月15日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員	所管事項
予算決算委員会 (48)	(正)　澤田　昌作 (副)　園川　良二	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総務委員会 (8)	(正)　髙本　一臣 (副)　西岡　誠也	上田　芳裕　原　亨 日隈　忍　満永　寿博 三森　至加　田中　誠一	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、議会事務局の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正)　大石　浩文 (副)　田中　敦朗	山本　浩之　浜田　大介 荒川　慎太郎　紫垣　正仁 田上　辰也　上野　美恵子	市民局、教育委員会の所管に属する事項
厚生委員会 (8)	(正)　井本　正広 (副)　村上　博	齊藤　博　那須　円 平江　透　澤田　昌作 高瀬　千鶴子　藤山　英美	健康福祉局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正)　福永　洋一 (副)　小佐井　賀瑞宜	古川　智子　吉田　健一 島津　哲也　三島　良之 北川　哉　田尻　善裕	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正)　大嶌　澄雄 (副)　園川　良二	倉重　徹　寺本　義勝 吉村　健治　津田　征士郎 緒方　夕佳　白河部　貞志	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 (8)	(正)　光永　邦保 (副)　藤永　弘	伊藤　和仁　原口　亮志 田島　幸治　坂田　誠二 山内　勝志　落水　清弘	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

（2）議会運営委員会

（令和元年５月15日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正)　紫垣　正仁 (副)　西岡　誠也	光永　邦保　田中　敦朗 福永　洋一　澤田　昌作 井本　正広　三島　良之 藤永　弘　津田　征士郎 小佐井　賀瑞宜　藤山　英美 原　亨

（3）特別委員会

（令和元年５月15日現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
庁舎整備に関する特別委員会 (12)	(正)　澤田　昌作 (副)　浜田　大介	日隈　忍　原口　亮志 髙本　一臣　村上　博 西岡　誠也　坂田　誠二 藤永　弘　落水　清弘 寺本　義勝　上野　美恵子	本庁舎に求められる機能と在り方及びこれに係る諸問題に関する調査を行うこと。	令元.5.15
大都市税財政制度・都市問題等特別委員会 (12)	(正)　満永　寿博 (副)　田上　辰也	伊藤　和仁　原　亨 田島　幸治　大石　浩文 大嶌　澄雄　三島　良之 福永　洋一　白河部　貞志 井本　正広　田中　誠一	大都市における税財政制度及び都市問題に関する調査を行うこと。	令元.5.15

（4）協議等の場（地方自治法第１００条第１２項）

（令和元年８月28日現在）

名称（定数）	正・副委員長	構成員	設置目的
議員全員会議 (48)		全議員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予算決算委員会理事会 (10)	(正)　満永　寿博 (副)　田上　辰也	山内　勝志　井本　正広 光永　邦保　寺本　義勝 浜田　大介　落水　清弘 澤田　昌作　園川　良二 (予算決算委員長)　(予算決算副委員長)	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会広報委員会 (10)	(正)　三森　至加 (副)　小佐井 賀瑞宜	古川　智子　齊藤　博 島津　哲也　吉村　健治 吉田　健一　光永　邦保 荒川　慎太郎　田中　敦朗	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会活性化検討会 (10)	(正)　坂田　誠二 (副)　福永　洋一	平江　透　藤永　弘 高瀬　千鶴子　原口　亮志 髙本　一臣　田中　敦朗 西岡　誠也　津田　征士郎	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため

7　各種委員

（令和元年５月15日現在）

名称	議員数	任期	委員名
監査委員	2	議員の任期中	村上　博　三島　良之
都市計画審議会委員	6	議員の任期中	三森　至加　大嶌　澄雄　髙本　一臣 田上　辰也　満永　寿博　坂田　誠二
青少年問題協議会委員	2	議員の任期中	寺本　義勝　白河部 貞志
ホテル等建築審査会委員	2	2年	緒方　夕佳　田尻　善裕
国民健康保険運営協議会委員	3	3年	藤永　弘　原口　亮志　澤田　昌作
社会福祉審議会委員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	田中　誠一
公共交通協議会委員	7	2年	日隈　忍　光永　邦保　西岡　誠也 田上　辰也　浜田　大介　井本　正広 大石　浩文
山鹿植木広域行政事務組合議会議員	4	議員の任期中	福永　洋一　小佐井 賀瑞宜　田中　敦朗 園川　良二

8　報酬等

（1）報酬及び期末手当

区　　分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議　　長	820,000円	平31.4.1	819,000円	平30.4.1	6月　1675/1000
副議長	746,000円		745,000円		12月　1675/1000
議　　員	676,000円		675,000円		（傾斜配分　20/100加算）

（2）費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支給対象	適用年月日	直線距離の区分及び支給額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	平成19年9月6日	4キロメートル未満　日額　5,000円 4キロメートル以上8キロメートル未満　日額　6,000円 8キロメートル以上　日額　7,000円 （公用車を利用して出席したときは2分の1の額）
議員全員会議 予算決算委員会理事会	平成22年3月2日	
議会広報委員会	平成23年7月1日	
議会活性化検討会	平成27年5月13日	

（3）政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交付対象	交付額及び方法	収支報告	適用年月日
議員 又は 会派	月額200,000円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期　1,200,000円 下半期　1,200,000円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成27年3月6日

※収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

9　議会活動状況

（1）本会議開催状況

（平成 30 年）

区分 会議	会期	本会議日数	会議時間数	傍聴人数
第 1 回定例会	2.23 ～ 3.26（32 日間）	8 日	19 時間 51 分	519 人
第 2 回定例会	6. 4 ～ 6.19（16 日間）	5 日	11 時間 17 分	145 人
第 3 回定例会	9. 3 ～ 9.28（26 日間）	6 日	15 時間 35 分	391 人
第 1 回臨時会	11.30　（1 日間）	1 日	9 分	0 人
第 4 回定例会	12.11 ～ 12.27（17 日間）	6 日	13 時間 48 分	233 人
合計	（92 日間）	26 日	60 時間 40 分	1288 人

（2）本会議審議状況

（平成 30 年）

	市長提出議案									議員提出議案						その他							
	条例	予算	決算	契約締結	財産取得処分	専決処分	公務員任命	その他	計	条例	会議規則	意見書	決議	懲罰	計	動議	請求	諮問	請願	質問	選挙	調査	議員派遣
1　定　例	60	39		4			34	25	162		1	8			9		2	1	4	11	5		1
2　定　例	11	2		6	1	4	2	31	57		1	9			10			4	6	6			
3　定　例	8	4	6	6	4	1	2	20	51		1	8	1	2	12	2			8	8			2
1　臨　時	6	10							16														
4　定　例	6	6		5	1		1	192	211	1		8			9			7	3	7	1		
計	91	61	6	21	6	5	39	268	497	1	3	33	1	2	40	2	2	12	21	32	6		3
可　決	91	61		21	6			268	447	1	3	17	1	2	24	2							3
可決及び認定			4						4														
修正可決																							
否　決												16			16								
承　認						5			5														
同　意							39		39														
同意しない																							
認　定			2						2														
異議がない																		12					
採　択																			1				
不採択																			11				
継続審査																			9				
審議未了																							
撤　回																							
了　承																							
許　可																	2						
議決不要																							
計	91	61	6	21	6	5	39	268	497	1	3	33	1	2	40	2	2	12	21	0	0	0	3

（3）委員会審査状況

（平成 30 年）

区分 / 委員会別		開催回数	市長提出議案								議員提出議案		請願	陳情	計
			予算	決算	条例	契約	財産取得処分等	専決処分	その他	計	条例	その他			
予算決算		12（0）	51	6	42	4	2	3	2	110					
分科会	総務	5（0）													
	教育市民	5（0）													
	厚生	5（0）													
	環境水道	5（0）													
	経済	5（0）													
	都市整備	5（0）													
総務		7（0）			2	14	1		8	25			1	3	4
教育市民		4（0）			4		1		14	19				9	9
厚生		7（1）			28			2	136	166			1	26	27
環境水道		4（0）			1				1	2				1	1
経済		4（0）			3	1			3	7	1			4	4
都市整備		6（1）			5	2	4		104	115				1	1
議会運営委員会		22（9）											9	2	11
公共施設マネジメント調査特別委員会		5（1）													0
人口減少社会に関する調査特別委員会		2（1）													0
北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会		3（2）										1			0
懲罰特別委員会		1（0）										1			0
懲罰特別委員会		1（0）										1			0
計		108（15）	51	6	85	21	8	5	268	444	1	3	11	46	57

※開催回数の（ ）内は定例会（臨時会）閉会中の委員会開催分（再掲）

１０　議会事務局

（１）事務分掌

総務課	議事課	調査課
①　公印の保管に関すること。 ②　文書の発受及び整理、保存に関すること。 ③　秘書及び渉外に関すること。 ④　予算及び決算に関すること。 ⑤　議員の身分、辞職及び補欠に関すること。 ⑥　議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。 ⑦　議員共済会に関すること。 ⑧　職員の人事厚生及び服務に関すること。 ⑨　職員の給与等及び旅費に関すること。 ⑩　儀式及び交際に関すること。 ⑪　議長会及び局長会等に関すること。 ⑫　議会関係規程（総務課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関すること。 ⑬　議場その他議会関係各室の管理に関すること。 ⑭　物品の出納、保管に関すること。 ⑮　乗用自動車に関すること。 ⑯　他の課の所管に属しないこと。	①　本会議に関すること。 ②　議案その他会議に関する文書に関すること。 ③　請願書及び陳情書に関すること。 ④　委員会に関すること。 ⑤　公聴会に関すること。 ⑥　会議録の編集に関すること。 ⑦　議会関係規程（議事課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関すること。 ⑧　前各号に掲げるもののほか、議事運営に関すること。	①　政務活動に関すること。 ②　議会広報に関すること。 ③　行政調査に関すること。 ④　資料の収集整理及び保管に関すること。 ⑤　図書室に関すること。 ⑥　議会関係規程の制定及び改廃に関すること。

（2）組織図（平成 31 年 4 月 1 日現在）

定　数　２８人

現員数　２８人

（3）議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1回当たり発行部数（部）	規格	印刷方法	配布先
市政概要	年1回	50	A4	オンデマンド	図書館、まちづくりセンター等 ※議員、執行部にはタブレット配信
本会議会議録	定例会ごと (臨時会含)	68	A4	オンデマンド	議員、執行部、関係機関
委員会会議録	定例会ごと	68	A4	オンデマンド	議員、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	60	A4	PTO	議員、執行部、関係機関
市議会だより	年4回	327,000	タブロイド版	オフセット印刷	市内全世帯、市の主要施設
市議会だより （点字・音声版）	年4回	点字 100 音声 100	―	―	申出による希望者

（4）議会図書室

ア　図書蔵書数

（平成31年4月1日現在）

分類	蔵書数（冊）	分類	蔵書数（冊）
0　総記	147	6　産業	472
1　哲学	154	7　芸術・美術	130
2　歴史	645	8　言語	128
3　社会科学	3,530	9　文学	164
4　自然科学	201	議会資料	2,279
5　技術・工学	384	行政資料	1,258
合計			9,492

イ　雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローカル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法　立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば、自治事務セミナー
地方自治職員研修

ウ　新聞

朝日新聞、毎日新聞、讀賣新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

エ　図書室利用者数

（単位：人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,199	1,428	1,769	2,079	2,185

（5）視察来訪状況

年別	来訪件数	来訪人員
平成30年	211	1,880
平成29年	213	1,948
平成28年	153	1,316
平成27年	137	1,124
平成26年	175	1,317

議場見取図

傍　聴　席　（固定席 112席 ＋ 車椅子 15台程度）
市　政　記　者　席
38 39 40
41 43 44 45
46 47 48 49
28 29 30
31 32 33 34
35 36 37
19 20 21
22 23 24 25
26 27
9 10 11
12 13 14 15
16 17 18
1 2 3
質問者控席 4 5
6 7 8
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
説　明　員　席
演　壇
議長席
事務局長
事　務　局

政　　策

1　総　合　計　画　31

2　震　災　復　興　35

3　連携中枢都市圏構想　37

4　国　際　戦　略　40

5　海外都市との交流　41

6　国　内　交　流　47

7　広　　聴　48

8　広　　報　50

9　危機管理防災　52

10　都市政策研究所　54

1　総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画･事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の３つで構成しており、平成２８年３月に第７次総合計画を策定した。

（1）熊本市第７次総合計画基本構想

本市は、平成２４年（２０１２年）４月１日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として５年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア　まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性とが調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ　めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

ウ　まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①　安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

（イ）「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

② ずっと住みたいまちづくり

（ア）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

（イ）雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、２０代、３０代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第２の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③ 訪れてみたいまちづくり

（ア）伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、（仮称）熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

（イ）自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口５０万人以上の都市で水道水源を１００％地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

エ 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

（2）熊本市第７次総合計画基本計画

（以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載）

ア　計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

> 豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。
>
> そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。
>
> そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

政策

イ　計画の期間と対象

◆計画期間

この計画は、令和５年度（２０２３年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年（２０１９年）に全体的に見直します。

◆対象区域

現行（平成２８年（２０１６年）４月１日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ　区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。

エ　まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①　安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

○安心して子育てができる少子化対策の推進

○子どもたちがいきいきと育つ環境整備

（イ）「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

○多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり

○お互いに支え合う地域のつながりづくり

② ずっと住みたいまちづくり

（ア）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

○地域拠点に都市機能が集積した都市づくり

○市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり

（イ）雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

○地域経済を支える地場産業の振興

○安定した雇用の創出

③ 訪れてみたいまちづくり

（ア）伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

○歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信

○国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

（イ）自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

○世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

○安全で良質な農水産物の魅力発信

オ 分野別施策

第１章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

第２章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

第３章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

第４章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

第５章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

第６章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

第７章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

第８章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

カ 危機管理

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

キ 総合計画を推進するために

① 参画と協働の推進

② マネジメント機能の強化

③ 市民に信頼される職員の育成

④ 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

⑤ 持続可能な市政運営の実現

⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

2　震災復興（復興総室）

（1）熊本市震災復興計画

熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民･地域･行政が総力をあげて、平成２８年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて着実に歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめたものであり、平成２８年（２０１６年）１０月に市議会の議決を経て策定した。

ア　計画の対象地域

現行（平成２８年（２０１６年）４月１日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

イ　計画の位置付け

「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第７次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成２８年度（２０１６年度）～令和５年度（２０２３年度））の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標であり、これを実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画の中核として位置付ける。

政策

ウ　計画期間

平成２８年度（２０１６年度）から総合計画対象期間の中間年度に当たる令和元年度（２０１９年度）までの４年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の令和元年度（２０１９年度）とする。

ただし、４年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には令和２年度（２０２０年度）以降も継続して取り組んでいく。

エ　計画の構成

「基本方針」と５つの「復興重点プロジェクト」、５つの「目標別施策」等で構成している。

◆基本方針	「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すもの。
◆復興重点プロジェクト	「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げたもの。
◆目標別施策	「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた５つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたもの。
◆復興計画の推進に向けて	復興計画の取組を着実に進めていくための考え方を示したもの。

オ　基本方針　　～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組む。

１　避難から復旧、そして、７４万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
２　「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開
３　市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

カ　復興重点プロジェクト　　～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

１　一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心で自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

2　市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るため、一日も早い再生に取り組む。

3　くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組むとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用を図る。

4　新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）全体の経済の再生・成長をけん引する。また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畑周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出する。

5　震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承する。

キ　目標別施策

1　被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

①　被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進

②　恒久的な住まいの確保支援

2　「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

①　互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進

②　復興を支える担い手の育成

③　市民・地域と行政のパートナーシップの推進

3　防災・減災のまちづくり

①　災害に強い都市基盤の形成

②　市民・地域・行政の災害対応力の強化

③　避難環境の見直し・強化

4　「くまもとの元気・活力」を創り出す

①　地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化

②　農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興

③　震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略の展開

5　都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

①　連携強化と近隣自治体への支援

②　都市圏全体の復興実現

ク　復興計画の推進に向けて

1　市民・地域と行政の協働による推進

2　復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立

3　実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

３　連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の３つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成２８年（２０１６年）３月３０日に熊本連携中枢都市圏の１６市町村と連携協約を締結し、同年４月から取組を開始した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障がでたものの、圏域住民による図書館の相互利用や、病気または病気回復期にある子どもの保育園等での相互預け入れ、みなし仮設入居者に対する見回り等、各市町村の行政サービスの相互利用を進めている。

その他、全市町村が共同で国への要望活動を行うなど圏域が一丸となって、復旧・復興に取組んでいる。

また、平成３１年（２０１９年）３月には新たに菊池市と連携協約を締結した。

政策

＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（６市１０町２村）

（１）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約７万２千の事業所のうち、圏域には約４万４千の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約７割が集中し、近隣市町村から約５万３千人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約４万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア　リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学金官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技術や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ　６次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物や地域資源に恵まれており、それらを生かした多様な産業が結び付きながら盛んに展開されている。その特性を更に磨き、ブランド化・高付加価値化につなげていくため、６次産業化・農商工連携による地元農水産物を活用した加工品の開発を推進し、国内外への販路拡大等につなげることが有効である。

ウ　物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（２）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア　高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。その中でも特に熊本市民病院は、総合周産期母子医療センターや二次救急、感染症医療などの政策医療を担ってきた。

熊本地震による病棟等の被災により一時的に機能を縮小しているが、病院の移転再建後は引き続き地域医療機関と連携し、小児・周産期医療などの高度急性期医療の充実に取り組んでいく。

イ　中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畑地区の再開発を始めとした 110 万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ　人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待されるところである。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

（3）圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

≪生活機能の強化に係る政策分野≫

ア　地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ　子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ　高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

エ　ＤＶ被害者への支援等

熊本市が実施するＤＶに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ　公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ　文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ　消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク　空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ　企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ　新規就農者への支援

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ　観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

シ　災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス　環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ　生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

≪結びつきやネットワークの強化に係る政策分野≫

ソ　持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ　ICT を活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ　広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ　地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ　都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を目指し、農作業体験や自然体験型の交流事業等を圏内で連携して推進することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト　移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

≪圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野≫

ナ　職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ　機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

4　国際戦略（国際課）

グローバリゼーションの進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性に加え、本市における大規模スポーツイベントの開催や熊本城ホール等の完成などを控え、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成 30 年 3 月）。

（1）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンド増に向けては、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（2）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（3）施策展開

ア　基本施策

○戦略的な海外展開の推進

①　シティセールスと観光戦略の展開　②　海外とのビジネスの促進　③　まちの魅力向上に向けた国際連携の推進

○地域国際課の推進

④　多文化共生社会の推進　⑤　グローバルな人材の育成と集積・活用

イ　リーディング戦略

①　復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進

②　欧米豪からの誘客推進

③　「世界が認める熊本城」づくり

④　外国人目線での環境整備

⑤　熊本の食のＰＲと販路開拓・拡大

⑥　海外から評価される政策・まちづくりの推進

5　海外都市との交流（国際課）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成２２年（２０１０年）３月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成２２年（２０１０年）４月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。平成２５年（２０１３年）２月にフランス・エクサンプロヴァンス市、５月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、さらに平成２９年（２０１７年）１月には熊本県と共同で台湾・高雄市と友好交流協定を締結した。

また、平成３０年（２０１８年）３月には、広く世界全体をターゲットとして効果的な交流・連携を戦略的に進めるための基本指針として、「熊本市国際化指針」と「熊本市東アジア戦略」を統合し、総合的な観点から、より重点的かつ戦略的な対応、展開を図る「国際戦略」を策定し、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

（１）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行９０周年を１年後に控えた昭和５３年、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和５４年（１９７９年）５月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員６００名）の廖承志（りょうしょうし）団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会長）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年７月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年１０月梁成業（りょうせいぎょう）桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎え、市制施行９０周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　２月　広西師範大学附属小学校訪問団６９名の受入
平成２９年（２０１７年）１０月　第７回桂林国際山水文化旅遊節へ５名の派遣
平成３０年（２０１８年）　８月　友好都市４０周年事業に向けた事務協議として４名の派遣
平成３０年（２０１８年）　９月　友好都市４０周年事業に向けた事務協議として桂林市長の他６名の受入れ
平成３０年（２０１８年）１０月　第８回桂林国際山水文化旅游節へ４名の派遣

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来２０００年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。１９９８年の合併で現在の桂林市となり、人口は約４９５万人、面積は２７,８０９㎢である。

全長４３７kmの大河「漓江（りこう）」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江（りこう）くだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山（ぞうびさん）」や「駱駝山（らくだやま）」、鍾乳洞、市中心部の４つの湖を運河でつないだ「両江四湖（りょうこうしこ）」などが観光の目玉となっている。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行１００周年を控えた昭和６２年（１９８７年）、２１世紀を目指したまちづくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長

を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　７月　サンアントニオ市留学生（高校生）３名の受入
平成２８年（２０１６年）　８月　熊本市留学生（高校生）４名の派遣
平成２８年（２０１６年）１１月　故白根直子氏銅像除幕式への熊本市訪問団５名の派遣
平成２９年（２０１７年）　６月　白根直子記念財団奨学生（高校生）５名の受入
平成２９年（２０１７年）　７月　サンアントニオ市留学生（高校生）３名の受入
平成２９年（２０１７年）　８月　熊本市留学生（高校生）４名の派遣
平成３０年（２０１８年）　５月　姉妹都市締結３０周年事業として熊本市代表団５名及び市議会訪問団８名の派遣
平成３０年（２０１８年）　６月　白根直子記念財団奨学生（高校生）９名の受入
平成３０年（２０１８年）　７月　サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）６名の受入
　　サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）３１名の受入
　　サンアントニオ市留学生（高校生）４名の受入
平成３０年（２０１８年）　８月　熊本市留学生（高校生）４名の派遣
平成３０年（２０１８年）１１月　サンアントニオ日米協会会長及び理事の受入

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口約１５０万人を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約３，１００万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２０１４年６月、５度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年（１９６４年）、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年（１９９０年）には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年（１９９２年）５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通した両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　７月　第２１回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生２名の派遣
平成２８年（２０１６年）　７月　熊本市青少年交流団（高校生）２２名の派遣
平成２８年（２０１６年）　１月　ハイデルベルク環境ＮＰＯ３名の受入
平成２９年（２０１７年）　７月　第２２回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生１名の派遣
平成２９年（２０１７年）　８月　ハイデルベルク高校生訪問団１４名の受入
平成２９年（２０１７年）　９月　姉妹都市締結２５周年事業として熊本市代表団５名及び市議会訪問団８名の派遣
平成３０年（２０１８年）　２月　姉妹都市締結２５周年事業としてハイデルベルク市訪問団１７名の受入
平成３０年（２０１８年）　４月　ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団１７名の受入

平成３０年（２０１８年）　７月　第２３回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生２名の派遣
熊本市青少年交流団（高校生）１９名の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約１４万人を擁し、標高１１６ｍ、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。５００年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去６００年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間１，１９０万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成４年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成７年（１９９５年）５月２９日植木町合併４０周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成２２年（２０１０年）３月２３日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　３月　熊本市訪問団（中学生）１２名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約３万人、面積は７７㎢。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（５）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成１９年（２００７年）１０月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城４００年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成２１年（２００９年）５月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成２２年（２０１０年）４月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　９月　青少年文化訪問団の派遣（蔚山・熊本友情コンサートで太鼓、ダンスの披露）
平成２９年（２０１７年）　２月　第６回熊本城マラソンにおける選手団５名の受入
平成２９年（２０１７年）　３月　第１４回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員１名、職員３名の派遣
平成２９年（２０１７年）　８月　第１９回日中韓地方政府交流会議へ職員２名の派遣
平成２９年（２０１７年）　９月　蔚山広域市昇格２０周年記念事業へ職員４名の派遣
平成３０年（２０１８年）　２月　第７回熊本城マラソンにおける選手団５名の受入
平成３０年（２０１８年）　３月　第１５回蔚山太和江マラソンへ職員５名の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　第８回熊本城マラソンにおける選手団４名の受入

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。１９６２年に市に昇格、発展を重ね、１９９７年7月１５日に蔚山広域市に昇格した。人口１１７万人、面積は1，０５７㎢（ソウルの1．7倍)、日本海に面し、釜山広域市から北へ７０㎞に位置する。

また､世界規模の自動車メーカー｢現代(ヒュンダイ)自動車｣の主力工場や､韓国最大の石油コンビナート｢ＳＫエナジー｣などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡(ウルチュグン)は山岳地帯で、１０００m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（6）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、１９８０年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、１９９２年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬(かのしゅうほう)氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が２０年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成２４年（２０１２年）９月に、熊本市長・熊本市議会議長からなる熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成２５年（２０１３年）２月、エクサンプロヴァンス市から副市長を団長とする代表団３名が来熊し、熊本市内において、２月１６日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）１０月	「第５回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団４名の派遣
平成２８年（２０１６年）１２月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施
平成２９年（２０１７年）１０月	「第６回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会」へ１名の受入
平成２９年（２０１７年）１２月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）
平成３０年（２０１８年）　５月	「第６回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団４名の派遣
平成３０年（２０１８年）１０月	エクサンプロヴァンス市訪問団１１名の受入（第６回日仏自治体交流会議への参加及び熊本市・エクサンプロヴァンス市交流事業の実施）
平成３０年（２０１８年）１１月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南７５０㎞、地中海に面したマルセイユの北２５㎞に位置している。

ローマ時代に建設され、１５世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、１７～１８世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約１５万人、そのうち約４万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の３大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間をとおして世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（7）蘇州国家高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成２４年（２０１２年)、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成２４年（２０１２年）１月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成２５年（２０１３年）５月２２日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

最近の主な交流

平成２９年（２０１７年）　４月　蘇州国家高新区訪問団５名の受入
平成３０年（２０１８年）　１月　蘇州国家高新区訪問団５名の受入
平成３０年（２０１８年）　５月　交流都市締結５周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）　５月　蘇州動物園職員訪問団２名の受入
平成３１年（２０１９年）　２月　第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入

蘇州国家高新区の概要

蘇州国家高新技術産業開発区（蘇州国家高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の一つであり、２,０００社に上る外資系企業（うち日本企業は５００社）や、８,０００社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ１００㎞、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約３０分。面積は２５８㎢で熊本市のおよそ３分の５程度である。人口は７５万人で、約６,０００人の日本人が居住している。

（８）高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成２４年（２０１２年）４月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のＰＲなど、県市協力して交流を行うことで、平成２５年（２０１３年）に熊本県、熊本市、高雄市の３者によるＭＯＵ）国際交流促進覚書）を締結した。

その後、高雄での観光ＰＲ、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成２７年（２０１５年）１０月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成２９年（２０１７年）１月１１日高雄市で、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

最近の主な交流

平成２８年（２０１６年）　６月　震災の見舞いのため高雄市長・市議会議長等らの受入
平成２９年（２０１７年）　１月　熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を高雄市で締結
平成２９年（２０１７年）　２月　第６回熊本城マラソンへ高雄市民ランナーの受入
平成２９年（２０１７年）　５月　高雄市旅行社訪問団１０名の受入
平成２９年（２０１７年）　５月　高雄観光博覧会へ熊本市訪問団２名の派遣
平成２９年（２０１７年）　８月　日台サミットｉｎ熊本へ台湾からの訪問団６６名の受入
平成２９年（２０１７年）１０月　エコモビリティ世界フェスティバルへ熊本市訪問団３名の派遣
平成３０年（２０１８年）　２月　高雄国際マラソンへ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）　３月　高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　高雄国際マラソンへ熊本市訪問団６名の派遣
マラソン友好交流覚書の締結
高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣
第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み　ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第２の大都市（面積２,９５２ｋ㎡・人口２７８万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南にバシー海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

（9）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年（１９９４年）９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年（２００６年）度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ＤＶＤ、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や日本語習得の支援、多言語による情報提供、市民と在住外国人等の交流会、外国人のための防災訓練など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大２３０名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

管理運営　　熊本市国際交流振興事業団（指定管理者　期間：２０１９年度～２０２３年度）
所 在 地　　中央区花畑町４番１８号

主要施設

階　　層	内　　容
6.7 階	ロビー、通訳ブース、ホール（230 人）
5 階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室
3 階	国際会議室、研修室 1 ～ 3
2 階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディルーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
1 階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下 1 階	駐輪場、防災センター
地下 2 階	多目的ルーム

会館利用状況

（平成３０年度）

	ホール	会議室等（16 室）	サポートセンター	合　　計
利用人数（人）	52,630	121,934	102,523	277,087

６　国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第１０代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第１６代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたことや、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成６年１１月１６日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成７年２月１７日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、ＮＴＴ、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成２９年　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１６名）の派遣
平成２９年　２月　　第６回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成２９年　３月　　春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（５名）の受入
平成２９年　４月　　第３２回ふくい春まつりへ市長訪問団（４名）の派遣
平成３０年　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１６名）の派遣
平成３０年　２月　　第７回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成３０年　３月　　春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（３名）の受入
平成３０年　４月　　第３３回ふくい桜まつりへ市長訪問団（４名）の派遣
平成３１年（２０１９年）　１月　　小学生交流訪問団（熊本市小学生１２名）の派遣
平成３１年（２０１９年）　２月　　第８回熊本城マラソンへのランナー受入
平成３１年（２０１９年）　３月　　春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（２名）の受入
平成３１年（２０１９年）　４月　　第３４回ふくい桜まつりへ訪問団（３名）派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約２６万３千人、面積５３６．４１㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治２２年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成１１年に市制１１０周年を迎えた。

昭和２３年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かし、コンベンションの推進にも力を入れ、国際会議観光都市の指定を受けている。

また、区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

さらに、基礎自治体としての自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成３１年（２０１９年）４月に中核市に移行した。

7　広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア　市長の直接対話事業

【ドンドン語ろう！】

市民参加による市政を実現するため、市長が地域に出かけ、市政について話をするとともに、市民と意見交換を行う。

開催実績（平成３０年（２０１８年）度）

テーマ　「地域まちづくり」　開催回数　７回　　参加者数　４７５名

【ドンドン語ろう！ With 大学生、With 高校生、With 社会人】

将来を担う若者や社会人の市政やまちづくり等に対する関心を高め、市政への参画意識向上を図ることを目的に意見交換を行う。

開催実績（平成３０年（２０１８年）度）

大学生開催回数　２回　　参加者数　３１名

高校生開催回数　１回　　参加者数　２６名

社会人開催回数　１回　　参加者数　１０名

イ　コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名　称　：　熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝８時～夜８時まで）電話、ＦＡＸ、メールで対応、外部委託】

運用実績

区分	年度	26	27	28	29	30
利用実績	問合せ等件数	44,110	52,841	52,617	39,724	35,095
	問合せ件数	38,541	42,033	43,308	30,077	26,105
	申込受付件数	5,569	10,808	9,309	9,647	8,990
	Web 等受付数	7,272	6,560	6,820	3,988	3,861
	総利用実績数	51,382	59,401	59,437	43,712	39,044
チャンネル別	電話件数	43,407	52,020	51,535	38,940	34,426
	FAX 件数	240	450	420	325	168
	E-Mail 件数	139	124	253	165	182
	質問箱件数	324	247	409	294	319
	Web システム	7,272	6,560	6,820	3,988	3,861
回答率	1 次回答数	37,853	45,386	40,834	33,975	30,377
	1 次回答対象件数	38,238	45,706	41,082	34,212	30,617
	回答率（%）	98.99	99.30	99.40	99.31	99.22

※ 平成 20 年 6 月 1 日より運用開始

問合せ内容

（平成３０年度）

	問　合　せ　内　容	問合せ数	担　当　課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,724	広聴課
2	【集団健診】９月城南集団健診の申込み	1,662	健康づくり推進課
3	【健診】高齢者健診の受診券の申込み	1,472	国保年金課
4	【集団健診】７月植木集団健診の申込み	1,446	健康づくり推進課
5	休日在宅当番医・休日当番局を教えてください。	835	医療政策課

※ 問合せ数上位５件を掲載

ＦＡＱアクセス数

（平成３０年度）

	Ｆ　Ａ　Ｑ　件　名	アクセス数
1	介護保険の第１号被保険者と第２号被保険者とはどう違うのですか？	83,106
2	家庭ごみの分別種類を知りたい。	57,891
3	災害や火災の情報を入手する方法（概要）	42,289
4	＜法律＞無料で弁護士に相談できると聞いたのですが？	39,044
5	家電４品目の処分方法についての問合せ先を教えてください。	31,984

※ アクセス数上位５件を掲載

政策

ウ　市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年　度	26	27	28	29	30
件　数	268	267	282	251	373

エ　わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、ＦＡＸ通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年　度	26	27	28	29	30
件　数	557	747	1,000	724	898

オ　パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年　度	26	27	28	29	30
案件数	21	16	7	9	14
意見件数	664	247	178	188	149
意見人数	246	56	29	63	52

（2）相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度、下段：件数）				
				26	27	28	29	30
法律相談	月・水・金 13：00 ～ 16：00	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	1,012	994	855	938	901
法律相談 （4区役所）	毎月、8回 13：30 ～ 16：30	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	499	471	431	402	456
税務相談	第1・3月 13：00 ～ 16：00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	199	204	170	134	131
相続・ 登記相談	木 13：00 ～ 16：00	司法書士	相続・土地・建物登記など	729	619	448	324	343
民事介入 暴力相談	月 9：00 ～ 12：00	熊本県暴力 追放運動 推進センター	民事介入暴力に関すること	15	6	5	9	7

（3）庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

8　広報（広報課）

（1）広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	329,100部 （平成31年4月号実績）	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	95部	郵送
声の市政だより （CD版、視覚障がい者向け）	〃	110本	郵送

（3）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間
くまもと市政だより - テレビ版 -	ＲＫＫ 毎週金曜日　午後６時 55 分～７時（実質放送時間：２分半） （再放送）毎週日曜日午前４時 55 分～５時（実質放送時間：２分半）
クローズアップくまもと	Ｊ：ＣＯＭ　※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日　午前８時から　24 分間 （再放送）毎日　午後８時から
テレビスポット	民間放送局　市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間
とんでるワイド　大田黒浩一のきょうも元気！　内	ＲＫＫ 毎週月曜日　午前９時 30 分ごろから　２分間
小学生の時間　内	ＲＫＫ 毎週日曜日　午後６時 40 分から午後７時の間の 20 秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	ＦＭ熊本 毎週火曜日　午前８時 45 分ごろから５分間
Ｉ　ＬＯＶＥ　ＷＯＭＡＮ	ＦＭ熊本 毎週火曜から木曜日　午後０時 10 分ごろから　５分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日　午前７時 45 分から　13 分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日　正午から　５分間 （再放送）午後６時 55 分から
子どもラジオ局　内５分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日　正午から午後１時の間の５分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第１第３土曜日　午前９時 30 分から　30 分間

（4）新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

（5）ホームページなどによる広報

ホームページや SNS を使い、市政情報を広く発信する。

市公式ＬＩＮＥ　　ID：@ ufv3226q
市公式ホームページ　　http://www.city.kumamoto.jp/
市公式フェイスブック　　https://www.facebook.com/KumamotoCity
市公式ツイッター　　https://twitter.com/kumamotocity_
市政だよりスマホ版　　https://www.city.kumamoto.jp/smart/article/pub/Default.aspx

（6）報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

・市長記者会見（月に２回程度）
・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
・資料提供　（報道資料配布：年間１,５４７件※平成３０年（２０１８年）度実績）
※記者クラブ加入社（１３社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・ＮＨＫ・ＲＫＫ・ＴＫＵ・ＫＫＴ・ＫＡＢ・時事通信・共同通信

9　危機管理防災（危機管理防災総室）

（1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（2）地域防災計画

ア　地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成２８年熊本地震の経験と教訓を活かし、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを目指すため、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念に置き、平成２９年度（２０１７年度）に大幅な改定を行い、その後も必要に応じ順次改定を行っている。

その他、地域防災計画の実効性を高め、大規模災害発生時の行政機能が低下した状況下においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画の策定や外部からの応援を効率的に受け入れるための災害時受援計画の策定、更には、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

また、災害対策本部と各局対策部及び各防災関係機関との迅速な情報共有体制等を構築するため、ハード・ソフトの両面において強化を図っていく。

イ　校区防災連絡会

平成２８年熊本地震の反省を踏まえ、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ　防災訓練

これまでは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成２９年度（２０１７年度）からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発を揚げ、より実践的な訓練を実施する。

○「震災対処実動訓練」〈平成３１年（２０１９年）４月２０実施〉

職員安否確認訓練、避難所開設・運営訓練、情報収集・伝達訓練、物資供給訓練を実施した。

エ　防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。平成２５年度（２０１３年度）より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数　７３８クラブ（平成３１年（２０１９年）３月現在）

オ　防災情報の収集伝達

①　熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置しており、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行った。

加えて、熊本地震における課題解消のために、ＩＣＴを活用し迅速な災害情報の収集・共有体制の構築を行った。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画

平成２８年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大規模災害時における物資供給体制を規定した「熊本市物資供給計画」を策定した。避難者数１１万人を想定し、物資供給オペレーションセンターを新たに設置するとともに、市内１０箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所、まちづくりセンターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等１６９箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

今後、熊本地震の検証を行う中で防災倉庫等の整備についても検討を行う予定である。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

（3）国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、救護活動の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（4）事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

１０　都市政策研究所

（１）都市政策研究所について

ア　設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成２４年１０月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ　研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の３つの機能に基づく活動を行っている。

ウ　研究所の組織

所長以下９名〔所長（非常勤）１名、副所長（市職員）１名、研究員（市職員３名、非常勤研究員３名）、事務員（再任用職員）１名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

（２）調査・政策研究に関する活動について

ア　地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治２２年～昭和２２年）を平成２６年１１月、「熊本都市形成史図集－戦後編－」（昭和２０年～平成２６年）を平成２８年３月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成２８年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治２２年に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い「【現代語訳】熊本明治震災日記」を平成２８年１２月に刊行するとともに、平成３０年３月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

イ　研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の３つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。平成３０年度の研究テーマは次のとおり。

■都市の本質に関する研究
○熊本市域における県市庁舎の新改築・移転の動きと時代特性
■都市の生活に関する研究
○熊本市下水道事業の歴史的考察 ○熊本市の立田山および託麻三山一帯における 1940 年代から 1960 年代にかけての多様な森林利用 ○熊本市の初期救急医療体制の構築経過とこれからの課題
■都市の産業に関する研究
○ PPP/PFI の実績についての考察
■熊本地震関連研究
○熊本地震における主任児童委員による要配慮者支援　○災害時義援金募集の実施に係る被害規模並びに報道量の影響 ○熊本地震に係る熊本市役所産業保健活動の実態と課題　○震災時における都市公園の避難所としての機能のあり方に関する調査 ○文化財を有する公園における震災災後対応のあり方に関する調査

政策

ウ　政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

（3）人材育成に関する活動について

ア　講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を年４回開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

イ　講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ　職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

（4）情報収集・発信に関する活動について

パンフレット、ホームページ、ニューズレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

※加入学会 : 日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

総務・財政

1	熊本市機構図	59
2	情報公開・個人情報保護	65
3	市役所改革・行財政改革	67
4	指定管理者制度	68
5	職員数	71
6	給与	71
7	契約	74
8	情報化推進	75
9	統計	79
10	財政	80
11	公共施設等総合管理計画	86
12	市庁舎概要	87
13	市税	89
14	債権管理	92
15	選挙	93
16	人事委員会	95

1　熊本市機構図（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

健康福祉局
指導監査課
福祉部
健康福祉政策課
（保健所）
保護管理援護課
高齢福祉課
介護保険課
介護事業指導室
障がい者支援部
障がい保健福祉課
（保健所）
精神保健福祉室
（保健所）
子ども発達支援センター
障がい者福祉相談所
こころの健康センター
保健衛生部
医療政策課
（保健所）
生活衛生課
（保健所）
動物愛護センター
（保健所）
食品保健課
（保健所）
感染症対策課
（保健所）
健康づくり推進課
国保年金課
子ども未来部
子ども政策課
子ども支援課
子ども・若者総合相談センター
西原公園児童館
勤労青少年ホーム
児童相談所
一時保護所
保育幼稚園課
保育園（19）
環境局
環境推進部
環境政策課
温暖化・エネルギー対策室
環境共生課
水保全課
アジア・太平洋水サミット推進室
環境総合センター
資源循環部
廃棄物計画課
環境施設課
扇田環境センター
ごみ減量推進課
事業ごみ対策室
浄化対策課
北部クリーンセンター
西部クリーンセンター
東部クリーンセンター
東部環境工場
経済観光局
産業部
経済政策課
しごとづくり推進室
計量検査所
商業金融課
産業振興課
企業立地推進室
競輪事務所
観光交流部
観光政策課
新ホールマネジメント課
誘致戦略室
イベント推進課
動植物園
文化・スポーツ交流部
文化振興課
埋蔵文化財調査室
スポーツ振興課
熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター
農水局
農政部
農業政策課
農水ブランド戦略室
森づくり推進室
農業支援課
鳥獣対策室
農地整備課
東農業振興課
西農業振興課
河内分室
南農業振興課
飽田天明分室
城南分室
北農業振興課
北部分室
水産振興センター
都市建設局
都市政策部
都市政策課
交通政策課
都市整備景観課
都市デザイン室
開発指導課
震災宅地対策課
建築指導課
建築審査室
植木中央土地区画整理事業所
熊本駅周辺整備事務所
住宅部
住宅政策課
建築物安全推進室
市営住宅課
空家対策課
震災住宅支援課
公共建築部
建築保全課
営繕課
設備課
土木部
土木総務課
道路整備課
土木管理課
自転車対策室
用地調整課
河川課
公園課
全国都市緑化フェア推進室
震災土木施設対策課
東部土木センター
総務課
道路課
用地課
河川公園整備課
西部土木センター
総務課
道路課
用地課
河川公園整備課
河内分室
富合地域整備室
城南地域整備室
北部土木センター
総務課
道路課
用地課
河川公園整備課
高規格道路建設推進課
植木地域整備室

都市政策研究所
中央区役所
区民部
総務企画課
区民課
中央区まちづくりセンター
五福交流室
大江交流室
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護第一課
（福祉事務所）
保護第二課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
東区役所
区民部
総務企画課
区民課
託麻まちづくりセンター
託麻総合出張所
秋津まちづくりセンター
東部まちづくりセンター
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
西区役所
区民部
総務企画課
区民課
西部まちづくりセンター
河内まちづくりセンター
河内総合出張所
芳野分室
河内交流室
花園まちづくりセンター
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
南区役所
区民部
総務企画課
区民課
富合まちづくりセンター
飽田まちづくりセンター
天明まちづくりセンター
天明総合出張所
幸田まちづくりセンター
幸田総合出張所
城南まちづくりセンター
城南総合出張所
城南交流室
南部まちづくりセンター
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）
北区役所
区民部
総務企画課
区民課
植木まちづくりセンター
北部まちづくりセンター
清水まちづくりセンター
清水総合出張所
龍田まちづくりセンター
龍田総合出張所
保健福祉部
福祉課
（福祉事務所）
保護課
（福祉事務所）
保健子ども課
（福祉事務所）

消防局
総務部
総務課
管理課
予防部
予防課
指導課
警防部
警防課
情報司令課
救急課
中央消防署
指導課
警防課
出水出張所
東消防署
指導課
警防課
託麻出張所
小山出張所
西消防署
指導課
警防課
田崎出張所
小島出張所
島崎出張所
河内出張所
南消防署
指導課
警防課
川尻出張所
飽田天明出張所
富合出張所
城南出張所
北消防署
指導課
警防課
清水出張所
楠出張所
植木出張所
益城西原消防署
指導課
警防課
西原出張所
交通事業管理者
交通局
総務課
運行管理課
上熊本車両工場
大江営業所
上下水道事業管理者
上下水道局
総務部
総務課
経営企画課
出納室
料金課
債権管理室
給排水設備課
計画整備部
計画調整課
技術監理室
水道整備課
下水道整備課
維持管理部
水相談課
西部上下水道センター
北部上下水道センター
南部上下水道センター
管路維持課
維持補修センター
水運用課
水質管理室
水再生課
中部浄化センター
病院事業管理者
熊本市民病院
医療安全対策部
医療安全対策室
感染対策部
感染対策室
地域医療連携部
地域医療連携室
がん診療対策部
がん相談支援センター
化学療法センター
緩和ケアセンター
診療各科
内科
神経内科
呼吸器内科
感染症内科
消化器内科
循環器内科
血液・腫瘍内科
腎臓内科
代謝内科
精神科
新生児内科
小児科
小児外科
小児循環器内科
小児心臓外科
外科
消化器外科
乳腺・内分泌外科
呼吸器外科
心臓血管外科
整形外科
リウマチ科
リハビリテーション科
脳神経外科
皮膚科
泌尿器科
産婦人科
眼科
耳鼻咽喉科
放射線科
歯科口腔外科
病理診断科
麻酔科
中央手術部
集中治療部
救急診療部
中央放射線部
中央検査部
中央臨床工学部
内視鏡センター
血液浄化センター
医療技術部
薬剤課
放射線技術室
検査技術室
生理検査センター
病理検査センター
検体検査センター
リハビリテーション技術室
栄養管理技術室
臨床工学技術室
視能訓練技術室
看護部
熊本市民病院附属芳野診療所
病院局
事務局
総務課
施設管理室
医事企画課
施設基準室
情報システム室
新病院開設課
建設室
植木病院事務局
植木病院
診療部
内科
外科
整形外科
循環器内科
脳神経外科
リハビリテーション科
放射線科
地域医療連携室
健診部
診療放射線部
リハビリテーション室
薬剤部
検査部
栄養管理室
診療情報管理室
医療安全対策室
看護部

教育委員会
教育委員会事務局
教育総務部
教育政策課
学校改革推進室
西部公民館
南部公民館
東部公民館
龍田公民館
託麻公民館
幸田公民館
清水公民館
秋津公民館
大江公民館
花園公民館
北部公民館
飽田公民館
五福公民館
河内公民館
天明公民館
富合公民館
城南公民館
植木公民館
学務課
施設課
青少年教育課
金峰山少年自然の家
図書館
植木図書館
とみあい図書館
博物館
学校教育部
教職員課
総合支援課
教育相談室
特別支援教育室
指導課
健康教育課
全国高校総体推進室
人権教育指導室
教育センター
教育情報室
高等学校　2校
特別支援学校　1校
専修学校　1校
中学校　42校
中学校分校　1校
小学校　92校
幼稚園　6園
学校給食共同調理場　13場
監査委員
監査事務局
人事委員会
人事委員会事務局
熊本市選挙管理委員会
熊本市選挙管理委員会事務局
中央区選挙管理委員会
中央区選挙管理委員会事務局
東区選挙管理委員会
東区選挙管理委員会事務局

	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会事務局	28	28	1	0	3	0	職員数：平成３１年４月１日現在 組織数：平成３１年４月１日現在
会計総室	17	3,742	0	1	0	0	
政策局	126		1	5	5	0	
総務局	175		1	2	10	3	
財政局	255		1	2	7	5	
市民局	70		1	2	6	2	
健康福祉局	674		1	4	20	6	
環境局	329		1	2	12	4	
経済観光局	312		1	4	11	5	
農水局	145		1	1	8	7	
都市建設局	705		1	5	24	22	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,007		5	10	43	12	
消防局	803	810	1	3	13	12	
交通局	78	150	1	0	2	2	
上下水道局	368	520	1	3	11	9	※組織数に係る特記事項 （病院局） 熊本市民病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、がん診療対策部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。 （教育委員会事務局） 学校、幼稚園、共同調理場を除く。
病院局	530	790	1	1	4	4	
教育委員会事務局	4,076	4,665	1	2	12	8	
監査事務局	15	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総計	9,764	10,795	20	57	191	104	

2　情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年（１９９８年）１０月１日に施行した。

平成１１年（１９９９年）１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア　目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティー）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ　開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ　文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成２９年度（２０１７年度）情報公開制度の実施状況

（平成２９年（２０１７年）４月１日～平成３０年（２０１８年）３月３１日）

ア　開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位　件）

開示請求件数	処理状況									
	開示	部分開示	請求拒否					合計	取下げ	却下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
1,494	739	668	13	2	123	1	139	1,546	16	24

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

※開示請求者の区分は、平成 24 年度（2012 年度）から廃止した。

イ　不服申立ての件数及び平成２９年度（２０１７年度）の処理状況

過去５年間の不服申立ての件数

（単位　件）

区分	不服申立ての件数（件）				
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
異議申立て・審査請求	7	6	4	7	1

平成２９年度（２０１７年度）の処理状況

（単位　件）

不服申立て件数		処理状況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	1	7	1	0	0

（注）　不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、１件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。
また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

（3）個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成１４年（２００２年）４月１日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア　個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ　個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

（4）平成２９年度（２０１７年度）個人情報保護制度の実施状況

（平成２９年（２０１７年）４月１日～平成３０年（２０１８年）３月３１日）

ア　開示請求件数及びその処理状況

（単位　件）

開示請求件数	処理状況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
107	64	38	4	23	1	0	0

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。
※存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ　不服申立ての件数及び平成２９年度（２０１７年度）の処理状況

過去５年間の不服申立ての件数

（単位　件）

区分	不服申立ての件数（件）				
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
異議申立て・審査請求	1	4	0	0	2

平成２９年度（２０１７年度）の処理状況

（単位　件）

不服申立て件数		処理状況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	2	0	2	0	0

ウ　訂正請求及び利用停止請求の状況

（単位　件）

年　度	訂　正　請　求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
29	0		0

3　市役所改革・行財政改革（改革プロジェクト推進課・総務課）

（1）概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

（2）取組の視点

ア　市民起点による質の高いサービスを提供するための『仕事改革』

市民サービスが多様化する中、「これまでこうやってきたから」という前例踏襲のやり方や市役所のルールを、あらためて「市民起点、思い込みの転換、目的への立ち返り」等の観点で見直すことにより、サービス改善や業務の効率化を推進する。

イ　働きがい、働きやすさに繋げるための『働き方改革』

職員が働きがいを感じ、持てる能力を最大限発揮できるように、職員の日々の業務で抱える課題を解決できるような環境整備を推進する。

ウ　組織風土・文化を変革するための『人づくり改革』

目指すべき職員像の実現に向け、管理職のマネジメント能力の向上、改革インフルエンサーとなりうる中堅・若手職員の育成等の取組を推進する。

エ　社会経済情勢の変化に対応していくための『リソースの最適化』

適切な行政サービスを持続的に提供できる市政運営体制を構築していくため、総人件費の抑制や歳入歳出両面における収支改善等、限られた経営資源の最適化に向けた取組を推進する。

4　指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへ的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成１５年（２００３年）６月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成１６年（２００４年）８月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔平成３１年（２０１９年）４月１日現在〕

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平27	熊本市夢もやい館	平 19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	熊本市食品交流会館	平 17.4	1	産業振興課	株式会社 フードパル熊本	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	熊本市流通情報会館	平 17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	平 17.4	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	公営住宅（中央区・北区・西区）	平 18.4	68	市営住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	※公営住宅〔災害公営住宅〕（中央区・北区・西区）	平 31.4	2			
	改良住宅（中央区・北区・西区）	平 18.4	4			
	単独住宅（中央区・北区・西区）	平 18.4	3			
	特定優良賃貸住宅（中央区・北区・西区）	平 18.4	5			
	小集落改良住宅（中央区・北区・西区）	平 18.4	2			
	公営住宅（東区・南区）	平 18.4	44	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	平 27.4.1 ～令 2.3.31
	※公営住宅〔災害公営住宅〕（東区･南区）	平 31.4	5			
	改良住宅（東区・南区）	平 18.4	4			
	単独住宅（東区・南区）	平 18.4	2			
	特定優良賃貸住宅（東区・南区）	平 18.4	3			
	小集落改良住宅（東区・南区）	平 18.4	1			
平28	熊本市立雁回敬老園	平 23.4	1	高齢福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 28.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	平 23.4	1	高齢福祉課	株式会社 オカムラ	平 28.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市子ども文化会館	平 23.4	1	子ども支援課	（一財）熊本市社会教育振興事業団	平 28.4.1 ～令 3.3.31
	東部交流センター	平 19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	平 28.4.1 ～令 3.3.31
	くまもと森都心プラザ	平 23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	平 28.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市植木地域農産物の駅	平 28.11	1	北農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	平 28.11.1 ～令 3.3.31
平29	熊本市男女共同参画センター はあもにい	平 24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	平 29.4.1 ～令 4.3.31
	戸島ふれあい広場	平 25.9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	平 29.4.1 ～令 4.3.31
	扇田ふれあい広場	平 25.9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	平 29.4.1 ～令 4.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	平 18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	（一財）熊本市勤労者福祉センター	平 29.4.1 ～令 4.3.31
	熊本市健軍文化ホール	平 24.4	1	文化振興課	（一財）熊本市社会教育振興事業団	平 29.4.1 ～令 4.3.31
	水前寺江津湖公園	平 24.4	1	東部土木センター 河川公園整備課	（一社）熊本市造園建設業協会	平 29.4.1 ～令 4.3.31

※公営住宅〔災害公営住宅〕については、令和元年度（2019 年度）に全ての市営住宅の指定管理者を再度公募することから、非公募で既存の指定管理者を選定したもの。

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平30	熊本市祖崇廟納骨堂	平 20.4	1	人権推進総室	（公社）熊本市シルバー人材センター	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市斎場	平 25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	平 30.4.1 ～令 5.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	平 18.4	1	健康福祉政策課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	平 18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市東老人福祉センター	平 18.4	1	高齢福祉課		
	熊本市富合老人福祉センター	平 25.1	1	高齢福祉課	株式会社 パブリックビジネスジャパン	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市森林学習館	平 18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	平 30.4.1 ～令 2.3.31
	西部交流センター	平 30.4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市民会館	平 30.4	1	文化振興課	（一財）熊本市社会教育振興事業団	平 30.4.1 ～令 5.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	平 18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスート２４	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市自転車駐車場	平 18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平 18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	平 18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	平 18.4	1			
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平 24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	平 30.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市水の科学館	平 18.4	1	上下水道局 経営企画課	（公財）熊本市上下水道サービス公社	平 30.4.1 ～令 5.3.31
	熊本市立城南図書館	平 26.3	1	教育委員会事務局 熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	平 30.4.1 ～令 5.3.31
	熊本市城南児童館	平 26.3	1	子ども支援課		
令1	熊本市植木健康福祉センター	平 21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	熊本市老人福祉センター （北・西・南・川上・河内・天明）	平 18.4	6	高齢福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ～令 3.3.31
	熊本市お達者文化会館	平 18.4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ～令 4.3.31
	熊本市南部万年青会館	平 18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平 18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平 18.4	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	熊本市東部堆肥センター	平 31.4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	平 31.4.1 ～令 4.3.31
	熊本城ホール	平 31.4	4	新ホールマネジメント課	熊本城ホール運営共同事業体	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平 18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平 26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）	平 18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平 18.4	9	スポーツ振興課	（一財）熊本市社会教育振興事業団	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	熊本市総合屋内プール	平 18.4				
	南部総合スポーツセンター	平 18.4				
	託麻スポーツセンター	平 18.4				
	田迎公園運動施設	平 18.4				
	水前寺競技場	平 18.4				
	水前寺野球場	平 18.4				
	植木中央公園運動施設	平 31.4				
	城南総合スポーツセンター	平 31.4				
	熊本市城南地域物産館	平 26.10	1	南農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	白川公園	平 31.4	2	中央区 まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ～令 6.3.31
	中央公民館					

（2）非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設（※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平29	地域コミュニティセンター	平20.4から順次	9	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平29.4.1～令2.3.31
平30	地域コミュニティセンター	平18.4から順次	54	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	平30.4.1～令3.3.31
	三山荘	平18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平18.4	1	農業政策課 森づくり推進室	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	平30.4.1～令5.3.31
令1	地域コミュニティセンター	平17.4から順次	12	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平31.4.1～令4.3.31
	熊本市老人憩の家	平18.4	129	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平31.4.1～令6.3.31
	川尻公会堂	平31.4	1	南部 まちづくりセンター	熊本市川尻公会堂運営委員会	平31.4.1～令4.3.31

小規模施設（※管理委託費が年間500万円以下の施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市高齢者技能習得センター	平18.4	1	高齢福祉課	（公社）熊本市シルバー人材センター	平31.4.1～令6.3.31

複合型施設（※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市西里老人福祉センター	平26.4	1	高齢福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平31.4.1～令3.3.31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設

（※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平30	熊本市職業訓練センター	平18.4	2	経済政策課 しごとづくり推進室	熊本市職業訓練施設管理共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

事業運営の特殊性が重視される施設

（※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市国際交流会館	平18.4	1	国際課	（一財）熊本市国際交流振興事業団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市現代美術館	平18.4	1	文化振興課	（公財）熊本市美術文化振興財団	平31.4.1～令6.3.31

ＰＦＩ事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平22	桜の馬場観光交流施設	平23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス株式会社	平23.3.5～令13.3.31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					

5　職員数（人事課）

（平 31.4.1 現在）

区　　分	定　　数	現　員　数
市長事務部局	3,742	3,700
議会事務局	28	27
選挙管理委員会事務局	22	8
監査事務局	17	15
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	3,985
人事委員会事務局	16	12
消防局	810	799
農業委員会事務局	35	27
交通局	150	78
上下水道局	520	366
病院局	790	466
計	10,795	9,483

※現員数は、休職職員を除く

総財

6　給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（平 31.4.1 現在）

局別＼区分	給料月額（円）			平均年齢	平均勤続年数
	最高	最低	平均		
市長事務部局	554,500	153,300	323,221	42 歳 6 月	18 年 3 月
議会事務局	490,100	247,500	358,872	44 歳 5 月	21 年 7 月
選挙管理委員会事務局	456,700	368,300	403,413	51 歳 5 月	28 年 10 月
監査事務局	608,000	267,100	394,621	49 歳 1 月	24 年 1 月
教育委員会事務局	490,100	153,300	371,555	46 歳 8 月	18 年 7 月
人事委員会事務局	452,700	239,600	321,292	39 歳 11 月	17 年 2 月
消防局	494,900	170,800	311,829	39 歳 1 月	16 年 5 月
農業委員会事務局	454,300	256,400	366,085	51 歳 1 月	26 年 10 月
交通局	454,300	156,900	325,771	45 歳 8 月	19 年 3 月
上下水道局	497,900	153,300	328,266	43 歳 10 月	20 年 5 月
病院局	602,400	188,000	334,186	42 歳 5 月	15 年 10 月
全体	608,000	153,300	343,660	44 歳 1 月	18 年 3 月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

（2）初任給基準

（平 31.4.1 現在）

区分	職種	試験		学歴免許等	初任給		
					級	号給	金額（円）
行政職員給料表	一般	正規の試験	上級職		1	29	188,000
			初級職		1	9	153,300
	保育士			短大卒	1	19	167,200
	獣医師			大学6卒	1	42	205,800
	薬剤師			大学6卒	1	42	205,800
				大学卒	1	29	188,000
	管理栄養士			大学卒	1	29	188,000
				短大卒	1	19	167,200
	保健師 助産師			大学卒	1	29	188,000
				短大3卒	1	25	180,800
	看護師			短大3卒	1	23	175,800
				短大2卒	1	19	167,200
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士			大学卒	1	28	186,200
				短大3卒	1	24	178,300
	歯科衛生士			短大3卒	1	24	178,300
				短大2卒	1	19	167,200
				高校専攻科卒	1	15	160,500
	学芸員			大学卒	1	29	188,000
	その他			大学卒	1	29	188,000
				短大卒	1	19	167,200
				高校卒	1	9	153,300
給料表業務職員	業務職			高校卒	1	17	147,000
				中学卒	1	9	139,000
給料表消防職員	上級消防職	正規の試験	上級職		1	37	198,900
	初級消防職		初級職		1	17	163,200
給料表医療職員	医師 歯科医師			博士課程修了	1	25	332,400
				大学6卒	1	1	247,900
教育職員給料表（一）	教諭 養護教諭 教員			博士課程修了	2	33	270,900
				修士課程修了 専門職学位課程修了	2	17	230,800
				大学卒	2	5	209,100
				短大卒	1	15	183,900
	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 教員			大学卒	1	25	205,100
				短大卒	1	15	183,900
				高校卒	1	5	164,100
教育職員給料表（二）	教諭 養護教諭 栄養教諭			博士課程修了	2	45	270,900
				修士課程修了 専門職学位課程修了	2	29	230,800
				大学卒	2	17	209,100
				短大卒	2	7	186,700
	助教諭 養護助教諭 講師			大学卒	1	25	205,100
				短大卒	1	15	183,900
				高校卒	1	5	164,100

（3）特別職の給料及び報酬

区　分	現行給料月額（円）	適用年月日	改正前給料月額（円）	適用年月日
市　長	1,190,000	平 31. 4. 1	1,188,000	平 30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者（水道･病院）	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者（交通）	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区　分		現行報酬額（円）	適用年月日	改正前報酬額（円）	適用年月日
教育委員会	委　員	月　額　126,000	平 31. 4. 1	88,000	平 16. 4. 1
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）	月　額　137,000	〃	139,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月　額　71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委　員　長	月　額　165,000	〃	167,000	〃
	委　員	月　額　139,000	〃	140,000	〃
市の選挙管理委員会	委　員　長	月　額　90,000	〃	92,000	〃
	委　員	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
区の選挙管理委員会	委　員　長	月　額　60,000	平 24.4.1	-	-
	委　員	月　額　40,000	〃	-	-
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日　額　10,000	〃	-	-
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く）及び開票管理者		1 回につき 13,000	平 10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選挙長		1 回につき 13,000	〃	11,000	〃
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く）、開票立会人及び選挙立会人		1 回につき 12,000	〃	10,000	〃
期日前投票所の投票管理者		1 回につき 12,000	平 15.12.22	-	-
期日前投票所の投票立会人		1 回につき 10,000	平 15.12.22	-	-
固定資産評価審査委員会委員		日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
農業委員会	会　長	月　額　90,000	平 16. 4. 1	92,000	平 10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月　額　55,000	〃	56,000	〃
	農地利用最適化推進委員	月　額　50,000	平 29.9.22	-	-
その他の非常勤の職員		※ 1	平 9. 4. 1	※ 2	昭 63. 4. 1

※ 1　上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあっては 300,000 円、月額報酬にあっては 250,000 円、日額報酬にあっては 10,000 円、時間額報酬にあっては 3,000 円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては 400,000 円、月額報酬にあっては 600,000 円、日額報酬にあっては 30,000 円）を超えない範囲内で、規則で定める

※ 2　予算の範囲内において市長が定める額

（4）旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>鉄　道　賃</th><th>船　賃</th><th>日当：円
（1 日につき）</th><th>宿泊料：円
（1 夜につき）</th><th>食卓料：円
（1 夜につき）</th></tr>
<tr><td>1 号</td><td>市長・副市長</td><td rowspan="3">運賃の等級を２階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1 号区分の適用を受ける者に限る。）</td><td rowspan="3">運賃の等級を３階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、２階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。</td><td>3,300</td><td>16,500</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>2 号</td><td>企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7 級及び 8 級の職務にある者</td><td>2,600</td><td>13,100</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>3 号</td><td>1 級から 6 級までの職務にある者</td><td>2,200</td><td>10,900
（規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100）</td><td>2,200</td></tr>
</table>

（注）1　普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道 50km 以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2　船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3　「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7　契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成１９年度（２００７年度）から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成２４年度（２０１２年度）から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成３０年度（２０１８年度）は１１２件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（1）競争入札有資格者（令和元年度（２０１９年度））

※業者数は実数

	工　事	委託その他
県内業者（社）	1,155	516
県外業者（社）	581	484
計	1,736	1,000

（2）契約件数及び金額（平成３０年度（２０１８年度））

（単位　千円）

	件　数	金　額
工事請負契約	873	53,565,937
測量等委託	515	4,704,785
保守点検	89	282,330
計	1,477	58,553,052

（3）契約額及び件数・業種別集計表

（単位　千円）

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
26	20,893,823	364	5,327,926	81	3,463,562	97	2,609,548	101
27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
29	18,174,935	297	14,366,707	118	3,141,559	77	4,541,672	140
30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
26	1,611,945	74	133,202	7	3,461,424	79	8,064,342	271
27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
29	1,641,848	54	851,157	18	3,302,723	58	6,924,138	250
30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
年度	測量等業務		保守点検		合　計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
26	4,366,007	666	185,906	82	50,117,686		1,822	
27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	
28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	
29	5,193,419	545	173,139	80	58,311,297		1,637	
30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

8　情報化推進（情報政策課）

本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取組みが求められている。

高度情報化社会において、市民一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成９年７月に情報化基本計画、平成１０年３月に情報化実施計画（第１次）、平成１５年４月に情報化実施計画（第２次）、平成１９年３月に情報化計画を策定し、情報化の推進に取り組み、これに引き続き、平成２４年６月にＩＣＴ推進計画を策定し、情報化施策を推進してきたところである。

しかしながら、今後、ＩＣＴに関する技術やサービス等の進展は著しく変化していくことが予想され、将来にわたり計画的に見通すことは困難な状況となっており、時代に即した柔軟な情報化施策の推進が必要であることから、令和元年度にＩＣＴ推進指針を策定し、情報化の方向性を示すことで全庁的な情報化政策の推進を図っていく。

（1）電子自治体推進事業

時代の潮流や国のＩＣＴ推進政策を踏まえ、更なる効率的な電子自治体の実現を図るため、次の事業を行う。

平成１５年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成２３年度のシステム更改時には民間ＡＳＰ方式に移行し、費用縮減を図るとともに、平成３０年１月には、電子署名に関する機能拡張を行った。

また、平成１９年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型ＧＩＳ共同利用事業へ参加し、全庁的な利用を推進している。

（2）地域情報化推進事業

ＩＣＴの利活用による地域課題への対応、地域社会の活性化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証を行うことで、魅力あふれ、暮らしやすさと幸せが実感できる熊本の実現を目指すことを目的として、平成２４年２月１４日に本市は熊本県、西日本電信電話株式会社と「ＩＣＴ利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結した。協定の期間は３年間で、その間に行うＩＣＴの活用に関する各種取り組みは実証実験という位置付けになっており、これまで平成２７年２月１０日と平成３０年３月２０日の２回、３年間の延長を行っている。

下記の分野についてＩＣＴの活用に関する検討を進め、具体化したものから「スマートひかりタウン熊本」プロジェクトとして取り組んでいる。

①交通・観光・空港・中心市街地活性化
②安全・安心・防災
③高齢者対策・健康づくり
④環境・教育
⑤エネルギー
⑥中山間地域農業活性化

（3）庁内ネットワーク整備事業

ア　目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ　システムの概要

平成１３年４月から庁内ネットワーク（Ｃネット）を運用開始し、平成２５年には庁内ネットワークの更改を行った。また、平成２８年度にはセキュリティを強化するため、庁内ネットワークシステムの強靭化を図った。

さらに、平成３１年４月からはクラウドとオンプレミスのハイブリッド構成による庁内ネットワークシステムの運用を開始している。

（4）総合行政情報システム

ア　情報システムの現状

1　目的

質の高い行政運営を推進することを目的とし、コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化を図る。

2　システムの概要

総合行政情報システムは、昭和６１年の汎用機（ホストコンピュータ）稼動以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行してきた。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しが必要となったことから、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成２１年度に策定し、平成２４年４月の政令指定都市移行、同７月の住民基本法改正等を踏まえ、平成２４年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼動。平成２５年度には、共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分が稼動した。平成２７年度に保険料系システム、平成２８年度に福祉系システムが稼動し、さらに平成３０年度に税務系システムが稼動したことにより、平成３０年６月をもって汎用機（ホストコンピュータ）の運用を停止した。

なお、総合行政情報システムと平成１９年度に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（以下「HAW ネット」という。）を合わせて「基幹系システム」と称し、合計４６業務が稼動している。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー）にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改

版の対応も行っている。

また、サーバ（データセンター等）と本庁、各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関を専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ　基幹系システム稼動業務一覧

1　Aネット

稼動年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤
	2	住民記録／印鑑登録
平成 25	3	戸籍
	4	住基ネット
	5	住居表示証明／就学
平成 26	6	選挙
平成 27	7	国民健康保険
	8	介護保険
	9	国民年金
平成 28	10	生活保護
	11	児童手当
	12	児童扶養手当
	13	ひとり親家庭等医療費助成
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付
	15	子ども医療費助成
	16	重度心身障がい者医療費助成
	17	養護老人ホーム入所措置
平成 29	18	個人住民税
	19	固定資産税
平成 30	20	軽自動車税
	21	法人市民税
	22	事業所税
	23	市たばこ税
	24	入湯税
	25	税収滞納管理

2　ＨＡＷネット

稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉
	2	障がい者手当
	3	障がい者支援
平成 20	4	総合相談
	5	子育て医療給付
	6	子育て支援
	7	高齢者福祉
	8	手帳交付管理
	9	更生医療給付
	10	精神通院医療
	11	貸付金（災害援護）
	12	さくらカード管理
	13	健康管理
	14	予防接種管理
平成 24	15	扶養共済
	16	更生相談
平成 26	17	臨時福祉給付金
	18	子ども子育て支援
平成 27	19	障がい者自立支援
平成 30	20	難病管理システム
	21	就学奨励費補助金システム

ウ　情報システムの将来

1　自治体クラウドの検討

国が導入促進している自治体クラウドの検討を行う。自治体クラウドは、データセンターを利用することで災害時の業務継続が可能、コスト削減が期待できるなどのメリットがある反面、セキュリティの問題等検討すべきこともあることから、他都市や国の動向に注視し、検討を行っていく。

（5）情報セキュリティ対策

ア　セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や書き換え等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を維持するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成１９年１月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ　情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成１９年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

9　統計（総務課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調　査　名	調 査 年 次	調　　査　　内　　容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサス－基礎調査 経済センサス－活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し，学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

① 熊本市の人口（国勢調査結果）
② 経済センサス－活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

（市独自の統計データ）

① 熊本市統計書
② グラフでみるくまもと
③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データについては、市ホームページ上に開設している「統計情報室」において閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

１０　財政（財政課）

（１）平成３１年度（２０１９年度）当初予算図表

（2）当初予算総括表

（単位：千円）

会計名＼年度	平成30年度（2018年度）（A）	構成比（%）	令和元年度（2019年度）（B）	構成比（%）	比較（B－A）	伸率（%）
一　般　会　計	365,300,000	55.7	370,200,000	55.6	4,900,000	1.3
特　別　会　計	206,402,835	31.5	211,372,739	31.7	4,969,904	2.4
国民健康保険会計	82,784,878	12.6	79,012,260	11.9	△ 3,772,618	△ 4.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	194,000	0.0	206,000	0.0	12,000	6.2
介護保険会計	64,146,367	9.8	62,558,008	9.4	△ 1,588,359	△ 2.5
後期高齢者医療会計	8,730,790	1.3	9,003,283	1.4	272,493	3.1
農業集落排水事業会計	311,510	0.1	294,324	0.0	△ 17,186	△ 5.5
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	3,508,000	0.5		0.0
食品工業団地用地会計	30,522	0.0		0.0	△ 30,522	皆減
競輪事業会計	11,120,002	1.7	11,631,326	1.7	511,324	4.6
地下駐車場事業会計	290,513	0.1		0.0	△ 290,513	皆減
公共用地先行取得事業会計	323,639	0.1	777,718	0.1	454,079	140.3
都市開発資金貸付事業会計	625,890	0.1	6,002,717	0.9	5,376,827	859.1
熊本駅西土地区画整理事業会計	588,199	0.1	476,566	0.1	△ 111,633	△ 19.0
植木中央土地区画整理事業会計	915,584	0.1	487,440	0.1	△ 428,144	△ 46.8
奨学金貸付事業会計	135,600	0.0	123,100	0.0	△ 12,500	△ 9.2
公債管理会計	32,697,341	5.0	37,291,997	5.6	4,594,656	14.1
一般会計・特別会計合計	571,702,835	87.2	581,572,739	87.3	9,869,904	△ 6.6
企　業　会　計	83,553,623	12.8	84,739,912	12.7	1,186,289	1.4
病院事業会計	19,844,047	3.0	22,078,716	3.3	2,234,669	11.3
水道事業会計	19,974,959	3.1	20,017,142	3.0	42,183	0.2
下水道事業会計	40,595,407	6.2	39,211,822	5.9	△ 1,383,585	△ 3.4
工業用水道事業会計	7,131	0.0	7,131	0.0	0	0.0
交通事業会計	3,132,079	0.5	3,425,101	0.5	293,022	9.4
総　　計	655,256,458	100.0	666,312,651	100.0	11,056,193	1.7

（3）一般会計当初予算性質別集計表

（単位：千円）

性質別＼年度	平成30年度（2018年度）（A）	構成比（%）	令和元年度（2019年度）（B）	構成比（%）	比較（B－A）	伸率（%）
人件費	83,657,812	22.9	84,369,935	22.8	712,123	0.9
扶助費	95,404,119	26.1	99,554,171	26.9	4,150,052	4.3
公債費	31,298,150	8.6	30,650,204	8.3	△ 647,946	△ 2.1
義務的経費	210,360,081	57.6	214,574,310	58.0	4,214,229	2.0
普通建設（補助）	24,767,335	6.8	20,295,309	5.5	△ 4,472,026	△ 18.1
普通建設（単独）	21,762,729	6.0	26,272,924	7.1	4,510,195	20.7
災害復旧費	16,815,056	4.6	14,770,600	4.0	△ 2,044,456	△ 12.2
投資的経費	63,345,120	17.4	61,338,833	16.6	△ 2,006,287	△ 3.2
物件費	36,120,853	9.9	35,501,581	9.6	△ 619,272	△ 1.7
維持補修費	3,093,373	0.8	3,147,332	0.8	53,959	1.7
補助費等	25,823,933	7.1	28,857,527	7.8	3,033,594	11.7
積立金	3,068,530	0.8	3,728,798	1.0	660,268	21.5
投資及び出資金	1,765,236	0.5	1,756,131	0.5	△ 9,105	△ 0.5
貸付金	40,000	0.0	10,000	0.0	△ 30,000	△ 75.0
繰出金	21,562,874	5.9	21,165,488	5.7	△ 397,386	△ 1.8
その他の経費	91,474,799	25.0	94,166,857	25.4	2,692,058	2.9
予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
合計	365,300,000	100.0	370,200,000	100.0	4,900,000	1.3

（4）一般会計決算の推移

（歳入）

区分＼年度	平成 26 年度（2014 年度）			平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）			平成 29 年度（2017 年度）			平成 30 年度（2018 年度）		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
自主財源	128,255,200	43.0	5.6	126,574,886	41.1	△ 1.3	129,541,436	35.2	2.3	136,318,440	32.9	5.2	147,600,937	37.9	8.3
市税	98,325,268	33.0	2.3	98,989,897	32.1	0.7	98,115,570	26.7	△ 0.9	99,416,108	24.0	1.3	113,433,633	29.2	14.1
分担金及び負担金	4,792,934	1.6	16.5	4,486,961	1.5	△ 6.4	3,767,244	1.0	△ 16.0	3,990,001	1.0	5.9	3,845,693	1.0	△ 3.6
使用料及び手数料	8,874,742	3.0	0.7	8,816,016	2.9	△ 0.7	7,662,492	2.1	△ 13.1	7,822,388	1.9	2.1	7,914,078	2.0	1.2
財産収入	371,439	0.1	4.1	670,297	0.2	80.5	988,790	0.2	47.5	1,572,380	0.4	59.0	559,914	0.1	△ 64.4
寄附金	200,039	0.1	227.0	107,708	0.0	△ 46.2	3,682,212	1.0	3,318.7	1,202,160	0.3	△ 67.4	676,165	0.2	△ 43.8
繰入金	5,973,327	2.0	59.4	3,589,136	1.2	△ 39.9	4,929,282	1.3	37.3	5,383,243	1.3	9.2	3,942,713	1.0	△ 26.8
繰越金	4,808,137	1.6	46.9	5,583,002	1.8	16.1	5,017,339	1.4	△ 10.1	10,493,376	2.5	109.1	12,179,798	3.1	16.1
諸収入（収益及び受託事業収入除く）	2,994,157	1.0	△ 0.6	2,627,281	0.8	△ 12.3	2,098,691	0.6	△ 15.3	4,234,420	1.0	101.8	3,032,246	0.8	△ 28.4
収益事業収入	1,915,157	0.6	△ 4.1	1,704,588	0.6	△ 11.0	3,279,816	0.9	76.8	2,204,364	0.5	△ 32.8	2,016,697	0.5	△ 8.5
依存財源	170,120,870	57.0	△ 1.7	181,807,826	58.9	6.9	238,290,588	64.8	31.1	278,585,947	67.1	16.9	240,658,476	62.1	△ 13.6
地方譲与税	2,084,479	0.7	△ 5.4	2,197,591	0.7	5.4	2,156,575	0.6	△ 1.9	2,147,354	0.5	△ 0.4	2,166,150	0.6	0.9
利子割交付金	156,772	0.1	△ 15.8	133,179	0.0	△ 15.0	89,608	0.0	△ 32.7	165,913	0.0	85.2	155,842	0.0	△ 6.1
配当割交付金	566,107	0.2	212.9	482,243	0.2	△ 14.8	207,055	0.1	△ 57.1	231,897	0.1	12.0	300,975	0.1	29.8
株式等譲渡所得割交付金	565,063	0.2	1,435.5	411,091	0.1	△ 27.2	151,004	0.0	△ 63.3	334,395	0.1	121.4	234,568	0.1	△ 29.9
県民税所得割交付金										11,090,376	2.7	皆増	1,854,188	0.5	△ 83.3
地方消費税交付金	8,689,916	2.9	20.3	14,405,390	4.7	65.8	13,086,200	3.5	△ 9.2	13,909,897	3.3	6.3	14,370,978	3.6	3.3
自動車取得税交付金	183,988	0.1	△ 53.2	292,443	0.1	58.9	363,923	0.1	24.4	524,379	0.1	44.1	513,782	0.1	△ 2.0
軽油引取税交付金	2,371,485	0.8	△ 24.9	2,776,281	0.9	17.1	2,866,906	0.8	3.3	2,970,781	0.7	3.6	2,987,128	0.8	0.6
ゴルフ場利用税交付金	12,467	0.0	△ 5.5	11,479	0.0	△ 7.9	10,046	0.0	△ 12.5	12,505	0.0	24.5	11,022	0.0	△ 11.9
地方特例交付金	362,777	0.1	4.8	382,726	0.1	5.5	418,635	0.1	9.4	565,163	0.1	35.0	671,014	0.2	18.7
地方交付税	35,109,040	11.8	△ 3.6	33,748,477	10.9	△ 3.9	39,750,811	10.8	17.8	45,346,618	10.9	14.1	46,076,085	11.9	1.6
交通安全対策特別交付金	286,552	0.1	△ 13.8	295,730	0.1	3.2	274,467	0.1	△ 7.2	261,542	0.1	△ 4.7	243,806	0.1	△ 6.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,016	0.0	△ 2.7	5,033	0.0	0.3	4,850	0.0	△ 3.6	6,034	0.0	24.4	5,431	0.0	△ 10.0
国庫支出金	62,227,547	20.8	2.0	64,891,840	21.1	21.1	81,320,557	22.1	25.3	97,879,439	23.6	20.4	87,179,039	22.5	△ 10.9
県支出金	13,944,577	4.7	△ 21.2	17,967,580	5.8	28.8	40,421,023	11.0	125.0	43,651,348	10.5	8.0	32,786,103	8.4	△ 24.9
受託事業収入	392,484	0.1	58.6	569,543	0.2	45.1	197,866	0.1	△ 65.3	254,092	0.1	28.4	356,865	0.1	40.4
市債	43,162,600	14.4	△ 1.0	43,237,200	14.0	0.2	56,971,062	15.5	31.8	59,234,214	14.3	4.0	50,745,500	13.1	△ 14.3
うち臨時財政対策債	21,939,100	7.4	△ 0.4	19,028,200	6.2	△ 13.3	17,444,200	4.7	△ 8.3	22,474,900	5.4	28.8	22,893,500	5.9	1.9
合計	298,376,070	100.0	1.3	308,382,712	100.0	3.4	367,832,024	100.0	19.3	414,904,387	100.0	12.8	388,259,413	100.0	△ 6.4

（歳出）

区分＼年度	平成 26 年度（2014 年度）			平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）			平成 29 年度（2017 年度）			平成 30 年度（2018 年度）		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
議会費	1,120,026	0.4	3.8	1,175,645	0.4	5.0	1,049,573	0.3	△ 10.7	1,072,380	0.3	2.2	1,150,426	0.3	7.3
総務費	29,694,665	10.1	△ 7.9	29,349,582	9.7	△ 1.2	37,224,271	10.4	26.8	33,700,022	8.4	△ 9.5	34,555,540	9.2	2.5
民生費	122,483,204	41.8	4.8	125,392,838	41.3	2.4	131,071,075	36.7	4.5	131,578,805	32.7	0.4	132,721,946	35.1	0.9
衛生費	19,807,410	6.8	6.6	25,748,017	8.5	30.0	17,346,270	4.8	△ 32.6	17,018,091	4.1	△ 1.9	18,274,900	4.8	7.4
農林水産業費	5,433,488	1.9	△ 48.7	5,760,295	1.9	6.0	5,505,461	1.5	△ 4.4	9,234,390	2.3	67.7	6,877,416	1.8	△ 25.5
商工費	4,667,661	1.6	3.3	5,423,045	1.8	16.2	7,744,267	2.2	42.8	7,832,864	1.9	1.1	13,136,177	3.5	67.7
土木費	41,703,153	14.2	3.6	42,226,336	13.9	1.3	52,380,654	14.7	24.0	49,351,723	12.3	△ 5.8	49,453,931	13.1	0.2
消防費	8,816,843	3.0	6.5	9,409,764	3.1	6.7	8,129,432	2.3	△ 13.6	7,916,256	2.0	△ 2.6	8,959,656	2.4	13.2
教育費	25,997,669	8.9	9.6	26,249,345	8.7	1.0	25,249,180	7.1	△ 3.8	63,234,799	15.7	150.4	61,181,115	16.2	△ 3.2
災害復旧費	53,580	0.0	△ 70.5	448,553	0.1	737.2	39,930,874	11.2	8,802.2	50,233,160	12.5	25.8	20,433,252	5.4	△ 59.3
公債費	31,628,269	10.8	△ 1.3	31,081,649	10.2	△ 1.7	31,280,691	8.7	0.6	31,103,299	7.7	△ 0.6	30,703,963	8.1	△ 1.3
諸支出金	1,387,100	0.5	△ 2.1	1,100,300	0.4	△ 20.7	426,900	0.1	△ 61.2	448,800	0.1	5.1	539,200	0.1	20.1
合計	292,793,068	100.0	1.1	303,365,369	100.0	3.6	357,338,648	100.0	17.8	402,724,589	100.0	12.7	377,987,522	100.0	△ 6.1

（5）財政指標（普通会計ベース）

区分＼年度	平成 26 年度（2014 年度）			平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）			平成 29 年度（2017 年度）			平成 30 年度（2018 年度）		
		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数		伸率（%）	指数
基準財政需要額	114,449,344	0.7	103	116,040,808	1.4	105	118,999,191	2.5	107	141,686,550	19.1	128	143,060,127	1.0	129
基準財政収入額	81,511,700	2.6	111	84,722,897	3.9	116	87,340,717	3.1	119	99,591,190	14.0	136	100,277,950	0.7	137
標準税収入額	105,647,856	2.1	111	108,744,670	2.9	115	112,211,611	3.2	118	124,746,109	11.2	132	125,452,996	0.6	132
標準財政規模	160,524,751	0.5	110	159,090,833	△ 0.9	109	161,218,179	1.3	111	189,204,712	17.4	130	191,297,285	1.1	131
財政力指数	0.70			0.71			0.72			0.72			0.71		
実質収支比率（%）	1.9			2.6			3.2			3.3			3.4		
経常収支比率（%）	90.6			90.9			92.7			92.2			90.0		
公債費比率（%）	－			－			－			－			－		
実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）		
連結実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）		
実質公債費比率（%）	9.9			9.6			9.3			8.8			7.7		
将来負担比率（%）	122.4			125.5			123.5			127.8			116.6		

１１　公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（1）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成２７年度（２０１５年度）に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成２８年度（２０１６年度）に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設マネジメントを推進することとしている。

（2）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の３項目を基本方針として設定している。

【方針１】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針２】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針３】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（3）公共施設マネジメントに向けた取組

平成２９年度（２０１７年度）には、「熊本市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針２（施設の長寿命化の推進）に基づき、公共建築物の長寿命化を図るため、中長期的な視点に立って、基本的な考え方と具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を策定したところである。

また、平成３０年度（２０１８年度）には、学校・住宅の個別長寿命化計画を策定したところである。

今後は、学校・住宅以外の施設に係る個別長寿命化計画策定のうえ、令和２年度（２０２０年度）に総合管理計画実施計画を策定し、財政運営と整合を図りつつ施設の更新など具体的な取組を進めていくこととしている。

１２　市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和５４年３月に着工、昭和５６年１１月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成２４年４月の政令指定都市移行に伴い、１階から３階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要

所　在　地	中央区手取本町１番１号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場 83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下２階地上１５階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上６階建
高　　さ	高層棟	軒高 62.10m	
	議会棟	軒高 26.00m	
工　　期	着　工	昭和５４年　３月１７日	
	竣　工	昭和５６年１０月３１日	
総事業費	112 億 2,000 万円		
財源内訳	基　金	62 億 5,000 万円	
	起　債	47 億 3,000 万円	
	一般財源	2 億 4,000 万円	
事業費内訳	建築工事	65 億 3,000 万円	
	設備その他工事	36 億 6,000 万円	
	委託費	5 億 6,000 万円	
	備品費	4 億 7,000 万円	

（2）　熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所　　在　　地	中央区下通１丁目１番８号
供用開始日	昭和５５年４月１日
供　　用　　日	年中無休
収　容　台　数	自動車３３３台
入出庫できる時間	２４時間可能

平成３０年度（2018 年度）利用状況

利用台数	３６０，４７３台
駐車料金収入	７１，１４１，５６０円

総財

（3） 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所　　在　　地	中央区辛島町１番地下１号
供 用 開 始 日	平成５年２月１日
供　　用　　日	年中無休
収　容　台　数	自動車３４０台（地下駐車場） （工事中により令和元年（２０１９年）４月１日現在収容可能な台数）
収　容　台　数	自転車４７０台、原付バイク２５２台、自動二輪車５０台（自転車駐車場）
入出庫できる時間	２４時間可能（地下駐車場）
入出庫できる時間	午前７時 ～ 翌日午前１時（自転車駐車場）

平成３０年度（2018 年度）利用状況

利 用 台 数	１８１，１９８台
駐車料金収入	１２２，１８５，９００円

１３　市税（税制課・市民税課・固定資産税課・納税課）

（１）市税の税率及び納期

税目			税率	納期（限）
市民税	個人	均等割	3,500 円	1 期　6／1 ～ 7／1 2 期　8／1 ～ 9／2 3 期　10／1 ～ 10／31 4 期　1／1 ～ 1／31
		所得割	課税所得金額の 8%	
	法人	均等割	(1)　次に掲げる法人 ア　公共法人及び公益法人等 イ　人格のない社団等 ウ　一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ　資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの　年額　60,000 円 (2)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの　年額　144,000 円 (3)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの　年額　156,000 円 (4)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの　年額　180,000 円 (5)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの　年額　192,000 円 (6)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの　年額　480,000 円 (7)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの　年額　492,000 円 (8)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの　年額　2,100,000 円 (9)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの　年額　3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヵ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日
		法人税割	$\frac{12.1}{100}$　（※平成 26 年 10 月 1 日以前に開始する事業年度分からは　$\frac{14.7}{100}$）	
県民税	個人	均等割	2,000 円	個人市民税と同じ
		所得割	課税所得金額の 2%	
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1 期　5／1 ～ 5／31 2 期　7／1 ～ 7／31 3 期　9／1 ～ 9／30 4 期　12／1 ～ 1／6
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ

総財

税　　目	税　　率	納　期（限）
軽自動車税	1　原動機付自転車 ア　総排気量が 50cc 以下　2,000 円 イ　90cc 以下　2,000 円 ウ　125cc 以下　2,400 円 エ　ミニカー　3,700 円 2　軽自動車 ア　二輪のもの（側車付を含む）　3,600 円 イ　三輪のもの　①　3,100 円 ②　3,900 円 ③　4,600 円 ウ　四輪以上のもの 乗用のもの 自家用　①　7,200 円 ②　10,800 円 ③　12,900 円 営業用　①　5,500 円 ②　6,900 円 ③　8,200 円 貨物用のもの 自家用　①　4,000 円 ②　5,000 円 ③　6,000 円 営業用　①　3,000 円 ②　3,800 円 ③　4,500 円 ※2　軽自動車イ、ウ①平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けたもの。②平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたもの。③最初の新規検査から 13 年を経過したもの。 エ　雪上車　3,600 円 3　小型特殊自動車 ア　農耕作業用のもの　2,400 円 イ　その他のもの　5,900 円 4　二輪の小型自動車 総排気量が 250cc 超　6,000 円	5／1～5／31
市たばこ税	1,000 本につき 5,692 円（紙巻たばこ三級品は 4,000 円） 手持品課税 令和元年（2019 年）10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を 5,000 本以上所持するたばこ販売業者 1,000 本につき 1,692 円	毎月 1 日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 令和元年（2019 年）10 月 31 日申告期限 令和 2 年（2020 年）3 月 31 日納付期限
事業所税	(ｱ)　資産割　事業所床面積　1 ㎡につき年 600 円 (ｲ)　従業者割　従業者給与総額の 100 分の 0.25	法人　各事業年度終了の日から 2 ヵ月以内 個人　翌年 3 月 15 日
入　湯　税	入湯客 1 人 1 日につき　150 円	毎月 1 日から末日分を翌月 15 日まで

（2）納税義務者の推移

税目＼年度				平成 26 年度（2014 年度）	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）
市民税	個人	普通徴収	均等割のみ	11,216	10,823	11,193	14,736	14,662
			所得割のみ	15,815	15,796	15,599	13,765	9,494
			均等割と所得割を納める者	53,146	49,269	50,491	45,927	57,311
			計	80,177	75,888	77,283	74,428	81,467
		特別徴収	均等割のみ	21,133	21,843	21,632	32,593	23,996
			所得割のみ	－	－	－	－	5,326
			均等割と所得割を納める者	252,305	257,327	262,293	252,361	261,483
			計	273,438	279,170	283,925	284,954	290,805
		小計		329,621	332,580	336,790	338,849	346,388
	法人調定件数			30,518	31,272	31,206	33,103	34,396
固定資産税		土地及び家屋償却資産		236,692 (7,753)	238,458 (8,163)	240,070 (8,381)	240,994 (8,630)	242,206 (9,152)
		小計		236,692	238,458	240,070	240,994	242,206
軽自動車税				265,736	270,500	272,265	274,701	275,901
合計				862,567	872,810	880,331	887,647	898,891
対前年度		増加数		13,217	10,249	7,518	7,316	11,244
		伸率（％）		102	101	101	101	101

（注）1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る（　）は土地及び家屋に含む。

（3）市税収入状況

（単位　千円）

税目＼年度			平成 29 年度（2017 年度）			平成 30 年度（2018 年度）		
			調定額	収入額	収入率（%）	調定額	収入額	収入率（%）
市民税	個人分	普通徴収	6,127,108	5,795,761	94.6	9,682,791	9,160,934	94.6
		特別徴収	29,182.129	29,125,124	99.8	39,302,700	39,247,029	99.9
		計	35,309.237	34,920,885	98.9	48,985,491	48,407,963	98.8
	法人分		10.015.784	9,990,764	99.8	10,169,047	10,132,271	99.6
	小計		45,325,021	44,911,649	99.1	59,154,538	58,540,234	99.0
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	39,310,984	38,927,606	99.0	39,804,234	39,455,620	99.1
	交付金		323,746	323,746	100.0	310,127	310,127	100.0
	小計		39,634,730	39,251,352	99.0	40,114,361	39,765,747	99.1
軽自動車税			1,706,183	1,665,058	97.6	1,776,779	1,738,799	97.9
特別土地保有税			0	0	0.0	0	0	0.0
入湯税			24,123	24,123	100.0	20,995	20,995	100.0
事業所税			2,154,049	2,143,424	99.5	2,298,573	2,295,509	99.9
都市計画税			5,176,266	5,125,785	99.0	5,218,956	5,173,247	99.1
市たばこ税			5,248,059	5,248,058	100.0	5,069,394	5,069,394	100.0
合計			99,268,431	98,369,449	99.1	113,653,596	112,603,925	99.1
滞納繰越分			3,573,913	1,046,658	29.2	2,804,443	829,708	29.6
総計			102,842,344	99,416,108	96.7	116,458,039	113,433,633	97.4

（4）徴収対策

① 現年度収納率の向上

電話による自主納付案内（嘱託・民間）や納付環境の整備等により、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・捜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

１４　債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成２８年（２０１６年）１月に策定するとともに、同年３月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第７次総合計画及び第５次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の削減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成２９年（２０１７年）２月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行うことにより本計画の進捗管理の徹底を図るなど全庁的な債権管理の取組を推進しているところである。

※収入未済額の削減目標値

個別には、平成２７年度（２０１５年度）の決算における収入未済額が１０万円以上の債権について、平成３０年度（２０１８年度）決算までの削減目標を定めたもの。

全体としては、平成２７年度（２０１５年度）の決算における収入未済額合計約１４７億円を平成３０年度（２０１８年度）決算において約１２０億円まで削減することを削減目標としている。

（単位：千円）

債権管理計画記載債権における収入未済額推移		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
一般会計	市税	4,113,276	3,591,396	2,821,923
	分担金及び負担金	358,187	302,644	271,374
	使用料及び手数料	444,851	370,125	301,563
	貸付金元利収入	815,403	810,940	796,550
	その他収入	1,511,865	1,587,644	1,716,565
一般会計合計		7,243,582	6,662,749	5,907,975
特別会計	国民健康保険会計	5,889,731	5,753,022	5,379,559
	介護保険会計	571,466	549,293	540,659
	後期高齢者医療会計	128,879	107,734	104,092
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	225,962	219,579	212,429
	奨学金貸付事業会計	36,172	32,391	29,456
	その他特別会計	8,603	3,287	2,242
特別会計合計		6,860,813	6,665,306	6,268,437
企業会計		656,453	552,340	506,680
一般会計＋特別会計＋企業会計		14,760,848	13,880,395	12,683,092

１５　選挙

（１）市議会議員選挙各種記録の推移

区分＼選挙執行年月日	平 27.4.12 中央区選挙区	平 27.4.12 東区選挙区	平 27.4.12 西区選挙区	平 27.4.12 南区選挙区	平 27.4.12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率（％）	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃　最低年齢	26	34	36	43	37

区分＼選挙執行年月日	平 31.4.7 中央区選挙区	平 31.4.7 東区選挙区	平 31.4.7 西区選挙区	平 31.4.7 南区選挙区	平 31.4.7 北区選挙区
有権者総数	145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数	57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率（％）	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数	16	15	8	11	12
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数	2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢	68	73	74	73	69
〃　最低年齢	29	34	39	47	41

（２）過去の選挙の投票率

（単位：％）

選挙別（実施日）＼開票区		中央区	東区	西区	南区	北区	全体
衆議院議員総選挙（小選挙区 第１区）	（平 26.12.14）	48.55	48.21	48.65		49.00	48.53
衆議院議員総選挙（小選挙区 第２区）	（平 26.12.14）	38.68		42.44	42.34		41.84
衆議院議員総選挙（小選挙区 第３区）	（平 26.12.14）					41.62	41.62
衆議院議員総選挙（小選挙区 第４区）	（平 26.12.14）				41.79		41.79
市議会議員一般選挙	（平 27. 4.12）	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙	（平 27. 4.12）	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙	（平 28. 3.27）	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙（選挙区）	（平 28. 7.10）	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
衆議院議員総選挙（小選挙区 第１区）	（平 29.10.22）	53.63	54.72			55.32	54.51
衆議院議員総選挙（小選挙区 第２区）	（平 29.10.22）			54.16	54.25		54.21
県議会議員補欠選挙（熊本市第二選挙区）	（平 30. 7.22）			23.22	18.90		20.72
熊本市長選挙	（平 30.11.18）	32.13	32.43	29.06	29.02	32.67	31.38
市議会議員一般選挙	（平 31. 4. 7）	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13	41.66
県議会議員一般選挙	（平 31. 4. 7）	39.13	41.04	無投票	無投票	42.95	40.91

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

（3）各種選挙党派別得票状況

選挙別＼党派別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	民主党	国民民主党	立憲民主党	希望の党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙（選挙区）定数 1（平 25.7.21）	総得票数	162,763			23,677	85,971				4,479		276,890
	最高　〃	162,763			23,677	85,971				4,479		
	最低　〃	162,763			23,677	85,971				4,479		
	得票率（%）	58.78			8.55	31.05				1.62		100
	候補者数	1			1	1				1		4
熊本市長選挙（平 30.11.18）	総得票数										186,183	186,183
	最高　〃										165,403	
	最低　〃										20,780	
	得票率（%）										100	100
	候補者数										2	2
衆議院小選挙区選挙第 1 区定数 1（平 29.10.22）	総得票数	123,431							96,374			219,805
	最高　〃	123,431							96,374			
	最低　〃	123,431							96,374			
	得票率（%）	56.15							43.85			100
	候補者数	1							1			2
衆議院小選挙区選挙第 2 区定数 1（平 29.10.22）	総得票数	45,671	13,726								36,729	96,126
	最高　〃	45,671	13,726								34,066	
	最低　〃	45,671	13,726								2,663	
	得票率（%）	47.51	14.28								38.21	100
	候補者数	1	1								2	4
市議会議員選挙定数 48（平 31.4.7）	総得票数	79,067		34,943	16,559		6,028	3,600		1,363	99,898	241,458
	最高　〃	8,588		5,031	5,121		3,583	3,600		1,363	6,263	
	最低　〃	3,293		3,563	1,720		2,445	3,600		1,363	745	
	得票率（%）	32.75		14.47	6.86		2.50	1.49		0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5		2	1		1	30	62
県議会議員選挙定数 17（平 31.4.7）	総得票数	59,587		23,673	9,034			10,819			63,089	166,202
	最高　〃	18,234		12,161	9,034			10,819			18,585	
	最低　〃	12,365		11,512	9,034			10,819			3,010	
	得票率（%）	35.85		14.24	5.44			6.51			37.96	100
	候補者数	7		3	1			1			8	20
熊本県知事選挙（平 28.3.27）	総得票数										268,914	268,914
	最高　〃										174,459	
	最低　〃										13,163	
	得票率（%）										100	100
	候補者数										3	3
参議院議員通常選挙（選挙区）定数 1（平 28.7.10）	総得票数	158,275								12,615	107,279	278,169
	最高　〃	158,275								6,571	107,279	
	最低　〃	158,275								6,044	107,279	
	得票率（%）	56.90								4.53	38.57	100
	候補者数	1								2	1	4
県議会議員補欠選挙定数 2（平 30.7.22）	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高　〃	13,147			6,187						5,000	
	最低　〃	12,537			6,187						5,000	
	得票率（%）	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4

※各選挙の直近のものを記載
国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載
按分による小数点以下の得票数は省略
衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

１６　人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第７条第２項の規定に基づき、平成６年４月１日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成２４年４月１日から同条第１項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する３人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

（1）　平成３０年度職員採用試験の実施状況

	職種		申込者数（人）	第一次受験者数（人）A	第一次合格者数（人）	第二次受験者数（人）	最終合格者数（人）B	倍率（倍）A／B
上級職	事務職		601	406	124	116	62	6.5
	社会福祉職		37	31	22	20	11	2.8
	心理相談員		5	4	4	4	1	4.0
	技術職	土木	44	31	26	24	17	1.8
		建築	21	17	10	9	5	3.4
		機械	20	16	13	13	8	2.0
		電気	31	22	18	18	10	2.2
		化学	36	25	12	8	6	4.2
		農業	17	9	6	5	2	4.5
		造園	3	1	1	1	1	1.0
	文化財専門職		17	14	9	8	3	4.7
民間企業等経験者等	事務職		292	210	14	13	3	70.0
	技術職（土木）		26	23	12	12	3	7.7
	技術職（機械）		10	8	8	6	3	2.7
	技術職（電気）		17	15	12	12	3	5.0
	事務職（情報）		21	15	12	10	3	5.0
	事務職（法務）		20	16	12	10	3	5.3
初級職	事務職		217	175	34	28	17	10.3
	学校事務職		28	24	11	9	4	6.0
	技術職	土木	25	23	14	12	7	3.3
		建築	10	9	6	5	2	4.5
		機械	6	5	3	3	2	2.5
		電気	13	12	9	8	4	3.0
免許資格職	上級職	薬剤師	14	13	13	10	7	1.9
		管理栄養士	115	95	10	10	4	23.8
		保健師	37	30	16	16	8	3.8
		助産師	7	6	6	5	2	3.0
	中級職	保育士	44	35	32	30	15	2.3
		看護師	23	22	14	13	6	3.7
		診療放射線技師	16	13	5	3	1	13.0
		給食栄養士	44	34	11	8	4	8.5
消防職	上級消防職		140	104	14	13	7	14.9
	初級消防職		185	140	14	12	7	20.0
	初級消防職（救急救命士）		29	18	7	5	2	9.0
身障者対象	事務職		14	9	-	-	5	1.8
	学校事務職（うち併願者）		7（6）	2（1）	-	-	1（1）	2.0
計			2,192	1,632	534	479	249	6.6

※任期付、任命権者実施分を除く。
※併願者のうち、事務職で合格した者は、学校事務職の受験者数から除く。

（2） 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成３０年職種別民間給与実態調査をもとに、平成３０年１０月１２日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

（平成３０年４月現在）

区分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	7,879 人	375,864 円	43 歳 8 月	21 年 3 月
うち一般行政職	3,014 人	353,983 円	42 歳 3 月	20 年 0 月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の１１９事業所（企業規模５０人以上、かつ、事業所規模５０人以上の３０１事業所から無作為抽出）を対象に、平成３０年４月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(ｱ) 月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民間（A）	職員（B）	較差 (A) − (B)
357,497 円	356,899 円	598 円（0.17%）

（参考）人事院較差
655 円（0.16%）

(ｲ) 特別給（昨年８月から本年７月までの１年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）−（B）
4.46 月	4.40 月	0.06 月

（参考）人事院差
0.06 月

(ｳ) 初任給（民間と職員の初任給月額を比較）

職種	学歴区分	民間（A）	職員（B）	差（A）−（B）
新卒事務員・技術者計	大学卒	189,801 円	185,900 円	3,901 円
	高校卒	152,561 円	151,900 円	661 円

エ 給与の改定について

(ｱ) 給料表等

職員給与が民間給与を５９８円（０．１７％）下回り、職員の初任給月額が民間の初任給月額を下回った。本市の実情及び人事院勧告を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

(ｲ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を０．０６月分下回った。人事院勧告を踏まえ、平成３０年１２月期の勤勉手当の支給月数を０．０５月分引き上げ、令和元年度（２０１９年度）以降の６月期及び１２月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分することが必要

(ｳ) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員（医師及び歯科医師）の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定を行うことが必要

(ｴ) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、人事院勧告の内容を考慮して改定を行うことが必要

市民生活

1	区政	99
2	社会保障・税番号制度推進	116
3	市民協働	118
4	地域コミュニティづくり支援	119
5	安全安心まちづくり交通安全対策	121
6	消費者行政	123
7	男女共同参画	124
8	人権推進	127
9	生涯学習	129
10	熊本市オンブズマン制度	131

1　区　政

（1）経緯

平成２０年１０月６日に富合町と、平成２２年３月２３日に城南町、植木町と合併し、人口約７２万８千人の都市となり、平成２４年４月１日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

（2）区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア　区役所の機能

平成２４年４月１日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の５つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍･住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務室※１	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善･食育推進、児童福祉、児童手当･児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※２	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
（地域整備室※３）	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
（植木中央土地区画整理事業所※４）	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※５	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※６	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※１　中央区役所には設置なし。
※２　中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。
※３　北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。
※４　北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。
※５　当該業務は総務企画課で行う。
※６　中央区役所、東区役所には設置なし。

イ　まちづくりセンターの機能

平成２９年４月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、４９名の地域担当職員を配置した。また、令和元年（２０１９年）４月に６名を増員し、５５名となった。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	飽田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況（人）	10	3	2	4	6	2	2	2	2	2	2	2	3	5	3	2	3	55
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援　等																	

ウ　総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の７ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 （託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ　建物概要

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町 1 番 1 号（市庁舎 1 ～ 3 階の一部）
	五福交流室	細工町 2 丁目 25 番地
	大江交流室	大江 6 丁目 1 番 85 号
東区	東区役所	東本町 16 番 30 号
	託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）	長嶺東 7 丁目 11 番 15 号
	秋津まちづくりセンター	秋津 3 丁目 15 番 1 号
	東部まちづくりセンター	錦ケ丘 1 番 1 号

西区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島 2 丁目 7 番 1 号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	河内町船津 2069 番地 5
	河内まちづくりセンター　芳野分室	河内町野出 1410 番地
	河内まちづくりセンター　河内交流室	西区河内町船津 791 番地
	花園まちづくりセンター	花園 5 丁目 8 番 3 号
南区	南区役所	富合町清藤 405 番地 3
	富合まちづくりセンター	富合町清藤 400 番地
	飽田まちづくりセンター	会富町 1333 番地 1
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	奥古閑町 2035 番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	幸田 2 丁目 4 番 1 号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	城南町宮地 1050 番地
	城南交流室	城南町舞原 394 番地 1
	南部まちづくりセンター	南高江 6 丁目 7 番 35 号
北区	北区役所	植木町岩野 238 番地 1
	植木まちづくりセンター	植木町岩野 238 番地 1
	北部まちづくりセンター	鹿子木町 66 番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	清水亀井町 14 番 7 号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号

（3） 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】

熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概 要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会（まち）　～つながる、中央区。～　”とし、その実現のために以下の４つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性１　“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる
方向性２　“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
方向性３　“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
方向性４　“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和元年度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

①「地域リーダー応援事業」 地域団体の運営に必要なパソコンのスキルアップ講座を開催。

【生きがいとしての地域活動】

②「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。

③「中央区スポーツ交流事業」 熊本市中央区体育協会と協働で、校区対抗のスポーツ大会を実施。

④「水前寺賑わいづくり支援事業」 地域住民や地元商店街、行政が協働し、水前寺にぎわい祭りを開催。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

⑤「お互いさまのまちづくり研修会」 地域包括ケアシステムに関する研修会を開催。

【持続可能な地域となるために】

⑥「中央区ヘルスアップセミナー」 食事指導や効果的な運動を通して健康づくりの意識向上を促す。

⑦「クラウドファンディング活用型ふるさと納税推進事業」 地域課題解決に取り組む地域団体や民間事業者等の資金調達の手段として、クラウドファンディング型ふるさと納税の構築・推進を図る。

⑧「中央区まちづくりスクール事業」 課題解決型ワークショップを開催。ボランティア活動や地域の活動等、個々のフィールドで課題解決ができる人材を育成する。

⑨「大学連携事業」 大学と連携して様々な地域課題の解決に向けた取り組みを進める。

【その他】

⑩「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを支援する。

平成 30 年度　中央区のまちづくり推進事業（おもな）実績

めざす区の姿

新たな出会いと未来創造の都会

～つながる、中央区。～

さまざまな「つながり」を大切にすることで、心豊かで活力ある未来

〈まちづくりの方向性〉　①“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる　②“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
③“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる　④“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

〈まちづくりの進め方〉　①市民参画と協働によるまちづくり　②情報の共有と住民対話の推進

〈まちづくり事業等〉　事業予算　1565 万円（復興基金事業含む）

地域コミュニティづくり支援補助金

■魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会や町内自治会等が実施する様々な分野のコミュニティ活性化や課題解決への取組みに対して、財政的支援を行いました。

●地域課題対応事業　（申請 11 件 交付決定 7 件）
地域住民が主体的かつ継続に行う、地域課題解決のため公益性を有する取り組みを支援します。
＜取り組み事例＞
① 託麻原校区社会福祉協議会
つながろう詫麻原～ サロン大交流会を通して 、新しい機能の構築 ～
② 大江校区第３町内自治会
住民相互で支えあう自立した防災・防犯まちづくり事業

● 地域魅力アップモデル事業
（申請 ２件 交付決定 ２件）
中央区が目指す「自主立のまちづくり」に寄与する先進的、模範事業に取り組む団体の挑戦を支援します。
＜取り組み事例＞
熊本転入ママの会くまてん

防災

■中央区地域防災支援事業
熊本地震での経験を今後につなげていくため、防災知識の普及や、避難所運営に係る校区のリーダー的な役割を担う市民の育成を行うことにより、地域の災害対応力の強化を図りました。
「親子ぼうさい教室」「そなえる防災講座」「防災出前講座」「地域版ハザードマップ作成」「新聞やビニールで防災グッズづくり」など

親子防災教室

そなえる防災講座

防災キャラバン　　ハザードマップ

まちづくりスクール事業

■将来のまちづくりの担い手（人材）育成を目的とし、地域や自治会との関係性が希薄な中学生自らが、身近な社会（地域）課題を見つけて、チームで解決策を考え企画し、プレゼンテーションを通して、如何に人の心を動かし、どう社会を変えていくかを体験する事業を実施しました。

地域リーダー応援事業

■ 地域活動の担い手育成と同時に、自治会長等地域リーダーの負担軽減を目的として、自治会長等地域リーダー向け「会議の進め方」講座を実施しました。

未来キャラバン

■自治会や企業、店舗を「地域のお宝（魅力）」として位置づけ、子供たちによる取材・撮影・ＨＰ作成・地域へのプレゼンまでを地元プロ講師が密着講義し、「企画力」「ものづくりを通しての地域との繋がり」を学び、地域のお宝（魅力）を発見・発信しました。

水前寺賑わいづくり支援事業

■「水まち水前寺～春・夏・秋・冬～」をテーマに、平成２６年度から水前寺界隈の活性化に向けた取り組みを支援しています。平成 30 年度はまつりを通して地域 PR ブースを設置し、地域の魅力を再発見できるよい機会となりました。

市民

東区役所

【シンボルマーク】

東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな　笑顔あふれる　未来のまち　東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴぃ

ア　概　要

熊本市の東部に位置し、５つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道５７号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ　まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな　笑顔あふれる未来のまち　東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針１【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】
基本方針２【誰もが安全で安心して過ごせるまち】
基本方針３【誰もがいきいきと暮らせるまち】
基本方針４【美しい自然を守り育てふれあえるまち】
基本方針５【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ　まちづくり事業

令和元年度（2019 年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】

・東区民まつり開催経費　区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。
・地域コミュニティづくり支援補助金　自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

・地域防災合同訓練事業　地域防災意識の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり　認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。
・子育て支援ネットワーク活性化事業　校区子育てマップや防災リーフレットの活用により、ネットワーク活動活性化と子育て支援の充実に繋げる。
・東区健康まちづくり活性化経費　健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。
・熊本市子どもの食育推進ネットワーク（東区役所エリア）を活用した食育の推進　非常災害時に必要な備えや情報をまとめ、共有していくことで災害に強い食育の地域づくりを推進する。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

・まちづくり懇話会開催経費　まちづくりに関する事項について協議を行う。
・東区地域活性化支援事業　「地域担当職員」が担当校区の地域課題を解決するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな　笑顔あふれる未来のまち　東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。

● 平成３０年度　まちづくり推進事業実績

基本方針：1

人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地元の方々や学校等に参加していただきました。これからも地域の方々からいただいたご意見やアイデアを参考にしながらお祭りの催しを工夫していきます。

基本方針：2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応できるよう、地域の方々と協力しながらより実践的な訓練の実施や校区防災連絡会の立ち上げ等を行いました。

訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針：3

誰もがいきいきと暮らせるまち

●認知症声かけ訓練

認知症の方の気持ちに配慮した声かけや見守りの訓練を行いました。これからも、徘徊者をできるだけ早く発見し、無事に保護することができる仕組みを地域の方々と一緒に作っていきます。

基本方針：4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

●託麻三山散策ウォーキング

託麻三山などの環境資源をPRするとともに、自然環境を守り育てる活動を支援しました。

基本方針：5

暮らしやすく活気あふれるまち

●地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「健軍自衛隊通りさくら祭り」など地元が主催している地域のお祭りを地域協働で行いました。

健軍自衛隊通り
さくらまつり

西区役所

【シンボルマーク】

西区のイニシャル「N」をモチーフにし、
燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、
有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、
豊かな自然環境を表している。

ア　概　要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巌洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ　まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む　華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の４項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ　まちづくり事業

令和元年度（2019 年度）の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くＰＲするとともに、被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組むところであり、令和元年度（2019 年度）まちづくり予算は、以下の４つの方針を定めて取り組むこととしている。

（１）地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（２）産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（地域コミュニティづくり支援補助、西区活性化支援事業）

（３）西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む

西区の豊かな自然環境や史跡、豊富な農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費）

（４）被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組む

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（地域防災力向上支援事業、西区復興支援自治推進経費）

平成３０年度　西区まちづくり推進事業実績

金峰望む　華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

Ⅰ．安全安心のまちづくり　～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～

Ⅱ．子育てしやすいまちづくり　～良好な環境を子どもたちのために～

Ⅲ．楽しさあふれるまちづくり　～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～

Ⅳ．農水産業を生かしたまちづくり　～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～

市民

地域ニーズに柔軟に取り組みました

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組みました

○河内芳野ゆめカフェ
「１０年後の河内芳野をこうしたいな、あなたのゆめを語ってください」をメインテーマに、河内芳野の活性化につながるアイデア出しをグループワーク形式にて実施しました。
（河内まちづくりセンター）

○松尾北地区スポーツ大会
これまでのスポーツ大会に、子育て世帯や子供も参加できるような種目を追加し、参加者数を増やし、地区住民の交流促進と健康増進、コミュニティの強化を図りました。
（西部まちづくりセンター）

自主自立のまちづくりを支援しました

地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するほか、行政に頼らないまちづくりの手法を学びました

○地域コミュニティづくり支援
助成内容を拡充して、自主自立のまちづくりを支援しました。

←モデル事業として実施された『西区和太鼓響演交流会』

○稼ぐ自治会研修会
鹿児島県鹿屋市にある『やねだん』と呼ばれる集落の自治公民館長である豊重哲郎氏をお招きして、行政に頼らないまちおこしについての講演会を開催しました。

地域の皆さんと連携して取り組みました

西区の豊富な地域資源を活用した事業に取り組むほか、食育を通じた防災まちづくりや各校区で行っている健康まちづくりの担い手を育成しました

○アグリ魚魚（ギョギョ）キッズ
西区の豊富な農水産業の体験を通じて、認知度を向上させるほか、田崎市場を見学し、食の流通について学びました。
←早朝より普段では見ることができない『競り』を見学しました

○パッククッキング調理法体験
西区フェスタ会場で、熊本地震の教訓を生かし、パッククッキング調理法を公開で実施し、そのスキルを学ぶ他、トークショーと試食会を開催しました。

地域の宝にスポットをあてて取り組みました

西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨きました

○オレンジカクテルナイト in 芳野
東海大学と地域住民が中心となって、芳野地域の特産品であるミカンの収穫や絶景ポイント・史跡などを巡るウォーキングのほか、オリジナルカクテルを楽しむイベントを行いました。

○釣るばい!集まるばい!WESTSIDE釣り大会
『地域の宝』アイデアコンテストで最優秀賞となった山本釣具センターと連携して、熊本港で初めてとなる釣り大会を開催し、多くの人で賑わいました。

南区役所

【シンボルマーク】

「ｍｉｎａｍｉ」という文字と山や川、
有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア　概　要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、ＪＲ熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中枢を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ　まちづくりの方向性

めざす区の姿を　～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち　南区　”とし、その実現のために以下の重点目標と６つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標　　復興するまち

基本目標１　農と漁業を誇れるまち　　基本目標２　歴史・文化を育むまち

基本目標３　自然と共生した住みやすいまち　　基本目標４　みんなが健康で元気なまち

基本目標５　地域ぐるみで子どもを育てるまち　　基本目標６　安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の４つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ　まちづくり事業

令和元年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる“めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

①南区復興支援

災害公営住宅交流支援、コミュニティ形成支援　など

②「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

ＰＲグッズの作成、南区の魅力発信バスツアー開催経費　など

③まちづくりを担う人材育成の充実

防災まちづくりリーダー育成研修会の開催、地域 ICT 利活用促進事業　など

④テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区ウォーキングキャンペーンの開催　など

⑤地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域活性化支援事業、地域力強化支援事業　など

⑥区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくりアンケート調査、南区まちづくり懇話会の実施　など

平成３０年度　南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～

いきいき暮らしのまち　南区

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	基本目標6
農と漁業を誇れるまち	歴史・文化を育むまち	自然と共生した住みやすいまち	みんなが健康で元気なまち	地域ぐるみで子どもを育てるまち	安全・安心なまち

「南区を知ろう」事業の充実

まち歩き手帖改訂版作成

南区の身近な魅力の再発見や内外への南区の魅力を発信することを目的として、区のおすすめのまち歩きコース等を掲載した「まち歩き手帖 vol.2」の改訂版を４，５００冊作成しました。

まちづくりを担う人材育成の充実

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的に、中級編として、災害の知識と「マイタイムライン」を考える講座を開催しました。

テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

南区ウォーキングキャンペーン

区民１人１人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に、１チーム１０人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施しました。

家庭訪問型子育て支援事業

育児不安を抱える子育て家庭が、地域で安心して子育てができるように、ボランティアの訪問支援員を養成し、定期的な訪問活動を支援しました。

■訪問支援員：６人養成

地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域交流事業支援

南区全域の地域間交流事業の促進、公益的なイベントの活性化、南区の一体感の醸成を目的に、南区内で開催される地域間交流事業に対して、「南区長賞」を提供しました。

区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、１６名の委員（地域代表６人、テーマ代表８人、公募委員２人）で組織された南区まちづくり懇話会を５回開催しました。

市民

北区役所

【シンボルマーク】

「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、
楽しいまち北区をイメージし、ず～っと住みたいまち北区を表現しています。

ア　概　要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道３号熊本北バイパスや国道３号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ　まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず～っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として１.健康と暮らしの安全・安心の向上、２.住みやすい住環境の整備、３.まちの賑わいと産業の振興、４.地域資源の継承と活用、５.住民自治と協働の推進の５つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる５つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ　まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和元年度（２０１９年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

イベントを通して繋がりの輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。

（北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト）

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

「おたがいさま」で誰もが住みやすい北区を目指し、健康づくりの推進に取り組むとともに、安全で安心なまちを目指します。（北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト）

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。（自主自立のまちづくり推進プロジェクト）

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴収し施策に反映させていきます。（「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会）

平成 30 年度　北区まちづくり推進事業の主な実績

めざす区の姿

ず～っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします

基本方針１【健康と暮らしの安全・安心の向上】
基本方針２【住みやすい住環境の整備】
基本方針３【まちの賑わいと産業の振興】
基本方針４【地域資源の継承と活用】
基本方針５【住民自治と協働の推進】
まちづくりビジョンの推進体制

市民

■地域各種団体支援事業

北区いきいき交流スポーツ大会

二日間とも天候に恵まれ高齢者や子供たちの元気なプレーが見られ、にぎやかに北区住民の交流ができました。

北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るため、地域課題対応事業６団体・地域コミュニティモデル事業７団体に対し、補助金を交付し、支援しました。

■地域力向上事業

北区防災まちづくり事業

全ての校区が自ら企画立案し会議等を重ねて避難訓練及び避難所運営のための訓練を実践した。

防災食育らくらくクッキング

地域防災リーダーや若い世帯を対象に地域で防災食育を実施し、食育を通した防災まちづくりを実施した。

北区担い手育成事業

「コミュニティビジネス」をテーマにした講演会や「ワードで作るチラシ講座」など地域づくりの担い手育成の支援を行った。

北区こどもまつり２０１８

親子で楽しめるステージイベントや小中高校の吹奏楽演奏。雨天で中止となった出し物もあったが、多くの来客者で賑わった。

■地域ニーズ把握事業

まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として１８名の委員の皆様から、北区のまちづくりに関しての意見等をいただきました。

地域活動に関する意識調査

区民や特に若い世代の地域づくりに対する考えを把握し、より多くの住民のニーズと一致した施策を行うために意識調査を行った。

（4） 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町 2 丁目 25 番地
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出 1410 番地
南区	天明ホール	奥古閑町 2035 番地
	アスパル富合（富合ホール）	富合町清藤 400 番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	城南町舞原 394 番地 1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	植木町岩野 238 番地 1

（5） 戸籍・住民（各区民課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分				年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
住民登録	日本人	中央区	人口	男	80,659	79,986	80,480	80,987	80,814
				女	94,935	93,878	93,671	93,992	93,896
				合計	175,594	173,864	174,151	174,979	174,710
			世帯数		90,307	90,062	90,613	91,821	92,344
		東区	人口	男	90,845	90,441	89,469	89,507	89,815
				女	100,207	99,846	98,422	98,422	98,823
				合計	191,052	190,287	187,891	187,929	188,638
			世帯数		83,337	83,850	83,221	84,011	85,116
		西区	人口	男	43,427	43,010	42,873	42,444	42,144
				女	49,500	49,046	48,684	48,205	47,849
				合計	92,927	92,056	91,557	90,649	89,993
			世帯数		41,871	41,879	41,890	41,831	42,010
		南区	人口	男	60,778	60,985	61,200	61,658	61,870
				女	67,458	67,801	67,969	68,215	68,358
				合計	128,236	128,786	129,169	129,873	130,228
			世帯数		51,755	52,512	52,941	53,612	54,362
		北区	人口	男	69,428	68,655	68,737	68,490	67,942
				女	76,279	75,482	75,557	75,033	74,574
				合計	145,707	144,137	144,294	143,523	142,516
			世帯数		61,691	61,798	62,501	62,979	63,181
		合計	人口	男	345,137	343,077	342,759	343,086	342,585
				女	388,379	386,053	384,303	383,867	383,500
				合計	733,516	729,130	727,062	726,953	726,085
			世帯数		328,961	330,101	331,166	334,254	337,013
	外国人	中央区	人口	男	955	980	1,020	1,124	1,198
				女	1,212	1,244	1,262	1,325	1,359
				合計	2,167	2,224	2,282	2,449	2,557
			世帯数		1,239	1,271	1,335	1,507	1,618
		東区	人口	男	370	371	395	451	569
				女	421	429	429	448	478
				合計	791	800	824	899	1,047
			世帯数		313	330	379	455	587
		西区	人口	男	242	273	274	297	317
				女	261	278	277	297	351
				合計	503	551	551	594	668
			世帯数		237	283	277	329	388

区分				年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
住民登録	外国人	南区	人口	男	134	140	180	256	353
				女	210	227	260	306	355
				合計	344	367	440	562	708
			世帯数		157	180	232	341	480
		北区	人口	男	238	234	259	329	391
				女	312	332	336	431	477
				合計	550	566	595	760	868
			世帯数		255	271	302	437	531
		合計	人口	男	1,939	1,998	2,128	2,457	2,828
				女	2,416	2,510	2,564	2,807	3,020
				合計	4,355	4,508	4,692	5,264	5,848
			世帯数		2,201	2,335	2,525	3,069	3,604
戸籍	中央区		本籍数		82,275	82,328	82,244	82,203	82,232
			本籍人口数		190,889	190,633	190,158	189,853	189,457
	東区		本籍数		53,849	54,519	55,128	55,780	56,420
			本籍人口数		138,698	140,112	141,241	142,660	143,884
	西区		本籍数		45,585	45,486	45,348	45,231	45,009
			本籍人口数		108,991	108,420	107,688	107,183	106,472
	南区		本籍数		49,835	50,146	50,174	50,195	50,300
			本籍人口数		123,032	123,478	123,269	123,537	123,810
	北区		本籍数		51,650	52,031	52,318	52,636	52,892
			本籍人口数		131,188	131,625	131,872	132,053	132,222
	合計		本籍数		283,194	284,510	285,212	286,045	286,853
			本籍人口数		692,798	694,268	694,228	695,286	695,845

イ　各種証明取扱件数

区分		年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
戸籍関係	中央区		133,144	142,335	145,257	137,249	140,368
	東区		37,355	38,498	37,816	40,791	40,448
	西区		20,209	23,103	22,494	21,551	19,893
	南区		28,144	28,592	22,494	33,419	31,893
	北区		30,822	32,490	32,145	35,871	37,403
	合計		249,674	265,018	271,115	268,881	270,005
住民票関係	中央区		162,301	153,376	177,507	154,193	152,741
	東区		95,640	96,376	138,141	105,715	102,945
	西区		47,134	48,414	63,429	50,701	38,828
	南区		56,575	56,227	78,774	64,982	61,974
	北区		58,286	57,268	72,219	64,495	62,892
	合計		419,936	411,661	530,070	440,086	419,380
印鑑証明	中央区		64,815	56,099	66,462	53,993	56,194
	東区		79,228	70,752	83,805	72,490	69,792
	西区		37,331	35,714	40,832	36,284	29,103
	南区		51,975	47,500	56,971	48,784	46,574
	北区		51,944	46,277	50,523	45,649	45,050
	合計		285,343	256,342	298,593	257,200	246,713
合計	中央区		360,260	351,810	389,226	345,435	349,303
	東区		212,223	205,626	259,762	218,996	213,185
	西区		104,674	107,231	126,755	108,536	87,824
	南区		136,694	132,319	236,983	147,185	140,441
	北区		141,052	136,035	154,887	146,015	145,345
	合計		954,953	933,021	1,099,778	966,167	936,098

（6） 住居表示（地域政策課）

ア　住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和４０年度を第１次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別／区分	整　備　区　域	面積（Km²）	対象件数（件）	実施期日
1 次	東子飼町　西子飼町　井川渕町　北千反畑町　南千反畑町　南坪井町 草葉町　上林町　城東町　上通町　水道町　手取本町　安政町　中央街 花畑町　下通一丁目　下通二丁目　新市街　桜町　辛島町　紺屋今町	1.28	6,600	昭 40. 4. 1
2 次	妙体寺町　坪井一丁目～坪井三丁目　本丸　千葉城町　二の丸　宮内 古城町　古京町　新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭 40.11.1
3 次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目　大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭 41. 7. 1
4 次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町　岡田町 菅原町　白山一丁目～白山三丁目　九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目　南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭 42. 7. 1
5 次	本荘五丁目　本荘六丁目　南熊本四丁目　南熊本五丁目　田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目　春日一丁目　春日二丁目	1.21	6,800	昭 43.11. 1
6 次	迎町一丁目　迎町二丁目　弥生町　琴平一丁目　琴平二丁目　琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町　壷川一丁目　壷川二丁目　京町一丁目 京町二丁目　京町本丁　上熊本一丁目　上熊本二丁目　段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭 44. 8. 1
7 次	水前寺一丁目～水前寺六丁目　水前寺公園　神水一丁目　上京塚町 京塚本町　九品寺一丁目（追加）　本荘一丁目	2.53	9,000	昭 45.10. 1
8 次	坪井四丁目～坪井六丁目　薬園町　子飼本町　室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目　上水前寺一丁目　上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭 47. 4. 1
9 次 （前期）	国府一丁目～国府四丁目　国府本町　出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目　江津二丁目　八王寺町　萩原町	2.36	7,700	昭 47.12. 1
9 次 （後期）	神水本町　湖東一丁目～湖東三丁目　新生一丁目　新生二丁目 水源一丁目　水源二丁目　栄町　南町　広木町　若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭 48. 8. 1
10 次	津浦町　出町　稗田町　池田一丁目～池田四丁目　池亀町　上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目　島崎一丁目～島崎七丁目　戸坂町	7.53	14,900	昭 49.10. 1
11 次	新大江三丁目　神水二丁目　尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘 健軍一丁目　健軍二丁目　健軍四丁目　健軍五丁目　清水本町　清水東町 清水亀井町　八景水谷一丁目　八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭 50.10. 1
12 次	帯山一丁目～帯山五丁目　保田窪一丁目　保田窪二丁目	1.21	4,700	昭 51.10. 1
13 次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目　大江一丁目（追加）	0.97	4,200	昭 52.10. 1
14 次	田崎一丁目～田崎三丁目　八島一丁目　八島二丁目　健軍本町 健軍三丁目　本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	昭 53.10. 1
15 次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭 54.10. 1
16 次	大江二丁目（追加）	0.08	700	昭 55.10. 1
17 次	帯山四丁目（追加）　帯山五丁目（追加）	0.17	700	昭 56.10. 1
18 次	帯山五丁目（追加）	0.07	300	昭 57.10. 1
19 次	出水四丁目　出水八丁目　江津二丁目（追加）　八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭 58.10. 1
20 次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭 59.10. 1
21 次	出水六丁目　春日四丁目（追加）　春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭 62.10. 1
22 次	打越町　高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭 63.10.11
23 次	東野一丁目～東野四丁目　秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元 .11.27
24 次	秋津新町　東本町　昭和町　花立一丁目～花立六丁目　出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目　十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目　平田二丁目　平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目　江越二丁目　馬渡一丁目　馬渡二丁目 田迎一丁目　田迎二丁目　萩原町	3.66	6,300	平 3. 2.25

25 次	東町一丁目～東町四丁目　東本町　山ノ神一丁目　山ノ神二丁目　榎町 佐土原一丁目　佐土原三丁目	2.60	6,000	平 4. 2.10
	渡鹿八丁目　渡鹿九丁目　保田窪本町　保田窪四丁目　保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目　下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目　西原二丁目　御領一丁目　八反田一丁目　八反田二丁目	3.06	8,600	平 4. 2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目　武蔵ケ丘一丁目～武蔵ケ丘九丁目　尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目　月出一丁目　月出二丁目　三郎一丁目　三郎二丁目 西原三丁目　東京塚町　新外一丁目	2.93	10,800	平 5. 2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目　乗越ケ丘　室園町　花園六丁目（追加） 保田窪三丁目　帯山四丁目（追加）帯山五丁目（追加） 帯山六丁目　帯山七丁目	1.12	2,700	平 6. 2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目　川尻一丁目～川尻六丁目　尾ノ上四丁目（追加） 元三町一丁目～元三町五丁目　野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目　新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目　山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7. 2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目　山室一丁目～山室六丁目　田迎三丁目～田迎六丁目　八王寺町　出水七丁目　出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目　幸田二丁目　蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目　新土河原一丁目　新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8. 3. 4
30 次	御領二丁目～御領七丁目　長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目　長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目　月出八丁目　帯山八丁目　帯山九丁目	5.40	7,500	平 9. 2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目　日吉一丁目　日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目　飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目　八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10. 2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目　龍田二丁目～龍田六丁目　龍田八丁目 龍田九丁目　楡木一丁目～楡木三丁目　麻生田一丁目　麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目　上南部一丁目～上南部四丁目　御領八丁目	6.60	6,700	平 11. 2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目　良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目　御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目　元三町五丁目（追加）　坪井六丁目　龍田一丁目 龍田七丁目　龍田弓削一丁目　龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12. 2.28
34 次	近見一丁目（追加）　近見二丁目（追加）　上ノ郷一丁目　上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目　島町一丁目～島町五丁目　野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目　荒尾一丁目～荒尾三丁目　鳶町一丁目　鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目　白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13. 2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目　麻生田一丁目（追加）八景水谷三丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目　楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目（追加）　八王寺町（追加）　江津一丁目（追加）　江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加）出水八丁目（追加）	1.80	7,200	平 14. 2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15. 2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目　長嶺東九丁目　中江町 神園一丁目～神園二丁目　石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16. 2.23
38 次	江津三丁目　江津四丁目　下江津一丁目～下江津八丁目　画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17. 2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目　上高橋一丁目　上高橋二丁目　高橋町一丁目 高橋町二丁目　城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目　上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目　城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目　城山薬師二丁目　島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁～清水岩倉三丁目　　山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	平 19. 2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目　江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	平 20. 2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目　池田三丁目（追加）	0.47	900	平 21. 2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目　飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	平 22. 2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23. 2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目（町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町）	0.42	800	平 26.10.27
45-2 次	松尾一丁目（追加）	0.02	20	平 27. 3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30

2　社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（1）　推進体制

ア　熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。)」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

イ　社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在

【推進本部体制図】

（2）推進へ向けての取組み

ア　番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める４０事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ　番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第９条第２項及び第１９条第９号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 （1）本市内部での個人番号の利用範囲（第９条第２項） （2）本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第 19 条第９号） （3）その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成 28 年１月１日

ウ　特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第２７条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：ＰＩＡ：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成 27 年３月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数 300,000 人以上の事務	平成 27 年７月～９月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ　マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる「マイナンバーセンター」を平成 28 年２月８日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成 28 年２月８日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ　コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成 28 年３月１日開始
利用可能時間	毎日　午前６時 30 分～午後 11 時 00 分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は８時 30 分～ 20 時 00 分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

3　市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・ＮＰＯ活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（ＰＩ）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター　ウェルパルくまもと１階に設置し、ボランティア・ＮＰＯ等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア　情報収集・提供

ボランティア団体、ＮＰＯの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ　相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ　活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ　特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ　熊本市所轄のＮＰＯ法人の定款等を閲覧

カ　特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ　市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
件数	61,110	61,981	27,827	74,121	89,970

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
件数	2,331	2,223	2,143	2,151	2,227

（3）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（4）条例個別指定制度に関すること

ＮＰＯ法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年４月より施行。熊本市が所轄庁となるＮＰＯ法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、ＮＰＯ等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年４月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4　地域コミュニティづくり支援

概　　要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内 17 箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

（1）町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア　町内自治会の結成状況

（平 31（2019）.4.1 現在）

	中央区	東区	西区	南区	北区	合　計
校　区　数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	138	138	166	232	917

イ　助成制度

①　町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容　補助金額＝均等割額＋世帯割額

種　　別		年　額（円）
均等割額	200 世帯以下	60,000
	201 世帯以上 400 世帯以下	65,000
	401 世帯以上 800 世帯以下	70,000
	801 世帯以上	75,000
世帯割額	1 世帯あたり	600

②　防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数　２６，８４７灯（平 30.4.1 現在）

補助額

年間一灯あたり　１０ワットまで　１，２００円
２０ワットまで　１，４００円
４０ワットまで　１，８００円
４０ワットを超える　２，０００円

③　ＬＥＤ等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をＬＥＤ等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき　６，０００円（６，０００円を下回る場合は、その額）

（2）校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア　助成制度

名　　称	補助金額	対　象　事　業（活動）
校区自治協議会運営補助金	20 万円 / 年	運営のための事務費等

イ　校区自治協議会の設立状況

（平成 31（2019）.4.1 現在）

	中央区	東区	西区	南区	北区	合　計
校　区　数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、４地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

（3）地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

（開設済数　平成 31（2019）.4.1 現在）

開設年度（平成）	地域コミュニティセンター名	箇　所　数	
4	楠　城南　春竹　出水	4	
5	壺川　中島　松尾　白山　慶徳	5	
7	帯山　城山　北部東	3	
8	小島　松尾西　庄口　向山	4	
9	砂取　一新	2	
10	田迎西　清水	2	
11	龍田　日吉	2	
12	黒髪　武蔵	2	
13	西原　託麻北　田迎南　画図　池田	5	
14	弓削　西里　池上　出水南　尾ノ上	5	
15	力合　麻生田　松尾北　東町　帯山西	5	
17	碩台　託麻原　御幸　高平台　桜木	5	
18	若葉　河内　本荘	3	75
19	託麻東	1	
20	月出　城西　古町　春日	4	
21	花園	1	
22	川上　飽田	2	
23	白坪　長嶺	2	
24	託麻西	1	
25	菱形	1	
26	豊田　吉松　植木　山東	4	
27	杉上　桜木東　大和　田迎　桜井　田原　田底　山本	8	
28	隈庄　白川	2	
30	楡木	1	
31	富合	1	

（4）地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成３１年（２０１９年）４月１日現在、６２５館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区（10）、大江地区（22）
東区	東部地区（39）、託麻地区（50）、秋津地区（15）
西区	西部地区（58）、花園地区（22）、河内地区（31）
南区	南部地区（29）、幸田地区（23）、飽田地区（15）、天明地区（31）、富合地区（23）、城南地区（43）
北区	龍田地区（19）、清水地区（21）、北部地区（56）、植木地区（119）

運営費等支援（補助）の内容

補助対象		その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲		公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料及び耐震化事業費
補助金額	運営費	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
	建設費	補助率 2 分の 1、上限額 750 万円

補助金額	営繕費	補助率２分の１、上限額 60 万円
	借家料	補助率３分の１、上限額年間 15 万円
	耐震診断費	補助率３分の２、上限額 24 万円
	耐震補強設計費	補助率３分の２、上限額 60 万円
	耐震補強工事費	補助率３分の２、上限額 600 万円

5　安全安心まちづくり・交通安全対策　（生活安全課）

概　要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（1）安全安心まちづくり対策

ア　防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車７台（うち区役所５台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ　繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

①　「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ｱ)　路上喫煙の制限
(ｲ)　ポイ捨ての禁止
(ｳ)　歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
(ｴ)　通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
(ｵ)　自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区　　域	規　制　の　内　容	過　　料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

②　繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員３名（熊本県警察ＯＢ）

③　事業費

令和元年度（２０１９年度）予算　７，６５２千円

ウ　客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

①　「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

(ｱ)　公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定

(ｲ)　客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止

(ｳ)　客引き行為等を用いた営業の禁止

(ｴ)　違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と５万円以下の過料

②　客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

嘱託員６名（熊本県警察ＯＢ）

③　事業費

令和元年度予算　２０,９００千円

（2）交通安全思想の普及徹底

ア　交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員２人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ　交通安全活動の推進

①　交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、ＳＮＳ、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

②　交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在委嘱を受けているのは約４００人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③　暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（3）交通事故被害者に対する支援対策

ア　交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所（現　交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

区分＼年度	26	27	28	29	30
被害者	269	282	285	45	167
加害者	82	81	63	156	17
合　計	351	363	348	201	184

イ　交通遺児への援助

昭和４８年３月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年１回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

（平成 31 年 4 月 1 日現在　　単位　円）

項目＼年度		26	27	28	29	30
収支	寄付金	792,193	716,556	390,933	369,224	408,848
	運用利益	277,217	264,114	180,930	120,251	105,007
	援助金ほか	△ 1,487,991	△ 1,463,556	△ 1,375,173	△ 1,201,704	△ 1,412,628
	差引（積立または取り崩し）	△ 418,581	△ 482,886	△ 1,012,310	△ 712,229	△ 898,773
基金残高		84,076,448	84,300,118	83,678,741	83,335,736	82,845,811

6　消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

（1）消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

年　度	26	27	28	29	30
総件数（件）	6,371	6,290	7,182	6,439	5,102

相談内容別件数（平成３０年度）

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

内容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約（解約）	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
件数	121	406	170	794	3	213	2,473	4,008	794	2	9	8	6	46	9,053

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（2）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア　消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対象に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ　中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ　若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

（3）情報の収集及び提供

ア　消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ　情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・ＤＶＤの
の貸出による情報提供を行う。

（4）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7　男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第２次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和６２年	４月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成　２年	４月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成１８年	５月	「２００６世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/１１～5/１４）
平成２１年	４月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成２２年	３月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成２２年	４月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成２２年１１月		「第２０回男女共同参画全国都市会議 in くまもと」開催（１１/１８～１１/１９）
平成２４年	４月	「男女共同参画センターはあもにい」を指定管理に移行
平成２６年１０月		「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始
平成２８年	４月	「市民協働課男女共生推進室」から「男女共同参画課」へ組織改編
平成２９年	３月	「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」策定
平成３０年	３月	「女性の活躍応援協議会くまもと」設立
平成３１年	３月	「第２次熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成３１年	４月	「熊本市パートナーシップ宣誓制度」創設

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア　男女共同参画に関する啓発・広報

○ 情報紙「はあもにい」の発行（年２回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付

○ 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催

○ 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数１３７人）

○ ＤＶ防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、ＤＶ防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ　男女共同参画に関する情報収集・提供

○ 市民意識調査（５年ごと）・企業実態調査（３年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

○ 市の審議会等への女性の登用を促進

平成２８年度：２９．１％　平成２９年度：２７．８％　平成３０年度：２８．３％

○ 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数１８４人）

○ 働く女性のキャリア形成支援や企業等における女性人材の活躍を推進するため、「働く女性の大交流会 in くまもと」等を開催

○ ＤＶ相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営

（3）推進体制の整備・充実

○「くまもと市男女共同参画会議」の開催

○「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催

○「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（4）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所 在 地　　中央区黒髪３丁目３番１０号

主要施設　４階　　会議室、研修室Ａ・Ｂ・Ｃ、和室

３階　　リハーサル室Ａ・Ｂ・Ｃ、創作アトリエ、スタジオ

２階　　多目的ホール（２００人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室

１階　　メインホール（３７２人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、幼児室、事務室、ギャラリー

その他　　駐車場　１６３台（はあもにい駐車場７０台、第１駐車場４５台、第２駐車場１７台　第３駐車場２６台、障がい者用駐車場５台）

駐輪場　２カ所

ア　男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発･自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ　社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ　その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、ＤＶＤ、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ　施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分／年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	式典 集会・大会	歌謡ショー・浪曲 音楽会・演奏会	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	式典 集会・大会	歌謡ショー・浪曲 音楽会・演奏会	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549
30	13	88	10	14	10	90	225	10	46	12	15	31	64	178	3,109

利用者状況

区分／年度	メインホール					多目的ホール				
	公共団体	文化団体	一般団体	個人	合計	公共団体	文化団体	一般団体	個人	合計
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151
28	0	1	5	1	7	3	21	171	19	214
29	54	6	141	33	234	32	4	113	15	164
30	34	28	146	17	225	35	21	114	8	178

8　人権推進（人権推進総室）

概　　況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第７次総合計画第一章「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、「熊本市人権教育・啓発基本計画」に、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（1）沿　革

昭和４０年	８月	同和対策審議会答申
４４年	７月	同和対策事業特別措置法の施行
５０年	１２月	市民局に同和対策室を設置
５１年	５月	隣保館を設置
平成１２年	１２月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
１３年	４月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
１４年	３月	同和対策にかかる特別措置法施行が失効
１５年	８月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
２１年	３月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
２２年	３月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２４年	３月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２６年	７月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
２７年	４月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置
２９年	４月	組織改編によりふれあい文化センター及び植木ふれあい文化センターを「室」とする。

（2）人権啓発の推進

「熊本市人権教育･啓発基本計画」に基づき､市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため､あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和 62 年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Ｊリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（3）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成２９年４月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」

へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

（4）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地　　中央区本荘４丁目６番６号
開設年月日　　昭和５１年５月１日
主 な 施 設　　１階　教養娯楽室　調理室　相談室　機能回復訓練室　集会室　事務室　浴室
　　２階　集会室　会議室　学習室　多目的利用室　工作室　図書室
　　３階　ホール（機能回復訓練用）
利　用　者

区分＼年度	26	27	28	29	30
主催事業参加者数 （講座･クラブ･高齢者教室･くらしの講座･図書室利用者　等）	15,614	15,557	14,091	14,260	14,194
貸し館利用者数	13,374	13,309	9,555	10,407	9,316
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	11,428	10,312	9,322	12,318	11,163

（5）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地　　北区植木町宮原９１２番地
開設年月日　　昭和５５年８月１日
主 な 施 設　　大会議室　中会議室　図書室　和室　調理室　相談室　事務室
　　日常生活訓練室　創作軽作業室　社会適応訓練室　運動場（グラウンドゴルフ等）
利　用　者

区分＼年度	26	27	28	29	30
館内利用者数 （学習活動･クラブ･高齢者教室･日常生活訓練･図書室利用　等）	7,921	7,291	5,604	6,022	6,785
館外（運動場）利用者数　（グラウンドゴルフ利用者　等）	1,443	963	364	206	197

9　生涯学習（生涯学習課）

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成２１年３月に「熊本市生涯学習指針」を策定し、その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実させながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

（1）熊本市生涯学習指針

＜生涯学習ネットワークの構築＞

ア　学習情報の収集と提供

イ　関係機関との連携

＜学習機会の充実＞

ア　ライフステージに応じた学習機会の充実

イ　現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

ウ　多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

＜学習成果を生かす環境づくり＞

ア　学習成果を生かす場の創出

イ　人材の活用

ウ　市民参画の仕組みづくり

（2）公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の１９公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の２館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名　　称	所　　在　　地
中央公民館	中央区草葉町５番１号
河内公民館	西区河内町船津 791 番地
北部公民館西里分館	北区下硯川町 1798 番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田２丁目 13 番９号

※熊本地震により解体した中央公民館については、平成３１年（２０１９年）３月に竣工し、令和元年（２０１９年）７月の供用開始に向け、開設準備を進めている。

※地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載

平成３０年度　公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央									48	959	48	959	342	9,969
	大江	62	3,436	7	191	5	313	74	3,940	63	1,248	137	5,188		
	五福	91	2,540	6	92	4	127	101	2,759	56	1,063	157	3,822		
東区	東部	114	4,445	10	257	3	143	127	4,845	79	1,708	206	6,553	651	17,888
	託麻	136	3,900	8	127	5	375	149	4,402	60	1,101	209	5,503		
	秋津	172	3,624	2	19	13	1152	187	4,795	49	1,037	236	5,832		
西区	西部	67	1,441	5	180	3	370	75	1,991	49	934	124	2,925	379	12,997
	花園	109	3,750	3	35	4	274	116	4,059	46	707	162	4,766		
	河内	75	4,917	3	103	5	174	83	5,194	10	112	93	5,306		
南区	南部	104	4,172	3	40	3	355	110	4,567	47	764	157	5,331	541	17,286
	幸田	50	1,376	5	112	5	484	60	1,972	57	1,141	117	3,113		
	飽田	22	707	4	99	2	150	28	956	24	299	52	1,255		
	天明	36	524	5	140	4	245	45	909	23	259	68	1,168		
	富合	51	1,701	2	31	3	116	56	1,848	20	236	76	2,084		
	城南	50	2,041	5	38	12	2,209	67	4,288	4	47	71	4,335		
北区	龍田	46	2,496	4	54	5	560	55	3,110	51	1,045	106	4,155	623	16,394
	清水	118	3,199	4	69	5	561	127	3,829	61	1,379	188	5,208		
	北部	132	2,240	4	28	17	472	153	2,740	87	1,165	240	3,905		
	植木	53	2,410	0	0	6	299	59	2,709	30	417	89	3,126		
合計		1,488	48,919	80	1,615	104	8,379	1,672	58,913	864	15,621	2,536	74,534	2,536	74,534

（3）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア　熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構　　成　　校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業　　・年次総会、代表者会、理事会
・子供・若者育成支援強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会
・研修会

イ　校区青少年健全育成協議会

現在、９０小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ　熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ　ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する３地区（中部地区、東部地区、西部地区）１４個団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ　ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

カ　家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在８０学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

（4）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成３１年熊本市成人式は、平成３１年（２０１９年）１月１４日に熊本市総合体育館・青年会館で開催された。（対象者７，６５５人）

１０　熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成２２年４月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第２３条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成２３年３月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年１１月１日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

①　市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。

②　常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。

③　調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として１年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

①　判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項

②　請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項

③　議会に関する事項

④　オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

①　オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は２年であり、１回に限り再任することができる。

②　運用体制

オンブズマン２名、オンブズマンを補佐する専門調査員３名、相談員１名、事務職員１名、事務局長の８名体制で運用を行っている。

（6）苦情申立て後の流れ

①　申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

②　面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③　苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④　調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤　運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

（7）平成３０年度の運用状況

平成３０年度は、７８件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分１３件と合わせて９１件の苦情申立てを処理した。

ア　苦情申立て受付状況（平成２６年度～平成３０年度）

年度	26	27	28	29	30
受付件数	55	50	66	58	78

イ　行政組織別受付状況（平成３０年度受付分）

組織	件数
区役所	18
都市建設局	16（2）
健康福祉局	8
環境局	5（1）
教育委員会	5

組織	件数
財政局	4（1）
上下水道局	4
政策局	3（1）
総務局	3
市民局	2

組織	件数
経済観光局	2
農水局	1
その他	7
合計	78（5）

（ ）内は熊本地震関連 計５件

ウ　苦情申立ての処理状況（平成２９年度継続調査分を含めた平成３０年度処理分）

区　　分	件数
1　調査結果を通知したもの	52（8）
（1）苦情申立ての趣旨に沿ったもの	5
（2）苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	7（1）
（3）市の業務に不備がなかったもの	40（7）
2　調査対象とならなかったもの	4
（1）管轄外のもの	1
（2）その他のもの（利害無し・１年以上経過等）	3
3　調査を中止したもの	1
4　取り下げられたもの	14（1）
5　継続調査中のもの	20
合　　計	91（9）

（ ）内は熊本地震関連　計９件

エ　発意調査

熊本市オンブズマン条例第７条第２項に基づき発意調査を１件行った。

調査内容　　「受付の取扱い」

オ　勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第７条第１項第２号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

健康福祉子ども

1　健康づくりの推進　137

2　健康福祉サービス体制　140

3　社会保障制度　147

4　高齢者福祉　159

5　障がい者福祉　167

6　子ども育成　178

7　生活衛生　200

1　健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと２１基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

（1）栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	年度／項目	26	27	28	29	30
ア　食育の推進	子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数（人）	404	388	172	201	181
イ　地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会（回）	58	58	46	52	53
	すこやか食生活改善講習会（回）	94	94	82	92	92
ウ　食生活改善推進員の養成	修　了　者（人）	85	70	54	73	72

（2）歯と口腔の健康づくりの推進

乳幼児期からのむし歯予防事業や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図る。また、８０２０（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努める。

	年度／項目	26	27	28	29	30
ア　妊娠歯科健診受診状況	妊娠歯科健診受診率（%）	61.6	61.0	60.9	63.8	60.7
イ　３歳児のむし歯の状況	３歳児でむし歯のない者（%）	75.0	74.4	75.9	79.4	79.6
ウ　フッ化物洗口の実施状況	フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園等（%）	46.7	47.2	46.1	48.4	51.2
エ　８０２０推進員の育成	8020 推進員の育成（累計）（人）	771	828	863	912	991

（3）健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第 17 条第 1 項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア　健康手帳の交付

（単位　人）

年度／区分	26	27	28	29	30
手帳交付者	2,012	1,544	1,338	938	665

※ 40 歳以上の市民で希望する者に交付。

イ　健康教育

年度／区分	26	27	28	29	30
開催回数（回）	697	646	496	635	701
延　人　員（人）	12,848	11,561	7,473	7,544	8,674

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

ウ　健康相談

区分＼年度	26	27	28	29	30
開催回数（回）	590	546	436	372	427
延　人　員（人）	13,464	11,094	5,396	3,525	4,159

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

エ　訪問指導

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
実　人　員	222	160	535	211	363
延　人　員	242	199	570	248	456

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

（4）各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

受診率向上のための取組として、平成 30 年度は、胃がん検診における内視鏡検査を導入し、平成 31 年度からは 70 歳以上の方の自己負担金を無料化した。

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
健康増進法に基づく特定健康診査	785	751	545	760	1,129
肺がん検診	22,443	22,679	20,000	21,233	21,142
胃がん検診	9,904	9,477	8,658	8,952	8,926
大腸がん検診	22,194	22,512	18,108	19,763	21,817
乳がん検診	14,183	11,491	9,287	10,199	13,282
子宮頸がん検診	注 1）23,530	注 2）16,973	注 3）13,095	注 4）17,949	注 5）20,534

※がん検診は 40 歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は 40 歳以上の女性、子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性としている。注 1)、注 2)、注 3)、注 4）及び注 5）には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,606 人、3,571 人、2,602 人、2,654 人及び 3,284 人を含む。

（5）ＣＫＤ（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成２１年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、ＣＫＤの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
新規人工透析者数	251	228	243	234	252

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

（6）結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成１９年４月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、ＢＣＧ予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア　健康診断

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
結核一般住民検診	15,608	16,227	14,634	15,627	15,817
ＢＣＧ接種（乳幼児）	6,899	6,871	6,732	6,468	6,681
管理検診	318	340	348	228	187
接触者検診	1,635	1,378	1,157	1,306	733

イ　患者管理

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
結核患者登録数	220	241	222	185	154
新登録患者数	98	125	85	82	76
結核患者訪問指導	431	356	244	147	235
新登録患者中の入院勧告患者数	47	50	32	20	32

（7）感染症対策事業（感染症対策課）

ア　エイズ相談及びＨＩＶ抗体検査

ＨＩＶ感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びＨＩＶ抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・ＨＩＶ抗体検査の推移

（単位　件）

区分＼年度	26	27	28	29	30
相談	1,658	1,421	862	1,312	1,276
検査	1,571	1,375	828	1,271	1,255

イ　肝炎ウイルス検査

Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にＢ型、Ｃ型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

（単位　件）

区分＼年度		26	27	28	29	30
保健所	Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原）検査	49	53	17	26	30
	Ｃ型肝炎（ＨＣＶ抗体）検査	48	53	17	27	30
医療機関	Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原）検査	3,863	4,484	2,381	2,272	2,347
	Ｃ型肝炎（ＨＣＶ抗体）検査	3,910	4,505	2,388	2,266	2,355

（8）予防接種事業（感染症対策課）

予防接種の状況

（単位　件）

区分＼年度	26	27	28	29	30
四種混合	27,074	27,576	27,394	26,338	26,712
三種混合	—	—	—	—	—
二種混合	5,502	5,599	5,507	5,282	5,468
ポリオ（不活化ワクチン）	7,406	2,677	1,401	705	229
インフルエンザ	101,905	98,860	100,091	82,573	102,967
日本脳炎	30,245	26,147	38,408	34,090	40,129
麻しん風しん混合	13,394	13,359	12,888	13,421	13,156
子宮頸がん	103	83	68	109	267
ヒブ	28,340	27,478	27,053	26,238	26,501
小児用肺炎球菌	28,312	27,836	27,137	26,309	26,799
水痘	12,864	13,514	11,904	12,072	12,343
B型肝炎	—	—	11,056	20,017	19,765
成人用肺炎球菌	16,954	13,902	15,792	17,011	15,067

平成24年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。
（三種混合ワクチン販売中止により、平成26年度から四種混合と合わせて集計している。）
平成25年4月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。
平成26年10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。
平成28年10月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

2　健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

（1）救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア　初期救急医療業務（年末年始を除く）

①　休日夜間急患センター

	熊本市医師会熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間（午後６時から翌午前８時まで） 休日昼間（午前８時から午後６時まで）	休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）

②　在宅当番医制　（　）内は、１日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科（７）、小児科（１）、整形外科（１）、眼科（１）、耳鼻咽喉科（１）、産婦人科（１）
下益城郡医師会	富合・城南地区（１）
鹿本医師会	植木地区（１～２）

③　救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④　休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤　初期救急医療業務実績

区分		年度	26	27	28	29	30
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）	15,690	16,547	15,846	15,491	14,735
		内科（人）	9,873	9,764	10,747	10,950	10,629
		外科（人）	1,924	2,056	2,177	2,212	1,938
		計（人）	27,487	28,367	28,770	28,653	27,302
		二次医療搬送（再掲）	1,370	1,419	1,261	1,273	1,330
	熊本赤十字病院	患者総数（人）	5,173	5,145	4,970	5,005	4,788
在宅当番医制（人）			38,268	38,039	40,025	40,604	39,816
（実施医療機関延数）			(925)	(904)	(930)	(906)	(910)
救急調剤（件）			18,793	18,819	19,243	18,863	17,441
休日夜間歯科診療（人）			95	105	121	107	115
委託料（千円）			182,524	182,951	182,903	182,524	182,863

健福

イ　初期救急医療業務（年末年始）

開設期間１２月３０日（午前０時）から翌年１月４日（午前８時）まで

項目	内容
①休日夜間急患センター	・熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目　小児科・内科・外科
②在宅当番医制 （熊本市医師会委託）	診療科目　内科（５）、外科（３）、産婦人科（１）、耳鼻咽喉科（１）、眼科（１）、内科・外科のうち泌尿器科（１）、小児科（３）（泌尿器科・小児科は午前９時～午後５時） （　）内は、１日あたり実施医療機関数
③救急調剤 （熊本市薬剤師会委託）	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④休日夜間歯科診療業務 （熊本市歯科医師会委託）	在宅当番医制により、一日あたり歯科（２）で歯科救急診療業務実施

⑤　年末年始診療実績

区分		年度	26	27	28	29	30
診療実日数（日）			5	5	5	5	5
急患センター	小児科（人）		891	570	598	787	802
	内科（人）		1,078	503	779	873	981
	外科（人）		90	81	99	74	104
在宅当番医（人）			8,008	4,207	5,839	7,105	6,726
救急調剤（件）			2,027	1,068	1,394	1,614	1,841
歯科在宅当番医（人）			486	340	448	485	428
委託料（千円）			19,145	18,936	18,550	18,178	17,431

ウ　二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前８時から午後６時まで）及び毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）の重症患者の診療業務を５病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院（平成２８年５月から令和元年１０月まで輪番制休止））の輪番制により実施。

（２）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年１１月４日

相談対応体制：専任相談員３名（看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

（単位　件）

相談区分＼年度	26	27	28	29	30	調査確認等実施件数（再掲）
相談・問合せ	1,274	1,716	1,376	1,216	1,300	10
苦情相談	524	383	392	271	224	47
その他	95	－	－	－	－	－
合計	1,893	2,099	1,768	1,487	1,524	57

（３）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編）　　平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

（単位　人）

項目＼年度	26	27	28	29	30
目標者数	14,677	14,308	13,442	12,484	12,094
献血者数	11,680	11,653	9,931	10,481	10,610

（４）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア　社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成８年４月１日より設置した。

（審議会の構成）

区　分	内　　容
全　体　会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ　地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

健福

ウ　在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名　　称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所　在　地	南区日吉１丁目４番15号	東区健軍本町31番20号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成５年４月20日	平成６年５月22日
開館時間	９時～17時（一部22時迄）	９時～17時（一部22時迄）
主な設備	休養室　談話室　和室	休養室　談話室　和室
	多目的ホール　相談室	多目的ホール　相談室

（５）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア　地区別民生委員・児童委員数（定数１，４５２人、現員１，３７８人）

（平31.4.1現在）

性別（人）＼地区	中央区	東　区	西　区	南　区	北　区	計
男	64	67	46	61	75	313
女	323	239	161	176	166	1,065
計	387	306	207	237	241	1,378

（主任児童委員147名を含む）

イ　民生委員・児童委員推薦制度

①　熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員１０人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
校区ＰＴＡ代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第８条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年）

②　熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、５名）

ウ　運営費補助金等（平成３０年度分）

・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	年額	７,５８７千円
・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金	年額	９,６２０千円（１３０千円×７４団体）
・民生委員活動費（費用弁償）	年額	１１０千円／人
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）	年額	１１,８４０円／人

（6）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア　主な福祉団体

名　　称	代表者	所　在　地	設　置　目　的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷　愛一	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島　喜義	南区平成１丁目10－８ 熊本市健康センター 平成分室２Ｆ	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ　その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）

名　　称	代表者	所　在　地	設　置　目　的
熊本市民生委員児童委員 協議会	野口　勲	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉 連合会	紫垣智津子	東区錦ヶ丘34番23号 母子・父子休養ホーム しらゆり内	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	池永　憲貞	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室１Ｆ	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	佐藤　友一	中央区紺屋町２丁目８番１号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島　郁夫	中央区水前寺６丁目18番１号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る

熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	吉田　精華	中央区大江３丁目１番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦　一水	中央区城東町４番２号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本ＢＢＳ会	河内田晃子	中央区大江３丁目１番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤　正行	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西　一史	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村　隼秋	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室２Ｆ	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門　文雄	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室２Ｆ	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐　國英	東区渡鹿８丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤　美信	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

（7）指導監査事業（指導監査課）

ア　社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

社会福祉法人数	平成３０年度 指導監査 実施法人数
178	67

			社会福祉施設数	平成３０年度 実施施設数
児童福祉施設	保育所	公立	19	19
		私立	100	100
		計	119	119
	幼保連携型認定こども園		64	64
	母子生活支援施設		2	2
	乳児院・児童養護施設		6	6
	障がい児施設		7	7
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	2
		計	13	13
小　計			211	211
老人福祉施設	特別養護老人ホーム		51	51
	養護老人ホーム		7	7
	軽費老人ホーム（A 型、ケアハウス）		18	18
小　計			76	76
障害者支援施設			14	14
社会事業授産施設			1	1
保護施設（救護施設）			1	1
合　計			303	303

イ　介護老人保健施設の実地指導

介護老人保健施設の実地指導を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成３０年度　介護老人保健施設　３０施設　うち実施数　１０施設

（8）社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護保険課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成３１年度当初予算）　　1,０２７,７００千円

（平成３０年度予算繰越）　　４１７,５５１千円

（平成３１年度対象施設数）　老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計１５カ所

（9）福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア　目　　的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ　業務の内容

・福祉の総合相談に関すること

・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）

・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ　職員の配置（平３１．４．１現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員　７人

エ　利用状況（平成３０年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談　　９６９件

・女性のための相談

（単位　件）

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	541	経済関係	生活困窮	70
	薬物中毒・酒乱	1		サラ金・借金	8
	離婚問題	194		求職	24
	その他	38		その他	70
子ども	養育困難	0	住居問題		70
	その他子どもの問題	102	医療関係	病気	9
親族	親の暴力	79		精神的問題	19
	その他親族の問題	41		妊娠・出産	9
人間関係	男女問題	5		その他	6
	家庭不和	9	その他		5
	その他	55	合計		1,355

・子どものための相談

（単位　件）

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
57	21	31	0	15	751	54	929

3　社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成１２年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（1）介護保険（平成１２年度事業開始）（介護保険課）

ア　対象者

（平 31.3.31 現在）

第 1 号被保険者数	65 歳以上 75 歳未満	93,195 人
	75 歳以上	95,207 人
	合　　計	188,402 人
第 1 号被保険者のいる世帯数		135,276 世帯
40 歳以上 65 歳未満者数		241,191 人

イ　要介護（要支援）認定

①　介護認定審査会　　委　　員　　２５９名

（構　成）・医療関係者　　１０４名

・保健関係者　　５１名

・福祉関係者　　１０４名

②　審査件数　２９，９７４件（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

③　要介護（支援）認定の状況

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　　分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	7,044	5,857	9,781	6,325	4,441	4,300	3,322	41,070
65 歳以上 75 歳未満	871	724	1,036	678	428	390	365	4,492
75 歳以上	6,173	5,133	8,745	5,647	4,013	3,910	2,957	36,578
第 2 号被保険者	88	100	203	164	90	72	96	813
合　　計	7,132	5,957	9,984	6,489	4,531	4,372	3,418	41,883

ウ　介護サービス利用の状況

①　居宅介護（支援）サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　　分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	2,454	2,905	0	7,778	5,064	2,912	1,999	1,258	24,370
第 2 号被保険者	26	44	0	161	136	73	47	49	536
合　　計	2,480	2,949	0	7,939	5,200	2,985	2,046	1,307	24,906

② 地域密着型サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　　分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	38	54	0	1,577	1,232	1,069	861	656	5,487
第 2 号被保険者	0	1	0	31	32	15	9	11	99
合　　計	38	55	0	1,608	1,264	1,084	870	667	5,586

③ 施設サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合　計
第 1 号被保険者	1,888	1,935	438	33	4,294
第 2 号被保険者	13	24	3	1	41
合　　計	1,901	1,959	441	34	4,335

エ 保険料

① 第 7 期（2018 年度～ 2020 年度）保険料段階

<table>
<tr><th>段階</th><th colspan="3">対象者</th><th>料率</th><th>保険料月額</th><th>保険料年額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第 1 段階</td><td colspan="3">生活保護の受給者</td><td rowspan="3">0.45
(0.375)</td><td rowspan="3">3,042 円
(2,535 円)</td><td rowspan="3">36,504 円
(30,420 円)</td></tr>
<tr><td colspan="3">老齢福祉年金（※ 1）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5">本人が市民税非課税</td><td rowspan="3">世帯非課税</td><td>本人の「公的年金等収入額（※ 2）」と「合計所得金額（※ 3）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額（※ 4）」の合計が 80 万円以下の場合</td></tr>
<tr><td>第 2 段階</td><td>本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の場合</td><td>0.625
(0.5)</td><td>4,225 円
(3,380 円)</td><td>50,700 円
(40,560 円)</td></tr>
<tr><td>第 3 段階</td><td>本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 120 万円を超える場合</td><td>0.75
(0.725)</td><td>5,070 円
(4,901 円)</td><td>60,840 円
(58,812 円)</td></tr>
<tr><td>第 4 段階</td><td rowspan="2">世帯課税</td><td>本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合</td><td>0.875</td><td>5,915 円</td><td>70,980 円</td></tr>
<tr><td>第 5 段階
(基準段階)</td><td>本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超える場合</td><td>1</td><td>6,760 円</td><td>81,120 円</td></tr>
<tr><td>第 6 段階</td><td rowspan="8">本人が市民税課税</td><td rowspan="8">本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が</td><td>120 万円未満の場合</td><td>1.2</td><td>8,112 円</td><td>97,344 円</td></tr>
<tr><td>第 7 段階</td><td>120 万円以上 200 万円未満の場合</td><td>1.3</td><td>8,788 円</td><td>105,456 円</td></tr>
<tr><td>第 8 段階</td><td>200 万円以上 300 万円未満の場合</td><td>1.5</td><td>10,140 円</td><td>121,680 円</td></tr>
<tr><td>第 9 段階</td><td>300 万円以上 400 万円未満の場合</td><td>1.7</td><td>11,492 円</td><td>137,904 円</td></tr>
<tr><td>第 10 段階</td><td>400 万円以上 500 万円未満の場合</td><td>1.8</td><td>12,168 円</td><td>146,016 円</td></tr>
<tr><td>第 11 段階</td><td>500 万円以上 600 万円未満の場合</td><td>1.9</td><td>12,844 円</td><td>154,128 円</td></tr>
<tr><td>第 12 段階</td><td>600 万円以上 700 万円未満の場合</td><td>2</td><td>13,520 円</td><td>162,240 円</td></tr>
<tr><td>第 13 段階</td><td>700 万円以上の場合</td><td>2.1</td><td>14,196 円</td><td>170,352 円</td></tr>
</table>

令和元年（2019 年）10 月からの消費税増税に伴い、第 1 ～第 3 段階の保険料が軽減される。[上表（）書き内]

（※ 1）老齢福祉年金：明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金。

（※ 2）公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれない。

（※ 3）合計所得金額：収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。（扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。なお、合計所得金額が 0 を下回った場合には 0 とみなす。）

（※ 4）公的年金等所得金額：公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

（平 31.4.1 現在）

区分＼年度		26	27	28	29	30
現年度分	保険料賦課額（円）	10,161,189,567	11,404,152,545	10,451,147,441	11,215,188,639	14,671,519,421
	保険料収納額（円）	9,947,101,467	11,163,398,316	10,254,884,249	11,010,306,518	14,444,227,809
	収　納　率（%）	97.89	97.89	98.12	98.17	98.45
過年度分	保険料賦課額（円）	492,948,802	518,803,086	564,169,192	517,381,308	513,840,734
	保険料収納額（円）	73,632,765	81,268,321	104,609,078	78,484,914	75,710,253
	収　納　率（%）	14.94	15.66	18.54	15.17	14.73
計	保険料賦課額（円）	10,654,138,369	11,922,955,631	11,015,316,633	11,732,569,947	15,185,360,155
	保険料収納額（円）	10,020,734,232	11,244,666,637	10,359,493,327	11,088,791,432	14,519,938,062
	収　納　率（%）	94.05	94.31	94.05	94.51	95.62

オ　事業者

① 在宅介護サービス事業者

（平 31.3.31 現在）

介護サービス事業所数	毎年・10 月 1 日（平成 12 年開始）	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所 ・訪問介護　265 事業所　・訪問入浴　5 事業所 ・訪問看護　801 事業所　・訪問リハ　646 事業所 ・居宅療養管理指導　1,308 事業所　・通所介護　147 事業所 ・通所リハ　964 事業所　・夜間対応型訪問介護　0 事業所 ・認知症通所介護　39 事業所　・福祉用具貸与　59 事業所 ・特定福祉用具販売　58 事業所　・居宅介護支援　269 事業所 ・認知症ＧＨ　73 事業所　・短期入所生活　46 事業所 ・短期入所療養　58 事業所　・小規模多機能　53 事業所 ・特定施設　34 事業所　・地域密着型特定施設　2 事業所 ・看護小規模多機能　8 事業所　・定期巡回・随時対応型　2 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所　17 事業所 ・地域密着型通所介護　156 事業所

② 施設サービス事業者

（平 31.3.31 現在）

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	34	1,904
② 介護老人保健施設	29	2,168
③ 介護療養型医療施設	19	663
④ 介護医療院	2	71

カ　介護（予防）給付費

（単位　円）

区分	年度	26	27	28	29	30
居宅サービス	訪問通所系	19,747,708,078	20,453,235,047	18,961,812,379	20,239,089,223	20,820,412,254
	短期入所系	1,373,949,212	1,359,273,840	1,426,037,916	1,423,384,567	1,547,639,944
	その他	5,879,400,913	6,264,695,304	6,665,351,625	7,072,279,248	7,771,997,353
	福祉用具購入	95,960,017	105,070,923	104,821,625	106,359,366	110,641,482
	住宅改修	285,653,443	291,508,547	211,316,913	263,754,830	258,112,461
	小計	27,382,671,663	28,473,783,661	27,369,340,458	29,104,867,234	30,508,803,494
施設サービス	介護老人福祉施設	5,448,580,425	5,452,643,604	5,478,259,017	5,745,833,730	6,306,718,796
	介護老人保健施設	6,322,148,377	6,308,606,498	6,492,323,588	6,463,446,247	6,887,851,641
	介護療養型医療施設	3,255,578,151	3,127,407,105	2,937,016,324	2,439,486,180	2,166,609,071
	介護医療院	-	-	-	-	50,622,808
	小計	15,026,306,953	14,888,657,207	14,907,598,929	14,648,766,157	15,411,802,316
地域密着型サービス		6,037,684,620	6,477,353,075	9,091,075,655	9,915,631,508	10,940,404,420
計		48,446,663,236	49,839,793,943	51,368,015,042	53,669,264,899	56,861,010,230
高額介護サービス費		991,521,027	1,089,681,869	1,129,563,319	1,108,033,456	1,334,440,197
高額医療合算介護サービス費		118,013,073	134,503,733	92,375,178	172,436,051	53,603,809
審査支払手数料		66,459,197	67,503,177	55,466,143	71,748,460	67,606,980
特定入所者介護サービス費		1,631,821,657	1,685,222,064	1,608,201,048	1,521,848,121	1,516,100,291
合計		51,254,478,190	52,816,704,786	54,253,620,730	56,546,330,987	59,832,761,507

キ　地域密着型サービス（平成１８年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備　考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対　象 要介護１以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対　象 要介護１以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対　象 要介護１以上
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対　象 要介護１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対　象 要支援２以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対　象 要介護３以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う	対　象 要介護１以上

ク　地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成２９年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（１日あたり３時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎（令和元年度より実施）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要とする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

（2）国民健康保険（昭和３４年７月１日事業開始）（国保年金課）

ア　世帯数及び被保険者数

（各年度３月 31 日現在）

区分＼年度	26	27	28	29	30
総世帯数	328,601	332,089	333,282	336,979	340,265
被保険者世帯数	108,698	106,314	104,258	101,382	98,639
加入率（％）	33.08	32.01	31.28	30.09	28.99
総人口	732,569	732,780	730,708	731,339	731,044
被保険者数	184,063	177,588	171,937	164,539	157,783
加入率（％）	25.13	24.23	23.53	22.50	21.58

イ　保険料賦課徴収状況

区分＼年度		28			29			30		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額（円）	10,957,065,252	1,239,901,425	3,150,562,699	11,082,458,228	1,233,231,586	3,195,274,601	11,717,764,095	1,249,586,925	3,275,374,084
	収入済額（円）	9,605,664,144	1,066,889,941	2,772,660,243	9,868,967,125	1,073,873,161	2,854,522,489	10,546,730,227	1,100,276,396	2,953,456,748
	収納率（％）	87.67	86.05	88.01	89.05	87.08	89.34	90.01	88.05	90.17
過年度分	調定額（円）	4,261,791,878	575,943,750	1,025,267,442	3,980,654,100	536,207,779	1,004,001,080	3,745,399,439	505,484,052	980,642,125
	収入済額（円）	474,569,735	66,891,765	115,124,252	524,219,845	71,586,633	131,878,436	553,295,675	73,923,338	146,065,880
	収納率（％）	11.14	11.61	11.23	13.17	13.35	13.14	14.77	14.62	14.89
計	調定額（円）	15,218,857,130	1,815,845,175	4,175,830,141	15,063,112,328	1,769,439,365	4,199,275,681	15,463,163,534	1,755,070,977	4,256,016,209
	収入済額（円）	10,080,233,879	1,133,781,706	2,887,784,495	10,393,186,970	1,145,459,794	2,986,400,925	11,100,025,902	1,174,199,734	3,099,522,628
	収納率（％）	66.24	62.44	69.15	69.00	64.74	71.12	71.78	66.90	72.83
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	1人当り（円）	88,514	31,256	24,287	91,547	32,254	25,522	98,003	33,684	26,974
	1世帯当り 最高（円）	540,000	160,000	190,000	540,000	160,000	190,000	580,000	160,000	190,000
	1世帯当り 最低（円）	15,420	4,230	4,260	15,420	4,230	4,260	18,210	4,620	4,980
	1世帯当り 平均（円）	145,973	38,196	40,053	148,578	39,112	41,420	156,765	40,572	43,147
保険料率※	所得割（％）	9.3	2.2	2.6	9.3	2.2	2.6	8.34	2.04	2.27
	均等割（円）	28,800	14,100	8,100	28,800	14,100	8,100	35,100	15,400	9,600
	平等割（円）	22,600	-	6,100	22,600	-	6,100	25,600	-	7,000
算定割	所得割（％）	59.41	57.91	60.76	59.78	58.64	61.20	54.93	56.28	55.82
	均等割（％）	28.15	42.09	27.55	27.75	41.36	27.11	31.63	43.72	31.00
	平等割（％）	12.45	-	11.69	12.47	-	11.69	13.44	-	13.17
財政状況	歳入（円）	96,107,976,037			97,504,034,976			80,675,203,709		
	歳出（円）	100,327,270,182			99,891,696,007			83,149,959,866		
	単年度収支額（円）	△ 152,761,923			1,831,633,114			△ 87,095,126		
	累積収支額（円）	△ 4,219,294,145			△ 2,387,661,031			△ 2,474,756,157		

ウ　給付状況

区分＼年度		26	27	28	29	30
給付割合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70 歳以上一般（割）	8	8	8	8	8
	70 歳以上現役並（割）	7	7	7	7	7
	未就学児（割）	8	8	8	8	8
療養諸費	件　　数	2,844,866	2,819,586	2,805,414	2,807,153	2,645,632
	費　　用（円）	65,031,445,396	66,075,861,141	65,957,620,328	66,022,229,440	63,744,212,912
出産育児一時金	件　　数	1,015	946	826	834	693
	費　　用（円）	424,192,000	396,492,000	346,851,622	351,194,248	293,052,600
	1 件当たり給付額（円）	420,000 （産科医療補償制度未加入：390,000 ※ H27.1 月以降 404,000）	420,000 （産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000 （産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000 （産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000 （産科医療補償制度未加入：404,000）
葬祭費	件　　数	838	847	872	869	791
	費　　用（円）	16,760,000	16,940,000	17,440,000	17,380,000	15,820,000
	1 件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費合計	件　　数	2,846,719	2,821,379	2,807,111	2,808,857	2,647,116
	費　　用（円）	65,090,624,596	66,489,293,141	66,321,483,770	66,389,317,440	64,053,085,512
あんま施術はりきゅう	件　　数	32,847	31,030	28,533	28,197	25,897
	費　　用（円）	32,847,000	31,030,000	28,533,000	28,197,000	25,897,000
	1 件当たり給付額（円）	1 回　1,000 －	1 回　1,000 －	1 回　1,000 －	1 回　1,000 －	1 回　1,000 －

エ　診療費・諸率

区分＼年度	26	27	28	29	30
受　　診　　率（%）	1,047.90	1,067.78	1,090.82	1,135.02	1,117.72
1 件当たり　日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
1 件当たり費用額（円）	27,459	27,857	28,353	28,341	29,335
1 人当たり費用額（円）	287,745	297,447	309,283	321,680	327,883
1 人当たり受診日数	23	23	23	24	23
1 日当たり費用額（円）	12,517	12,846	13,199	13,434	14,111

オ　収納率向上対策

・保険料督促及び催告業務による未納対策
・滞納処分の拡大・強化
・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
・分割納付の進行管理の徹底
・納付相談機会の拡充
・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービス・Ｗｅｂ口座振替受付サービスの実施）
・コンビニエンスストア収納業務委託
・資格適正化の強化
・スマホ決済（ＰａｙＢ）の導入

（3）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

ア　対　象　者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）

１．身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部

※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが記入されている者。

・音声、言語機能の著しい障がい　・両下肢のすべての指を欠く

・一下肢の下腿１／２以上を欠く　・一下肢の機能の著しい障がい

２．療育手帳Ａ１、Ａ２

３．国民年金などの障害年金１級、２級

４．精神障害者保健福祉手帳１級、２級

イ　後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分＼年度		28		29		30	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額（円）	3,121,391,200	2,373,949,300	2,985,573,300	3,004,545,400	3,337,773,400	3,297,065,900
	収入済額（円）	3,121,391,200	2,328,064,390	2,985,573,300	2,952,069,109	3,337,773,400	3,243,728,447
	収納率（%）	100	98.07	100	98.25	100	98.38
過年度分	調定額（円）	－	128,036,674	－	106,632,290	－	102,537,523
	収入済額（円）	－	44,547,879	－	30,293,997	－	34,079,881
	収納率（%）	－	34.79	－	28.41	－	33.24
計	調定額（円）	3,121,391,200	2,501,985,974	2,985,573,300	3,111,177,690	3,337,773,400	3,399,603,423
	収入済額（円）	3,121,391,200	2,372,612,269	2,985,573,300	2,982,363,106	3,337,773,400	3,277,808,328
	収納率（%）	100	94.83	100	95.86	100	96.42

（4）国民年金（昭和３４年１１月１日施行）（国保年金課）

ア　拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位　人 / 千円）

区分＼年度		26	27	28	29	30
被保険者	第１号被保険者	107,073	102,525	98,793	93,515	90,979
	任意加入被保険者	1,436	1,355	1,268	1,125	1,089
	第３号被保険者	51,652	50,460	49,106	48,092	46,674
	合　　計	160,161	154,340	149,167	142,732	138,742
免除者保険料	法定免除	10,123	10,021	9,807	9,654	9,527
	申請免除	25,386	22,303	20,761	19,482	18,765
	納付猶予	3,480	2,971	3,456	3,538	3,679
	学生納付特例	12,874	12,394	12,191	12,196	12,302
	合　　計	51,863	47,689	46,215	44,870	44,273
免　除　率（%）		48.4	46.5	46.8	48.0	48.7

イ　年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位　千円）

区分＼年度	28		29		30	
	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額
老齢福祉年金	3	1,199	1	400	0	0
老齢年金	4,158	2,049,541	3,515	1,738,962	2,894	1,431,427
通算老齢年金	3,464	837,451	3,029	738,834	2,580	636,680
老齢基礎年金	160,391	106,263,736	168,030	110,240,671	172,697	113,257,410
障害年金	305	266,209	288	251,520	258	225,607
障害基礎年金	13,783	11,942,427	14,069	12,160,573	14,376	12,392,100
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	1,389	1,066,746	1,367	1,054,170	1,337	1,034,342
寡婦年金	73	33,365	74	33,732	78	35,014
計	183,566	122,460,674	190,373	126,218,862	194,220	129,012,580

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ　国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

・市政だより

・市電・バス内ポスター掲示

・ラジオ広報（ＦＭ熊本・熊本シティエフエム）

（5）生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア　保護状況

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
生活扶助	世帯	10,716	10,739	10,800	11,171	11,046
	人員	14,888	14,682	14,538	14,708	14,261
	金額（千円）	8,857,100	8,530,105	8,316,042	7,786,092	7,375,375
住宅扶助	世帯	9,217	9,314	9,357	10,327	10,334
	人員	12,231	12,173	12,210	13,709	13,463
	金額（千円）	3,688,943	3,741,612	3,683,665	3,497,959	3,504,311
教育扶助	世帯	764	740	679	633	574
	人員	1,176	1,139	1,073	1,000	885
	金額（千円）	161,677	155,910	145,285	137,065	109,933
医療扶助	世帯	10,665	10,797	10,536	10,246	10,214
	人員	13,331	13,344	12,901	12,265	12,064
	金額（千円）	14,173,869	14,668,304	13,520,351	13,919,804	13,677,896
介護扶助	世帯	2,275	2,419	2,473	2,492	2,463
	人員	2,354	2,505	2,548	2,523	2,470
	金額（千円）	469,264	475,788	481,367	504,320	503,963
出産扶助	世帯	0.4	0.4	0	1	0.3
	人員	0.4	0.4	0	1	0.3
	金額（千円）	1,336	1,231	1,985	854	250
生業扶助	世帯	364	366	358	335	302
	人員	843	844	727	366	333
	金額（千円）	75,370	75,822	72,986	68,723	54,419
葬祭扶助	世帯	19	19	19	25	23
	人員	20	20	19	25	23
	金額（千円）	71,182	73,789	66,281	58,855	53,665
保護施設事務費（千円）		281,674	276,709	311,875	311,670	337,370
就労自立給付金（千円）		1,995	5,490	5,431	5,162	5,279
進学準備給付金（千円）※		-	-	-	-	11,300
実数	世帯	12,451	12,642	12,506	12,116	11,947
	人員	16,977	17,020	16,607	15,883	15,388
	金額（千円）	27,782,409	28,004,759	26,605,268	26,290,504	25,633,761

（注）　世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。　※進学準備給付金…平成 30 年度から施行

イ　保護率の推移（年度平均）

区分 ＼ 年度	26	27	28	29	30
	‰	‰	‰	‰	‰
市	23.00	23.08	22.38	21.47	20.80
県	15.00	15.11	14.82	14.38	14.10

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ　保護措置状況

区分 ＼ 年度	26	27	28	29	30
申請件数	2,158	2,198	2,132	1,925	2,087
開始件数	1,923	1,918	1,822	1,707	1,846
却下・取下件数	252	278	292	277	297
廃止件数	1,593	1,819	2,276	1,932	1,888

エ　世帯の労働力類型別被保護世帯

（平成 30 年度月平均）

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いてる世帯	1,405	11.8
常用勤労者	1,125	9.5
日雇労務者	172	1.4
内職者	17	0.1
その他の就業者	92	0.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	263	2.2
働いている者のいない世帯	10,231	86.0
合計	11,899	100.0

※保護停止世帯を除く

オ　保護施設

（平 31.3.31 現在）

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	松尾　歩	春日 5 丁目 17-36	昭 35.12	60	65
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村　哲也	上熊本 2 丁目 11-24	昭 27.4	87	0

健福

（6）生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア　自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

※ H29 ～　ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	新規支援者数（実数） ※相談のみも含む。	新規就労者数（実数） ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数（実数） ※継続支援者を含む。
27	3,131 件	718 人 （うち要支援者 250 人）	59 人	45 人
28	2,900 件	494 人 （うち要支援者 131 人）	11 人	49 人
29	3,011 件	441 人 （うち要支援者 203 人）	52 人	76 人
30	2,597 件	484 人 （うち要支援者 194 人）	62 人	84 人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ　家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
27	545 件	32 名	未集計
28	1,077 件	21 名	30 件
29	1,818 件	29 名	41 件
30	1,234 件	26 名	35 件

※ア　自立相談支援事業と一体的に実施。　※ H27 年度は家計相談支援事業としての実績未集計。

※ H30 年 10 月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ　一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　グリーンコープ）

年度	入所者数（実数）	入所日数（延べ）	就労者数（実数）
27	24 名	1,260 日	7 名
28	10 名	402 日	3 名
29	25 名	1,135 日	16 名
30	18 名	980 日	11 名

※各年度 3 月末時点で入居中であった者については 3 月末までの利用日数を計上。

エ　就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人　おーさぁ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就　労　率
27	35 名	28 名	80%
28	22 名	15 名	68%
29	28 名	14 名	50%
30	34 名	29 名	85%

オ　子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人　ワーカーズコープ）

年度	中 1	中 3	中 3	参加者　計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
27	―	18 名	22 名	40 名	22 名	100%
28	―	10 名	18 名	28 名	18 名	100%
29	―	11 名	28 名	39 名	28 名	100%
30	8 名	15 名	20 名	43 名	20 名	100%

※ H30 年度からは中学 1 年生まで対象学年を拡充して実施。

※ H31 年度からは委託先が株式会社トライグループ

4　高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成３０年１０月１日現在で２５．４９％となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

（1）高齢者人口の推移

（各年度 10 月 1 日現在推計）

区分＼年度	26	27	28	29	30
65 歳　～　69 歳	47,239	50,791	54,331	53,283	51,372
70　歳　以　上	123,532	124,950	125,755	130,474	135,619
計	170,771	175,741	180,086	183,757	186,991
全人口に対する割合（%）	23.24	23.92	24.55	25.04	25.49

（2）高齢者団体支援

ア　高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目　　的　　臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事 業 内 容　　原則として６０歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日　　昭和６３年２月１日認可

実 施 主 体　　公益社団法人熊本市シルバー人材センター

登 録 人 員　　２，２７７人（平成３１年３月３１日現在）

就業実人員　　１，６６０人（平成３０年度）

平成30年度予算　　４０，８００千円

イ　老人クラブ助成状況

区　分	内　　容
①老人クラブ活動助成金	助成基準　　おおむね３０人以上が登録し、９カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは６カ月以上） 助 成 金　　月額　４，０００円
②健康増進助成金	金額　１クラブ当たり　年額　５，０００円
③老人クラブ結成助成金	金額　１クラブ当たり　　２０，０００円

助成実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
老人クラブ助成対象数	536	535	533	529	526
会　　員　　数	27,567	26,129	25,725	24,605	23,837
助成金支出額（円）	28,324,000	28,431,000	28,325,000	28,045,000	27,878,000

（3）熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）

（平成８年１０月１日開始）

目　　的　　高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。

対 象 者　　・７０歳以上の人
・身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１・Ａ２・Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の所持者

事業内容　　バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけＩＣカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成３１年３月末交付者数　　７９,９１０人

（4）敬老祝品（平成１０年４月１日開始）

目　　的　　高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

対 象 者　　次に掲げる者であって、本市に居住している者。
当該年度に１００歳の誕生日を迎える者。（平成３０年度実績　２０７人、1,１９１千円）
当該年度の市内最高齢者　男女３名　　（平成３０年度実績　３４千円）

（5）高齢者の健康支援施設管理運営

ア　介護予防事業推進のための施設

目　　的　　健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要　　・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援　　学習講座、体操教室 等
・介護知識、介護方法等の普及　　各種相談事業、講演会、実習講座
・ボランティア活動の推進　　介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
・地域交流及び世代間交流の推進　　祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要　　「（１０）施設」エに別途掲載

イ　老人農園（昭和５１年度開始）

目　　的　　土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を１人当り１０㎡程度貸与する。

対 象 者　　６０歳以上の高齢者

農 園 数　　４カ所

（平 31.4.1 現在）

農　園　名	所　在　地	開設年月日	面　積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺１丁目 49-1・50-1	昭 52. 6.1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東１丁目 24、97 東区健軍４丁目 1550-15	昭 53. 6.1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉４丁目 153・218・243	昭 54.10.1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎５丁目 502・503	昭 54.11.1	473㎡

（6）ひとり暮らし高齢者対策

名　称	目　的	内　容
ア　高齢者安心支援事業 （平成３年度開始）	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者　おおむね 65 歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者 貸与・給付台数　553 台（平 30 年度末） 平成 31 年度予算　28,852 千円
イ　一人暮らし高齢者訪問事業 （昭和 50 年度開始）	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週１～３回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。	対象者　市内に居住する満 65 歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者 事業内容　一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。 実利用者数　14　人（平成 30 年度末） 訪問回数　最低週 1 回 平成 31 年度予算　356 千円
ウ　寝具乾燥 （昭和 53 年度開始）	おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者　おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容　業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数　327 人（平成 30 年度） 平成 31 年度予算　2,460 千円

（7）在宅高齢者生活支援

ア　高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目　　的　高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者　高齢者ケア付住宅の入居者で、６０歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が６０歳以上であればよい）又は６０歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

（1）自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

（2）住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利用状況

（平 31.4.1 現在）

項目／住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H 4.4.1	20	1
市営出水団地	H 8.4.1	70	3
市営南部中央団地	H 12.6.1	20	1
市営白藤団地	H 14.4.1	50	2
市営楠団地	H 11.12.1 ～H 15.7.25	164	4
合計		324	11

イ　住宅改造費助成事業（平成９年５月１日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

（8）家族介護支援

名　称	目　的	内　容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	事業内容　在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 対象者数　343 人（平成 30 年度） 平成 31 年度予算　15,400 千円

（9）老人ホーム入所者数

（平 31.4.1 現在）

区　　分	施設数（市内）	定　　員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	359

（１０）施　設

ア　老人福祉センター

名　　称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所　在　地	東区健軍本町 31 番 20 号	西区小島 3 丁目 3 番 26 号	南区川尻 4 丁目 8 番 13 号
運営主体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 46 年 4 月 1 日 (平成 6 年 5 月 22 日改築)	昭和 49 年 7 月 10 日	昭和 49 年 6 月 27 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使　用　料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　　員	100 人	100 人	100 人
主な設備	娯楽室　浴室男女各 1　事務室 相談室	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室	集会室　談話室　娯楽室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室

名　　称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所　在　地	北区八景水谷 1 丁目 2 番 6 号	北区梶尾町 1279 番地 1	南区銭塘町 2172 番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 48 年 10 月 22 日	昭和 47 年 4 月 1 日	平成 3 年 9 月 8 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使　用　料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　　員	100 人	150 人	100 人
主な設備	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室	集会室　娯楽室 浴室男女各 1　事務室 機能回復訓練室　図書室	大広間　多目的ホール 浴室男女各 1　和室 食堂　事務室

名　　称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所　在　地	西区河内町船津 2708 番地	北区徳王町 870 番地	南区城南町宮地 976 番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	株式会社オカムラ
開設年月日	昭和 51 年 1 月 21 日	平成 7 年 10 月 1 日	平成 22 年 3 月 23 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使　用　料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　　員	150 人	150 人	150 人
主な設備	集会室　相談室　娯楽室 図書室　浴室男女各 1 事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各 1　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室　事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各 1　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室　事務室

名　　称	富合老人福祉センター
所　在　地	南区富合町木原 2319 番地
運 営 主 体	株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日	昭和 50 年 3 月 31 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
使　用　料	浴室使用料 100 円
定　　員	―
主 な 設 備	大広間　会議室 浴室男女各 1　作業室 図書室　保健衛生室

利　用　状　況

（平成 30 年度）

区分＼施設名	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利　用　者	16,742	9,649	9,682	18,235	14,172	4,269	6,690	6,445	14,500	7,928	108,312
1 日平均利用者	58	33	33	63	49	15	23	22	50	27	373
使用料収入（円）	338,600	143,500	226,800	121,300	766,400	333,700	264,300	90,700	181,200	37,800	2,504,300

イ　養護老人ホーム

名　　称　　熊本市立雁回敬老園
所　　在　　地　　南区富合町木原２３１６番地
運　営　主　体　　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日　　昭和３４年１２月
定　　員　　５０人
主　な　設　備　　集会所　医務室　面会室　静養室　浴室　洗濯室
ソーラーシステム設備　ゲートボール場

本市の措置状況

（平 31.4.1 現在）

施設名・区別	雁　回　敬　老　園		
	男	女	計
措　置　人　数	0	8	8

ウ　老人憩の家（昭和４８年度開始）

目　　的　　高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
運　営　方　法　　各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
施　設　内　容　　集会場　トイレ　台所　その他
施　　設　　数　　１２９カ所（他２ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託）
開　館　時　間　　午前９時～午後５時
使　　用　　料　　無料

エ　介護予防事業推進のための施設

名　　称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所　在　地	南区馬渡１丁目７番１号	南区八幡６丁目９番 25 号	東区秋津３丁目 17 番 23 号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体
開設年月日	平成 12 年５月	平成 13 年５月	平成 15 年５月
開 館 時 間	午前９時～午後 10 時	午前９時～午後 10 時	午前９時～午後 10 時
主 な 設 備	多目的ホール　事務所　更衣室 トイレ　健康遊歩道	多目的ホール　調理室 会議室Ａ～Ｃ	多目的ホール　事務所　更衣室 トイレ　健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （9 時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1 時間 200 円

②熊本市南部万年青会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （9 時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調　理　室	1,200	1,800	1,800
会　議　室　A	400	500	500
会　議　室　B	400	500	500
会　議　室　C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール 1 時間 200 円　その他 1 時間 100 円

③熊本市東部はつらつ交流会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （9 時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会　議　室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール 1 時間 200 円　その他 1 時間 100 円

オ　高齢者技能習得センター

名　　称　　熊本市高齢者技能習得センター
所　在　地　　西区島崎４丁目２番９５号
運 営 主 体　　公益社団法人　熊本市シルバー人材センター
開設年月日　　平成１２年５月
開 館 時 間　　午前９時～午後５時
使　用　料　　無料
主 な 設 備　　研修室　事務所　トイレ

カ　夢もやい館（健康福祉政策課）

名　　称　　熊本市夢もやい館
所　在　地　　北区楠１丁目２０番５－１０１号
運 営 主 体　　夢もやい館管理運営共同企業体　代表　株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日　　平成１４年１１月
開 館 時 間　　午前９時～午後８時（つどいの広場については、午前９時～午後６時）
主 な 設 備　　体育室　学習室　トレーニング室　子育てつどいの広場　図書コーナー　サロン
　　管理室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

キ　熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名　　称　　熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）

所 在 地　　北区植木町岩野２８５番地２９

運営主体　　かがやき館管理運営共同企業体　代表　九州綜合サービス株式会社

開設年月日　　平成１５年１月７日

開館時間　　午前９時～午後９時（温水プール、トレーニング室は午前１０時～午後９時、つどいの広場については、午前１０時～午後４時）

主な設備　　事務室　プール　トレーニング室　検診室　児童交流室
リラクゼーションルーム　交流室　カンファレンスルーム　和室　調理室
視聴覚室　会議室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

ク　その他の施設

種　別	施設名	運営主体	施設長	所在地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	中園　美千代	中央区神水１丁目 14 番１号	昭 21.11	70
〃	聖母の丘	〃	池田　裕伸	西区島崎６丁目１番 27 号	昭 21.11	50
〃	ライトホーム	〃	中山　泰男	中央区黒髪５丁目 23 番１号	昭 26.5	50
〃	熊本めぐみの園	〃	佐土原　護	東区小山町 1781 番地	昭 47.2	50
〃	愉和荘	〃	緒方　哲郎	北区植木町米塚 105 番地	昭 32.7	50
〃	明生園	〃	渡部　和美	西区花園７丁目 19 番１号	昭 21.2	120
〃	明飽苑	〃	内田　充俊	西区城山薬師２丁目 10 番 10 号	昭 47.2	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	社会福祉法人	大村　裕司	中央区神水１丁目 14-1	昭 39.7	64
〃	白川の里	〃	満田　賢一朗	東区小山町 2493	昭 49.5	120
〃	天望庵	〃	平原　静雄	北区龍田陳内１丁目 3-30	昭 60.4	80
〃	バラ苑	〃	佐土原　護	東区小山町 1781	昭 62.4	50
〃	みゆき園	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田６丁目 6-71	昭 63.8	70
〃	くわのみ荘	〃	跡部　尚子	北区鹿子木町 405	昭 48.8	120
〃	天寿園	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町 4375-1	平 2.7	51
〃	シルバー日吉	〃	田畑　公人	南区平成２丁目 6-9	平 5.4	56
〃	三和荘	〃	藤井　美千代	西区城山大塘４丁目 1-15	平 6.4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	中山　泰男	中央区黒髪５丁目 23-1	平 3.6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口　駿	西区河内町野出 1936-1	平 7.6	47
〃	コスモス･ファミリー熊本	〃	河本　達や	北区太郎迫町 144-1	平 8.4	52
〃	聖母の丘	〃	池田　浩伸	西区島崎６丁目 1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西　靖子	東区長嶺南４丁目 12-65	平 9.4	52
〃	こぼり苑	〃	宮崎　千恵	南区護藤町 1586	平 10.2	50
〃	花みずき	〃	中原　悦子	中央区出水７丁目 90-1	平 10.10	52
〃	ハーモニー	〃	鷲山　銀子	東区秋津町秋田 171-3	平 10.12	52
〃	あいこう	〃	高月　惠美	北区清水新地３丁目 5-33	平 12.11	52
〃	さくらの苑	〃	下川　みどり	西区松尾町近津 1361	平 13.7	50
〃	さわらび	〃	斉藤　大祐	北区弓削４丁目 8-1	平 14.10	54
〃	るり苑	〃	吉永　桐子	東区上南部１丁目 16-36	平 15.12	50
〃	みかんの丘	〃	池尻　久美子	西区河内町白浜 1440-2	平 17.4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	河内　悟	東区佐土原３丁目 12-26	平 17.10	50
〃	力合つくし庵	〃	松下　啓子	南区合志４丁目 3-50	平 19.3	50

種　別	施設名	運営主体	施設長	所在地	認可年月	定員
〃	たくまの里	〃	作取　久	東区御領1丁目13-26	平19.8	50
〃	祥麟館	〃	小林　佳之	南区城南町沈目1513	平4.4	50
〃	ゆうとぴあ	〃	小原　法誓	南区富合町古閑994-1	平7.3	50
〃	黎明館	〃	納冨　修次郎	北区植木町豊田187	平4.4	50
〃	川尻ヒルズ	〃	森瀬　千恵子	南区南高江7丁目3	平25.8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾　浩志	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
〃	かなんの杜	〃	西山　桂右	北区植木町滴水9-2	平26.8	60
〃	輝祥苑	〃	今村　文典	西区戸坂町23-35	平29.2	60
〃	画図重富苑	〃	山村　康雄	東区画図町重富968	平30.2	60
特別養護老人ホーム（地域密着型）	風の木苑	社会福祉法人	上林　宏巳	東区西原1丁目11-63	平20.6	29
〃	八角堂	〃	植木　雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	中山　泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井　志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れいめいの家	〃	納富　賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向山つくし庵	〃	堺　珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上熊本苑	〃	河本　達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	みゆき東館	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
〃	はるの里	〃	藤岡　安代	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
〃	天寿園青葉	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
〃	リバーサイド熊本ユニットホーム	〃	野口　駿	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂　浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
〃	あいこう　ひかり館	〃	高月　惠美	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井　壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29
〃	託麻苑	〃	西山　稔郎	東区戸島町460-1	平28.6	29
〃	天寿園ＮｅＯ	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町4345	平28.7	29
〃	つるのはら	〃	渕上　美賀	北区梶尾町1779-7	平29.11	29

5　障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（1）手帳の交付

ア　身体障害者手帳交付

目　　的　身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実　　績

身体障害者手帳所持者数

（平 31.3.31 現在）

障害別＼年齢	18 歳未満	18 歳以上	計
視覚障害	19	1,881	1,900
聴覚・平衡機能障害	72	2,698	2,770
音声・言語・そしゃく機能障害	3	252	255
肢体不自由	291	13,471	13,762
内部障害	125	11,424	11,549
計	510	29,726	30,236

イ　療育手帳交付

目　　的　療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　療育手帳の等級決定及び交付

実　　績

療育手帳所持者数

（平 31.3.31 現在）

障害＼年齢		18 歳未満	18 歳以上	計
知的障害	中軽度（B）	1,712	2,810	4,522
	重度（A）	512	1,970	2,482
計		2,224	4,780	7,004

ウ　精神障害者保健福祉手帳交付

目　　的　精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平 31.3.31 現在）

障害＼年齢	18 歳未満	18 歳以上	計
1　級	4	1,143	1,147
2　級	81	6,183	6,264
3　級	38	1,469	1,507
計	123	8,795	8,918

（2）障がい者社会参加促進事業

名　称	目　的	内　容
ア　重度身体障がい者用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額　上限 100 千円 対象者　本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり） 令和元年度予算　3,000 千円
イ　障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額　免許取得に要した費用の 2 ／ 3（上限 100 千円） 令和元年度予算　2,300 千円
ウ　障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　福祉タクシー利用券（450 円）を年 40 枚、または患者等輸送タクシー利用券（大型車 1,360 円／中型車 1,090 円／小型車 550 円）を年 35 枚交付する。 対象者　本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が 1 級、2 級の者、療育手帳所持者で障がいの程度が A1、A2 の者及び精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の者。（所得税非課税の者に限る） 令和元年度予算　69,300 千円
エ　熊本市優待証（さくらカード）交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ　障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　燃料費助成券（1 枚 1,000 円）を年 12 枚交付する。 対象者　本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳 A1，A2 のいずれかを所持する者のうち、さくらカード，福祉タクシー利用券の利用ができない者。（所得税非課税の者に限る） 令和元年度予算　5,490 千円
カ　福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員 34 人で、このうち 3 人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者　本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容　在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数　2,661 人（平成 30 年度）
キ　手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数　2,775 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　15,073 千円
ク　手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　2,315 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　10,169 千円
ケ　要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　218 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　2,094 千円
コ　盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者　市内に居住する盲ろう者 派遣件数　257 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　2,055 千円
サ　点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	令和元年度予算　280 千円

名　称	目　的	内　容
シ　障がい者等住宅改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者　65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額　90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 令和元度予算　7,300千円
ス　障がい者スポーツ大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者　本市に居住している障がい者 令和元年度予算　2,602千円

（3）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目　　的　障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対　象　者　本市に居住している視覚障がい者

令和元年度予算　８００千円

（4）身体障がい者相談（平成３０年度）

相　談　員　３人

相談件数　６８件

令和元年度予算　１５２千円（含む知的障害者相談員経費）

（5）知的障がい者相談（平成３０年度）

相　談　員　５人

相談件数　２５３件（会合・行事等への参加件数を除く）

（6）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア　精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（６ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ　精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分／年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪　　問（延件数）					合　計
	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	
26	2,020	1,277	173	3,936	7,406	387	185	40	505	1,117	8,523
27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095
28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129
29	917	902	149	3,631	5,599	155	221	35	502	913	6,512
30	944	1,092	230	4,414	6,680	242	499	105	845	1,691	8,371

ウ　心の健康相談

市民の心の健康の保持･増進を図るため､精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月１回設け必要な援助を行う。

エ　精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

（7）精神通院医療給付費

目　　的　　精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし､所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対　象　者　　精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成 31 年度予算　　２，０２３千円

（8）重度心身障がい者医療費助成

対　象　者　　２０歳以上の障がい者
（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がＡ１、Ａ２又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受給資格者　　本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所得制限　　障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和元年度予算　　１，２６６，０００千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

（9）更生医療給付費

目　　的　　身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対　象　者　　身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和元年度予算　　１，６９０，７２２千円

（１０）身体障がい者在宅生活支援

名　称	目　的	内　容
ア　特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数　1.206 人（平 31.3 末現在） 令和元年度予算　320,556 千円
イ　身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数　22 台（平 31.4 末現在） 貸与対象者　外出困難な身体障がい者（1、2 級） 令和元年度予算　543 千円
ウ　在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24 時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者　市内に住所を有する単身等の重度障がい者 令和元年度予算　379 千円
エ　補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和元年度予算　143,000 千円
オ　日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 令和元年度予算　152,000 千円

（１１）自立支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	令和元年度予算　396,000 千円
イ　行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	令和元年度予算　9,200 千円
ウ　重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	令和元年度予算　495,000 千円
エ　療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和元年度予算　817,197 千円
オ　生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	令和元年度予算　3,616,000 千円
カ　同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	令和元年度予算　60,000 千円
キ　就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	令和元年度予算　3,227,000 千円
ク　短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	令和元年度予算　160,000 千円
ケ　施設入所給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和元年度予算　1,320,000 千円

名　称	目　的	内　容
コ　就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和元年度予算　16,000 千円
サ　自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和元年度予算　600 千円
シ　共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和元年度予算　909,000 千円
ス　自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和元年度予算　151,000 千円
セ　就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和元年度予算　324,000 千円
ソ　地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和元年度予算　500 千円
タ　計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和元年度予算　166,700 千円

（１２）障害児通所支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和元年度予算　917,000 千円
イ　医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和元年度予算　403 千円
ウ　放課後等デイサービス支援給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和元年度予算　2,993,000 千円
エ　居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和元年度予算　400 千円
オ　保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和元年度予算　5,700 千円
カ　障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和元年度予算　131,500 千円

（１３）地域生活支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者（児）であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和元年度予算　20,000 千円
イ　日中一時支援経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和元年度予算　25,000 千円
ウ　移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、社会生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和元年度予算　12,000 千円
エ　成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和元年度予算　3,613 千円
オ　障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和元年度予算　3,038 千円
カ　熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和元年度予算　2,734 千円
キ　成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和元年度予算　14,130 千円
ク　熊本市障がい者相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和元年度予算　161,500 千円

（１４）心身障害者扶養共済制度

目　　的　心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加　入　者　知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級から３級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、６５歳未満の者。

保　　険　　料

加　入　時　年　齢		34 歳以下	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳
保険料	平成 19 年度以前加入者	5,600 円	6,900 円	8,700 円	10,600 円	11,600 円	12,800 円	14,500 円
	平成 20 年度以降新規加入者	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

（注）　20 年以上この制度に加入し、かつ、年齢が 65 歳以上の者は、掛金の納付を免除

給　　付　　金　　加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月２０，０００円（１口当たり）の年金を支給する。
加入後１年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として
平成１９年度以前加入の場合２０，０００円～１５０，０００円、
平成２０年度以降加入の場合５０，０００円～２５０，０００円を支給する。

令和元年度予算　　３１，１６８千円

（１５）市関連施設

名　　称　　熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター
所　　在　　地　　中央区大江５丁目１番１５号
設　置　主　体　　熊本市
運　営　主　体　　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日　　昭和５５年６月１日（地域活動支援センター：平成５年７月１０日）
令和元年度予算　　７８，０００千円（指定管理者による希望荘運営費として）

（１６）障がい児支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額　　月額１人　１級　52,200 円、２級　34,770 円 受給者数　　1,867 人 障害児　　１級障害児　645 人、２級障害児　1,397 人 ※人数は平 31.4.1 現在
イ　重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者　　20 歳未満の障がい児（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳が A1、A2 又は、精神保健福祉手帳が１級の者） 受給資格者　本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限　　なし 令和元年度予算 1,266,000 千円（平成 26 年度より重度心身障がい者医療と予算統合）
ウ　夏休みの障がい児・家族支援事業	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。	対象者　　市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒 ※平成 29 年度より休止
エ　難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者　　本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の児童（所得制限有） 令和元年度予算　　600 千円

（１７）障がい児療育相談事業

名　称	目　的	内　容
ア　障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者　　本市在住の障がい児（者）及びその保護者等 令和元年度予算　　4,400 千円
イ　児童発達支援センター等機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容　　熊本市の児童発達支援センター１か所に、機能強化員を１名配置し、地域の障害児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和元年度予算　4,900 千円

（１８）重症心身障がい児等在宅支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容　　相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和元年度予算　　1,160 千円
イ　重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和元年度予算　　120 千円

（１９）精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第６条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成２４年４月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア　精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成２６年１０月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	区分＼内容	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬　物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
26	電　話	130	281	160	32	104	144	1,390	223	12	—	4,079	6,555
	面　接	18	444	24	3	31	72	272	42	0	—	277	1,183
	訪　問	9	70	4	0	0	3	30	1	0	—	20	137
27	電　話	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676
	面　接	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980
	訪　問	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119
28	電　話	72	363	112	23	56	74	1,692	83	7	3	5,158	7,643
	面　接	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪　問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
29	電　話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	面　接	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪　問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33
30	電　話	83	32	172	53	151	95	1,101	86	9	8	4,772	6,562
	面　接	9	17	32	16	80	15	161	16	2	1	118	467
	訪　問	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	10

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
26	324	255	33	65	677
27	1,154	822	168	167	2,311
28	1,473	896	262	141	2,772
29	1,119	867	244	100	2,330
30	1,371	765	226	88	2,450

平成２６年度は開設から年度末までの件数（平成２６年１０月～平成２７年３月）

イ　人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する
自死遺族・遺児支援者研修会	自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶことにより、自死遺族支援を推進する
電話対応スキルアップ研修会	電話相談等を行う庁内職員が相談対応について学ぶことにより、自殺予防対策を図る
ゲートキーパー養成講座	自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

ウ　普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する
自死遺族・遺児のための交流会	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する
依存症当事者グループミーティング	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
市民へのこころの健康講座	依存症、ゲートキーパー等について、市民への理解を深める
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する 講座修了者にフォロー研修を実施する
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する

エ　組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ　関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ　自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ　精神障害者の社会復帰支援

精神障害者の社会復帰支援として、就労ミーティング、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラスを実施している。

ク　自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目　的　：精神害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内　容　：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ　精神医療審査会

目　的　：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内　容　：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

（２０）障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開　所　　平成２０年４月１日

所在地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２Ｆ

・相談支援延べ数

（単位　件）

支援区分＼年度	26	27	28	29	30
電話相談	2,727	5,540	6,511	5,035	5,202
来所相談	3,427	3,906	4,010	3,818	3,825
訪問相談	198	253	191	223	156
親子グループ活動	272	281	112	26	0
子育て安心親支援活動	304	340	173	313	469
子育てスマイル相談活動	546	553	433	449	455
合計	7,474	10,873	11,430	9,864	10,107

※親子グループ活動は平成 29 年度から子育て安心親支援活動に一部移行し、平成 30 年度から完全移行している。

６　子ども育成（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じており、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいぱるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、平成２７年４月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、同年３月に策定した子ども・子育て支援事業計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（1）「熊本市子ども輝き未来プラン２０１５」

ア　計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく第３期（前期）の計画
子ども・子育て支援法第６１条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定
熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具　体　化　……　熊本市総合計画
一　体　化　……　母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、
　　子ども・子育て支援事業計画
調和・連携　……　熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、
　　熊本市地域福祉計画、第２次健康くまもと２１基本計画、熊本市障がい者生活プランなど

イ　計画期間

平成２７年度～３１年度

ウ　計画の特徴

①　第２期（後期）計画（平成２２年度～平成２６年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

②　子育て支援策の総合化
子育て支援（親育ち支援）　安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
子ども支援（子育ち支援）　子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
社会的支援（環境整備）　子どもが育つ安心の環境づくり
未来へ向けた支援　「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

③　策定過程における市民参加に配意したこと
ニーズ調査　（子ども・子育て支援事業計画）　対象者１５，０００人（回収率５６．２％）
熊本市子ども・子育て会議での審議　（※（２）子ども・子育て支援新制度参照）
計画素案に関する意見公募の実施

エ　策定の経過

平成２５年度　　５月　熊本市子ども・子育て会議の設置　　（※（２）子ども・子育て支援新制度参照）

１１月～１２月　ニーズ調査

平成２６年度　　４月～１１月　量の見込み・確保方策、計画審議

１２月～　１月　パブリックコメント

３月　計画決定

（２）子ども・子育て支援新制度

ア　審議会の設置・運営（子ども政策課）

平成２４年８月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成２５年４月に「熊本市子ども･子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた「子ども・子育て支援事業計画」について審議し、２７年３月に計画を決定した。平成２９年４月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、事業計画の進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等１０人で構成（委員の任期は３年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第７７条第１項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ　子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第６１条において、市町村は、国の定める基本指針に即して５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成２５年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成２６年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成２７年３月に計画を決定した。

平成２７年度からは、計画に基づき事業を実施しているが、２年が経過し、本計画における需要の見込みや供給量の確保方策と実績値に乖離が生じている事業等について、中間年である平成２９年度に計画の見直しを行った。

（３）子どもの未来応援（旧エンゼル）基金　※平成３１（2019年）年４月、名称変更

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。平成３１年（2019年）からは、新たに、子ども食堂への支援を拡充する。

〈実　　績〉

平成６年度、基金創設（基金額３億円）。

平成３１年３月末の基金現在高　　３６１,３５４千円

基金の運用益による助成は平成７年度から実施。

項目＼年度	26	27	28	29	30
助成件数	31	27	20	20	23
助成金額（千円）	2,344	2,225	1,095	1,393	1,702

（4）子育て支援事業

ア　子育て短期支援事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	105	120	83	91	129
延べ利用日数	864	1,159	601	734	1135

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	20	30	19	16	10
延べ利用日数	98	69	32	41	60

イ　病児・病後児保育事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小学校６年生までの病気で入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。預かる制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	5,698	6,104	6,177	6,561	5,652

ウ　産後ホームヘルプサービス事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	116	128	103	108	98
延べ利用回数	1,209	1,209	996	1,083	1,005

エ　ファミリー・サポート・センター<熊本>事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター<熊本>は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実　　績〉

年　度	26	27	28	29	30
会員数（人）	3,278	3,129	3,105	3,115	3,184
活動件数（件）	5,570 （うち病児 84 件）	6,089 （うち病児 43 件）	4,704 （うち病児 62 件）	4,173 （うち病児 35 件）	2,738 （うち病児 21 件）

オ　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成２２年１月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実　　績〉

年　度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員（民生委員）	育児支援（直営）	育児支援（委託）	合　計	
26	7,039	2,565	1,885	1,984	6,434	91.4
27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6
29	6,837	2,719	1,530	1,906	6,155	90.0
30	6,660	2,657	1,612	1,897	6,166	92.6

※訪問件数について、生後４か月未満になるまでに訪問を行った件数

（5）乳幼児ママ・パパ教室事業（子ども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成２７年度実績）　２３２回　講師派遣

（平成２８年度実績）　１９６回　講師派遣

（平成２９年度実績）　２０１回　講師派遣

（平成３０年度実績）　２００回　講師派遣

また、平成２７年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成２８年３月に新たに開設した「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成２７年度より）　紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供

ウェブサイト掲載場所

「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内

「親子にやさしいお出かけマップ」

（6）地域子育て支援拠点事業（子ども支援課）

ア　地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実　　績〉

年　度	設置箇所数		延べ利用者数
	公　立	私　立	
26	10	10	107,038
27	10	10	102,214
28	10	10	96,354
29	10	10	80,625
30	10	10	78,466

イ　街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実　　績〉

年　度	延べ利用者数	備　考
26	15,840	※ H26 年 6 月開設
27	21,896	
28	26,880	
29	20,661	
30	15,644	

ウ　夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」　…別掲

（7）子ども医療費助成（子ども支援課）

対象年齢　0 歳～中学 3 年生までの児童（所得制限なし）

※平成 30 年 12 月以降、自己負担額の見直し。

助成内容　保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3 歳～小学 6 年生までの医科外来、調剤、5 歳児～小学 6 年生までの歯科外来については、一医療機関につき 700 円／月、中学 1 年生～中学 3 年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき 1200 円／月までは自己負担。

※平成 30 年 12 月以降、小学 4 年生～小学 6 年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700 円とした。

実施状況　件　数　　1，0７5，3２8 件（平成２９年度）

1，1１3，4１8 件（平成３０年度）

助成額　　1，7０8，5３3千円（平成２９年度）

1，8４8，1８1千円（平成３０年度）

（8）特定不妊治療費助成事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については１回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成１６年度開始）

・１回７万５千円または１５万円まで。（初回治療のみ３０万円まで）

・妻の年齢による。通算助成制限あり。

・男性不妊治療費が１回につき１５万円まで。（条件により、初回治療のみ３０万円まで）

〈実　　績〉

年　度	助成件数	助成額（千円）
26	977	123,294
27	905	119,728
28	719	120,826
29	834	140,423
30	873	149,129

（9）児童手当給付事業（子ども支援課）

〈内　　容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

０歳～３歳未満、３歳～小学校修了前（第３子以降）　　月額１５，０００円

３歳～小学校修了前（第１子、第２子）、中学生　　月額１０，０００円

（１０）母子医療給付状況（子ども政策課）

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
養育医療給付事業	実人員	351	441	377	405	506
	延日数	14,299	14,619	12,202	12,485	14,902
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	0	-	-	-	-
	延日数	0	-	-	-	-
自立支援医療（育成医療）事業	実人員	331	330	295	345	296
	延日数	6,423	5,467	4,473	3,975	3,778
小児慢性特定疾病医療支援事業	実人員	720	842	766	845	873
	延日数	22,662	26,729	27,067	29,346	30,413
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	977	905	719	834	873

（１１）母子健康診査及び子育て相談指導事業（子ども政策課）

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成 21 年度より妊婦健康診査の公費負担回数を５回から１４回へ拡大した。

ア　保健指導状況

（単位　人）

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
妊娠の届出受理数		7,442	7,356	6,965	7,146	6,661
保健指導（健康相談）	妊婦	8,491	8,447	7,701	8,161	7,612
	産婦	803	881	658	555	784
	乳児	6,354	6,378	5,225	5,992	6,206
	幼児	8,980	8,926	7,319	8,028	8,462
	思春期	120	217	128	224	466
	その他	1,278	1452	1,249	830	1,044
健康教育	思春期	4,128	4,633	4,372	3,889	3,951
	両（母）親学級	713	656	631	95	118
	育児学級（乳児期）	10,859	11,754	9,376	7,441	6,810
	育児学級（幼児期）	10,975	11,123	9,021	7,149	8,712
	その他	12,877	11,442	8,505	7,856	7,401
訪問指導	妊婦	188	185	166	184	217
	産婦	4,906	4,985	4,525	4,381	4,637
	新生児	186	280	275	301	256
	未熟児	579	580	432	418	305
	乳児	4,719	4,802	4,510	4,305	4,646
	幼児	2,133	2,056	1,800	1,858	1,781
	その他	730	728	795	747	803

イ　健康診査状況

（単位　人）

区分 ＼ 年度			26	27	28	29	30
医療機関委託分	妊婦	一般	87,702	86,729	81,648	83,691	81,212
		精密	2,045	2,031	1,845	1,491	1,772
		B型肝炎	7,344	7,193	6,864	7,093	6,624
		歯科	1,126	1,154	1,205	1,291	1,225
	3か月児	一般	6,398	6,928	6,646	6,594	6,631
	7か月児	一般	6,311	6,747	6,637	6,365	6,515
各区保健子ども課	妊婦	歯科	3,457	3,330	3,034	3,151	2,833
	3か月児	一般	468	—	—	—	—
	7か月児	一般	219	—	—	—	—
	1歳6か月児	一般	6,846	6,880	6,841	6,631	6,712
		歯科	6,844	6,878	6,837	6,629	6,705
		精密	165	123	126	181	129
	3歳児	一般	6,824	6,747	6,718	6,638	6,747
		歯科	6,820	6,745	6,716	6,635	6,741
		精密	835	611	1,110	1,314	896

（１２）子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成２６年４月より、子ども・若者育成支援推進法第１３条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。２４時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、閉庁時（平日１８時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

さらに、平成３１年（２０１９年）度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受けている。

所　　在　　地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２階

面　接　相　談　　平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分

電　話　相　談　　２４時間年中無休受付

メ　ー　ル　相　談　　２４時間受付（返信時間：平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分）

Ｆ　Ａ　Ｘ　相　談　　２４時間受付（返信時間：平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分）

非行問題についての相談　　毎週月曜日～金曜日　午後１０時から午後４時（祝日及び年末年始除く、要予約）

不登校問題についての相談　毎週月曜日　午前１０時から午後１２時、午後１時から午後３時
（祝日及び年末年始除く、要予約）

〈実　　績〉

①　総相談実件数

（単位　件）

年　度	電　話	面　接	メール	FAX	合　計
26	4,910	123	364	1	5,398
27	5,926	216	479	2	6,623
28	6,307	120	440	0	6,867
29	6,045	151	605	0	6,801
30	6,760	159	514	0	7,433

総相談実件数は 7,433 件、平成 29 年度より 632 件増加。

内、閉庁時（17 時 15 分以降）の相談件数は、5,250 件で全体の約 71％。

②　相談対象者別の実件数

（単位　件）

年　度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の10代	20 歳以上	不　明	合　計
26	683	887	850	408	80	1,665	825	5,398
27	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
28	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
29	437	685	622	561	622	2.609	1,265	6,801
30	420	629	545	472	447	3,669	1,251	7,433

③　主たる相談内容実件数

（単位　件）

年度	人間関係	健　康	育　成（子どもとのかかわり）	性・異性	妊娠・出産	養　護	発育発達・障がい	将　来・生き方	職　場・労　働	非　行・犯　罪	関連情報	その他	合　計
28	1,767	591	551	290	137	343	171	381	266	90	215	2,065	6,867
29	1,204	1,027	541	227	179	495	205	512	383	122	199	1,707	6,801
30	1,277	1,458	579	317	117	529	136	406	371	66	156	2,021	7,433

平成 28 年度から主たる相談内容での実件数集計

（１３）要保護児童対策（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成１８年６月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成３１年度（2019 年度）当初における構成機関：４７機関）した。要保護児童対策として、平成２４年度に政令市移行とともに、各区に児童虐待専任の職員を配置し、実務者会議（児童虐待防止連絡会議）、区進行管理会議を行い、地域の身近な相談・通告機関として、母子保健と連携した、予防を含めた切れ目のない支援体制を図っている。

平成２９年度より区へのスーパーバイザーを２名へ増員し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成２４年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成２６年度４１回、平成２７年度２０回、平成２８年度１６回、平成２９年度２０回、平成３０年度２４回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成２２年４月に熊本市児童相談所を開設し、平成２４年４月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいぱる くまもと」を開設した。

〈実　　績〉

年　度	児童虐待 相談受付件数（件）	実務者会議 （児童虐待防止連絡会議） 開催回数（回）	オレンジリボン サポーター（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
26	269	10	1,556	32
27	258	7	963	26
28	204	4	222	8
29	230	5	567	-
30	295	5	570	-

（１４）児童相談所

設　　置　　平成２２年４月１日

所 在 地　　中央区大江５丁目１番５０号　熊本市こどもセンター「あいぱる　くまもと」３Ｆ

目　　的　　子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

事業内容　　・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
・里親の登録等
・児童措置費負担金の認定
・障害児施設給付費等の支給決定
・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

（単位　件）

相　談　種　別		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	485	604	570	703	908
	その他の養護相談	395	421	493	471	406
障害等相談		642	695	668	644	683
	療育手帳判定件数	625	654	611	592	667
非行相談		124	106	111	71	77
育成相談	性格行動相談	123	123	282	156	158
	不登校相談	62	60	63	52	44
	適性相談	1	0	1	0	0
	育児・しつけ相談	24	24	17	51	18
そ　の　他　の　相　談		134	170	79	124	99
計		1,990	2,203	2,284	2,272	2,393

（１５）ひとり親家庭支援事業

ア　母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ　ひとり親家庭等医療費助成

対　　象　　者　　市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所　得　制　限　　児童扶養手当の所得制限に準じる

実　施　状　況　　件　数　　６２,０８９件

経　費　　２７０,２１４千円　　（平成 30 年度）

ウ　児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（平 31.3.31 現在）

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世　帯	5,830	43	941	28	14	456	7,312

エ　母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付）を行っている。

（平成３０年度実績）　母子家庭等自立支援教育訓練給付　　５人

母子家庭等高等職業訓練促進給付　　８１人

オ　母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、介護・医療相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

（平成３０年度　事業開始）

（１６）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

（平成３０年度実績）　２２７件　　１２２,９９３千円

（１７）施　　設

ア　助産施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
熊本市民病院	熊　本　市	髙田　明	東区湖東１丁目１番60号	平18.1	10
慈　恵　病　院	医療法人	蓮田　太二	西区島崎６丁目１番27号	平18.4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田　稔彦	東区長嶺南２丁目１番１号	〃	1
福　田　病　院	医療法人社団	福田　稠	中央区新町２丁目２番６号	〃	2

イ　母子生活支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（世帯）
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村　聖子	中央区壺川２丁目１番57号	昭23.10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村　朝子	東区尾ノ上４丁目11-60	平24.4	25

ウ　乳児院（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐　國英	中央区本荘２丁目３番８号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷　佳男	中央区神水１丁目14番１号	昭25.4	15

エ　児童養護施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方　健一	中央区神水１丁目14番１号	昭27.4	55
菊　水　学　園	〃	松本　孝一郎	中央区渡鹿５丁目９番12号	昭25.10	65
藤崎台童園	〃	北村　直登	中央区古京町３番５号	昭24.3	54
龍　山　学　苑	〃	上村　宏渕	北区龍田６丁目３番60号	昭23.10	45

オ　福祉型障害児入所施設　（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
愛　育　学　園	社会福祉法人	小澤　豪	北区清水新地１丁目３番１号	昭38.12	80
大　江　学　園	〃	塘林　丈明	東区渡鹿８丁目16番46号	昭40.6	70
熊本ライトハウス	〃	潮谷　義子	東区新生１丁目23番11号	昭28.7	20（盲児・ろうあ児）

カ　児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	髙田　規子	東区長嶺南２丁目３番２号	昭 56．４	20
済生会なでしこ園	〃	勝本　映美	南区白藤３丁目２番 71 号	平 16．4	30
三　気　の　家	〃	田之上　あかね	北区室園町 20 番 40 号	平 6．4	24

キ　医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興梠　ひで	東区画図町大字重富 575 番地	平 6.10	116

ク　児童自立支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
清水が丘学園	熊　本　県	川西　秀明	北区打越町 38 番１号	明 42．４	50

ケ　婦人相談所（保護管理援護課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
熊本県女性相談センター	熊　本　県	谷口　誠	東区長嶺南２丁目３番３号	昭 32．８	―

（１８）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水、城南児童館の１１児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名　　称	ア　西原公園児童館	イ　城南児童館
所　在　地	中央区九品寺４丁目 24 番４号	南区城南町舞原 451 番地９
開設年月日	昭和 53 年８月１日	平成 26 年３月１日
管理運営	熊本市	指定管理者

※託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

（１９）子ども文化会館

管　理　運　営　（一財）熊本市社会教育振興事業団（平成 23 年度より指定管理者）
所　　在　　地　中央区新町１丁目３番１１号
施 設 の 概 要　地下１階　駐車場（４台)、駐輪場（９０台)、警備室等
地上１階　エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室
２階　やすらぎの部屋（４室)、会議室（２室)、相談コーナー（３室）等
３階　創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室
４階　多目的ホール（２２８席)、わんぱく広場
５階　多目的ホール上層部
開　館　時　間　午前９時～午後５時
（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後８時３０分まで）

主な特別事業例

（平成 30 年度）

特別事業名	内容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供
僕の夢、私の夢体験事業	３つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント （親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど）

利用状況（延べ利用者数）

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
子ども	203,390	201,830	146,745	187,705	198,244
大人	147,519	147,366	105,826	135,549	143,254
合計	350,909	349,196	252,571	323,254	341,498

（２０）公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型・幼稚園型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ３つの区分（１号認定（教育標準時間)、２号、３号認定（保育標準･短時間))に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア　幼稚園及び認定こども園入所状況（１号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

区分	施設数	定員	年齢別入所児童数						
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
公立（幼稚園のみ）	6	856				82	93	107	282
私立(幼稚園，幼保連携型・幼稚園型認定こども園)	86	5,299				1,443	1,512	1,567	4,522
計	92	6,155				1,525	1,605	1,674	4,804

イ　保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

年度	公　私　立　別	定　　員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
27	公　　立	1,865	1,856	99.5	66
	私　　立	16,205	16,418	101.3	327
	計	18,070	18,274	101.0	393
28	公　　立	1,805	1,797	99.5	0
	私　　立	17,759	17,649	99.3	0
	計	19,564	19,446	99.3	0
29	公　　立	1,805	1,815	100.5	0
	私　　立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
30	公　　立	1,805	1,764	97.7	0
	私　　立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0
31	公　　立	1,805	1,765	97.7	0
	私　　立	18,881	19,595	103.7	6
		20,686	21,360	103.2	6

※入所率（%）＝入所児童数÷定員× 100　　※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ　年齢別保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

区　分	保育所等数	定　員	年　齢　別　入　所　児　童　数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公　立	19	1,805	88	234	314	358	375	396
私　立	243	18,881	1,392	3,509	3,841	3,658	3,612	3,583
計	262	20,686	1,480	3,743	4,155	4,016	3,987	3,979

※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

エ　保育所等

公　立

（平 31.4.1 現在）

施　設　名	2･3 号定員	職　員　数			所　在　地	施　設　名	2･3 号定員	職　員　数			所　在　地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	16	2	18	中央区九品寺 1 丁目 13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町 2 丁目 5-1
2 白山　〃	90	9	2	11	中央区白山 2 丁目 12-3	13 麻生田〃	100	13	2	15	北区麻生田 4 丁目 10-23
3 本荘　〃	130	14	2	16	中央区本荘 6 丁目 16-24	14 菱形　〃	80	8	2	10	北区植木町上古閑 62-2
4 横手　〃	100	12	2	14	中央区横手 2 丁目 1-11	15 山本　〃	70	9	2	11	北区植木町清水 1067-3
5 京塚　〃	110	11	2	13	東区尾ノ上 3 丁目 13-26	16 田底　〃	90	9	2	11	北区植木町正清 508
6 健軍　〃	110	11	2	13	東区健軍 2 丁目 12-17	17 豊田　〃	120	11	2	13	北区植木町豊田 565
7 京町台〃	100	12	2	14	西区池田 1 丁目 2-1	18 清水　〃	90	9	2	11	北区清水本町 13-7
8 池上　〃	90	10	2	12	西区池上町 1226-1	19 西里　〃	110	11	2	13	北区硯川町 1133
9 中島　〃	45	10	2	12	西区沖新町 675						
10 小島　〃	60	7	2	9	西区小島 7 丁目 6-7	計　19 カ所	1,805	200	38	238	
11 春日　〃	90	10	2	12	西区春日 3 丁目 11-1						

私立保育園

（平 31.4.1 現在）

	施設名	2･3 号定員	所在地		施設名	2･3 号定員	所在地
1	第二画図保育園	90	中央区出水 8 丁目 43-5	51	河内からたち保育園	40	西区河内町河内 2946
2	出水南保育園	90	中央区出水 6 丁目 15-21	52	白羊保育園	90	西区島崎 3 丁目 20-34
3	ひかり幼児園	110	中央区大江 2 丁目 3-2	53	美心幼愛園	70	西区中島町 560
4	黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪 2 丁目 36-33	54	松尾保育園	70	西区西松尾町 4971
5	黒髪幼愛園	200	中央区黒髪 2 丁目 9-20	55	すぎのこ保育園	90	西区二本木 4 丁目 22-25
6	つぼみ保育園	150	中央区国府本町 12-73	56	つくし保育園	70	西区花園 5 丁目 2-11
7	友愛会保育園	90	中央区壺川 2 丁目 1-57	57	螢光保育園	60	西区花園 6 丁目 8-34
8	ひまわり保育園	60	中央区新大江 1 丁目 7-39	58	明星保育園	110	南区出仲間 2 丁目 1 － 20
9	愛光幼児園	90	中央区新大江 2 丁目 10-25	59	海路口保育園	60	南区海路口町 617
10	熊本夜間保育園	45	中央区新市街 13-19	60	奥古閑保育園	45	南区奥古閑町 1562-2
11	マリア幼愛園	90	中央区水前寺 4 丁目 31-56	61	上ノ郷保育園	110	南区上ノ郷 1 丁目 10-5
12	水前寺保育園	80	中央区水前寺公園 20-5	62	川口保育園	60	南区川口町 1099-2
13	天使の園保育園	60	中央区渡鹿 1 丁目 17-52	63	なかよし保育園	100	南区幸田 2 丁目 1-80
14	藤崎台保育園	60	中央区古京町 3-5	64	熊本藤富保育園	90	南区護藤町 973
15	千草保育園	120	中央区平成 3 丁目 2-12	65	日吉保育園	120	南区十禅寺 2 丁目 9-1
16	双葉保育園	90	中央区本荘 2 丁目 3-15	66	和光保育園	150	南区城南町隈庄 736
17	みのり保育園	60	中央区本荘 3 丁目 6-19	67	城南慈光保育園	60	南区城南町坂野 2090-1
18	鳳鳴保育園	90	中央区世安町 393-2	68	城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮 667
19	大光保育園	110	東区画図町所島 755-3	69	舞原保育園	120	南区城南町舞原 291-7
20	第二エンゼル保育園	120	東区榎町 3-10	70	くすのき保育園	130	南区城南町六田 475-2
21	Ai 保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上 1 丁目 8-24	71	城南こばと保育園	60	南区城南町鰐瀬 223
22	やまびこ保育園	40	東区尾ノ上 2 丁目 25-18	72	飽田東保育園	90	南区砂原町 25
23	小山保育園	150	東区小山 2 丁目 24-20	73	銭塘保育園	80	南区銭塘町 976-2
24	よつば保育園	120	東区小山 5 丁目 27-40	74	旭保育園	180	南区近見 6 丁目 11-11
25	供合保育園	150	東区上南部 3 丁目 18-52	75	青いほしこども園	90	南区近見 7 丁目 12-33
26	ぎんなん保育園	90	東区京塚本町 65-31	76	雁回まこと保育園	130	南区富合町木原 1410-1
27	幼育学園幼光園	90	東区健軍 3 丁目 34-17	77	リリー保育園	45	南区並建町 839-1
28	せきれい保育園	90	東区健軍 5 丁目 1-11	78	畠口みのり保育園	70	南区畠口町 2137-2
29	熊本日の出保育園	120	東区桜木 3 丁目 15-5	79	中緑保育園	50	南区美登里町 454
30	愛育保育園	60	東区桜木 6 丁目 2-26	80	リズム幼育園	150	南区御幸笛田 3 丁目 12-1
31	画図保育園	90	東区下江津 2 丁目 2-1	81	御幸こばと保育園	120	南区御幸笛田 7 丁目 15-30
32	帯山保育園	120	東区月出 2 丁目 4-27	82	大和保育園	60	北区植木町大和 37-6
33	月出保育園	90	東区月出 6 丁目 3-5	83	田原児童園	80	北区植木町富応 1167
34	ひむき保育園	130	東区戸島 7 丁目 9-48	84	和幸保育園	60	北区植木町平野 323-2
35	ながみね保育園	120	東区長嶺東 5 丁目 1-17	85	梶尾保育園	120	北区梶尾町 288 番地 1
36	広福保育園	120	東区長嶺東 5 丁目 23-25	86	むつみ保育園	120	北区楠 1 丁目 15-16
37	木の実保育園	90	東区西原 2 丁目 20-14	87	きらら保育園	150	北区清水新地 2 丁目 8-1
38	光輪保育園	90	東区沼山津 4 丁目 8-29	88	まんごく保育園	120	北区清水万石 4 丁目 5-5
39	こまどり保育園	120	東区八反田 2 丁目 21-17	89	はけみや保育園	90	北区高平 3 丁目 35-28
40	さくらぎ保育園	90	東区花立 3 丁目 30-1	90	さつきヶ丘保育園	100	北区龍田 1 丁目 4-30
41	さくらんぼ保育園	130	東区広木町 29-35	91	北部中央保育園	120	北区西梶尾町 535-3
42	聖母幼愛園	90	東区南町 13-3	92	にれのき保育園	70	北区楡木 5 丁目 30-20
43	のぞみ保育園	100	東区若葉 2 丁目 12-1	93	あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘 1 丁目 4-32
44	カトレア保育園	90	東区若葉 6 丁目 13-52				
45	熊本すみれ保育園	90	西区池亀町 20-41				
46	報徳保育園	90	西区池田 2 丁目 49-15				
47	有明保育園	50	西区小島下町 4223				
48	じんあい乳児園	50	西区春日 4 丁目 30-11				
49	若葉幼愛園	70	西区上代 1 丁目 11-2				
50	たちばな保育園	75	西区河内町河内 2192				
					93	8,765	
					公私立　計 112 カ所	10,570	

私立認定こども園

（平 31.4.1 現在）

	施　　設　　名	類　型	1 号定員	2・3 号定員	合計定員	所　在　地
1	認定こども園 帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山 4 丁目 55 － 17
2	きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府 2 丁目 6-24
3	大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江 2 丁目 1-18
4	幼保連携型認定こども園 かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪 1 丁目 2-101
5	出水幼稚園	幼稚園型	150	40	190	中央区国府 2-10-39
6	認定こども園　ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	126	54	180	中央区黒髪 3 丁目 12-16
7	幼保連携型認定こども園 シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町 4 丁目 7-35
8	認定こども園　神水幼稚園	幼保連携型	120	90	210	中央区神水 1 丁目 14-1
9	認定こども園 帯山幼稚園	幼稚園型	180	100	280	中央区帯山 4-42-16
10	認定こども園　東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	345	60	405	中央区帯山 7 丁目 13-41
11	幼保連携型認定こども園　九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江 5 丁目 3-36
12	第一幼稚園	幼保連携型	135	110	245	中央区坪井 4 丁目 20-22
13	寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井 5 丁目 13-6
14	幼保連携型認定こども園 くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町 51-35
15	幼保連携型認定こども園　とうぶ	幼保連携型	120	39	159	東区花立 5 丁目 4-93
16	幼保連携型認定こども園　ことうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍 3 丁目 36-14
17	やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西 2 丁目 3 － 50
18	幼保連携型認定こども園　ことう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東 1 丁目 12-26
19	やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領 2 丁目 12-20
20	なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津 1 丁目 7-25
21	認定こども園　エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原 1 丁目 22-20
22	幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	15	130	145	東区桜木 1 丁目 11-21
23	幼保連携型認定こども園 ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内 1 丁目 1-87
24	幼保連携型認定こども園　にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部 3 丁目 3-51
25	認定こども園　めぐみ幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区水源 2 丁目 2-1
26	木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原 2 丁目 5-31
27	つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南 7 丁目 7-15
28	幼保連携型認定こども園　くるみ幼稚園	幼保連携型	210	135	345	東区渡鹿 8 丁目 1-18
29	聖母幼稚園	幼保連携型	155	85	240	東区南町 13-7
30	幼保連携型認定こども園 誠櫻幼愛園	幼保連携型	9	121	130	西区春日 6 丁目 22-1
31	芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳 880
32	幼保連携型認定こども園　城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代 6 丁目 9-1
33	城山幼稚園	幼保連携型	75	90	165	西区城山大塘 1 丁目 21-1
34	幼保連携型認定こども園こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原 1 丁目 7-20
35	幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町 415
36	幼保連携型認定こども園　西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町 686
37	かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町 2056-2
38	認定こども園 第一幼育園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新 256- 1
39	そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江 1 丁目 11-126
40	幼保連携型認定こども園 恵水幼稚園	幼保連携型	235	165	400	南区御幸笛田 3 -13-12
41	幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志 3 丁目 6-26
42	ゆたか幼稚園	幼稚園型	74	70	144	南区今町 161 － 1
43	認定こども園 わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江 7-9-36
44	幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江 7 丁目 9-30
45	仁愛幼育園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場 1 丁目 14-10
46	幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町 618
47	田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町 1 丁目 22-1
48	五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町 66 番地 1
49	高平幼稚園	幼保連携型	129	51	180	北区高平 2 丁目 20 － 32

施　　設　　名	類　型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所　　在　　地
50　ほくぶ幼稚園	幼保連携型	75	126	201	北区鹿子木町 356
51　喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木 43-2
52　蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水 41-1
53　山東こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町有泉 829
54　幼保連携型認定こども園 城北幼稚園	幼保連携型	280	100	380	北区清水新地 2-8-2
55　第二幼稚園	幼保連携型	135	87	222	北区清水東町 10-45
56　武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 15-8
57　たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内 3 丁目 38-50
58　こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町 39-1
59　力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤 1 丁目 22 番 7 号
60　幼保連携型認定こども園　わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部 2 丁目 2-50
61　おぜきこども園	幼保連携型	10	90	100	東区下南部 2 丁目 2-123
62　幼保連携型認定こども園　城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘 2 丁目 1-24
63　出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間 3 丁目 1-11
64　かわしりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻 5 丁目 4-24
65　済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤 3 丁目 2-70
66　清水ヶ丘こども園	幼保連携型	10	90	100	北区兎谷 1 丁目 3-82
67　幼保連携型認定こども園　たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削 2 丁目 7-100
68　幼保連携型認定こども園　ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田 3 丁目 1-78
69　くすの実こども園	幼保連携型	10	120	130	北区楠 4 丁目 3-15
70　幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	120	135	中央区世安町 567-3
71　幼保連携型認定こども園二岡保育園	幼保連携型	10	150	160	東区戸島 3 丁目 11-62
72　幼保連携型認定こども園本妙寺こども園	幼保連携型	15	130	145	西区花園 4 丁目 3-23
73　愛保育園	幼保連携型	15	90	105	南区近見 3-13-30
74　幼保連携型認定こども園　小木こども園	幼保連携型	15	120	135	南区城南町塚原 994-19
75　幼保連携型認定こども園　桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	110	125	北区植木町滴水 245-1
76　幼保連携型認定こども園　たから子ども園	幼保連携型	10	140	150	南区富合町小岩瀬 686
77　古町幼稚園	幼稚園型	25	72	97	西区二本木 4 丁目 4-13
私立　計 77 カ所		4,113	8,898	13,011	

地域型保育事業所

（平 31.4.1 現在）

	施設名	事業所種別	2・3 号定員	所在地
1	家庭的保育室　はぐくみ　こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山 4 丁目 24-23
2	家庭的保育室　はぐくみ　めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山 4 丁目 27-14
3	世安・ひまわり保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区世安町 361-2
4	鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町 6-1
5	わくわく家庭保育室　唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町 8-2（湖東カレッジ唐人校内）
6	からしま保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業 A 型	19	中央区辛島町 6-2　ペアレントビル 2F
7	つばさ保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区大江 1-11-10
8	立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業 A 型	18	中央区坪井 4-1-1
9	とろく保育園	小規模保育事業 A 型	18	中央区渡鹿 5-7-6
10	とろく保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業 A 型	18	中央区渡鹿 7-8-53
11	あーす保育園　保田窪	小規模保育事業 A 型	19	中央区保田窪 1 丁目 9-48 保田窪 1 丁目事務所 101 号室
12	保育所　きっず・ひろば	小規模保育事業 A 型	16	中央区本荘 6-4-1
13	ムジカ保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区本荘 6-7-18
14	ぱんだ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区健軍 3 丁目 50-20
15	わらべっ子保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区新南部 3 丁目 7-76-2
16	みんなの保育園ぱれっと	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺西 1 丁目 5-1 シュロアモール長嶺ハ棟 1 F
17	ながみね乳児保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺東 5 丁目 1-1
18	いなほこどもの家	小規模保育事業 A 型	11	東区八反田 2 丁目 17-24
19	西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	東区東本町 15-1
20	おーさぁ保育園 Co どぉーも	小規模保育事業 A 型	19	東区栄町 2-15
21	えづこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業 A 型	12	東区画図町重富 568-2
22	成仁とします保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島 2-3-15
23	だい 2 あすなろ	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 5-5-27
24	あすなろ	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 5 丁目 5-18
25	第 2 さくら園	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 6-2-72
26	みらいとします保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島本町 8-8
27	ぐるんぱ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区湖東 2-6-14
28	ことりの家保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区御領 2-14-46
29	やまなみこども園　ころぼっくる	小規模保育事業 A 型	19	東区秋津 2-6-41
30	おやまひよこ保育園 1 号館	小規模保育事業 A 型	19	熊本市東区小山 2 丁目 1-25
31	小規模保育所　ふわにっこ	小規模保育事業 A 型	19	東区昭和町 6-9
32	みんなの保育園　くれよん	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺西 1-5-1
33	長嶺かるがも保育園	小規模保育事業 A 型	18	東区長嶺西 1 丁目 6-88　ザ・クレイン 106
34	広福乳児園	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺東 5-23-1
35	きらきら保育園	小規模保育事業 A 型	12	東区長嶺東 6 丁目 8-34
36	保育室ちょうちょ　くるみの森	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	東区渡鹿 8 丁目 1-70
37	えがお保育園	保育所型事業所内保育事業	40	東区東町 4 丁目 10-1
38	秋津めばえ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区東野 4-11-11
39	わくわく家庭保育室　八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田 2 丁目 1-75
40	ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区尾ノ上 3-6-2-102
41	夢ママ保育園	小規模保育事業 A 型	16	東区尾ノ上 4-20-1-2
42	白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業 A 型	19	西区田崎 1-5-115
43	古町げんきの森保育園	小規模保育事業 A 型	18	西区二本木 2-7-20
44	第二平成さくら保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区江越 1 丁目 2-10
45	みいな保育園	小規模保育事業 A 型	12	南区江越 1 丁目 8-20
46	にじいろ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-16-6
47	かみのごう保育園プチ	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-2-1
48	とことこ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 6-19-11

施　　設　　名	事業所種別	2・3号定員	所　　在　　地
49　平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目17-12　フローラル江越103
50　けやき通り　みそら保育園	小規模保育事業A型	19	南区出仲間1-3-1
51　みらい保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町下宮地429-1
52　ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町今吉野618
53　ハッピー保育園	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目11-1
54　力合・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	南区刈草3丁目2-40Sビル1F
55　ことな保育園	小規模保育事業A型	19	南区富合町清藤383-1
56　あーす保育園力合西	小規模保育事業A型	19	南区野口3-19-46
57　麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田1丁目2-2
58　太陽の子保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田4丁目2-60
59　なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室6-9-1
60　小さな森の保育園	小規模保育事業A型	19	北区四方寄町650-4
61　陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘1丁目8-15　エクセルハイム1-B
62　保育園さくらチャイルド	小規模保育事業A型	15	北区武蔵ヶ丘5-29-1
63　陽だまり保育園　光の森園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘7-2-6
64　つばさ東保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部5丁目4-38
65　メイプル保育園	小規模保育事業A型	19	南区日吉2丁目1423-4
66　ニチイキッズうえき保育園	小規模保育事業A型	19	北区植木町滴水444　植木まるみビル1階
67　ドレミ保育園	小規模保育事業A型	19	東区秋津3丁目14-48
68　桜木めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区桜木5丁目9番-111
69　つっぴー	小規模保育事業A型	19	東区長嶺南7丁目7-20
70　ブルービーの森	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目6-40
71　チャイルドアカデミーつばみ	小規模保育事業A型	19	中央区京町2丁目8－6
72　おやまひよこ保育園2号館	小規模保育事業A型	19	熊本市東区小山2丁目1-25
73　おやまひよこ保育園3号館	小規模保育事業A型	19	熊本市東区小山2丁目1-25
私立　計73カ所		1,351	

オ　助成

助成金支出状況（平成３１年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	１１２，２００千円
熊本市保育園連盟助成金	６，０７２千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	１９，５００千円
産休等代替職員費補助金	５，３００千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	１２７，４００千円
認可外保育施設補助金	１６，３００千円

カ　認定こども園等の教育標準時間認定（１号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平 31.4.1 現在）

階　層　区　分			1 号認定保育料
①	生活保護世帯		0 円
②	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）		3,000 円
③	市民税所得割課税額	24,300 円未満	7,400 円
④	24,300 円以上	48,600 円未満	9,300 円
⑤	48,600 円以上	77,101 円未満	10,100 円
⑥	77,101 円以上	211,201 円未満	20,500 円
⑦	211,201 円以上		25,700 円

キ　保育所・認定こども園等の保育認定（２号・３号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平 31.4.1 現在）

階　層　区　分			３号認定（３歳未満）		２号認定（３歳以上）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
②	市民税非課税世帯		4,000 円	4,000 円	3,000 円	3,000 円
③ -1	市民税所得割課税	24,300 円未満	10,000 円	9,900 円	7,500 円	7,400 円
③ -2	24,300 円以上	48,600 円未満	12,000 円	11,800 円	9,500 円	9,300 円
④ -1	48,600 円以上	65,000 円未満	16,000 円	15,700 円	12,000 円	11,800 円
④ -2	65,000 円以上	81,000 円未満	22,500 円	22,100 円	20,000 円	19,700 円
④ -3	81,000 円以上	97,000 円未満	27,500 円	27,100 円	24,500 円	24,100 円
⑤ -1	97,000 円以上	121,000 円未満	33,000 円	32,500 円	28,000 円	27,500 円
⑤ -2	121,000 円以上	145,000 円未満	34,500 円	34,000 円	28,500 円	28,000 円
⑤ -3	145,000 円以上	169,000 円未満	38,000 円	37,400 円	29,000 円	28,500 円
⑥ -1	169,000 円以上	213,000 円未満	45,000 円	44,300 円	29,500 円	29,000 円
⑥ -2	213,000 円以上	257,000 円未満	47,000 円	46,200 円	30,500 円	30,000 円
⑥ -3	257,000 円以上	301,000 円未満	50,000 円	49,200 円	31,000 円	30,500 円
⑦ -1	301,000 円以上	349,000 円未満	53,000 円	52,200 円	32,000 円	31,400 円
⑦ -2	349,000 円以上	397,000 円未満	55,000 円	54,100 円	32,500 円	31,900 円
⑧	397,000 円以上		58,000 円	57,000 円	33,000 円	32,400 円

（２１）市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア　幼稚園

公　立

（平 31.4.1 現在）

施　　設　　名	定 員	所　　在　　地
市立　一新	176	中央区新町 1 丁目 10-38
〃　碩台	90	中央区南千反畑町 15-23
〃　向山	125	中央区本山 4 丁目 5-2
〃　川尻	90	南区川尻 4 丁目 1-70
〃　隈庄	180	南区城南町宮地 1009 番地
〃　楠	125	北区楠 3 丁目 6-1
計 6 ケ所	786	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	130	中央区城東町 5-9

私　立

（平 31.4.1 現在）

施　　設　　名	定 員	所　　在　　地
YMCA 水前寺	130	中央区出水 3 丁目 12-1
画図	240	中央区出水 8 丁目 7-40
YMCA 熊本五福	75	中央区魚屋町 1 丁目 1-9
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江 2 丁目 1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町 2-20
王栄	170	中央区九品寺 2 丁目 2-44
マリア	200	中央区水前寺 4 丁目 31-56
九州音楽	180	中央区水前寺公園 23-21
白山	180	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町 4-19
ときわ	315	中央区本荘町 689
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上 1 丁目 47-9
第 2 さくら体育	350	東区戸島西 7 丁目 1-12
さくら	350	東区長嶺南 1 丁目 4-80
ちぐさ	120	西区池上町 133-3
暁	75	西区島崎 5 丁目 47-41
熊本聖母愛児	90	西区島崎 6 丁目 1-18
花陵	180	西区田崎 3 丁目 1-52
熊本音楽	280	南区出仲間 6 丁目 14-40
ルンビニー	150	南区近見 2 丁目 7-2
植木中央	340	北区植木町舞尾 544-2
大窪	120	北区大窪 3 丁目 2-25
立田	240	北区龍田 6 丁目 12-1
武蔵ケ丘	330	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 9-16
計 24 ケ所		

イ　幼稚園就園奨励費

私立幼稚園（20 園）

（平成 30 年決算）

補　助　条　件			区　分	補助限度額（円）	対象人数（人）	補助実施額（円）	対象率（%）
通常世帯	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	1	264,000	0.0
			第 2 子	308,000	2	516,000	0.1
			第 3 子以降	308,000	2	480,000	0.1
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	272,000	80	19,488,700	2.7
			第 2 子	308,000	72	17,606,300	2.4
			第 3 子以降	308,000	61	15,442,600	2.0
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 21,300 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 11,100 円	第 1 子	187,200	139	25,228,200	4.6
			第 2 子	247,000	120	27,608,700	4.0
			第 3 子以降	308,000	56	13,932,000	1.9
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 19,800 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 7,200 円	第 1 子	62,200	781	45,659,600	25.9
			第 2 子	185,000	460	81,157,500	15.3
			第 3 子以降	308,000	220	56,792,100	7.3
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	362	52,868,400	12.0
			第 3 子以降	308,000	41	9,947,700	1.4
ひとり親世帯等	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	0	0	0
			第 2 子	308,000	0	0	0
			第 3 子以降	308,000	0	0	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	308,000	29	7,147,700	1.0
			第 2 子	308,000	13	3,394,000	0.4
			第 3 子以降	308,000	11	2,725,700	0.4
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 21,300 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 11,100 円	第 1 子	272,000	6	1,470,000	0.2
			第 2 子	308,000	7	1,908,400	0.2
			第 3 子以降	308,000	1	264,000	0.0
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 19,800 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 7,200 円	第 1 子	62,200	12	725,700	0.4
			第 2 子	185,000	1	185,000	0.0
			第 3 子以降	308,000	2	456,000	0.1
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	2	308,000	0.1
			第 3 子以降	308,000	0	0	0.0
合　計			園児数（全体）　3,013 人		2,481	385,576,300	82.3

ウ　私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年　　度	26	27	28	29	30
決算額（千円）	47,665	31,679	24,434	18,912	15,334

7　生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

（1）環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア　営業施設の監視指導状況

（平成 30 年度）

	業　種	施設数	監視数	監視率（%）
営業六法	理容所	661	191	28.9%
	美容所	1,545	426	27.6%
	クリーニング所	466	119	25.6%
	旅館	236	31	13.1%
	興行場	35	5	14.3%
	公衆浴場	213	62	29.1%
	計	3,156	834	26.4%
その他一般環境衛生	温泉	124	14	11.3%
	化製場等	1	1	100.0%
	墓地	1,529	31	2.0%
	納骨堂	281	10	3.6%
	火葬場	2	-	-
	ビル管理法による特定建築物	266	37	13.9%
	ビル管理法による登録営業	152	29	19.1%
	遊泳場	33	18	54.6%

イ　熊本市ホテル等建築審査会

平成元年４月１日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目　　的　　ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。
委員構成　　１０人以内
　　市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員
任　　期　　２年

（2）生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成 24 年３月 31 日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア　住まいの衛生相談状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
相談件数（件）	429	318	346	427	326
（うち、住まいの健康快適度診断実施数）	7	11	24	4	9

イ　出前教室実施状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
出前教室実施件数（件）	6	7	3	11	13
延参加人数（人）	192	127	73	243	256

ウ　生活衛生推進員セミナー開催状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
生活衛生推進員の登録人数（人）	46	27	31	113	78
セミナー開催数（回）	5	4	0	0	0

エ　害虫等駆除状況

①　公共施設・道路・公園等の相談（苦情）については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。

②　民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介（電話帳で本人が選択する）をしている。

③　近隣の住民からの相談（苦情）については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。

④　地域団体（自治会・PTA 等）からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタスズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成２６年度２件、平成２７年度０件、平成２８年度１件、平成２９年度２件、平成３０年度０件であった。また、平成３０年度には、市内で２例目となるセアカゴケグモが発見されたため、発見箇所において、生息調査等（駆除：成体２３匹、卵のう６３個含む。）を実施し、咬傷被害予防のための注意喚起を行った。

オ　除草指導

苦情処理状況

年度	相談を受付けた雑草地（件数）	草刈り完了実績（件数）
平成 26 年度	335	255
平成 27 年度	286	212
平成 28 年度	259	144
平成 29 年度	355	271
平成 30 年度	355	251

（3）動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成２４年６月１日施行）」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成 21 年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。

ア　施　設

名　　称　　熊本市動物愛護センター

所　　在　　地　　東区小山２丁目１１－１

主　な　設　備　　管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

イ　犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分／年度	登録総数	予防接種	捕獲保護	不要犬引取り	計	返還	譲渡	処分死亡	計	咬傷事故
26	37,944	24,183	366	6	372	222	151	20	393	30
27	34,599	23,613	361	18	379	212	129	22	363	16
28	34,352	20,358	356	13	369	248	139	10	397	31
29	34,367	21,369	297	23	320	177	90	27	294	31
30	32,108	21,161	208	14	222	130	76	31	237	14

（4）食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。令和元年度（2019 年度）までの熊本地震からの復旧・復興のための業務見直しに伴い、監視体制はポイントを絞り、効率的・効果的に実施することとしている。そこで、平成 30 年度も健康危害発生リスクの高い大規模製造施設や生食用の食肉や生鮮魚介等を取り扱う施設に対して重点的に監視指導を行った。また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア　食品衛生

①　営業施設等の監視指導状況（平成 18 年度から監視ポイント制へ移行）

（平成 30 年度）

法　許可施設数		条例　許可施設		合　　計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率（%）
13,596	7,863	1,621	2,090	15,217	17,630	18,476	104.8

②　衛生教育、研修会等の実施状況

（平成 30 年度）

区　分	衛　生　教　育						研修会・講演会			合　計
	営　業　者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	食中毒予防講演会	HACCP普及啓発研修会	
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会						
件　　数	73	19	6	2	19	62	2	1	6	190
参加人数	2,584	939	1,106	83	668	2,994	224	51	232	8,881

③　健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

区　分／年　度	立入り施設数	集　団　指　導	
		件　数	延べ人数
26	110	4	293
27	114	3	323
28	45	2	187
29	73	2	222
30	80	2	224

イ　熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和 47 年 10 月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所　　在　　地　　西区田崎町 380 番地　市場会館３階

検　査　状　況　　※（　）は違反品数を再掲

年　度	施　設　数	食　品　の　検　査　数					
		国　産　品		輸　入　品		合　　計	
26	249	171	(1)	14	(0)	185	(1)
27	249	132	(2)	24	(1)	156	(3)
28	255	71	(0)	20	(0)	91	(0)
29	243	113	(0)	0	(0)	113	(0)
30	241	84	(1)	13	(0)	97	(1)

※（　）は違反品数を再掲

（5）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア　施　　設

・熊本市斎場

所　　在　　地　　東区戸島町７９６番地

火葬棟の機能　　①告別室（４室）②炉前ホール ③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保）、汚物炉１基
④収骨室（４室）⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所　　在　　地　　北区植木町滴水６２８番地１

火　　葬　　炉　　２基

イ　利用状況

①　火　葬

（単位　件）

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
大　　人	市内	6,264	6,406	6,748	6,552	6,750
	市外	401	411	516	417	403
小　　人	市内	11	22	15	24	25
	市外	0	2	1	1	1
死　産　児	市内	171	153	161	151	145
	市外	47	44	39	41	33
改葬人骨	市内	48	61	154	102	89
	市外	4	15	13	28	33
そ　の　他	市内	472	469	394	541	415
	市外	62	76	72	54	57
小　　計	市内	6,966	7,111	7,472	7,370	7,424
	市外	514	548	641	541	527
合　　計		7,480	7,659	8,113	7,911	7,951

②熊本市斎場待合室及び式場

（単位　件）

区分＼年度		26	27	28	29	30
待合室	市内	961	1,049	1,221	1,265	1,399
	市外	54	68	90	75	90
通夜	市内	12	11	0	5	5
	市外	0	0	0	1	0
告別式	市内	21	31	1	19	18
	市外	2	1	1	2	1
通夜及び告別式	市内	63	74	4	38	32
	市外	7	8	2	1	6
小計	市内	1,057	1,165	1,226	1,327	1,454
	市外	63	77	93	79	97
合計		1,120	1,242	1,319	1,406	1,551

ウ　火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区分	種別	単位	使用料	
			市内（円）	市外（円）
火葬場	大人（12歳以上）	1体	6,000	36,000
	小人（12歳未満）	1体	4,000	24,000
	死産児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待合室		1回（2時間以内）		4,000
式場	通夜	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	告別式	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	通夜及び告別式	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

（6）市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成１４年度からの墓域拡張整備を平成２５年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア　墓地貸付状況

（貸付累計）

墓地名	総面積（㎡）	平成28年度までの貸付状況		平成29年度までの貸付状況		平成30年度までの貸付状況	
		件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
花園墓地	28,057	1,876	12,457	1,869	12,414	1,862	12,354
小峯墓地	28,617	1,855	11,278	1,841	11,182	1,829	11,092
立田山墓地	37,929	1,505	10,131	1,499	10,083	1,493	10,044
城山墓園	54,747	1,142	7,108	1,136	7,070	1,131	7,036
清水墓園	20,897	1,508	8,564	1,505	8,540	1,498	8,506
桃尾墓園	268,765	8,962	44,108	9,071	44,653	9,143	45,013
浦山墓園	26,407	1,220	7,818	1,216	7,788	1,210	7,736
計	465,419	18,068	101,464	18,137	101,730	18,166	101,781

イ　桃尾霊堂

所　　在　　地　　東区戸島町　桃尾墓園内

施　設　概　要　　本　体

納骨堂　　家族納骨壇　３３６壇、短期納骨壇　１，２００壇

管理棟

（事務所、休憩所、トイレ）

舎利塔

ウ　使用料

（平 14.4.1 施行）

墓　　地	種　　別	使　　用　　料	
桃　尾　墓　園	芝　生　墓　地	１　区　画	600,000 円
	一　般　墓　地	１平方メートルにつき	120,000 円
そ　の　他　の　墓　地	一　般　墓　地	１平方メートルにつき	80,000 円

桃　尾　霊　堂	期　間	使　用　料
家　族　納　骨　壇	10 年	200,000 円
短　期　納　骨　壇	１年	5,000 円

（7）健康危機管理（医療政策課）

平成１３年４月１日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

・連絡会議　　庁内外の関係機関３２部署からの３３委員で構成され、年１回の開催

・幹 事 会　　庁内１１関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催

・訓　　練　　健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年１回実施

・研　　修　　関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内

・そ の 他　　関係会議参加等

環　　境

1　環境保全活動の推進　209

2　緑化推進・生物多様性の保全　214

3　水環境の保全　215

4　廃棄物の適正処理とリサイクルの推進　220

5　災害廃棄物関係震災記録誌　225

6　し尿処理及び浄化槽の普及促進　226

7　環境総合センター　228

1　環境保全活動の推進（環境政策課）

（1）環境保全

ア　概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成７年９月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ　環境基本条例の制定

昭和６３年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ　環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成２３年３月に本市の環境行政のマスタープランとして「第３次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を１０年間として策定しており、平成２７年度に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。

基本理念

① 豊かな自然と文化の保全と活用
② 環境の変化への対応と適応
③ 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
④ 環境と経済・社会の調和
⑤ 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
② くまもとの風土を活かした都市をつくる
③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ　環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

①　市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民に身近な温暖化対策やゴミ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

②　事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション２１」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③　行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成１４年１０月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ＩＳＯ１４００１」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成２３年度からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。

平成２７年度からは、「第４次熊本市役所グリーン計画」の計画期間が開始し、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成２１年１０月より施行している。

平成２９年度の公共事業環境配慮評価会議で評価した第１種事業（一定規模以上の事業）は３件だった。

④　地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成２２年３月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成２７年３月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた４つの戦略に基づく取り組みを推進している。

このような中、環境省が推進する国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（＝ 地球温暖化対策に資する賢い選択）」に賛同し、低炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換などについて普及啓発を行っている。

⑤　創エネ・省エネの推進

再生可能エネルギーの導入促進に向け、本市公共施設７２施設への太陽光発電システムの設置に取り組んできた。

平成３０年度は、東西の環境工場のごみ焼却により発電した電力を、一部の市の施設に供給する「電力の地産地消」を実施することで、温室効果ガスの排出量と電力調達経費の削減を実現し、この地産地消により削減した経費を省エネ機器等の導入に対する補助金として活用する事業を開始した。事業内容としては、エコカー（EV・PHV）や太陽光発電設備・蓄電池・エネファーム、また、高断熱化、高効率設備と太陽光発電などにより、快適な生活環境と年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下であることを同時に実現する ZEH（ゼッチ）を導入する世帯に対し補助金を交付することで、省エネルギー機器等の普及を図った。

また、同年１０月に「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ　ＣＩＴＹ　くまもとフェア２０１８」、１２月には「省エネ住宅・省エネリフォームフェア」を開催し、最新の省エネ機器やエコカーの展示、省エネ住宅の情報発信等を行うことで、市民に対する幅広い普及啓発に取り組んだ。

⑥　パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線上の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の環境分野での交流を実施、検証している。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ　審議会

環境審議会（昭和６３年１０月発足）

目　　的　　市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委　　員　　１７人（任期３年）

開催回数　　全体会２回、自然環境部会２回　（平成２９年度）

カ　環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和６３年１０月発足）

目　　的　　環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委　　員　　６人（任期３年）

開催回数　　３回（平成３０年度）

キ　公害苦情処理件数

平成３０年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数２３６件と過去４年間の平均値２７６件と比較すると若干減少している。種類別の割合を見ると、騒音が３８％と最も多く、次いで水質汚濁が２０％となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成 26 年度～平成 30 年度）（単位：件）

種別＼年度	26	27	28	29	30
大気汚染	22	35	89	66	37
水質汚濁	58	45	59	54	47
土壌汚染	1	2	0	0	0
騒音	96	119	94	92	90
振動	11	7	33	28	16
悪臭	27	55	28	38	40
その他	10	17	14	6	6
計	225	280	317	284	236

ク　公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成３０年度の事前指導件数　６８０件

（2）大気保全

ア　概要

熊本市の大気環境の状況が全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）等による大気汚染が新たな課題となっており、現在も依然として高い濃度が続いている。このような中、適正配置により８ヵ所とした大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局６局、自動車排出ガス測定局２局）により、効率的に大気汚染状況を把握し、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ　大気汚染の状況

①　環境基準の達成状況

過去３年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成３０年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の４項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成１８年６月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成３０年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起について、平成３０年度の発令はなかった。

環境基準達成状況

（平成 28 年度～平成 30 年度）

測定項目		二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質		
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10㎎/m3以下であり、かつ、1時間値が0.2㎎/m3以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。		
環境基準による大気汚染の評価		長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価		
		1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10㎎/m3以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10㎎/m3を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m3以下であること。		
年度		28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○
	秋津局	−	−	−	−	−	−	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	−	−	−	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	×
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	×	○	○

注１　○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注２　一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約７５２件あり、ばい煙発生施設の６６％以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成３１年３月３１日現在)。このうち、平成３０年度は延べ１５件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（０．０６ｐｐｍ以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成１８年度から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である約１６０区間を５ヵ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

環境

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成３０年度は市街地の３地点において、夏期と冬期の年２回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内１地点（自動車排ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など２１種類、また、別の市内２地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する６種類の有害大気汚染物質について毎月１回測定を行い、モニタリングを実施している。平成３０年度の結果は、３地点とも環境基準等を達成していた。

2　緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

（1）　概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和４７年１０月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年３月２８日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成１７年３月策定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成２６年１０月７日制定）」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成２８年３月に「熊本市生物多様性戦略　～いきもん　つながる　くまもとＣプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

（2）　事業実施状況

（平成 30 年度実績）

事業概要		備考	
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）		
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策	環境保護地区数 開発行為協議数	14 箇所 93 件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理	保存樹木指定本数	588 本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）		
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数	3,653 人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）		
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略　～いきもん つながる くまもとＣプラン～」の推進		
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理	既緑化区間 管理寄付金額	約 935 m 2,991,210 円
公共地緑化	学校や市施設の樹木植栽、自治会等への花苗配布	市施設緑化工事箇所 花苗配布（自治会等）	2 箇所 1,719 団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布	つながりの森づくり補助 記念樹配布本数	32 件 624 本
緑化啓発	市民による地域の緑化活動の促進	緑化市民運動	7 箇所

３　水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、７４万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和５１年３月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和５２年９月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成１６年３月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成２１年３月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、平成２６年３月には「第２次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成１９年に「第１次熊本市硝酸性窒素削減計画」、平成２７年３月には「第３次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成２０年７月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣１１市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成２４年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成２０年６月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第１０回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成２５年３月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

環境

（２）水量の保全

ア　節水市民運動の推進

平成１７年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。今年度より市民１人１日あたりの生活用水使用量２１０リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ　水量監視

①　地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和６１年度から観測井を設置し、現在２０カ所３３本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成１８年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途 ＼ 年度		２５	２６	２７	２８	２９
上水道用	井戸本数（本）	123	123	114	113	111
	一日平均採取量（㎥）	222,159	218,810	211,830	220,425	213,615
	年間採取量（㎥）	81,088,065	79,865,650	77,529,444	80,455,259	77,969,599
農業・水産養殖用	井戸本数（本）	1,303	1,231	1,138	1,066	1,040
	一日平均採取量（㎥）	39,421	38,515	34,447	34,234	31,254
	年間採取量（㎥）	14,388,664	14,057,865	12,607,379	12,495,376	11,407,574
工業・建築物・家庭用等	井戸本数（本）	1,188	1,118	1,039	972	961
	一日平均採取量（㎥）	45,834	47,246	46,691	44,225	43,426
	年間採取量（㎥）	16,729,339	17,244,744	17,088,862	16,142,239	15,850,465
合計	井戸本数（本）	2,614	2,472	2,291	2,151	2,112
	一日平均採取量（㎥）	307,414	304,571	292,966	298,885	288,295
	年間採取量（㎥）	112,206,068	111,168,259	107,225,685	109,092,874	105,227,638

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和２９年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成１６年２月に策定した（平成 25 年 11 月改定）。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成３０年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約８６０ｈａであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など５町２村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成 31 年 3 月 31 日現在）

所在地別

所在地	面積（ha）	所有形態別内訳（ha）		流域別内訳（ha）		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡　大津町	325.67	325.67	－	－	－	325.67
下益城郡美里町	19.04	－	19.04	－	19.04	－
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	－	59.02	－
御船町	23.56	－	23.56	－	23.56	－
阿蘇郡　西原村	262.54	253.38	9.16	123.76	138.78	－
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	－	－
高森町	56.24	56.24	－	56.24	－	－
合　計	859.79	765.04	94.75	293.72	240.40	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕（%）		88.98	11.02	34.16	27.96	37.88

樹種別

分　類	樹　種	面積（ha）	構成比（%）
針葉樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	350.92	40.81
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	438.20	50.97
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.36
その他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	59.02	6.86

エ　人工かん養促進

①　白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成８年度、１０年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成１１年度・１２年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成１３年度から１５年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成１６年１月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成３０年度は、約４０５ｈａ（１ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,２１５万㎥の地下水かん養効果があったと推計される。平成２８年熊本地震で被災した農地や水路等の復旧が進み、平成２８年熊本地震前の９割まで回復した。

②　雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

（3）水質の保全

ア　水質監視

①　地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成３０年度は計２１６本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

（平成 30 年度）

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
9 本	23 本	21 本	23 本	2 本

②　公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：３４地点、海域：６地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

（平成 30 年度）

河　川　名	測定地点名	生物化学的酸素要求量（BOD）	溶存酸素（DO）	浮遊物質（SS）
白　　川	吉　原　橋	0.9	9.3	13
堀　　川	坪井川合流前	2.1	9.2	23
坪　井　川	堀川合流前	1.1	9.3	4
	上　代　橋	4.4	7.1	11
	千金甲橋	3.4	7.1	20
井　芹　川	山　王　橋	1.4	9.2	4
	尾　崎　橋	1.3	9.2	6
天明新川	六　双　橋	1.9	7.5	16

（注）単位は mg ／ L、BOD は 75％値、その他は平均値

③　ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成３０年度は、公共用水域の水質（３検体）・底質（３検体）、地下水の水質（２検体）及び土壌（２検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ　水質浄化対策

①　地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区１２地区のうち８地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

②　硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成２７年３月に策定した「第３次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取り組みを推進している。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを整備し、平成３１年４月に供用開始した。

③　水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置実施の確認を行っている。

（平成 30 年度）

法　令　名	届出事業場数	規制対象事業場数	H30 立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,074	91	58
熊本県地下水保全条例	91	8	8
熊本県生活環境の保全等に関する条例	69	18	9

（4）広域的な保全対策

地下水は熊本地域（※）で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存３組織を統合し、平成２４年４月に（公財）くまもと地下水財団を設立した。

今後も、（公財）くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域１１市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の１１市町村

（5）水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に５箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にＰＲしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在９２件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成２０年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4　廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

（1）概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化（平成１３年)、資源物の持ち去り禁止条例の制定（平成１９年)、そして家庭ごみ有料化（平成２１年）やプラスチック製容器包装の分別収集（平成２２年）に取り組んできた。

また、平成２５年に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」を目指すこととし、平成２６年１０月から、家庭から排出された蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成２７年度には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（平成２３～３２年度)」の中間見直しを実施し、「市民１人１日当たりのごみ排出量」など５つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。

なお、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

（2）家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

（平成 31 年４月１日現在）

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45 ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30 ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15 ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5 ℓ 相当）	4 円	－

※　いずれの価格も１枚当たり

※　10 枚を１セット（冊）で販売

※　家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

（3）廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

（平成 31 年４月１日現在）

種　　別	取扱区分	単　位	金　額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	１回の持ち込み量 10 キログラムまでごとに	150 円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	１品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900 円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条第１項の規定により告示されたものに限る。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	１回の持ち込み量 10 キログラムまでごとに	155 円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	１回の持ち込み量 10 キログラムまでごとに	150 円

（4）保有車両（廃棄物計画課）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予　備　車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	２ｔパワーゲート１	8	5	1
西部クリーンセンター	19	２ｔパワーゲート１ プレス車１	6	5	1
東部クリーンセンター	17	２ｔパワーゲート１	6	6	1

（5）家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目　　的　資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数　「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月２回　「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週１回

住民搬出方法　「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前８時３０分までにごみステーションへ搬出

収 集 品 目　空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

（6）リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア　再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目　古紙類（新聞、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、金属類（アルミ類、スチール類）、布類（古着）

集団回収実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
登　録　団　体	824	833	829	836	831
実　施　団　体	737	734	708	722	729
総 回 収 量（ｔ）	7,069	6,930	6,537	6,104	5,730
助 成 総 額（千 円）	47,732	47,119	44,431	42,295	40,187

注）1. 回収量助成単価は、平成 21 年（2009 年）上半期までは古紙類 1kg当たり６円・古紙類以外 1kg当たり４円、平成 21 年下半期からは助成対象品目全て 1kg当たり６円
2. 実施回数助成は、平成 21 年下半期から適用し、（実施回数 -2 回）× 2,000 円を交付（上限 24,000 円）

イ　生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

［生ごみ堆肥化容器］

・購入代金の２分の１（１基当たり５千円を上限、１世帯２基まで）　※平成２７年度（2015 年度）から

助成実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
助　成　基　数	74	86	62	71	38
助 成 総 額（千 円）	284	229	146	181	89

［電気式生ごみ処理機］

・購入代金の２分の１（１台当たり３０千円を上限、１世帯１台まで） ※平成２７年度（2015 年度）から

助成実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
助成台数	314	126	105	95	116
助成総額（千円）	14,080	3,819	2,957	2,586	3,042

（7） 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成２８年３月に竣工した西部環境工場（２８０ｔ／日）と平成６年３月に竣工した東部環境工場（６００ｔ／日）の両工場（合計処理能力８８０ｔ／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計１６，４８０ｋｗの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は新電力会社に売却している。その電気は、新電力会社を通して区役所等の施設で利用し、市関連施設全体の約４割を賄っています。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成１２・１３年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成１８年度から平成２２年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア　余熱利用

①　東部環境工場（所在地：東区戸島町２５７０番地）

目　　的　　ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備　　抽気復水蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力１０，５００ｋｗ

（健康増進施設）

名　　称　　三山荘

所 在 地　　東区戸島町２５７３番地

開設年月日　　平成２年１０月１６日

定　　員　　大広間８０人、浴室　男子・女子用各３０人、会議室３０人、和室（茶室含む）２０人

使 用 料　　大人（高校生以上）３００円　ただし、地元自治会に所属している者は無料

小人（中学生以下）無料

名　　称　　東部交流センター

所 在 地　　東区戸島町２５８８番地１

開設年月日　　平成１９年１０月１０日

定　　員　　体育館・集会などで３００人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート２面：４００㎡）

多目的室・集会などで２００人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：２００㎡）

使 用 料　　体育館（全面使用）　：午前３，０００円　午後・夜間各４，０００円

体育館（バドミントン）：一般４６０円／面・時間　高校生以下２３０円／面・時間

体育館（卓球）　：一般２２０円／面・時間　高校生以下１１０円／面・時間

多目的室（全面使用）：午前２，８００円　午後・夜間各３，７００円

多目的室（半面使用）：午前１，４００円　午後・夜間各１，８５０円

調理室　：午前１，２００円　午後・夜間各１，６００円

和室　：午前５００円　午後・夜間各７００円

ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場（所在地：西区城山薬師２丁目１２番１号）

目　　的　ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。
西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発電設備　復水式蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力５，９８０ｋｗ
（ハウス園芸施設への温水供給）

利用者　西部環境工場温水利用温室組合

加温方式　温水フィンチューブ方式（６０℃）

栽培品目　トマト、花き類

温室内容　ガラス温室

（温浴施設）

名　　称　西部交流センター

所在地　熊本市西区小島２丁目７－５０

開設年月日　平成３０年４月１日

定　　員　浴室　男子・女子用各５０人、研修室４０人、大広間５０人
多目的室　バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート１面：３３０㎡、卓球台：２面

使用料　（浴室）　高校生以上　400 円、小中学生　150 円、小学生未満から満３歳以上　８０円
満３歳未満は、無料　ただし、地元自治会に所属している者は無料
多目的室（全面）　　：午前３，０００円　　午後・夜間各４，０００円
多目的室（バドミントン）：一般４６０円／面・時間　　高校生以下２３０円／面・時間
多目的室（卓球）　　：一般２２０円／面・時間　　高校生以下１１０円／面・時間
ただし、地元団体の公的行事については無料

環境

（８）最終処分場

名　　称　扇田環境センター（所在地：北区貢町１５６７番地）

扇田環境センターは、昭和５９年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成１１年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量６０５，０００㎥分を平成１５年３月に完成させ、同６月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない２重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成２１年１０月から第二期工事に着手し、埋立容量８９５，０００㎥を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量１，５００，０００㎥分を確保し、平成２５年３月に完成した。

ア　ふれあい広場

名　　称　　戸島ふれあい広場

　戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成２５年４月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年９月より指定管理により管理運営開始。

所　在　地　　熊本市東区戸島町１４８９番地

開設年月日　　平成２５年４月１日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成２５年９月１日）

共 用 時 間　　午前９時～午後５時

（※５月１日から８月３１日までの期間は、午前９時～午後７時まで）

使　用　料　　パークゴルフ場　：１人１日につき　　５００円（大人）、２００円（高校生以下）

自由広場　　：１時間につき　　５００円

施 設 概 要　　パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等

駐車場　収容可能台数１６８台（無料）

名　　称　　扇田ふれあい広場

所　在　地　　熊本市北区釜尾町８１１番地

開設年月日　　平成２５年９月１日

共 用 時 間　　午前９時～午後５時

（※５月１日から８月３１日までの期間は、午前９時～午後７時まで）

使　用　料　　パークゴルフ場　：１人１日につき　　５００円（大人）、２００円（高校生以下）

施 設 概 要　　パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場　収容可能台数１２３台（無料）

（９）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

　観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成１９年（２００７年）７月１日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

　特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5　災害廃棄物関係震災記録誌（廃棄物計画課）

（1）災害廃棄物処理事業の概要について

平成２８年熊本地震においては、二度にわたり発生した最大震度７を超える前震、本震に加え、その後の度重なる余震により、本市においても膨大な量の片付けごみ及び被災家屋等の解体廃棄物が発生したが、平成３０年（２０１８年）１１月下旬にその処理を完了した。

被災家屋等の解体・撤去については、１３，２４１件の申請を受け付け、一般住家や事業所等については、当初の計画通り平成３０年（２０１８年）３月末をもって解体・撤去を完了した。一部の被災マンションやアスベスト含有建物などの物件においては、解体工法や工事許可の制限を受けたため、工期を延長し、平成３０年度（２０１８年度）に繰越して解体・撤去していたが、それらの物件についても、平成３０年（２０１８年）１０月下旬に全て完了した。

種類別災害廃棄物の処理実績

種　　類	処理量（実績）	備　　考
コンクリート類	681,528 トン	セメント瓦含む
木くず	174,517 トン	家具類含む
焼き瓦、ガラス、陶磁器等	204,740 トン	
金属くず	12,468 トン	鉄骨、アルミサッシ等
混合ガレキ	431,384 トン	土砂混じりの解体残さ、不燃物、可燃物、石膏ボード、畳等
その他	3,499 トン	家電４品目、処理困難物等
合　　計	1,508,135 トン	四捨五入の関係で合計が合わない

（2）災害廃棄物関係震災記録誌について

平成２８年熊本地震に伴う災害廃棄物処理の経験等を、本市において永く引き継ぎ、今後起こり得る災害への備えとするため、令和元年度（２０１９年度）に災害廃棄物関係震災記録誌を作成する。

また、今後全国各地で起こり得る自然災害の際には、当該記録誌を被災自治体への提供資料としても活用するなど、未曾有の災害を経験した本市として、全国の災害廃棄物処理事業に広く貢献することを目的として作成するものである。

6　し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（1）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者９業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、合併処理浄化槽の新設・取替えを余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成２９年度より開始した。

（2）処理対象人口と収集量

※処理対象人口については３月 31 日現在での推計

区分＼年度			26	27	28	29	30
処理対象人口			733,516	733,638	731,754	732,217	731,933
内訳	水洗化	公共下水道（人）	625,654	631,272	633,235	637,190	638,902
		浄化槽（人）	88,034	83,417	80,606	77,801	76,189
	くみ取り（人）		19,768	18,889	17,853	17,166	16,782
	自家処理（人）		60	60	60	60	60
収集量	くみ取りし尿収集量(kl)		15,101.1	14,469.4	13,872.8	13,200.3	12,687.1
	浄化槽汚泥収集量(kl)		58,193.4	56,693.1	56,831.5	54,175.2	49,992.3
	収集量合計(kl)		73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4

外国人を含む人口

（3）処理量（処理施設別）

（単位：kl）

区分＼年度	26	27	28	29	30
東部浄化センター	19,681.1	18,301.9	18,832.3	18,740.1	16,997.3
中部浄化センター	34,919.1	33,951.7	33,453.1	30,440.2	28,512.1
山鹿衛生処理センター	18,694.3	18,908.9	18,418.9	18,195.2	17,170.0
計	73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4

※東部浄化センターの欄は平成２７年度まで秋津浄化センターの処理量と読み替える。

（4）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

・旧市域　　６業者　　・富合地区　２業者（うち１業者は城南地区業者）

・城南地区　　１業者　　・植木地区　１業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（5）処理施設

区分＼適用	処理区域	処理能力	処理内容
東部浄化センター※	旧市域 富合地区 城南地区	90 kl／日	暫定施設を設け、東部浄化センターで受入中
中部浄化センター		210kl／日	前処理後に下水処理
山鹿衛生処理センター	植木地区	92 kl／日	脱窒素活性汚泥法

※熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。
なお、恒久施設を建設する予定である。

（6）浄化槽の設置状況（平成 30 年度）

（単位：基）

型式＼人槽		5 ～ 10	11 ～ 20	21 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 200	201 以上	計
単独処理槽	腐敗型	2,310	150	133	13	3	1	2,610
	全ばっ気型	935	58	96	33	3	0	1,125
	分離ばっ気型	1,676	36	159	12	0	3	1,886
	接触ばっ気型	4,199	394	450	20	6	2	5,071
	計	9,120	638	838	78	12	6	10,692
合併処理槽		12,053	248	397	145	120	80	13,043
合計		21,173	886	1,235	223	132	86	23,735

（7）小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区分＼年度	26	27	28	29	30
補助対象基数（基）	235	227	201	305	296
補助対象人槽（人槽）	1,446	1,284	1,120	1,676	1,615
補助金の額（千円）	115,374	100,930	74,293	105,191	100,793

（8）被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

区分＼年度	29	30
補助対象基数（基）	106	122
補助対象人槽（人槽）	611	687
補助金の額（千円）	32,428	37,316

7　環境総合センター

（1）概要

昭和４７年２月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和５６年１月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生科学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成７年４月１日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年６月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成２４年４月１日、組織名を環境総合センターと改めた。

所 在 地　　東区画図町大字所島４０４番地１

業務内容　　環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

（2）業務実績

平成 30 年度　検査実績　　検体数　2,855 検体　　検査項目数　37,633 項目

環境学習実績　　開催回数　123 回　　参加人数　3,589 人

環境関係業務

調査区分 ＼ 年度				26		27		28		29		30		備考
				検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質		316	12,205	242	8,428	122	4,245	82	2,764	86	2,834	PM2.5　有害金属等
		大気汚染物質		200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	窒素酸化物等
		その他		90	584	109	629	88	608	90	636	93	678	酸性雨、アスベスト
		小計		606	12,989	351	9,057	210	4,853	172	3,400	179	3,512	
	水質汚濁	河川・海域	一般項目	295	1,922	299	1,875	304	1,939	304	1,944	305	1,959	ｐＨ、ＢＯＤ、ＳＳ等
			健康項目	21	677	21	698	23	677	21	748	21	735	鉛、シアン、揮発性有機化合物
			環境ﾎﾙﾓﾝ	8	48	0	0	0	0	0	0	0	0	ビスフェノールＡ、可塑剤等
		工場・事業所排水		84	627	75	573	73	568	83	640	72	558	ＢＯＤ、水銀、鉛等
		その他		351	5,208	103	3,620	34	2,933	72	2,698	118	2,771	自主的調査等
		小計		759	8,482	498	6,766	434	6,117	480	6,030	516	6,023	
	悪臭物質			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物、トリメチルアミン等
	廃棄物関係			36	768	34	732	37	786	45	894	35	750	廃棄物埋立地関係
	精度管理			4	64	3	68	3	66	4	74	3	66	環境省の精度管理、酸性雨等
	その他			54	66	73	373	44	48	7	7	4	4	放射能空間線量、火災原因調査
合計				1,459	22,369	959	16,966	728	11,870	708	10,405	737	10,355	

地下水関係業務

調査区分＼年度		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定点監視調査	496	10,864	554	11,836	522	11,348	441	9,929	434	9,786
	汚染防止関係調査	16	164	10	172	4	4	0	0	0	0
	浄化促進事業	36	756	18	378	18	378	19	399	16	336
	地下水質モニタリング	278	6,945	212	2,681	195	2,472	188	2,383	184	2,330
	その他	36	788	36	476	21	237	21	237	24	224
合計		862	19,517	830	15,543	760	14,439	669	12,948	658	12,676

衛生科学関係業務

調査区分＼年度		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品理化学検査	338	11,380	328	12,265	185	9,565	155	5,635	172	8,921
	浴場・プール等の水質検査	288	1,476	291	1,451	1,369	10,755	131	457	119	389
	洗剤等家庭用品試験	45	45	45	45	20	20	20	20	20	20
	器具・容器包装等の試験	3	6	3	6	3	6	3	6	0	0
	その他	0	0	4	10	4	8	3	8	3	7
合計		674	12,907	671	13,777	1,581	20,354	312	6,126	314	9,337

微生物関係業務

調査区分＼年度		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品	241	822	259	755	182	507	223	676	227	671
	環境（浴場・プール水等）	334	453	300	408	1,552	2,926	212	272	214	264
	食中毒（便・吐物等）	406	6,517	302	5,000	357	5,210	282	4,178	256	2,540
	感染症(O 157 等、発生動向調査)	323	1,293	277	1,211	282	1,180	317	1,251	449	1,790
合計		1,304	9,085	1,138	7,374	2,343	9,823	1,034	6,377	1,146	5,265

環境学習業務

（平成 30 年度）

事業名		内容	回数	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	小学４年生～６年生を対象に夏休み期間中に開催 月曜日から金曜日までそれぞれのテーマで実施	20	137
	ミニ科学体感フェア	県市科学展の展示期間にあわせて、リサイクル工作・科学おもちゃ作り等の体験コーナーを開催	5	866
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習、支援事業来所相談時の体験	42	196
	水生生物ウォッチング	『いきものフェアくまもと 2018』への参加事業として、動植物園（江津湖水系）で開催	2	48
	種の保存と生物多様性講座	外来生物について危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発	6	325
	親子環境探検隊	第１回：水生生物ウォッチング（上江津湖）（悪天候のため中止） 第２回：野鳥観察（立田山） 第３回：里山の自然観察（金峰山） 第４回：水鳥探検隊（江津湖）	3	50
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	45	1,967
合計			123	3,589

経　済　観　光

1	経　済　振　興	233
2	競　輪　事　業	254
3	観　光　政　策	256
4	熊　本　城	262
5	動　植　物　園	269
6	文　化　振　興	271
7	文　化　財	273
8	社　会　体　育	277
9	市民会館・健軍文化ホール	288

1　経済振興

（1）概　　況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約７４万人、熊本連携中枢都市圏約１１６万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみてみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第３次産業が約９割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるということができる。一方、第１次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第２次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、情報通信関連産業、バイオ産業などの企業を中心に集積が進んでおり、九州の中核をなす拠点都市として役割を担ってきた。

そのような中、平成２８年４月に発生した熊本地震により主力産業である商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受け、未だ一部の地域や業種、中小企業・小規模企業者等においては影響が残っている。

さらに、復旧・復興需要も徐々に落ち着きを見せ始めているものの、少子高齢化、若年層を中心とした生産年齢人口の県外への流出といった構造要因も強く影響した労働需要の高まりにより、今後も人手不足が続くことが予想される。そのため、地元での人材定着を図るための雇用環境の整備や大都市圏への一極集中を是正するための人材還流対策など、各種施策の展開に努めているところである。

あわせて、本市経済の中核をなす中小企業に対する多様な支援や創業希望者への支援を積極的に行うことにより、持続可能な地域経済の構築につなげていく。

（2）産業政策

ア　創業支援（商業金融課、産業振興課）

本市は平成２６年３月、国による創業支援事業計画の認定を受け、商工団体や金融機関、民間事業者等と連携した創業支援を行っているところ。

また、本市独自の取組として、中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターでは、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

加えて、若者の創業機運の醸成を目的とした「大学生･専門学生向け起業スクール」や高い事業意欲と創造性、チャレンジ精神を有する創業予定者を対象に、事業化へ向け総合的専門的な支援を行い持続可能な創業者の輩出を目指す「ビジネスプランコンテスト」、創業から３年間、必要経費の助成及び経営の専門家派遣等による支援を一体的に行う「創業ステップアップ支援助成制度」等、創業のステージに応じた段階的支援を実施している。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は２店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費を対象とした補助を実施している。

イ　企業立地促進事業（産業振興課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成１１年４月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成２２年３月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、コールセンター、事務センター等のオフィス系企業の中心市街地への集積を促進していく。

今後は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が懸念されることから、平成２９年度に企業立地促進条例を改正し、「熊本市企業立地推進本部」を中心に全庁を挙げて人材への投資に注力する企業を支援していくこととしている。

また、企業立地推進室及び東京事務所が連携し、首都圏をはじめとした大都市圏において誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報の収集を実施するほか、企業立地専用ホームページや見本市への出展等による情報発信の強化、さらには、立地企業懇話会の開催による企業ニーズの把握や立地企業の人材確保のための合同就職面談会の開催等の支援策を展開していくことで、更なる企業の立地を目指していく。

ウ　フードパル熊本（産業振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と旧協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に貢町、和泉町地区に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の５つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

熊本市食品交流会館（産業振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所　　在　　地　　北区貢町５８１番地２
主　な　設　備　　多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等
管　理　運　営　　株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況

平成３１年４月１日現在

	26			27			28			29			30		
	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）
第１会議室	528	18,820	70	529	18,104	69	592	22,006	80	608	24,739	76	506	19,684	69
第２会議室	345	5,048	58	272	3,379	48	345	5,374	62	352	5,686	63	288	4,273	50
パーティールーム	507	19,732	57	449	18,330	52	566	20,455	63	580	24,718	64	551	23,687	59
イベント広場	41	8,956	13	57	21,933	17	57	27,281	18	55	25,983	17	56	21,458	17
多目的ホール	338	124,055	51	330	94,746	49	457	91,489	68	410	105,304	64	481	107,924	66

エ　くまもと森都心プラザ（商業金融課・観光政策課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（1）観光・郷土情報センター（2）プラザ図書館（3）ビジネス支援センター（4）プラザホール・会議室　等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

さらに、平成31年度から、くまもと森都心プラザにおける、ビジネス支援センターのあり方について、創業支援や経営支援等の機能強化を含め、検討を行っている。

所　　在　　地　　西区春日１丁目１４－１

主　要　施　設　　６階　Ａ会議室～Ｄ会議室

５階　プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室

４階　プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室

３階　プラザ図書館

２階　観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分＼年度	26	27	28	29	30
プラザホール	79,345 人	78,497 人	2,975 人	82,442 人	86,852 人
多目的室	10,911 人	12,119 人	11,969 人	12,420 人	12,146 人
Ａ会議室	9,419 人	10,738 人	11,888 人	14,303 人	12,759 人
Ｂ会議室	8,033 人	9,692 人	10,480 人	12,081 人	9,806 人
Ｃ会議室	9,272 人	9,901 人	10,130 人	11,394 人	10,530 人
Ｄ会議室	8,266 人	7,902 人	8,133 人	8,998 人	9,414 人
託児室	934 人	1,111 人	695 人	1,136 人	1,136 人

施設利用状況（有料施設以外）

区分＼年度	26	27	28	29	30
観光・郷土情報センター	179,126 人	194,479 人	191,629 人	229,100 人	230,802 人
プラザ図書館	800,840 人	647,635 人	328,983 人	510,207 人	536,007 人
ビジネス支援センター	3,106 人	3,044 人	2,691 人	2,587 人	2,514 人

オ　海外経済交流の推進（産業振興課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、フランス・エクサンプロヴァンス市との交流事業や海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取り組みをおこなっている。このような取り組みを効果的に進めるため、県、ＪＥＴＲＯ熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

（3）商工業の振興

ア　魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、平成２９年３月２４日内閣総理大臣より認定を受けた３期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ　工業の生産性向上（産業振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ　人材の確保・育成（商業金融課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の２分の１相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年度 / 研修種別	26		27		28		29		30	
	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）
経営研修（セミナー等）	19	304	18	283	18	271	17	347	18	299

エ　共同化への支援（商業金融課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ　熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約１００社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第３セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称　　熊本流通業務団地造成事業

位　　置　　南区流通団地１丁目・２丁目

カ　熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（１）熊本地域の産業情報化の核、（２）中小企業の人材育成の場、（３）商品流通情報の交流の場、（４）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成１７年４月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所　　在　　地　　南区流通団地１丁目２４番地
開　　館　　平成元年４月２６日
主　要　施　設
（事務棟）　６階　６０１～６０４研修室、ラウンジ
５階　５０１～５０３研修室
４階　㈱熊本流通情報センター
３階　㈱熊本流通情報センター
２階　熊本流通団地協同組合、多目的ルーム
１階　会館事務室、常設展示コーナー
（展示棟）　１階　展示場（１，０８０㎡、高さ５．９ｍ、床荷重１ｔ／㎡）
地下　駐車場

会館利用状況

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
研修室	件　数	2,632	2,553	2,710	2,772	2,835
	人　数	77,621	81,513	83,630	85,105	85,672
展示場	件　数	207	207	241	226	238
	人　数	86,126	68,727	93,596	82,732	83,698

（4）雇用対策（経済政策課）

ア　雇用の安定と確保

人手不足（労働力不足）対策及び求職者への就業支援

・各産業分野における深刻な人手不足解消に向け、労働分野に精通した民間職業紹介事業者と協定によって連携し、お互いの強みを生かした合同就職面談会を年間最大 20 回実施する。

・平成 28 年熊本地震からの早期復旧・復興を目的として、団体等が実施する人材の確保・定着・育成に資する事業を支援する、これまでに無い柔軟な助成制度である人材確保育成助成金事業を前年度に引き続き実施することで、即効性を持った人手不足対策を図る。

・東京にてＵＩＪターン就職面談会を開催するとともに、ＵＩＪターンサポートデスクによる面談会後の参加者のフォローアップを実施し、継続的な就職支援に取組むとともに、民間活力の活用による地場企業求人情報の web 広報を行っていく。

・熊本市への移住検討者（県外在住者）300 名を熊本へ招き、日本最大規模の移住ツアーと地場企業 120 社との合同就職面談会をセットにしたイベント、くまもと”大”内覧会を開催し移住就業の促進を図る。

・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組み、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。

・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。

・介護福祉士資格取得に必要な介護職員実務者研修を実施し、人材不足の福祉業界への就労支援を行う。

・新規学卒者を含む若年者や一般求職者に対する合同就職面談会、中高年齢者を対象としたライフプランセミナー、働き方改革に関するセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。

・技能実習開始（入国）1 年以内の外国人労働者の日本語習得を支援し、日本語能力の向上や事業者による日本語教育の促進を図り、従事業務の高度化や特定技能への円滑な移行を促す。

イ　職業能力の向上

教育訓練の充実

・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。

・職業訓練短期大学校においては、調理分野での高度人材の育成に取り組むと同時に、離職防止や地元就職への定着につなげる。

・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額を助成する。

・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

熊本市技能者表彰

・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地元企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

ウ　労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生の向上支援

・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。

・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

・熊本県社会保険労務士会と覚書を取り交わし、市役所本庁舎３階を利用して毎週水曜日１３：００～１６：００に労働問題に対する相談窓口を設置する。

労働相談実績（件数）

（平成３１年４月１日現在）

年度	合計	就業規則	人事	セクハラ等	賃金	労働時間	解雇	懲戒処分	安全衛生	雇用保険	社会保険	その他
H26	36	4	1	2	3	1	9	2	2	1	6	5
H27	25	4			2	2	5				10	2
H28	12					1	2			2	4	3
H29	38	2	1	2	4	2	4	1	7		11	4
H30	34	3			4	3	5	1	2	4	12	

※ H28 は５月 17 日～８月 31 日まで熊本地震に関する特別労働相談（102 件）で対応。

エ　関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

・平成 26 年度に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。

・特に人手不足感の高い業種に特化した、求職者向け「職人の仕事説明会」や「福祉のしごと説明会」を職業安定所等と協同により実施、事業所向けとして労働環境改善や人材確保に資する労務管理などをテーマとした「建設・運輸・警備人材事業所セミナー」を各種団体と連携実施し労働力不足解消に取り組む。

・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組み、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。（再掲）

・熊本労働局及び熊本県との連携により県就職未内定の大学生等と地場企業との合同就職面談会を実施する。

・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未内定の高校３年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。

・熊本労働局が主体となって実施する若年者地域連携事業「UIJ ターン合同就職面談会」（熊本開催）を連携支援する。

・働くことに一歩を踏み出せない若者（若年無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。

・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。

・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。

・熊本労働局及びシルバー人材センターと連携・協力して中央区役所及び熊本市勤労者福祉センターに設置した高齢者職業相談コーナーを通じ、健康で就業意欲の高い高年齢者の職業相談を実施する。

オ　労働雇用関係施設（市施設）

熊本市事業内高等職業訓練校（受講期間：２年間）

管 理 運 営　　熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所　在　地　　中央区南熊本３丁目８番１６号

訓練生数

（各年４月現在）

年度	左官	塗装	鉄筋	防水	屋根	型枠	和裁	造園	フラワー	計
Ｈ２７	９人	１５人	１人	１４人	５人	６人	５人			５５人
Ｈ２８	１２人	１２人	８人	１４人	６人	９人	８人			６９人
Ｈ２９	１１人	１１人	７人	９人	７人	１９人	５人			６９人
Ｈ３０	１８人	４人	４人	１２人	５人	１２人	４人	７人	９人	７５人
Ｈ３１	１２人	１１人	８人	９人	４人		４人	７人	５人	６０人

熊本市職業訓練センター

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営　　熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所　在　地　　西区花園７丁目１９番１０号

事 業 内 容

（平成３１年４月１日現在）

区分／年度	利用者数（延べ人数）	職業能力開発訓練		語学講座	受託訓練	その他の事業	短大	施設利用指定事業検定事業
		ＩＴ以外	ＩＴ関連					
H 26	35,438	7,501	2,583	595	15,923	2,188	0	6,648
H 27	34,817	5,844	2,034	629	16,390	3,579	0	6,341
H 28	26,677	4,683	2,070	544	8,696	5,744	0	4,940
H 29	26,163	5,168	1,905	544	10,185	7,660	0	701
H 30	26,065	7,860	2,352	306	8,091	5,294	1,428	734

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管 理 運 営　　（一財）熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）

所　在　地　　中央区黒髪３丁目３番１２号

施 設 概 要　　１階　体育室・ホール・講習室　職業相談室・更衣室・シャワー室

２階　和室（2 部屋）・研修室・大会議室

（平成３１年４月１日現在）

区分／年度	利用者数（人）				貸館（千円）	主催事業（千円）
	講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
H 26	39,986	37,234	1,765	78,985	4,573	21,109
H 27	41,487	36,190	1,878	79,555	4,611	27,019
H 28	25,633	19,871	1,127	46,631	2,549	11,287
H 29	41,730	33,553	1,841	77,124	4,363	20,632
H 30	31,857	18,407	1,706	51,970	2,686	13,339

（5）中小企業経営の基盤強化（商業金融課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア　資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名＼年度	28		29		30	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	61	228,160	124	479,970	105	385,950
経営向上小口資金融資	247	767,760	417	1,276,750	595	1,785,560
経営安定資金融資	15	117,350	66	533,980	63	589,100
創業サポート資金融資	78	276,400	54	192,100	74	256,550
経営安定特例資金融資	516	3,169,150	0	0	0	0
経済環境変動対策資金融資	34	202,200	56	371,300	55	370,320
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
短期資金融資	16	45,000	15	59,500	18	63,550
新エネルギー設備等資金融資	1	7,000	0	0	0	0
計	968	4,813,020	732	2,913,600	910	3,451,030

※平成 28 年度の経営安定特例資金融資は、平成 28 年熊本地震発生に伴うもの。

イ　熊本市中小企業活性化会議

平成２４年第４回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定、平成２５年４月１日から施行された。平成３０年第４回定例会において、改めて議員提案により条例の一部改正がなされ、平成３１年（２０１９年）４月１日から名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改正し、新たに小規模企業に関する基本理念、基本方針などを追加した。この条例は、中小企業・小規模企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目　　的	熊本市中小企業･小規模企業振興基本条例第９条における施策の基本方針に基づく、中小企業･小規模企業の振興に関する施策等について審議する。
委員構成	１６人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任　　期	２年
開催状況 （平成３０年度）	第１回　平成３０年　　６月　１日（金）１０時００分～ 第２回　平成３０年　１０月　１日（月）１４時００分～

経観

（6）中小企業への各種助成（商業金融課・産業振興課）

ア　中小企業振興助成

助成の種類	助　成　対　象	助　成　措　置
事業助成金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円(組織し、運営を開始した年度に限る)
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区分＼年度		26	27	28	29	30
設立運営費	件数	3	0	0	0	0
	金額（千円）	300	0	0	0	0
高度化施設	件数	0	0	0	0	0
	金額（千円）	0	0	0	0	0

イ　商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年度	26	27	28	29	30
件数	2	1	0	3	6
金額（千円）	907	632	0	4,146	8,185

ウ　商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年度	26	27	28	29	30
件数	60	59	59	54	49
金額（千円）	4,912	4,517	4,125	4,170	3,990

エ　商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年　　度	26	27	28	29	30
件　　数	41 件（39 団体）	28 件（25 団体）	24 件（22 団体）	28 件（25 団体）	32 件（26 団体）
金 額（ 千 円 ）	33,506	24,612	22,969	28,015	28,272

オ　商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年　　度	26	27	28	29	30
件　　数	23	24	16	11	1
金 額（ 千 円 ）	13,883	15,095	7,829	5,823	1,000

カ　商店街にぎわい復興支援事業

熊本地震により被災した商店街等団体が実施するイベント等の事業の経費を支援する。

助成状況

年　　度	29	30
件　　数	15	23
金 額（ 千 円 ）	14,338	22,771

キ　買い物弱者支援事業

買い物弱者の利便性向上に資する取り組み状況をまとめた便利帳の作成。

配布予定数：　16,000 部

（7）中小企業金融対策（商業金融課）

中小企業金融制度一覧

制度名 （発足年月日）		小口資金融資 （昭 38.8.7）	経営向上小口資金融資 （平 19.10.1）
目的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下であること	・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は 5 人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額		1,000 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		30 ヶ月：固定　年 2.00%以内 45 ヶ月：固定　年 2.10%以内 60 ヶ月：固定　年 2.20%以内	3 年以内：固定　年 1.70%以内 4 年以内：固定　年 1.80%以内 5 年以内：固定　年 1.90%以内
据置期間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保証料率		年 0.45%～ 1.25% 保証料補給：1/2	年 0.50%～ 2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者　全額
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預託機関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）		経営安定資金融資 （昭 43.4.1）	創業サポート資金融資 （平 12.4.1）
目的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対象		市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者及び組合	１．新規開業（開業後１年未満の者を含む） ①　市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、１月以内に新たに事業を開始する者（２月以内に新たに会社を設立する者） ②　市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、１月以内に新たに事業を開始する者（２月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業により支援を受けた者は、６月以内 ※熊本県外に住民登録後１年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後１年以内の者は、保証料の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第２号ア、ウに該当する者は、保証料補給の特例あり ２．転業・多角化　市内に１年以上居住し、かつ同一事業を３年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第２条第１項第２号イに該当する者は、保証料補給の特例あり
使途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額		事業者：3,000 万円以内 組　合：4,000 万円以内	新規開業①：2,000 万円以内 新規開業②：500 万円以内 転業・多角化：1,000 万円以内
融資期間及び利率		３年以内：固定　年 2.10％以内 ５年以内：固定　年 2.20％以内 ７年以内：固定　年 2.30％以内	新規開業　３年以内：固定　年 1.30％以内 ５年以内：固定　年 1.45％以内 ７年以内：固定　年 1.60％以内 転業・多角化　７年以内：固定　年 2.00％以内
据置期間		６ヶ月以内	１年以内
保証料率		年 0.25％～ 1.70％	新規開業：年 0.70％ 転業・多角化：年 0.25％～ 1.70％ 保証料補給：1/2　※特例対象者　全額
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市預託条件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

経観

制度名 （発足年月日）		短期資金融資 （平 24.4.1）	経営安定特例資金融資 （昭 55.4.15）
目的		市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対象		市内に６ヶ月以上居住し、かつ同一事業を６ヶ月以上経営している中小企業者	市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上（天災地変・火災の場合６ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 （①、④については設備資金のみ）
融資限度額		500 万円以内	1,500 万円以内
融資期間及び利率		保証付 １年以内：固定 年 1.95％以内 保証無 １年以内：固定 年 2.10％以内	７年以内：固定 年 2.00％以内
据置期間		無	１年以内
保証料率		保証付の場合　年 0.25％～ 1.70％	年 0.25％～ 1.70％
連帯保証人		保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件	融資原資（千円）	40,000	130,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	120,000	390,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	経済環境変動対策資金融資 （昭 62.6.1）
目　　的	経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ①　売上高が減少している中小企業者 　ア　融資申込時点の直近 2 期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 　イ　融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 　（令和 2 年 3 月 31 日融資実行分まで） ②　売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 　ア　融資申込時点の直近 2 期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 　イ　融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 　（令和 2 年 3 月 31 日融資実行分まで） ③　平成 28 年熊本地震特別融資により融資を受け、当該融資残高が当初融資金額の 2 分の 1 以下である中小企業者。※本資金により、複数の保証債務を借換一本化することを条件とする。
使　　途	運転資金
融資限度額	1,500 万円以内
融資期間及び利率	7 年以内：固定 年 1.85％以内
据置期間	6 ヶ月以内
保証料率	年 0.25％～ 1.70％
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件　融資原資（千円）	1,548,000
市預託条件　協調倍率（倍）	3
市預託条件　融資枠（千円）	4,644,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関

経観

制度名 （発足年月日）		公害防止施設資金融資 （昭 46.11.1）	地下水使用合理化設備資金融資 （平 3.4.1）
目的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に 1 年以上居住しかつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備
使途		設備資金	設備資金
融資限度額		800 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2.00%以内 5 年以内：固定 年 2.10%以内 7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額
据置期間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保証料率		年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～ 1.70% 保証料補給：全額
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市預託条件	融資原資（千円）	9,000	9,000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18,000	27,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）		新エネルギー設備等資金融資 （平 24.4.1）	高度化資金融資 （昭 44.4.1）
目　　的		市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、ＬＥＤ照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の 4 種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使　　途		設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額		1,000 万円以内	1 組　合：8,000 万円以内 1 組合員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		10 年以内：固定 年 1.80%以内	8 年以内：固定 年 2.35%以内
据置期間		1 年以内	無
保証料率		年 0.45%～ 1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年 0.45%～ 1.90%
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返済方法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取扱金融機関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市預託条件	融資原資（千円）	55,000	20,000
	協調倍率（倍）	3	4
	融資枠（千円）	165,000	80,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

※　伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り

※　起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

（8）経済統計

ア　産業別市内総生産（経済政策課）

（単位　百万円、%）

項目			実数			構成比			対前年度比	
			25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度	26年度	27年度
産業	第1次産業	農業	23,915	25,267	25,639	1.0	1.0	1.0	5.7	1.5
		林業	338	356	369	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7
		水産業	2,278	1,515	2,421	0.1	0.1	0.1	△ 33.5	59.8
		小計	26,531	27,138	28,429	1.1	1.1	1.1	2.3	4.8
	第2次産業	鉱工業	132,692	150,534	144,045	5.5	6.0	5.8	13.4	△ 4.3
		建設業	113,375	104,099	98,665	4.7	4.2	4.0	△ 8.2	△ 5.2
		小計	246,068	254,633	242,711	10.2	10.3	9.8	3.5	△ 4.7
	第3次産業	電気・ガス・水道業	36,044	43,121	46,579	1.5	1.7	1.9	19.6	8.0
		卸売・小売業	321,255	316,274	304,570	13.2	12.7	12.2	△ 1.6	△ 3.7
		運輸・郵便業	91,093	101,259	102,271	3.8	4.1	4.1	11.2	1.0
		宿泊・飲食サービス業	72,125	75,934	80,186	3.0	3.0	3.2	5.3	5.6
		情報通信業	110,224	111,452	104,645	4.5	4.5	4.2	1.1	△ 6.1
		金融・保険業	128,927	132,618	141,784	5.3	5.3	5.7	2.9	6.9
		不動産業	438,153	438,817	436,648	18.1	17.6	17.5	0.2	△ 0.5
		専門・科学技術、業務支援サービス業	222,538	235,035	244,568	9.2	9.4	9.8	5.6	4.1
		公務	181,276	192,734	193,585	7.5	7.7	7.8	6.3	0.4
		教育	148,078	156,946	158,746	6.1	6.3	6.4	6.0	1.1
		保健衛生・社会事業	248,289	250,287	256,880	10.2	10.0	10.3	0.8	2.6
		その他サービス	139,132	133,907	141,626	5.7	5.4	5.7	△ 3.8	5.8
		小計	2,137,134	2,188,385	2,212,088	88.7	88.6	89.1	2.4	1.1
合計			2,409,734	2,470,156	2,483,228	99.3	99.1	99.5	2.5	0.5
輸入品に課される税・関税			30,501	41,758	41,002	1.3	1.7	1.6	36.9	△ 1.8
（控除）総資本形成に係る消費税			13,105	20,145	27,407	0.5	0.8	1.1	53.7	36.0
市内総生産（市場価格表示）			2,427,130	2,491,768	2,496,823	100.0	100.0	100.0	2.7	0.2

（注）　表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
　　数値に富合町、城南町、植木町を含む

（資料）熊本市統計書（平成30年度版）

イ　産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（経済政策課）
（平成２６年経済センサス - 基礎調査結果及び平成２８年経済センサス - 活動調査）

産業大分類	事業所数			従業者数		
	平成 26 年 実数	平成 28 年		平成 26 年 実数	平成 28 年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R　全産業（S 公務を除く）	31,929	28,310	100.0	330,263	305,105	100.0
A～B　農林漁業	123	107	0.4%	1,476	1,096	0.4%
C　鉱業，採石業，砂利採取業	3	3	0.0%	11	11	0.0%
D　建設業	2,693	2,430	8.6%	20,923	19,748	6.5%
E　製造業	1,216	1,091	3.9%	20,066	21,903	7.2%
F　電気・ガス・熱供給・水道業	32	21	0.1%	1,549	729	0.2%
G　情報通信業	370	352	1.2%	6,353	6,659	2.2%
H　運輸業，郵便業	582	538	1.9%	11,888	10,990	3.6%
I　卸売業，小売業	8,521	7,733	27.3%	70,924	66,166	21.7%
J　金融業，保険業	651	620	2.2%	11,075	11,286	3.7%
K　不動産業，物品賃貸業	2,350	2,004	7.1%	9,951	9,163	3.0%
L　学術研究，専門･技術サービス業	1,842	1,680	5.9%	10,751	9,539	3.1%
M　宿泊業，飲食サービス業	4,150	3,466	12.2%	34,433	30,097	9.9%
N　生活関連サービス業，娯楽業	3,048	2,646	9.3%	15,487	13,880	4.5%
O　教育，学習支援業	1,266	958	3.4%	22,726	15,159	5.0%
P　医療，福祉	2,692	2,493	8.8%	59,515	57,771	18.9%
Q　複合サービス事業	195	192	0.7%	3,576	3,519	1.2%
R　サービス業（他に分類されないもの）	2,195	1,976	7.0%	29,559	27,389	9.0%
S　公務	119	-	-	18,335	-	-

ウ 商　　業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

（平成 26 年商業統計、平成 28 年経済センサス活動調査（卸小売業に関する集計結果））

産業大分類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成 26 年実数（所）	平成 28 年		平成 26 年実数（人）	平成 28 年		平成 26 年実数（百万円）	平成 28 年	
		実数（所）	構成比（%）		実数（人）	構成比（%）		実数（百万円）	構成比（%）
合計	6,109	6,114	-	50,922	53,434	-	2,052,450	2,292,056	-
卸売業計	1,748	1,822	100.0	16,664	17,901	100.0	1,311,185	1,512,010	100.0
501 各種商品卸売業	11	9	0.1%	124	87	0.5%	X	12,746	-
511 繊維品卸売業	6	5	0.3%	16	12	0.1%	X	X	-
512 衣服卸売業	39	31	1.7%	350	330	1.8%	9,309	6,893	0.5%
513 身の回り品卸売業	25	23	1.3%	157	174	1.0%	X	X	-
521 農畜産物・水産物卸売業	221	232	12.7%	3,220	3,007	16.8%	337,026	362,848	24.0%
522 食料・飲料卸売業	197	193	10.6%	1,930	2,111	11.8%	174,661	211,030	14.0%
531 建築材料卸売業	177	166	9.1%	1,607	1,728	9.7%	110,758	111,547	7.4%
532 化学製品卸売業	83	88	4.8%	562	708	4.0%	41,857	55,137	3.6%
533 石油・鉱物卸売業	31	22	1.2%	404	198	1.1%	68,902	49,071	3.2%
534 鉄鋼製品卸売業	19	20	1.1%	117	120	0.7%	20,571	17,904	1.2%
535 非鉄金属卸売業	4	4	0.2%	60	26	0.1%	5,565	1,338	0.1%
536 再生資源卸売業	23	19	1.0%	691	536	3.0%	12,641	9,177	0.6%
541 産業機械器具卸売業	188	215	11.8%	1,209	1,630	9.1%	86,908	122,233	8.1%
542 自動車卸売業	94	93	5.1%	980	1,047	5.8%	39,961	45,844	3.0%
543 電気機械器具卸売業	140	169	9.3%	1,017	1,298	7.3%	92,481	113,515	7.5%
549 その他機械器具	84	93	5.1%	718	979	5.5%	51,155	64,616	4.3%
551 家具･建具･じゅう器等卸売業	50	55	3.0%	406	347	1.9%	16,442	24,913	1.6%
552 医薬品・化粧品等卸売業	133	133	7.3%	1,447	1,826	10.2%	139,227	211,570	14.0%
553 紙・紙製品卸売業	27	33	1.8%	328	314	1.8%	27,715	22,281	1.5%
559 他に分類されない卸売業	196	219	12.0%	1,321	1,423	7.9%	X	65,013	-
小売業計	4,361	4,292	100	34,258	35,533	100	741,265	780,047	100
56 各種商品小売業	14	10	0.2%	1,724	1,323	3.7%	78,876	64,610	8.3%
57 織物･衣服･身の回り品小売業	665	603	14.0%	3,017	2,702	7.6%	45,179	46,915	6.0%
58 飲食料品小売業	1,298	1,317	30.7%	12,386	14,082	39.6%	185,214	211,693	27.1%
59 機械器具小売業	612	624	14.5%	4,486	4,527	12.7%	145,650	153,038	19.6%
60 その他の小売業	1,515	1,503	35.0%	10,269	10,388	29.2%	211,170	204,460	26.2%
61 無店舗小売業	257	235	5.5%	2,376	2,511	7.1%	75,176	99,332	12.7%

注）産業分類は卸売業は「小分類」、小売業は「中分類」

エ　工　　業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］（産業振興課）

（平成 29 年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（箇所）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（百万円）	構成比（%）
総計	465	100.0	18,421	100.0	411,067	100.0
食料品	149	32.0	5,957	32.3	116,796	28.4
飲料	11	2.4	467	2.5	14,991	3.6
繊維工業	22	4.7	431	2.3	3,263	0.8
木材	11	2.4	186	1.0	3,403	0.8
家具・装備品	22	4.7	353	1.9	5,629	1.4
パルプ・紙	9	1.9	357	1.9	12,104	2.9
印刷	50	10.8	1,174	6.4	16,282	4.0
化学	5	1.1	1,669	9.1	32,711	8.0
石油・石炭	2	0.4	31	0.2	X	X
プラスチック	14	3.0	322	1.7	12,194	3.0
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	24	5.2	443	2.4	11,273	2.7
鉄鋼	4	0.9	429	2.3	9,319	2.3
非鉄金属	4	0.9	68	0.4	1,629	0.4
金属製品	49	10.5	1,334	7.2	27,039	6.6
はん用機械	5	1.1	112	0.6	2,954	0.7
生産用機械	28	6.0	1,756	9.5	48,103	11.7
業務用機械	7	1.5	157	0.9	1,300	0.3
電子部品	4	0.9	1,165	6.3	29,975	7.3
電気機器	9	1.9	667	3.6	13,392	3.3
情報通信機器	-	-	-	-	-	-
輸送用機器	7	1.5	1,110	6.0	43,840	10.7
その他	28	6.0	228	1.2	1,762	0.4

オ　産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］（産業振興課）

（平成 29 年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成 26 年	平成 29 年		平成 26 年	平成 29 年		平成 26 年	平成 29 年	
	実数（箇所）	実　数（箇所）	構成比（%）	実数（人）	実　数（人）	構成比（%）	実数（百万円）	実　数（百万円）	構成比（%）
総　　数	492	465	100.0	18,821	18,421	100.0	391,349	411,067	100.0
4 ～ 9 人	212	187	40.2	1,318	1,185	6.4	13,454	11,191	2.7
10 ～ 19 人	119	114	24.5	1,668	1,601	8.7	23,574	23,943	5.8
20 ～ 29 人	56	50	10.8	1,361	1,204	6.5	29,790	20,848	5.1
30 ～ 99 人	74	82	17.6	4,310	4,411	23.9	87,306	94,073	22.9
100 ～ 299 人	22	20	4.3	3,631	3,074	16.7	87,570	73,683	17.9
300 人以上	9	12	2.6	6,533	6,946	37.7	149,656	187,329	45.6

※統計表中の記号について

「－」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2　競輪事業（競輪事務所）

（1）概　　要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額９，９３５億円余、熊本市財政への繰出金総額は６６９億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

平成３１年（２０１９年）４月１日現在、熊本地震の影響により投票及び支払所の縮小を余儀なくされているが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。現在、熊本競輪場は再開が決定し「地域貢献」、「災害対応」、「アマチュアスポーツの振興」という３つの理念を踏まえ、令和３年（２０２１年）１２月竣工に向け取り組んでいる。

＊熊本地震により競輪場内一部立ち入り規制中。（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

（2）施　　設

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番１号
開設年月　　昭和２５年７月
敷地面積　　４３，１８１．６３㎡　競争路１周５００ｍ
駐　車　場　　７８９台収容
投　票　所　　８ヵ所　　窓口　１０９　（震災後　投票所　２ヵ所　窓口　１４）
支　払　所　　８ヵ所　　窓口　　６２　（震災後　支払所　２ヵ所　窓口　１１）
観　覧　席　　定　員　１２，０００人
- 一　　般　３，３００人
- 立　　見　７，７０５人　（震災後定員　３２４人）
- 特別観覧席　　９９５人

（震災後数値については平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

（3）競輪事業の実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
開催回数	12	13	7	5	5
開催日数	52	52	26	22	22
入場者数	71,342	64,868	7,233	5,722	6,480
収入	千円	千円	千円	千円	千円
入場料（普通席）	3,567	3,243	0	0	0
〃（特別席）	5,291	4,531	0	0	0
車券発売金	10,852,871	12,180,994	10,538,005	9,671,864	9,471,522
その他の収入	527,435	653,059	642,362	541,009	491,288
前年度繰越金	304,989	220,457	331,687	250,268	191,169
支出					
経常経費	125,400	120,914	104,543	90,118	98,044
開催経費	10,795,900	11,871,915	9,959,239	9,144,868	8,946,997
交付金	199,210	226,412	206,678	196,826	192,585
施設関係	53,040	91,057	30,210	20,160	42,058
一般会計繰出金	200,000	150,000	250,000	250,000	300,000
基金	100,146	270,299	711,116	570,000	500,000

（4）競輪事業収益金の使途

区分 / 年度	土木・住宅関係		民生関係		教育関係		衛生関係		災害復旧工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
26	7,860	3.9	167,560	83.8	15,220	7.6	3,000	1.5	40	0	6,320	3.2	200,000	100.0
27	9,135	6.1	117,135	78.1	12,870	8.6	4,410	2.9	855	0.6	5,595	3.7	150,000	100.0
28	8,975	3.6	183,200	73.3	18,075	7.2	8,550	3.4	16,375	6.6	14,825	5.9	250,000	100.0
29	17,875	7.2	186,875	74.7	20,350	8.1	7,225	2.9	3,750	1.5	13,925	5.6	250,000	100.0
30	35,190	11.7	221,880	74.0	22,410	7.5	9,390	3.1	1,410	0.5	9,720	3.2	300,000	100.0

（5）熊本競輪場再開後のイメージ

経観

3　観光政策（観光政策課）

（1）概　　況（観光政策課）

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成６年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成１５年９月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。

また、平成２２年３月には本市と地理的に近く歴史的にもつながりが強い東アジア諸国からの誘客を進めていくため「熊本市東アジア戦略」を策定し、更に平成３０年３月には、世界に認められる「上質な生活都市」を目指して「熊本市国際戦略」を策定した。

これらの戦略に基づき外国人誘客の取組を強化したことにより、本市における外国人宿泊者数は、平成２８年熊本地震の影響による一時的な減少はあったものの、平成３０年には２３万人を突破し過去最多となった。

今後も、国を挙げて外国人誘客を進める動きに合わせ、外国人観光客の受入態勢を整備するとともに、段階的に公開エリアが拡大される熊本城を核とした観光プロモーションを展開することなどにより、本市の様々な魅力や情報を国内外に発信していく。

観光客の動向

項目 年	観光客数 （千人）	対前年比 （%）	宿泊客数 （千人）	うち外国人宿泊者数 （千人）
26	5,566	102.3	2,479	77
27	5,607	100.7	2,638	108
28	4,600	82.0	2,531	104
29	5,018	109.0	2,759	182
30	4,954	98.7	2,813	235

（2）観光客誘致（観光政策課）

ア　「２０１９天守閣再建」熊本誘客プロジェクト

令和元年（２０１９年）１０月５日の熊本城特別公開を皮切りに、段階的に公開エリアが拡大されていく熊本城を核とした観光プロモーションを展開

イ　国際観光プロモーション

・欧米豪州における個人旅行者向け観光プロモーション及び受入環境の整備
・中国・台湾・韓国・香港・タイなどの東アジアにおける旅行会社や観光展を通じたプロモーション事業の充実
・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
・観光ホームページ「熊本市観光ガイド」による情報発信

ウ　九州都市間のネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光 PR
・九州縦断観光ルート協議会（４市：熊本・福岡・鹿児島・北九州）
・東・中九州観光ルート協議会（３市：熊本・北九州・別府）
・九州横断鉄道沿線都市観光推進協議会（７市：熊本・別府・大分・豊後大野・竹田・八代・人吉）
・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（３市：熊本・阿蘇・天草、４団体）
・熊本県観光連盟（熊本県、４５市町村、２２３団体）
・九州中央地域連携推進協議会（熊本、大分、宮崎県内 35 市町村）

エ　コンベンション協会への支援

熊本国際観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業等に対する支援

（3）観光客受入態勢の充実

ア　観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑総合観光案内所及び熊本駅総合観光案内所の運営

イ　熊本市インバウンド受入環境整備事業補助金

熊本市内の観光関連の民間事業者等に対する外国人観光客の受入環境整備費助成

ウ　観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備

エ　熊本城シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑と熊本城二の丸広場間における無料シャトルバスの運行

オ　観光施設の管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出峠の茶屋公園等の維持管理

カ　観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第４２回目を迎える。

多くの市民が参加しやすく親しめる市民のまつりとして開催する。

名　　称　「第４２回　火の国まつり」

期　　間　令和元年（２０１９年）８月２日（金）、３日（土）、４日（日）の３日間

主　　催　火の国まつり運営委員会・熊本市

会　　場　熊本市中心部一帯

・江津湖花火大会

平成 29 年度同様「熊本復興祈念」とし、花火大会を通じ“市民の皆様へ笑顔や希望”を届け、また、“熊本の元気な姿”を全国に伝える“復興のシンボル”として花火大会を開催する。

名　　称　「江津湖花火大会２０１９」

開　催　日　令和元年（２０１９年）８月３１日（土）

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成２８年４月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害により、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となった。今後は、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今年度の方針

本年度は、「熊本城大天守外観復旧」をはじめ、「熊本城ホール開業」や「ラグビーワールドカップ」「女子ハンドボール世界選手権」の開催など、国内外に向け熊本城の魅力と復興の姿を発信できる絶好の機会となる中、お城まつりとして春と秋を中心に、熊本の伝統芸能など様々なイベントを開催する。

（4）ＭＩＣＥの誘致推進（新ホールマネジメント課）

ア　概要

ＭＩＣＥとは、企業等が開催する内部の会議等（Meeting）、社員や販売代理店等に対する表彰や研修等を目的とした報奨旅行（Incentive Tour）、学会や協会が開催する学術会議等（Convention）、文化的な催事や展示会・見本市（Exhibition/Event）など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称であり、ＭＩＣＥの開催は、集客や交流人口の増加等の直接的な効果があることはもとより、産業や学術等と密接に関連しており、地域における経済の活性化、学術の振興、都市の国際化や魅力の向上等に繋がるものと期待されている。

これらの効果等を踏まえ、国においては、平成２１年７月に「ＭＩＣＥ推進アクションプラン」を策定するなど、ＭＩＣＥの誘致や開催を推進しており、また、観光立国の実現に向けた主要な柱の一つとしてＭＩＣＥを位置付けている。

本市においても、ＭＩＣＥの開催による効果を享受するため、熊本国際観光コンベンション協会を中心としてコンベンションの誘致に取り組むとともに、平成２４年１０月の「くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構」の設立、平成２７年４月の「熊本市ＭＩＣＥアンバサダー（大使）」制度の創設などの施策を実施しており、また、平成３０年１２月に「熊本市ＭＩＣＥ誘致戦略」を策定し、戦略的なＭＩＣＥ誘致活動を展開している。

イ　ＭＩＣＥの誘致推進

①　熊本国際観光コンベンション協会

・地元キーパーソンや首都圏学会事務局等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進

・ＭＩＣＥの誘致活動及び開催への助成、支援事業（平成３１年４月、上限額 1,200 万円の特別助成制度を創設）

②　くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構

熊本へのＭＩＣＥの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成２４年１０月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の６８団体（平成３１年４月現在７０団体）で構成する「くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構」を設立した。

熊本へのＭＩＣＥ誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

・ＭＩＣＥの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援・受入体制の充実を図る。

・誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

③　熊本市ＭＩＣＥアンバサダー

本市へのＭＩＣＥの誘致推進を図るため、平成２７年４月１日に制定した熊本市ＭＩＣＥアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（平成３１年４月現在５名）は次の活動を行う。

・ＭＩＣＥ開催地としての本市の広報活動

・本市が行うＭＩＣＥ誘致活動への協力及び助言

・ＭＩＣＥ開催に関する本市における普及啓発活動

④　熊本市ＭＩＣＥ誘致戦略の概要

目標

・コンベンション開催による経済波及効果額　令和５年（２０２３年）：７８億円

・熊本城ホールで開催されるイベントに対する満足度　令和５年度（２０２３年度）：８０％

重点ターゲット

・医療系の国内学会

・水資源、防災、海外移住者（日系人）の多さなどの熊本の特性を活かせる国際会議

・熊本で初開催となる芸術、文化、スポーツ等のイベント

・小・中規模のインセンティブツアー

戦略の柱

・段階的な公開にあわせた熊本城の活用

・ユニークベニューの充実

・ホテルの充実

・熊本国際観光コンベンション協会による支援の充実

・イベント開催に係るインセンティブの付与

ウ　熊本城ホールの概要

熊本城ホールは、地域住民相互の交流の場を提供することを目的として設置しており、商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約３０,０００㎡あり、約１,６００㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能な展示ホール、約３００の壁面収納の可動席と約４５０の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約３０～３００㎡の大中小１９室の会議室、さらには県内最大規模の約２,３００の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの４層構造の施設になる。

また、メインホールホワイエからは熊本城への眺望を確保するとともに、隣接する屋上庭園と一体的な利用が可能となっており、来館者に対して充実したおもてなしができる他に類を見ない施設となる。

今後のスケジュールとしては、令和元年（２０１９年）９月に熊本城ホールを含む桜町再開発施設が完成し、同年１２月に熊本城ホールのグランドオープンを予定している。

施設概要

管理運営　熊本城ホール運営共同事業体

（指定管理者　期間：平成３１年度（２０１９年度）～令和５年度（２０２３年度））

所 在 地　　中央区桜町３番４０号

主要施設

階	施　　設
１階	展示ホール
２階	エントランスロビー、シビックホール
３階	会議室
４階	メインホール

※２０１９年６月、近隣ビルより撮影

（5）熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・新ホールマネジメント課）

名　　称　一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

目　　的　熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、ＭＩＣＥ及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

事　　業　コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、
ＭＩＣＥ及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、ＭＩＣＥ及び観光の企画及び調査
ＭＩＣＥ及び観光に関する情報の収集及び提供、ＭＩＣＥ及び観光に関する人材の育成及び啓発
観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営

事務所の所在地　中央区辛島町８番２３号　桜ビル辛島町３階

コンベンション開催状況

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
件数（件）	285	315	243	322	366
人員（人）	125,563	119,306	89,906	105,560	140,913

（6）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、ＰＦＩ方式により整備したものである。

所　在　地　中央区二の丸１番１

施　設　概　要　総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（7）名所旧跡及び観光施設

ア　水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家３代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家５代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約 73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩の場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに　流るるからに　春の水」と詠んでいる。

イ　北岡自然公園（文化振興課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治４年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある３代忠利及び４代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鴎外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

＊熊本地震により閉園中（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

ウ　立田自然公園（文化振興課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、２代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ　本妙寺（文化振興課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約２km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた加藤清正公記念館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。７月２３日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

＊熊本地震により一部通行規制有（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

オ　峠の茶屋公園（観光政策課）

明治３０（１８９７）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この２つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ　武蔵塚（北部土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を閉じた。その墓は、細川家三代目当主忠利の江戸参勤交代の折、その無事を見守りたいとの武蔵の遺言により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ　霊巌洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に２４年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク　田原坂公園（北部土木センター　植木地域整備室）

西南戦争では１７昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均３２万発、死者は官軍だけで１日平均１００名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ　塚原古墳公園（西部土木センター　城南地域整備室）

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

４　熊本城

（１）熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア　総括

加藤清正が、慶長４年（１５９９年）頃より築城に着手し慶長１２年（１６０７年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は２代４５年で終わり、その後入封した細川家の居城として、２４０年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正流石垣と呼ばれる傾斜が緩やかな勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内に多数の井戸など数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲５．３ｋｍに及び、櫓４９、櫓門１８、城門２９を数えたと言われるが、惜しくも明治１０年の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和３５年８月清正公３５０年遠忌と市制７０年を記念して総工費１億８，０００万円をもって天守閣が再建された。昭和５６年１月には西南戦争１００周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には市制施行１００周年を記念して６０年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成９年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成１０年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成２０年３月熊本城築城４００年を記念して総工費５４億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

平成２０年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の塀などの復元整備を進めることとし、平成２６年９月に馬具櫓及び続塀が完成したが、平成２８年４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、平成１０年から２０年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から３年が経過する現在（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）も、熊本城の全ての有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、令和元年（２０１９年）１０月５日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部を特別公開予定である。

イ　整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としてはもとより、広大な面積を誇る特別史跡及び都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の３つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備･振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の５つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成１０年度から１９年度に実施した。

その後、平成２０年度からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成２８年４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

３つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城４００年にあたる平成１９年を目標に、６つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。また、平成１１年の台風１８号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇　所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成 10 ～ 15 年度 事業費　約 19 億円
	西大手門	・平成 12 ～ 15 年度 事業費　約 5 億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成 10 ～ 16 年度 事業費　約 11 億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成 11 ～ 19 年度 事業費　約 54 億円

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成２０年度から、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成２６年９月に馬具櫓及び続塀を復元した。

平成２８年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備計画並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇　所	復元建造物	事業期間 事業費
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続塀	・平成 20 ～ 26 年度 事業費　約 4 億円

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成１０年４月に１口１万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成２０年度の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成２８年熊本地震により受付を休止し、平成２８年４月２１日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成２８年１１月１日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成 20 年 1 月 1 日 ～ 平成 28 年 4 月 21 日	49,401	606,262,120

（2）施設管理（熊本城総合事務所）

ア　重要文化財建造物及び再建･復元建造物　※熊本地震により全て閉鎖中（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

①重要文化財建造物

名　称	面積（㎡）	高さ（m）	長さ（m）	摘　　要
宇　土　櫓	916.21	19.5		三重五階櫓
長　　塀		2.0	242.44	
田　子　櫓	49.96	6.23		一重櫓
七　間　櫓	66.99	5.06		〃
十四間櫓	162.11	5.72		〃
四　間　櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五　間　櫓	35.37	5.54		一重櫓
平　　櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監　物　櫓	140.33	6.27		一重櫓
不　開　門	39.01	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名　称	面積（㎡）	高さ（m）	摘　　要
天　守　閣	3068.42	約 29.00	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長　局　櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	832.26	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.04	14.39	三重五階櫓
戌　亥　櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西　大　手　門	248.09	8.10	櫓門
南　大　手　門	330.16	7.96	〃
元　太　鼓　櫓	58.90	7.09	一重櫓
未　申　櫓	186.78	11.81	二重三階櫓
馬　具　櫓	130.70	6.63	一重櫓
櫨　方　門	48.00	5.43	長屋門
平　御　櫓	43.00	6.67	一重櫓

③利用状況

区分 年度	入園者数（人）	入園料（千円）
25	1,598,190	590,198
26	1,631,690	616,817
27	1,775,339	650,356
28	99,528	36,883
29	—	—
30	—	—

※ 28 年度は熊本地震発災日までの 14 日間実績（有料区域内の入園者数）
※ 29 年度及び 30 年度は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ　旧細川刑部邸　※熊本地震により全て閉鎖中（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保３年（１６４６年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成２年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約４カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成６年１月１５日から一般公開されている。昭和６０年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所　在　地　　中央区古京町３番１号
開設年月日　　平成６年１月１５日
構　　造　　木造平家建（一部２階建）
主 要 施 設　　主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

③利用状況

年　　度	26	27	28	29	30
来　館　者　数（人）	52,116	54,720	2,577	—	—
茶室使用件数（件）	0	0	0	—	—
入館料・施設使用料（千円）	6,523	7,276	318	—	—

※ 28 年度は熊本地震発災日までの 14 日間実績　29 年度及び 30 年度は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

ウ　肥後名花園　※熊本地震により全て閉鎖中（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和４８年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥　後　菊　　観賞１１月中旬
肥後花菖蒲　　観賞　６月上旬
肥 後 朝 顔　　８月に展示会
肥 後 芍 薬　　観賞　５月上旬
肥　後　椿　　観賞　３月
肥後山茶花　　観賞１１月中旬

（3）熊本地震からの復旧・復興

ア　被害の状況等

平成２８年４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物１３棟及び再建・復元建造物２０棟の全てが被災し、石垣は全体の約３割にあたる約２３，６００㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等２６棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約１２，３４５㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約６３４億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：９７３面　約７９，０００㎡

区　分	被害内容
石　垣	膨らみ・緩み 517 面　約 23,600㎡（全体の 29.9%） うち崩落 229 面　約 8,200㎡（全体の 10.3%）
地　盤	陥没・地割れ 70 箇所　約 12,345㎡
重要文化財建造物	13 棟（倒壊 2 棟、一部損壊 3 棟、他屋根・壁破損等 8 棟）
再建・復元建造物	20 棟（倒壊 5 棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等 15 棟）
便益施設	26 棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成２８年９月１４日公表）

区　分	被害額
石　垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約　72 億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約 137 億円
総　額	約 634 億円

（注１）その他関連施設として旧細川刑部邸約５億円

（注２）現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ　復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成２８年７月２６日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、１００年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成２８年７月２６日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“１００年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の５つとして、基本方針の平成２８年内の策定、復旧基本計画の平成２９年度までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成２８年１２月２６日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100 年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など７つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成２８年１２月２６日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員５名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成３０年３月２８日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員１２名で構成する「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成３０年度以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね２０年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第４章 抜粋）

施　　策	具体的な取り組み
1　被災した石垣・建造物等の保全	（1）崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 （2）崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 （3）被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2　復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	（1）市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の 2019 年を見据えた早期復旧 （2）耐震化等による天守閣の安全性の向上 （3）天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3　石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	（1）石垣・建造物等の計画的復旧 （2）工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 （3）伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4　復旧過程の段階的公開と活用	（1）天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 （2）復旧過程の文化・観光資源等としての活用 （3）都市公園としての機能の回復・向上
5　最新技術も活用した安全対策の検討	（1）文化財的価値の保全を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 （2）耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 （3）将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6　１００年先を見据えた復元への礎づくり	（1）熊本城調査研究の更なる推進 （2）将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり （3）震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7　復旧基本計画の推進	（1）国県等の関係機関一体となった復旧の推進 （2）多様な復旧財源の確保 （3）城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成２８年１１月１日開始）

平成２８年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成２０年１月１日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成２８年４月２１日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、１回１万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成２８年１１月１日から「復興城主」制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成 28 年 11 月 1 日 ～ （平成 31 年 4 月 1 日現在）	101,036	2,044,735,180
熊本城災害復旧 支援金	平成 28 年 4 月 21 日 ～ （平成 31 年 4 月 1 日現在）	21,905	1,991,667,307

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（２０１９年）１０月５日（土）から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを公開する特別公開（第１弾）を実施する。原則、日曜・祝日限定であるが、熊本城大天守外観復旧記念週間の１０月５日（土）～１４日（月）は、平日も午後から特別に公開。「ラグビーワールドカップ」熊本開催期間の「１０月５日（土）～１２日（土）」、「女子ハンドボール世界選手権大会」開催期間の「１１月３０日（土）～１２月１４日（土）」は、土曜日も公開する。

また、令和２年（２０２０年）春からは、特別見学通路の整備完了に伴い、見学通路上からの特別公開第２弾を実施予定であり、これにより平日も観覧が可能となる。

さらに、令和３年（２０２１年）春には、天守閣が完全復旧し、天守閣内部まで公開予定である。

5　動植物園（動植物園）

（1）概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホタルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第３期工事（平成２３年度～２４年度）では、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」が完成した。

平成２８年４月の熊本地震により園路、獣舎等の被害が大きかったため休園していたが、復旧に合わせ３回の部分開園を経て、平成３０年１２月２２日より全面開園。

なお、本年は昭和４４年に現在地の江津湖畔に移転して５０周年という節目の年を迎える。

（2）施設概要

所　在　地　　東区健軍５丁目１４番２号
敷地面積　　２４.５０９ｈａ
開園年月日　　昭和４年７月２６日（昭和４４年７月１日移転開園、平成３年４月１日に動植物園新設）

飼育動物　　ほ乳類　　５２種　　２３２点　　鳥　類　　５８種　　３２７点
爬虫類　　１７種　　８２点　　両生類　　８種　　６０点
計　　１３５種　７０１点（平成３１年（２０１９年）年４月１日現在）

植　物　園　　花　壇　　３,１３７㎡　　芝　生　　２９,７４８㎡　　バ　ラ　　２００㎡
高　木　　８,３９９本　　低　木　　３６,５２７本　　生　垣　　６７０ｍ
花の休憩所　　２７８種　　３,０６１点（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

動物資料館　　落　　成　　平成元年９月３０日
構　　造　　鉄筋コンクリート造平屋建
主要施設　　常設展示室　特別展示室　レクチャールーム　研究室　ロビー
総　工　費　　５００,０００千円

花の休憩所　　落　　成　　平成３年１０月１日
構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建一部鉄骨造
主要施設温室　　大温室　展示室　ガイダンスホール
総　工　費　　１,２８０,０００千円

飼育管理センター　　落　　成　　平成８年７月１５日
構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建
主要施設　　診察室　手術室　検疫室　解剖室　研修室　検査室等
総　工　費　　２９０,０００千円

緑の相談所　落　　成　　昭和６０年１０月７日
構　　造　　１Ｆ　鉄筋コンクリート造
２Ｆ　鉄骨造
主 要 施 設　　相談室　研修室　展示室
総　工　費　　３００,２８５千円

遊 戯 施 設　ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐　車　場　平日無料（普通車　１,２２５台、バス　５８台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車１台　２００円　大型車１台　１,０００円）

入　園　料（平成９年１０月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	３００円	２４０円
小・中学生	１００円	８０円

（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）
幼　　児　　無　　料

利用状況

区分 / 年度	入園者数（人）	入園料（千円）	施設利用料（千円）
26	734,393	91,196	182,518
27	747,883	94,807	183,534
28	95,743	4,716	26,837
29	309,082	21,686	88,495
30	508,864	64,208	137,895

6　文化振興（文化振興課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

（1）市民の文化の振興

平成３０年度主な文化事業

くまもと大邦楽祭　平成３０年６月３日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第２３回「草枕」国際俳句大会　平成３０年１１月１７日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

（2）人づくり基金（平成３年度から実施）

目　的　　多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額　　５９２,２７９,３１３円

年　度	26	27	28	29	30
援助件数（件）	8	6	4	4	4
援助金額（千円）	3,271	2,934	3,630	2,997	3,209

（3）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成１４年３月に竣工した上通Ａ地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぷれす熊日会館」の一部として、同年１０月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

管理運営　　（公財）熊本市美術文化振興財団
　　（指定管理者　期間：平成３１年度〔２０１９年度〕～令和５年度〔２０２３年度〕）
所 在 地　　中央区上通町２番３号
開　　館　　平成１４年１０月１２日

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成３０年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展　覧　会　名	会　期	入場者数（人）
第 29 回熊本市民美術展　熊本アートパレード	H 30.4.1 ～H 30.4.15	4,210 人
渚・瞼・カーテン　チェルフィッチュの〈映像演劇〉	H 30. 4.28 ～H 30. 6.17	4,236 人
蜷川実花展－虚構と現実の間に－	H 30.6.30 ～H 30.9.9	41,508 人
魔都の鼓動 上海現代アートシーンのダイナミズム	H 30. 9.22 ～H 30.11.25	11,682 人
バブルラップ:「もの派」があって、その後のアートムーブメントはいきなり「スーパーフラット」になっちゃうのだが、その間、つまりバブルの頃って、まだネーミングされてなくて、其処を「バブルラップ」って呼称するといろいろしっくりくると思います。特に陶芸の世界も合体するとわかりやすいので、その辺を村上隆のコレクションを展示したりして考察します。	H 30.12.15 ～H 31. 3. 3	11,447 人
第 30 回熊本市民美術展　熊本アートパレード	H 31. 3.20 ～H 31. 3.31	4,368 人

ギャラリーⅢ

展　覧　会　名	会　期
熊本地震復興支援特別企画 丸沼芸術の森所蔵　アンドリュー・ワイエス水彩画・素描展（※）	H 30. 4. 1 ～H 30. 5. 6
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展〔第二回〕（※）	H 30. 5. 9 ～H 30. 6.10
熊本アートパレード名品展　アートパレード・パレード（※）	H 30. 6.13 ～H 30. 8.12
本と人と作品の空間を考える 01　ねじれたライブラリールーム	H 30. 8.15 ～H 30. 9.17
DD プレゼンツ 「中国 IT と若者文化のいま – シェアサイクルからネットタレントまで」	H 30. 9.22 ～H 30.11.25
PROJECT H いろんなじじょう（※）	H 30.11.28 ～H 31. 2.11
田中栄一展　太古の鼓動	H 31. 2.14 ～H 31. 3.31

井手宣通記念ギャラリー

展　覧　会　名	会　期
熊本地震復興支援特別企画 丸沼芸術の森所蔵　アンドリュー・ワイエス水彩画・素描展（※）	H 30. 4. 1 ～H 30. 5. 6
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展〔第二回〕（※）	H 30. 5. 9 ～H 30. 6.10
熊本アートパレード名品展　アートパレード・パレード（※）	H 30. 6.13 ～H 30. 8.12
夏のコレクション展　―蜷川実花《FLOWER ADDICT》を中心に―	H 30. 8.15 ～H 30.10.18
熊本市現代美術館　生人形コレクション 「昔はアメリカにいました、今は日本です」展 同時開催：ハワイ日系人の歩み展	H 30.10.20 ～H 30.11.25
PROJECT H いろんなじじょう（※）	H 30.11.28 ～H 31. 2.11
CAMK コレクション展「小さな物語」	H 31. 2.14 ～H 31. 3.31

（※）ギャラリーⅢ、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

7　文化財（文化振興課）

ア　国指定文化財

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

区分	名　　称	摘　　要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八旛宮	明 39 年
	木造東陵永璵禅師倚像	南北朝期	雲巌禅寺	大　4 年
	木造十一面観音立像附像内納入品	鎌倉時代	報恩寺	平　6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大　5 年
	紙本墨書寒巌義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭　8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧第五高等中学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平　6 年
	巴螺鈿鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	桃山時代	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書三十四巻附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	細川家文書（二百六十六通）附文書箱	室町時代・安土桃山時代	永青文庫	平 25 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
	安南国大都統官阮潢書簡　加藤清正宛（2 通）	江戸時代	本妙寺	平 30 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平　7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社（熊本市）	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	個人ほか（熊本市）	平　9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期　庭園	出水神社（熊本市）	昭　4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭　4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
	イヌワシ		秋田市	昭 40 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

イ　県指定文化財

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

指定の種別		件数	摘　　要
重要文化財	（工芸品）	（27）	切支丹銅鐘　刀剣類 9　鐔 10　勝色縅具足　腹巻大袖添　紅糸威腹巻附鎧櫃
			五鈷鈴　独鈷杵　活人形谷汲観音像　尚書正義版木　黒糸威二枚胴具足
	（彫　刻）	（4）	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像　木造馬頭観音立像　木造及び銅造懸仏　木造獅子頭
	（古文書）	（2）	肥後国検地諸帳　細川忠興・忠利発給文書群
	（書　跡）	（20）	永青文庫文書 18　菊池万句　獨行道
	（建造物）	（11）	古今伝授の間　大慈寺石塔 4　洋学校教師館　本光寺の笠塔婆の塔身　旧細川刑部邸
			不動院跡の六地蔵塔　船底五輪塔附板碑　円台寺の石造笠塔婆
	（絵　画）	（6）	大慈寺蔵絵画 2　往生院蔵絵画 2　紙本着色宮本武蔵像　竹林七賢図屏風
	（考古資料）	（2）	磁州窯系鉄絵壺　曽畑遺跡出土植物質資料
	（歴史資料）	（1）	領内名勝図巻
重要無形文化財		2	武田流（細川流）騎射流鏑馬　小堀流踏水術
史跡		9	大慈寺境内　浦山横穴群　大江義塾跡　稲荷山古墳　明徳官軍墓地　つつじヶ丘横穴群
			円台寺磨崖仏群　慈恩寺経塚古墳　七本官軍墓地
史跡及び名勝		1	雲巌禅寺境内
天然記念物		2	寂心さんの樟　滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

ウ　市指定文化財

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

分　類	名　称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町 599 番地	昭 43. 8.13
	四時軒	〃	東区沼山津 1 丁目 25 番 91 号	〃
	徳富旧邸	〃	中央区大江 4 丁目 10 番 33 号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	中央区安政町 2 番 6 号	〃
	金子塔	国（熊本市）	西区池上町平　国有林内	43.12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	東区小山町 3371 番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47. 4.13
	紙本墨書成道寺記一巻	法人	西区花園 7 丁目 2476 番地	49. 5.15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	中央区二の丸　県立美術館	〃
	成道寺六地蔵塔二基	成道寺	西区花園 7 丁目 2476 番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手 3 丁目 26 番 8 号	50.11.27
	木部六地蔵塔	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸　県立美術館内	53. 8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	西区池上町池上 1373 番地	〃
	池辺寺仏像	〃	市内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	中央区二の丸　県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	北区龍田 2 丁目 15 番 22 号	58. 3.23
	日向六地蔵塔	九州財務局	東区戸島町 4345 番地	63. 7.28
	奥古閑六地蔵付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町 1893 番地 2	平　4. 3.26
	四方寄六地蔵付庚申塔	熊本市	北区四方寄町 1274 番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町 759 番地　楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町 1274 番地～ 1276 番地	〃
	1. 尾跡地蔵講帳　2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	西区河内町船津 1225 番地尾跡公民館	〃
	3. 西之宮講帳（3 冊）			〃
	河内町役場文書	熊本市	西区河内町船津 2069 番地 5	〃
	津波供養塔	〃	西区河内町船津 2941 番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	西区河内町船津 2107 番地 1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	西区河内町面木	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	中央区古京町 3-2（熊本博物館）	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	中央区横手 1 丁目 14 番 20 号	18. 1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9 点	個人	市内	21. 6.15
	中村家文書	個人	市内	22. 8.27
	高の石造六地蔵塔	城南町高地区	南区城南町高	23. 4.28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23. 8.25
	七所宮の石造宝塔	個人	南区城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23. 3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡	23. 4.28
	服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24. 1.27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水	24. 5. 1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡	24. 7.31
	舞尾の六地蔵板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾	24. 7.31
	越州窯青磁水注及び共伴須恵器（塔ノ本遺跡土壙墓出土品）	熊本市	北区植木町岩野 238 番地 1	25. 3.27
	木造千手観音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31. 1.28
	木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31. 1.28
	活人形聖観音菩薩立像付衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31. 1.28
史　跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	西区花園 7 丁目 2442 番地	昭 43.12. 4
	付学承院跡宝篋院塔		東区尾ノ上 4 丁目 11 番 70 号	
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田 3 丁目 44 番	43. 8.13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍 2 丁目　神水 1 丁目	〃
	楢崎山古墳群（五基）	個人	市内	43.12. 4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	西区小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	西区城山上代町城山	46. 8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47. 4.13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町 13 番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	熊野神社	中央区出水 1 丁目 2　熊野神社	〃

分　類	名　称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
史跡	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西４丁目 1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	西区小島下町 599・600 番地	43. 8.13
	四時軒跡	〃	東区沼山津１丁目 25 番 91 号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿６丁目 11 番 89 号	49. 9. 5
	木部地蔵堂敷地（道伝寺跡）	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎４丁目 10 番 39 号	53. 4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	中央区内坪井町４番 22 号	〃
	山伏塚	国（熊本市）	西区池田２丁目５番 27 号	54. 4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手２丁目 13	55.11.27
	釣耕園	個人	西区島崎５丁目 7-48	60. 8.22
	叢桂園	熊本市	西区島崎５丁目７番２号	〃
	井上横穴群	個人	北区改寄町 100 番地 13・14 号	平　4. 3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内 465 番地 12	〃
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜 1653 番地	〃
	砂鉄水路跡（２ヶ所）	個人	西区河内町河内 165 番地１	〃
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜 215・216 番地２	〃
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳 264 番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町岳 520 番地	〃
	畳ケ石	個人	西区河内町野出 33 番地８	〃
	平畠支石墓	植木町田底山城区	北区植木町田底	23. 3.28
	高熊古墳	個人	北区植木町古閑	23. 3.28
	陳内廃寺跡	熊本市	南区城南町陳内	23. 4.28
	陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23. 4.28
名勝及び史跡	瑞巌寺跡	熊本市	北区貢町 1421 番地～ 1423 番地	平　4. 3.26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町 224 番地高橋東神社境内	昭 43. 8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	中央区花畑町６番２号　花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町 425 番地	平　4. 3.26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4.28
	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23. 3.28
無形民俗文化財	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭 50. 2.26
	肥後神楽（上南部）	上南部肥後神楽保存会	東区上南部　乙姫神社	〃
	〃　（平　山）	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山　平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平　4. 3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町　柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町　立福寺菅原神社	〃
	明徳神楽	明徳神楽保存会	北区明徳町　熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町　白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町　野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町　大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水　清水菅原神社	24. 3.27

エ　登録有形文化財

（平成 31 年（2019 年）４月１日現在）

名　称	所　有　者	所在地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町 45 番地	平　8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江５丁目２番１号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪３丁目 12 番 16 号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷１丁目７番３号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町４丁目１番 19 号	10. 1.16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪２丁目 39 番１号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学園書館）	国（文部科学省）	本荘１丁目１番１号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中唐人町１番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	大江２丁目 1903-2	16. 8.17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水１丁目 633 番２号	17.12.26
冨重写真所	冨重写真館	新町２丁目８番５号	18. 4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水１丁目 633 － 1	19. 5.29
浜田醤油店舗	個人	小島６丁目９－１	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪５－１	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園 4-128	23. 7.25

オ　文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員１２名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成３０年度実績）

・文化財保護委員会開催回数　　５回
・現状変更等諮問件数　　３件
・埋蔵文化財の届に対する処理件数　　１，６３２件・・・　埋蔵文化財調査室関係
・文化財現地調査　　５回

カ　記念館

（平成 31 年（2019 年）４月１日現在）

名　　称	概　　要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （中央区内坪井町４番 22 号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して５番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 ＊熊本地震により庭園のみ一部公開中。旧居内は閉鎖中。	昭 53. 6. 5
徳富記念園 （中央区大江４丁目 10 番 33 号）	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 ＊熊本地震により閉鎖中。	昭 45. 9. 9
横井小楠記念館 （東区沼山津１丁目 25 番 91 号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が 13 年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 ＊改修工事により閉鎖中。（R1.9 月末記念館のみ開館予定）	昭 57. 7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （中央区水前寺公園 22 番 16 号）	明治４年（1871 年）、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 ＊熊本地震により閉鎖中。	昭 49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 （中央区安政町２番６号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭 36. 4. 1
御馬下の角小屋 （北区四方寄町 1274 番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭 62.12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （中央区黒髪５丁目 23 番１号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。 ＊熊本地震により閉鎖中。（R2.4 月開館予定）	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 （中央区水前寺２丁目６番 10 号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5.20
田原坂西南戦争資料館 （北区植木町豊岡 858 番地１）	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な官薩両軍の武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭 58. 5 ※平 27.11 ﾘﾆｭｰｱﾙ

キ　くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

管理運営	くまもと工芸協会共同企業体 （指定管理者　期間：平成２７年度〔２０１５年度〕～平成３１年度〔２０１９年度〕）
所 在 地	南区川尻１丁目３番５８号
開　　館	平成３年７月３０日
主な設備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主な事業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

８　社会体育（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、平成２４年度に「第２次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

しかし、平成２７年にはスポーツ庁が創設され、従来のスポーツ振興施策に加え、スポーツを通じた健康増進、経済・地域の活性化、国際的地位の向上などの新たなスポーツ施策の推進が求められていることや、熊本地震後はスポーツ施設における防災面等での機能充実も求められており、新たな計画策定の必要性があることから、次期マスタープランの策定にあたっては、スポーツと他分野との連携・協働など時代のニーズに則したより実効性の高い内容となるよう検討していく。

（１）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア　地域スポーツ活動の支援

・市民誰もが日常的にスポーツを行うことができる多種目・多世代型の地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

・市民の多種多様なスポーツ活動への要望へ応じるため、スポーツスポーツリーダーバンクの充実を図り、スポーツ指導者を育成・支援を推進する。

イ　生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

・熊本城マラソンをはじめ市民総参加型スポーツイベントの開催により、日常的に運動を行う習慣がない人も含め、市民だれもがスポーツに参加し楽しめる環境づくりに取り組む。

・スポーツ振興基金を活用し、有望な競技者の顕彰や支援はもとより、スポーツの普及及び啓発に取り組む。

・スポーツや健康づくりに関わる市内の各種団体との連携を図り、様々なニーズに合わせたスポーツイベントの開催などによりスポーツ機会の充実を図る。

ウ　スポーツ施設の整備充実

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設の環境整備と管理体制の充実を図る。

エ　施設利用の利便性向上

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、体育施設案内・予約システムの活用に努める。

オ　スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

地元プロスポーツチーム等との連携により、一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲喚起を図る。

カ　スポーツ行事

（平成３０年度）

行　事　名	実　施　月	参　加　数
熊本市民早起き野球大会	４月・６月～７月	129 チーム
親子スポーツ大会	８月～ 11 月	857 人
市杯スポーツ大会	７月～３月	1,674 人
市民スポーツフェスタ	５月～３月	2,415 人
小中学生軟式野球大会	９月～ 10 月	122 チーム

（２）スポーツコンベンションの推進（国際・全国レベルのスポーツ大会等の誘致）

大規模スポーツ大会等の開催を通じ、世界や全国へ向けた熊本の知名度アップや、経済及び地域の活性化を図る。

2019 年女子ハンドボール世界選手権大会の開催

【大会概要】

①主　　催：国際ハンドボール連盟（ＩＨＦ）

②開 催 期 間：11/30（土）～ 12/15（日）（16 日間 / うち試合 13 日）

③試　合　数：96 試合（予選ﾗｳﾝﾄﾞ 7 日間 60 試合 / ﾒｲﾝ＆決勝 R6 日間 36 試合）

④開 催 会 場：パークドーム熊本【メイン会場】

（予選＆プレジデントカップ、メインラウンド、順位決定戦・ファイナルラウンド）

アクアドームくまもと【サブメイン会場】（予選、Ｐカップ、メインＲ）

熊本県立総合体育館【予選会場】（予選、Ｐカップ）

八代市総合体育館・山鹿市総合体育館【予選会場】（予選）

⑤参加チーム：24 チーム　（以下は予選ラウンドのグループ）

Ａグループ	Ｂグループ	Ｃグループ	Ｄグループ
オランダ	フランス	ルーマニア	ロシア
ノルウェー	デンマーク	ハンガリー	スウェーデン
セルビア	ドイツ	モンテネグロ	日本
スロベニア	韓国	スペイン	中国
アンゴラ	ブラジル	セネガル	アルゼンチン
キューバ	オーストラリア	カザフスタン	ＤＲコンゴ

ラグビーワールドカップ 2019 の開催

【大会概要】

①主　　催：ワールドラグビー

②開 催 期 間：2019 年９月 20 日（金）～ 11 月２日（土）（44 日間）

③試　合　数：全国 12 都市、48 試合

④開 催 会 場：熊本県民総合運動公園陸上競技場を含む全国 12 会場

⑤参加チーム：20 チーム

プールA	プールB	プールC	プールD
アイルランド スコットランド 日本 ロシア サモア	ニュージーランド 南アフリカ イタリア ナミビア カナダ	イングランド フランス アルゼンチン アメリカ トンガ	オーストラリア ウェールズ ジョージア フィジー ウルグアイ

⑥熊本での開催２試合

ｉ）2019 年 10 月　6 日（日）　16:45 ～　　フランス vs トンガ

ⅱ）2019 年 10 月 13 日（日）　17:15 ～　ウェールズ vs ウルグアイ

第 18 回 2019 光州 FINA 世界水泳選手権大会直前合宿誘致

①合　宿　者：ドイツ水泳競泳チーム

②合 宿 期 間：2019 年 7 月 11 日（木）～ 17 日（水）

③合 宿 場 所：アクアドームくまもと（熊本市総合屋内プール）

（3）スポーツ施設

施設名 開設年月	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡　建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡　建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	近的競技：8人立　遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人　建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡　建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡　ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台）　建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	体育室　750㎡（30m × 25m）バレーボールコート2面　バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面　小体育室　252㎡（30m × 8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	構造　鉄筋コンクリート　2階建 1階　駐車場　315㎡（15台）　2階　道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
城山公園 平成26年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場　2面）　テニスコート6面（フットサルコート1面） 多目的広場、ウォーキングコース、遊戯広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	体育館、バドミントンコート3面　バレーボールコート1面　ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面）　テニスコート1面：クレーコート
今熊公園 昭和63年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	武道場2面（剣道・柔道他）
明徳体育館 平成3年4月	1階　体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面　バレーボールコート1面 卓球6面
明徳グラウンド 昭和60年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面）
飽田公園 昭和49年4月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面）

天明運動施設 昭和49年12月	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面） 体育館　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階　1,389㎡　体育室（バレーボールコート2面、バトミントンコート6面） 2階　369㎡　ギャラリー
川尻武道館 平成7年7月	1階　鉄筋コンクリート造　459㎡（駐車場14台、駐輪場21台） 2階　鉄骨造　538㎡　武道場　1面（244㎡・畳98帖敷）　小道場　1面（110㎡）
北部体育館 昭和61年3月	体育室、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面
河内グラウンド 平成17年5月	運動広場　ソフトボール場2面、サッカー場1面　軽スポーツ広場
城南B＆G海洋センター 昭和60年4月	中体育室（バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、 バトミントンコート3面、卓球台8台） 小体育室、剣道1面、空手1面　プール、25m×6コース　小プール ＊熊本地震により閉鎖中（平成31年（2019年）4月1日現在）
城南総合スポーツセンター 平成27年4月	体育館（バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面・トレーニングルーム・多目的室・ウォーキングコース） グラウンド（軟式野球場1面、ソフトボール2面）、テニスコート（6面） 弓道場（近的6人立）
塚原グラウンド 昭和61年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場1面） ＊熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中（平成31年（2019年）4月1日現在）
植木総合スポーツセンター 昭和60年3月	体育館・ミーティング室　バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、 バドミントンコート6面、卓球台6台 武道館　柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド　野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面：クレーコート ＊体育館については、熊本地震により閉鎖中（平成31年（2019年）4月1日現在）
植木弓道場 平成9年1月	近的競技：10人立　870.04㎡　多目的広場
吉松スポーツ公園 平成2年3月	野球場1面
田原スポーツ公園 平成5年4月	野球場1面
富合雁回館 平成3年4月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート2面、 バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台
雁回公園 昭和61年4月	軟式野球場2面（ソフトボール場4面）
富合屋外運動場 平成12年4月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況（平成 30 年度）

清水新地野球場		新屋敷公園テニスコート		熊本城公園テニスコート		北岡自然公園弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
275	16,232	281	22,520	291	12,351	356	13,679	-	-	229	7,248	358	9,180

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
248	5,089	255	6,356	323	25,686	284	4,665	61	5,882	18	770	180	7,853

北部公園				明徳体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園		龍田体育館	
野球場		テニスコート								野球場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
226	15,963	151	953	205	6,236	357	7,988	137	14,150	269	18,128	181	9,375

天明運動施設				城南Ｂ＆Ｇ海洋センター				明徳グラウンド	
体育館		グラウンド		体育館		プール			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
140	6,043	265	24,044	－	－	－	－	214	10,252

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
－	－	318	7,441	－	－	271	2,360	252	17,418	157	1,378	202	9,540

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
										グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
213	9,017	358	15,295	354	34,622	－	－	102	16,227	276	25,154	346	40,052

城南総合スポーツセンター											
体育館		トレーニング室		多目的室		グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
149	15,293	306	12,782	43	929	306	21,835	344	29,347	140	388

学校体育施設の利用状況（平成 30 年度）

小学校						中学校											
運動場			体育館			運動場			体育館			武道場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
30	7,800	68,727	90	23,986	415,392	29	6,108	64,381	42	14,460	197,501	28	6,854	41,259	3	3,101	4,251

総合体育館・青年会館

所　在　地　　中央区出水２丁目７番１号
開設年月日　　昭和６１年７月９日

施設内容

	総合体育館	青年会館	共用部
1 階	大体育室 アリーナ 1,900㎡（38m × 50m） ・ハンドボール（2 面）・バスケットボール（2 面） ・バレーボール（3 面）・テニス（3 面） ・バドミントン・ミニバレー（10 面）・卓球 （16 面）ミーティング室（2）、放送室、審判員室、役員室、救護室、ロールバックスタンド（1,344 席）、更衣室他 中体育室 アリーナ 1,116㎡（31m × 36m） ・バスケットボール（2 面）・バレーボール（2 面） ・バドミントン・ミニバレー（6 面）・卓球（10 面） 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場（柔道・剣道練習場） トレーニング室　スポーツサウナ	談話ホール　449㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第 1 会議室　48 名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ピロティ（駐車場） トイレ
2 階	室内プール 競泳プール（25m × 15m）6 コース 子供プール（ 6m × 15m） 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館 466㎡（21.60 m× 21.6 m） ・卓球（10 面）・体操 大体育室観覧席（固定席 1,058 席） 中体育室　〃　（　〃　　312 席）	料理室 調理実習台 7 台　40 名 第 1 和室　35 名 第 2 和室　60 名 第 2 会議室（円卓）　32 名 研修室　80 名 視聴覚室　20 名 茶室　20 名 青年会館ホール ステージ　移動いす　約 400 名収容 図書室　蔵書　約 5,000 冊	ロビー トイレほか
3 階	弓道場 和弓近的 7 人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席（固定席 100 席） プール監視室 ソーラーシステム（屋上）パネル　234 枚 集熱面積　423㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

（平成 30 年度）

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合　計
139,287	88,075	47,027	19,665	12,548	65,862	37,298	1,155	49,477	460,394

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所　在　地　　南区良町４丁目８番１号

開設年月日　　平成２年７月１日（平成元年３月１９日一部開設）

総 事 業 費　　３，１００，０００千円

施設内容

（平成 31 年（2019 年）４月１日　現在）

施　設　名	内　　容	施　設　名	内　　容
体　育　館	中体育室（33m × 33m） 小体育室（10.5m × 23.5m） バレーボール（２面） バスケットボール（２面） バドミントン（６面） 武道、卓球、その他	ゲートボール場	４面１コート（22m × 17m） 良質工舗装
室内温水プール	25m × ６コース キャノピー式（可動天井） 水深 1.3m	テニスコート	４面　人工芝コート フェンス高さ 3.0m
運　動　広　場	軟式野球場１面、200m トラック、 ソフトボール場２面が兼用	芝　生　広　場	体育館周囲 2,035㎡ プール周囲 2,000㎡
徒　渉　池	190㎡　水深 0.3m　流水池	駐　輪　場	90㎡　屋根下 50 台駐輪可
駐　車　場	1,400㎡　　170 台駐車可	武　道　場	355.25㎡　武道場（柔道または剣道１面）、 管理棟

利用状況

（平成 30 年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合　計
45,698	19,865	16,288	2,565	19,172	98	39,905	31,594	175,185

南部総合スポーツセンター

所　在　地　　南区白藤５丁目２番１号

開設年月日　　平成３年６月１日　一部開設

総 事 業 費　　２，９６７，０９５千円

施設内容

施　設　名	内　　容	施　設　名	内　　容
体　育　館	体育室（32m × 27m） バレーボール（２面） バスケットボール（２面） バドミントン（６面）その他	テニスコート	正式コート４面　クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート４面　クレイ舗装
武　道　場	416㎡　柔道・剣道各１面	弓　道　場 アーチェリー場	和弓近的 10 人立 和弓遠的（６人立）兼 アーチェリー場（30m ～ 70m）
室内プール	温水 25m　× ５コース水深 1.1 ～ 1.3m 幼児プール	クラブハウス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
運　動　広　場	10,800㎡　軟式野球１面 （ソフトボール２面）	駐車・駐輪場	自動車 189 台 自転車・バイク 150 台

利用状況

（平成 30 年度）

体育室	武道場	運動広場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合　計
46,186	11,026	10,745	5,425	4,158	52,419	16,535	13,177	159,671

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所　在　地　　南区荒尾２丁目１番１号

開設年月日　　平成１０年７月１日

総 事 業 費　　２６，０７１，８８０千円

施設内容

施　設　名	内　　容
メ　イ　ン　プ　ー　ル	5 月～ 8 月：公認競技プール（50m × 25.5m）10 コース 公認飛込プール（25m × 23m） 10 月～ 11 月：多目的フロア（80m × 40m） 12 月～ 3 月：アイススケートリンク　メイン（60m × 30m）・サブリンク（30m × 17m） 観客席　3,000 席
サ　ブ　プ　ー　ル	公認競泳プール（25m × 18m）7 コース リラックスプール 観客席　200 席
そ　の　他　施　設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時 400 台）

利用状況

（平成 30 年度）

プール	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	その他	合　計
109,993	21,067	0	56,058	98,770	285,888

託麻スポーツセンター

所　在　地　　東区上南部３丁目２２番３０号

開設年月日　　平成１５年４月１日（一般供用開始）

総 事 業 費　　４３７，０００千円

施設内容

施　設　名	内　　容
体　育　館	中体育室（36m × 30m）バレーボール（2 面）バスケットボール（2 面） バドミントン（6 面）武道、卓球、その他
多　目　的　広　場	グラウンドゴルフなど
ゲ　ー　ト　ボ　ー　ル　場	4 面 1 コート
テ　ニ　ス　コ　ー　ト	2 面　人工芝コート
そ　の　他　施　設	駐車場（約 90 台駐車可）

利用状況

（平成 30 年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合　計
43,016	12,870	10,549	398	66,833

経観

水前寺野球場

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番２号

開設年月日　　昭和１３年４月（一般供用開始）

施設内容

施　設　名	内　　容
軟式野球場（１面）	両翼 90m、中堅 110m （小学生専用として両翼 70m 中堅 80m に着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上３階建（2,538.66㎡）2,000 人収容 芝生スタンド：1,000 人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、３塁）
そ　の　他　の　設　備	事務室、会議室、ＴＶ中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80 台収容

利用状況

（平成 30 年度）

野球場	その他	合　　計
17,035	2,445	19,480

水前寺競技場

所　在　地　　中央区水前寺５丁目２３番３号

開設年月日　　昭和２６年８月（一般供用開始）

施設内容

施　設　名	内　　容
競技場第１種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1 周 400m・8 コース・幅 10m サブトラック：トラック外周 2 コース（500m） 雨天練習場：3 コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各 2 カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000 人
そ　の　他　の　設　備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120 台収容

利用状況

（平成 30 年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合　　計
29,411	24,649	5,711	59,771

（4）社会教育振興事業団

名　　称　一般財団法人　熊本市社会教育振興事業団

事務所の所在地　中央区出水２丁目７番１号

目　　的　熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

基 本 財 産　４２,０００千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：令和元年度〔２０１９年度〕～令和５年度〔２０２３年度〕）

施　設　名	所　在　地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水２丁目７番１号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町４丁目８番１号
南部総合スポーツセンター	南区白藤５丁目２番１号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾２丁目１番１号
託麻スポーツセンター	東区上南部３丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺５丁目 23 番２号
水前寺競技場	中央区水前寺５丁目 23 番３号
城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144 番地 1
植木中央公園運動施設	北区植木町岩野相田原 285 番地 35

事　　業　体育・スポーツの振興、指導及び助言
青年の活動に関する相談、指導及び助言
熊本市から委託を受けた施設の管理運営
その他、目的を達成するために必要な事業

（5）熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成１２年４月システム運用開始

平成１７年１月システム改良

平成２２年６月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区　分 ＼ 年　度	26	27	28	29	30
個　　人	45,527	52,569	58,551	64,890	70,470
グ ル ー プ	9,223	10,104	10,927	11,664	12,362
団体（総合型スポーツクラブ）	21	21	21	21	21
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	79.1	72.8	82.5	83.0	81.7

＊ H28 の「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

9　市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約７５％と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成２０年度から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入､平成２８年４月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成２８年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成３０年１月より営業を再開し、同年３月に開館５０周年記念コンサートを開催した。

平成３０年４月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア　施設概要

管 理 運 営　　一般財団法人　熊本市社会教育振興事業団
（指定管理者　　期間：平成３０年度〔２０１８年度〕～令和４年度〔２０２２年度〕）

所　在　地　　中央区桜町１番３号

開　　館　　昭和４３年１月６日

主要施設

区分	階別	主　要　施　設
ホール棟	地階	オーケストラピット、エアーダクト、奈落
	１階	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中２階	中継室
	２階	客席、ホワイエ
	３階	客席、倉庫
	４階	客席、センタースポット室
会議棟	地階	空気調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	１階	展示ロビー、楽屋１～４、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	２階	大会議室、第１会議室～第９会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部３階	調光室、倉庫

イ　施設別定員

区　分	大ホール（席）	大会議室(席)	会　議　室（人）		
			第１～第５、第８（小会議室）	第６～第７、第９（中会議室）	第10（和室）
定　員	固定席　1,579 車椅子席　12	移動席　252	20	40	20

ウ　会館利用分野状況

区分／年度	大ホール						大会議室						中小会議室（一〇室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
26	132	77	61	38	21	329	217	14	38	21	69	359	4,506	107
27	111	63	52	29	17	272	223	13	42	14	48	340	4,402	68
28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38
29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808	33
30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495	91

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、３つの会議室、２つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成２８年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成３０年１月より営業を再開。

ア　施設概要

管理運営　一般財団法人　熊本市社会教育振興事業団
（指定管理者　期間：平成２９年度〔２０１７年度〕～令和３年度〔２０２１年度〕）

所在地　東区若葉３丁目５番１１号

開館　平成７年４月８日

主要施設　ホール　パーティールーム　会議室Ａ　会議室Ｂ　会議室Ｃ
音楽練習室Ａ　音楽練習室Ｂ　その他

イ　施設利用状況

（単位　上段　件、下段　人）

区分／年度	ホール（293名）	会議室Ａ（60名）	会議室Ｂ（16名）	会議室Ｃ（15名）	パーティールーム（30名）	音楽練習室Ａ（6名）	音楽練習室Ｂ（6名）	合計
平成26年度	185	245	162	195	176	105	84	1,152
	35,832	8,021	2,595	1,876	5,882	502	567	55,275
平成27年度	186	233	128	145	188	89	88	1,057
	29,513	6,832	1,650	1,587	6,416	334	693	47,025
平成28年度	4	252	207	204	162	76	185	1,090
	962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成29年度	46	62	39	31	48	17	25	268
	10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526
平成30年度	192	249	171	159	158	87	93	1,109
	33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767

※（　）は各室定員

農　　水

1　農　水　産　業　293

2　農　業　委　員　会　301

1　農水産業

（1）概　況（農業政策課）

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、米、野菜、花き、果樹、畜産など、地域にあった特色ある農業が営まれており、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っている。また、水産業については、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業、地下水を利用した観賞魚の養殖なども行われている。

第一次産業である農水産業は、食料の供給という役割のみならず、その生産、加工、流通、販売などの各段階において、多様な産業と結びつくなど地域経済の中で重要な役割を担っており、さらには、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持などに代表される多面的機能により市民の健康で充実した生活を支えている。しかしながら、近年の農水産業を取り巻く環境は厳しく、本市においても、生産経費の高止まり、有害鳥獣や自然災害による農作物被害の発生に加え、高齢化などに伴う担い手の将来的な不足、集落機能の低下などが懸念されている。

このような中、平成２９年度に策定した「第２次熊本市農水産業計画」に基づき、地域の特性をいかした農業の推進などによる競争力の強化、経営体の強化や生産基盤の整備・保全などによる経営基盤の確立、販路開拓・拡大や生産者と消費者の交流拡大による農と食の魅力創造を推進し、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業を振興する。

ア　販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

区分／年度	農家戸数（戸）	農業就業人口（人）	専業農家戸数（戸）	兼業農家戸数（戸）		
				第１種兼業農家	第２種兼業農家	計
7	9,177	19,322	3,031	2,627	3,519	6,146
12	8,296	18,119	2,724	2,044	3,528	5,572
17	7,072	15,702	2,733	1,508	2,831	4,339
22	5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
27	5,084	10,435	2,408	893	1,783	2,676

（注）農業センサス（平成７年）、世界農林業センサス（平成 12 年、平成 22 年）、農林業センサス（平成 17 年、平成 27 年）の結果
（注）すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

イ　経営耕地面積（販売農家）（農業政策課）

（単位　ha）

区分／年度	総経営耕地面積	水田	畑		
			普通畑	樹園地	計
7	11,938	8,001	1,875	2,061	3,936
12	11,222	7,640	1,599	1,984	3,583
17	10,353	7,101	1,398	1,855	3,253
22	9,324	6,295	1,294	1,737	3,031
27	8,594	5,803	1,174	1,617	2,791

（注）農業センサス（平成７年）、世界農林業センサス（平成 12 年、平成 22 年）、農林業センサス（平成 17 年、平成 27 年）の結果
（注）すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

ウ　林野面積（農業政策課）

（単位　ha）

区分／年度	総面積	国有林	民有林					
				用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地
26	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
27	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
28	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
29	6,257	1,643	4,614	1,114	2,554	876	1	70
30	6,250	1,643	4,607	1,114	2,549	875	1	69

エ　民有林の樹種別面積と蓄積（農業政策課）

（単位　ha、㎥）

区分／年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
26	1,114	483,659	2,557	391,644	876	916,934	1	－	70
27	1,114	490,052	2,557	393,387	876	916,934	1	－	70
28	1,114	494,846	2,557	393,993	876	916,934	1	－	70
29	1,114	499,435	2,554	394,390	876	916,850	1	－	70
30	1,114	502,911	2,549	394,132	875	916,106	1	－	69

オ　農業産出額（農業政策課・農業支援課）

年	産出額合計（百万円）
25	48,053
26	47,052
27	48,071
28	50,011
29	48,695

※主な作物等の類別産出額

区分／年度	水稲（百万円）	野菜（百万円）	果樹（百万円）	花き類（百万円）	畜産（百万円）
25	5,793	23,540	9,379	1,516	7,017
26	4,871	23,837	8,123	1,591	7,772
27	4,680	25,969	6,997	1,520	7,455
28	5,120	26,464	8,267	1,460	7,240
29	4,950	25,514	7,781	1,420	7,540

カ　漁船数（水産振興センター）

数量／年度	漁船数（隻）（動力船）
25	1,299
26	1,253
27	1,232
28	1,231
29	1,178

（港勢調査より）

キ　漁業産出額（水産振興センター）

区分／年度	乾ノリ		貝藻類		海水魚（水産動物含む）		淡水魚（養殖）	
	生産量（千枚）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）	生産量（t）	産出額（百万円）
25	666,340	5,371	262	149	269	267	103	241
26	532,178	5,132	122	78	156	119	100	399
27	485,729	5,229	122	70	105	79	91	320
28	640,047	7,693	211	126	75	53	54	201
29	700,848	9,856	299	186	101	87	106	425

（漁連共販実績・農林水産統計・熊本市水産振興センター調べ）

ク　農業協同組合（農業政策課）

（平成 31.3.31 現在）

名　　称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	21,927	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合（富合･城南地域）	3,100	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	3,003	平元 . 4. 1

ケ　漁業協同組合（水産振興センター）

（平成 30.3.31 現在）

名　　称	正・准組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	164	昭 24. 8. 5
松尾漁業協同組合	48	昭 24. 8.22
小島漁業協同組合	232	昭 24. 8.24
沖新漁業協同組合	345	昭 24. 8. 3
畠口漁業協同組合	135	昭 24. 9. 5
海路口漁業協同組合	152	昭 24. 8. 3
川口漁業協同組合	227	昭 29. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	昭 25. 6. 2

（資料「熊本県の水産」より）

（2）主要事業

ア　農業関係

①　第２次熊本市農水産業計画（農業政策課）

熊本市第７次総合計画の農水産業部門における個別計画として、平成３０年１月に策定。農水産業振興施策を着実かつ効果的に実施するために、本市農水産業の今後の具体的な方向性や取組みの行程、関係機関等との基本的な役割などを示しており、本市農水産業の発展に向けた施策を推進する。

②　農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積　２５，４８３ｈａ　　農用地区域面積　９，７９１ｈａ　（平成３０年１２月３１日時点）

③　活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

道の駅を核とした、地産地消や地域資源を活用した交流等を支援することにより、活気あふれる農村地域づくりを図る。

④　中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成２７年度から平成３１年度まで５年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域　　旧松尾村、旧河内町地域（芳野地区・河内地区）、旧植木町地域（一部地区除く）、旧西里村

対象農用地　　・対象地域内に存する農振農用地区域内農地

・１ｈａ以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）

・急傾斜の農用地（田１／２０以上、樹園地等畑１５度以上）

対象面積　　田　１２２.７７ｈａ、畑７１０.４０ｈａ　（平成３０年度実績）

対象者　　集落協定に基づき、５年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

⑤　担い手育成総合支援対策事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こし及び経理の一元化等、法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容　　・基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）

・経営改善支援活動事業（認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑥　強い農業・担い手づくり総合支援交付金・産地パワーアップ事業（農業支援課）

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上させるための産地の基幹施設の整備を支援する。また、ＴＰＰ等の国際環境の変化にも対応できる収益力の高い産地づくりを進めるため高収益な作物・栽培体系への転換などを図るための施設の整備、機械・資材の導入等を総合的に支援する。

⑦　スマート農業加速化実証プロジェクトの推進（農業支援課）

本市農業の成長産業化を図るため、国の新規事業である本プロジェクトを活用し、ＪＡの生産者部会をはじめ県、ＩＣＴ企業、大学等の関係機関と連携し、ＩＣＴやＡＩ技術等を活用した「スマート農業」の生産現場への導入を推進する。

⑧　攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

気象変動の激化や輸入農産物との競争等の環境の変化に対応し、農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産力を強化し国内外との競争に打ち勝つ産地づくりの構築のための施設、機械等の導入を支援する。

⑨　鳥獣被害対策事業（鳥獣対策室）

野生鳥獣による市民への直接の被害防止や農作物への被害防止を図るため、鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地への侵入防止柵の設置、捕獲の３対策を基本に集落ぐるみの一体的な対策を推進する。また、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、農業者に対してわな猟免許取得補助の支援を行う。

⑩　熊本市夢と活力ある農業推進事業（農業支援課）

地域農業のより一層の振興と農業経営の安定・所得の向上を図るため、農業者・団体自らが行う生産や流通の多様な取り組みに対して支援する。

⑪　農業用施設防災・減災事業（農業支援課）

熊本地震による被災状況を踏まえ、農業用施設における耐震化等の防災･減災対策の取り組みを支援することで、災害に強い農業経営の実現を図る。

⑫　農水産物等の販路拡大（農水ブランド戦略室）

農水産物や加工品等の国内外への流通拡大に向け、民間企業の流通システム、トップセールスや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、国内外への販路拡大を推進する。また、農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業とのマッチングなどにより、農商工連携なども推進する。

⑬　土壌病虫検査室　分析・診断事業（農業支援課）

農業生産指導の一環として、土壌中の各種肥料成分の分析や病害虫診断等を実施し、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

（単位　件）

項目＼年度	26	27	28	29	30
土壌養分分析	657	478	397	352	873
農業用水・養液等分析	9	16	49	4	8
作物体・堆肥等分析	0	0	0	0	0
病害虫診断	0	0	0	0	1
その他	9	19	5	0	0
計	675	513	451	356	882

⑭　環境にやさしい農業推進事業（農業支援課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進する。

・土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜排せつ物の適正処理の推進
・エコファーマー認定及び更新の推進
・減農薬栽培の推進
　農薬の適正使用と減農薬栽培技術の導入
・農業用廃プラスチック類の適正処理推進
・省エネルギー化の推進
　省エネ効果の高い機械、施設の導入推進
・環境保全型農業直接支払対策事業の推進
　地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑮　経営所得安定対策等推進事業・水田産地化総合推進事業（農業支援課）

各地域農業再生協議会において、生産者やＪＡ等の集荷業者と緊密に連携し、需要に応じた主食用米の計画生産に取組むとともに、水田フル活用ビジョンにおける産地交付金を有効に活用し、飼料用米や麦、大豆、野菜等の生産拡大を図り、特色ある産地づくりを推進する。

⑯　農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援している。

⑰　くまもと春の植木市（農水ブランド戦略室）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成３０年度実施状況

開催期間	平成３１年（２０１９年）２月１日（金）～３月１１日（月）３８日間
場　　所	熊本市白川橋左岸緑地
面　　積	１１,０００㎡（主会場） ８０,０００㎡（駐車場）
展示小間数	約２８１小間（１小間当たり１０㎡） うち、ビニールハウス・イベント用テント展示１２７小間
出展品目	庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約８０万点）
出展業者	１００業者

⑱　熊本市ファミリー農園（農業政策課）

農地を持たない市民が野菜等の農作物の栽培を通じて、農業に親しんでもらうとともに、理解と関心を深めてもらうため、一定の条件を満たす市民農園を「熊本市ファミリー農園」として指定し、利用推進に向けた広報を行っている。

・農園数　　１３農園
・区画数　　７９２区画

（令和元年（2019 年）６月１日現在）

名　称	所在地	区画数	名　称	所在地	区画数
国府本町ファミリー農園	中央区国府本町 75	81	幸　田　〃	南区幸田２丁目 628	36
桜　木　〃	東区桜木４丁目 54	48	小　島　〃	西区小島９丁目 1651-2	49
花　立　〃	東区花立６丁目 541-1	40	麻生田　〃	北区麻生田４丁目 1634-1	73
長嶺南　〃	東区長嶺南８丁目 1370-1	94	高　平　〃	北区高平１丁目 324-1	56
元三町　〃	南区元三町５丁目 963	46	鶴羽田　〃	北区鶴羽田町 1117-1	67
近　見　〃	南区近見４丁目 228	63	立田山　〃	北区龍田陳内１丁目 1619	58
蓍　町　〃	南区城南町千町 2876	81			

⑲　熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（南農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成２６年１０月１日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館した。

所 在 地　　熊本市南区城南町坂野６５番地１
敷地面積　　１０８７６．６９㎡
建　　物　　木造平屋建て　延床面積５６１．４６㎡（建物本体）
建 設 費　　２２５，０１０千円
施設概要　　農産物直売所、多目的広場等
出荷者数　　２２１者（平成３１年（２０１９年）３月末現在）
運営状況　　平成３０年４月１日～平成３１年（２０１９年）３月３１日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
351 日	135,572 人	2,078 人	185,594 千円

⑳　熊本市植木地域農産物の駅「道の駅　すいかの里植木」（北農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点、植木地域の農産物ブランドの発信拠点及び次世代を担う若者の育成拠点施設として「熊本市の北の玄関口づくり」を目指し、平成２８年１１月２２日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅　すいかの里植木」を開館した。

所 在 地　　熊本市北区植木町岩野１６０番地１
敷地面積　　８，４７５㎡
建　　物　　木造平屋建て　延床面積８５７．５２㎡（建物本体）
建 設 費　　３４２，３５６千円
施設概要　　農産物直売所，観光案内所等
出荷者数　　４０３者（平成３１年（２０１９年）３月末現在）
運営状況　　平成３０年４月１日～平成３１年（２０１９年）３月３１日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
356 日	224,070 人	3,006 人	408,564 千円

イ　畜産関係（農業支援課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上により畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病の予防注射や優良家畜の導入、自給飼料の生産及び利用の推進等を図る。

1）家畜防疫確立対策事業優良家畜導入事業
2）家畜導入事業
3）粗飼料高騰緊急支援事業

ウ　水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、施設の長寿命化を図るため漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場の維持保全と整備ならびに水産資源の持続的生産を図る。

①　漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）
②　干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設（市管理施設のみ計上）

（平成 31 年（2019 年）４月１日現在）

区分／名称	所　在　地	種別	現有施設延長		登録漁船数（隻）	利用漁船数（隻）
			外かく施設（m）	係留施設（m）		
四番漁港	沖新町・畠口町	第１種	762.40	814.20	260	412
海路口漁港	海路口町	〃	728.69	511.50	103	127
天明漁港	川口町	〃	219.00	826.50	218	245
計			1,710.09	2,152.20	581	784

（漁港台帳・港勢調査より）

エ　耕地関係（農地整備課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分＼地区名	画図東部地区　外 1 地区
総事業費	1,678 百万円
事業量	排水路 L=1,600m 排水機場 1 箇所（8㎥/S）
事業年度	平成 25 ～ 令和 5 年
受益面積	174ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

区分＼地区名	小島地区　外 7 地区
総事業費	13,269 百万円
事業量	区画整理工　415.6ha
事業年度	平成 21 ～ 令和 8 年
受益面積	733ha

農地防災事業（県営）

区分＼地区名	島田地区　外 3 地区
総事業費	4,694 百万円
事業量	用水路 L=2.1km 用排水路 L=2.7km 排水機場 2 箇所（30.8㎥/S）
事業年度	平成 22 ～ 令和 3 年
受益面積	980ha

農道整備事業（県営）

区分＼地区名	谷尾崎 2 期地区　外 2 地区
総事業費	3,395 百万円
事業量	農道 L=7,150m
事業年度	平成 21 ～ 令和 9 年
受益面積	430ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

区分＼地区名	宇土八水地区　外 1 地区
総事業費	1,036 百万円
事業量	用水施設工 1 式、頭首工 1 箇所
事業年度	平成 26 ～ 令和 2 年
受益面積	1,762ha

農地保全事業（県営）

区分＼地区名	東門寺 2 期地区　外 1 地区
総事業費	1,576 百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水兼農道 L=5.1km
事業年度	平成 22 ～ 令和 5 年
受益面積	60ha

農業水利施設保全合理化事業（県営）

区分＼地区名	松の木堰地区
総事業費	2,781 百万円
事業量	頭首工 1 箇所、サイホン工 1 箇所
事業年度	平成 27 ～ 令和 3 年
受益面積	1,001ha

海岸堤保全施設整備事業（県営）

区分＼地区名	熊本海岸
総事業費	152 百万円
事業量	堤防補修工　L=8,000 m 樋門補修工　5 箇所
事業年度	平成 30　～　令和 10 年
受益面積	3,975ha

多面的機能支払交付金（団体営）

区分＼地区名	秋津地区　外 27 地区
総事業費	3,059 百万円
事業量	活動地域農用地　A=7,867ha
事業年度	平成 31 ～ 令和 5 年

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分＼地区名	大塘地区　外 23 地区
総事業費	508 百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成 25 ～ 令和 5 年

（3）漁業振興資金貸付（水産振興センター）

ア　漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	漁業後継者が新しく実施する種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 （100万円を超える額の貸付については5年以内）	無利子	元金均等年賦払
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗（海　面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6％以内	元金均等年賦払
		機械器具（　〃　）	1件につき500万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種　魚（　〃　）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚　魚（　〃　）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき1,000万円以内	5年以内		

イ　貸付状況

区分 資金名	28年度		29年度		30年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
漁業後継者育成資金	9	18,910	2	6,000	7	16,580
資材種苗資金	21	20,300	8	8,000	9	9,000
機械器具資金	1	1,000	3	10,000	3	11,600
養殖施設資金	0	0	0	0	0	0
種魚・稚魚資金	0	0	0	0	0	0
漁船建造資金	3	7,100	3	7,950	5	18,000
合計	34	47,310	16	31,950	24	55,180

2　農業委員会　（農業委員会事務局）

（1）農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係事務処理状況（平成 30 年度）

農地法	第３条（耕作目的の権利移動）		第４条・第５条（転用目的）						第１８条（貸借の解約）	
			第４条		第５条		許可不要転用			
区	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
中央	5	3,805	25	10,537	35	23,475	-	-	-	-
東	34	62,719	61	40,252	136	108,664	2	2,780	85	334,458
西	75	169,041	31	10,400	138	67,545	6	4,070	23	74,124
南	142	392,305	60	35,848	329	234,107	5	15,711	97	282,437
北	159	468,520	55	43,496	185	147,969	12	11,881	29	88,556
合計	415	1,096,390	232	140,533	823	581,760	25	34,442	234	779,575

農地法第４条・第５条・許可不要転用　用途別転用実績（平成 30 年度）

		合計				比率（面積）
		件数	面積（㎡）			
			田	畑	計	
住宅用地	農家住宅	15	3,644	3,211	6,855	0.9%
	一般個人住宅	551	136,447	174,214	310,661	41.1%
	集団住宅、その他	90	17,732	52,286	70,018	9.3%
公的施設用地		38	6,408	22,930	29,338	3.9%
業務用地	工・鉱業用地	82	45,058	31,715	76,773	10.1%
	商業・サービス業	45	16,825	28,444	45,269	6.0%
	農業用施設用地	29	9,513	20,116	29,629	3.9%
	その他の業務用地	215	78,123	91,867	169,990	22.4%
植林		15	6,502	11,700	18,202	2.4%
合計		1,080	320,252	436,483	756,735	100.0%

（2）国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

（3）機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

（4）担い手への農地利用の集積・集約化

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実績（平成 30 年度）

（単位　㎡）

種　　別	件　数	期　　間	田	畑	合　　計
利用権新規設定	250	6　年　未　満	419,519	89,702	509,221
		6 年以上 10 年未満	0	0	0
		1 0　年　以　上	249,518	93,664	343,182
		小　　計	669,037	183,366	852,403
利用権再設定	170	6　年　未　満	334,954	87,360	422,314
		6 年以上 10 年未満	5,782	0	5,782
		1 0　年　以　上	158,737	80,701	239,438
		小　　計	499,473	168,061	667,534
所有権移転	154		339,351	130,791	470,142
利用権移転	0		0	0	0
円滑化（代理事業）	0		0	0	0
農地中間管理機構賃貸借	487		1,610,529	121,113	1,731,642
合　　計	1,061		3,118,390	603,331	3,721,721

（5）農業者年金業務

農業者の生活安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等を行った。

（H 31.4.1 現在）

熊本市農業者年金	旧制度（人）	新制度（人）
受給者数	2,062	145
加入者数 （被保険者と待機者の合計）	228	401
申請等処理件数 （H 30 年度）	169	50

都　市　建　設

1　都　市　計　画　305

2　都　市　整　備　312

3　交　通　計　画　317

4　建　築　指　導　318

5　熊本駅周辺地域整備　320

6　住　宅　政　策　324

7　市　営　住　宅　327

8　公　共　建　築　332

9　道　　路　333

10　地　籍　調　査　335

11　自　転　車　対　策　338

12　公　共　用　地　取　得　339

13　河　　川　340

14　公　園　緑　地　343

15　土　木　セ　ン　タ　ー　344

16　宅　地　復　旧　支　援　345

17　住　宅　再　建　支　援　346

1　都市計画（都市政策課・都市整備景観課・開発指導課）

都市計画区域

大正８年４月、都市計画法が公布され、翌９年１月より施行された同施行令の規定に基づき、大正１２年７月当時の市域 ３，０７１ｈａの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和３３年には、１４，５２４ｈａが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和４３年６月新都市計画法が施行されたことにより、昭和４６年５月１８日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する１市９町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正１２年７月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和３年	都市計画道路の決定	30 路線　延長 64,000m		
昭和４年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和５年	風致地区の決定	1,070.59ha		

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の７カ所

さらに、昭和６年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和２１年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和４６年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回見直し、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，６９７．７ｈａ、市街化調整区域４０，０４２．３ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ)、市街化区域の８５．０％（１０，７９５．４ｈａ)、市街化調整区域の６１．５％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで２３地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域

用途地域の規模

（平成 31.4.1 現在）

区　分	熊本都計区域		市　　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	1,457.9	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 － 1.0 －	10 10 10 10
第一種中高層住居専用地域	3,175.6	25.0	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	－	－
第二種中高層住居専用地域	2,790.6	22.0	2,552	23.6	6.6	100 100 150 200	50 60 60 60	－	－
第一種住居地域	1,393.3	11.0	1,175	10.9	3.0	200	60	－	－
第二種住居地域	727.0	5.7	641	5.9	1.6	200	60	－	－
準住居地域	305.9	2.4	224	2.1	0.6	200	60	－	－
近隣商業地域	582.4	4.6	542	5.0	1.4	200 300	80	－	－
商業地域	392.0	3.1	392	3.6	1.0	400 500 600	80	－	－
準工業地域	1,184.8	9.3	1,167	10.8	3.0	200	60	－	－
工業地域	532.7	4.2	366	3.4	0.9	200	60	－	－
合　　計	12,697.7	100.0	10,796	100.0	27.7				

（2）高度利用地区（都市政策課）

（平 30.3.31 現在）

種類	面積（ha）	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度（㎡）
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約 0.5	60／10	20／10	8／10	200
手取本町地区	約 1.0	70／10	30／10	7／10	200
上通A地区	約 1.1	70／10 50／10	30／10 20／10	7／10	200
熊本駅前東A地区	約 1.4	60／10	20／10	8／10	200
桜町地区	約 3.7	60／10	20／10	8／10	200
合計	約 7.7	－	－	－	－

（3）風致地区（都市政策課）

（平 30.3.31 現在）

名称	面積（ha）	位置
花岡山・万日山	約 77	横手 1・2・3 丁目、春日 4・5・6 丁目、池上町、戸坂町　他
八景水谷	約 10	八景水谷 1 丁目　他
立田山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷 2・3 丁目、龍田 3 丁目、龍田陣内 1・2 丁目、 清水万石 1・2・4・5 丁目、室園町、黒髪 4・5・6・7・8 丁目　他
水前寺	約 10	水前寺公園　他
江津湖	約 238	出水 1・2 丁目、江津 1 丁目、健軍 4・5 丁目、湖東 2・3 丁目、 神水本町、広木町、水源 1 丁目、江津 3 丁目、下江津 1・5・6 丁目　他
本妙寺山	約 551	島崎 5・6・7 丁目、花園 4・6・7 丁目、谷尾崎町　他
千金甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島 8 丁目、 小島 9 丁目　他
計	約 1,598	

（4）駐車場整備地区（都市政策課）

（平 30.3.31 現在）

位置	面積（ha）	指定年月日
市中心街	約 143.9	昭和 45 年 4 月 10 日

（5）防火地域及び準防火地域（都市政策課）

（平 30.3.31 現在）

地域名	面積（ha）
防火地域	約 118.0
準防火地域	約 1,490.0

（6）都市計画道路（都市政策課）

ア　都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平 31.3.31 現在）

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員（m）	主たる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	370
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	290
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,470
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,670
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員（m）	主たる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,264
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	187
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター（一般道）線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	298
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	209
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	395
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鐙田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	275
3	3	76	平尾鐙田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	638
3	5	78	小町通り線	12	2	120	83
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	85	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	パイン通り線	12	2	850	550
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2,720	480
7	7	3	鹿児島本線側道１号線	6	－	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道２号線	6	－	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道３号線	6	－	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道４号線	6	－	260	260
7	7	7	鹿児島本線側道５号線	6	－	200	200
7	7	8	鹿児島本線側道６号線	6	－	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道７号線	6	－	590	590
7	7	10	鹿児島本線側道８号線	6	－	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道９号線	6	－	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道 10 号線	6	－	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道 11 号線	6	－	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道 12 号線	6	－	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道 13 号線	6	－	350	350
7	7	16	豊肥本線側道１号線	6	－	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道 14 号線	6	－	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道 15 号線	6	－	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道１号線	5	－	260	260
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道２号線	5	－	360	360
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道３号線	5	－	360	360
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道４号線	5	－	770	770
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道５号線	5	－	130	130
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道６号線	5	－	110	110
8	7	1	新屋敷長溝線	4	－	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	－	1,880	1,880
合		計	104　路　線			258,970	167,922

イ　都市計画及び道路整備の規模別分類（市域内）

（平 31 年（2019 年）3 月 31 日現在）

	区分 規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）					
		市街化区域（用途指定区域）	市街化調整区域（用途無指定区域）	計画決定延長	比率（%）	市街化区域（用途指定区域）	進捗率（%）	市街化調整区域（用途無指定区域）	進捗率（%）	整備済延長	進捗率（%）
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.0	30,359	95.9	9,870	100.0	40,229	96.8
	3・3	57,570	24,230	81,800	31.6	45,240	78.6	15,260	63.0	60,500	74.0
	1・4 3・4	66,080	23,590	89,670	34.6	38,997	59.0	5,933	25.2	44,930	50.1
	1・5 3・5	22,670	4,070	26,740	10.3	5,133	22.6	1,470	36.1	6,603	24.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	1,990	7,690	3.0	5,010	87.9	1,990	100.0	7,000	91.0
	8・7	3,430	0	3,430	1.3	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,350	64,620	258,970	100.0	132,669	68.3	35,253	54.6	167,922	64.8

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

（7）駅前広場（都市政策課）

（平 31 年（2019 年）3 月 31 日現在）

広場名	面積（㎡）	摘要	
熊本駅東口駅前広場	14,200	都市計画道路 3・3・ 7 号	熊本駅帯山線
熊本駅西口〃	5,700	〃 3・4・65 〃	熊本駅西口線
（熊本駅）交通広場	3,800	〃 3・3・ 7 〃	熊本駅帯山線
（南熊本）駅前広場	3,850	〃 3・2・ 6 〃	南熊本駅新町線
水前寺〃	2,100	〃 3・5・16 〃	水前寺駅西水前寺線
上熊本駅東口〃	2,700	〃 3・4・21 〃	上熊本細工町線
上熊本駅西口〃	2,400	〃 3・4・68 〃	上熊本駅西口線
（西熊本）〃	3,900	〃 3・5・54 〃	刈草薄場線
（光の森駅）交通広場	2,200	〃 3・3・58 〃	武蔵ケ丘東中央線
水前寺駅北〃	1,100	都市計画交通広場 1 号	水前寺駅北交通広場

（8）景観整備（都市整備景観課）

ア　都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成２１年１０月に熊本市景観計画を策定し、平成２２年１月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

（平成 30 年度）

種　類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土　　石	計
件　数	122	66	4	82	1	275

特定施設届出件数　19 件　　景観形成地区届出件数　0 件

イ　屋外広告物

景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持のため、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却を行っている。

許可・除却件数

（平成 30 年度）

	許可件数				除却件数				
種　類	新規	更新	電柱等	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件　数	238	654	28	920	2,046	425	25	2	2,498

（9）開発指導（開発指導課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

区分＼年度		26	27	28	29	30
市街化区域	件　数	61	54	56	70	75
	面積（㎡）	169,506	133,346	139,176	157,451	212,293
市街化調整区域	件　数	167	172	180	175	180
	面積（㎡）	217,832	222,993	277,492	372,752	265,751
計	件　数	228	226	236	245	255
	面積（㎡）	387,338	356,339	416,668	530,203	478,044

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

区分＼年度	26	27	28	29	30
許可件数	7	4	2	4	2

2　都市整備（都市整備景観課・植木中央土地区画整理事業所）

（1）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５ha の区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までの１期計画では５２事業、平成２８年度までの２期計画では、１期計画からの継続事業を含めた官民の６５事業を推進した。

平成２９年度からは、「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる魅力あるくまもとの顔づくり」をコンセプトとして、官民の事業を位置づけた３期計画（計画期間は平成３３年度までの５年間）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出はもとより、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の防災機能強化など、防災性の向上にも取り組むこととしている。（別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１ha を中心市街地と位置づけ、平成２７年１１月までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（2）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア　市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１３年度に手取本町地区、上通Ａ地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東Ａ地区が施行され、平成２４年度に完成した。

また、桜町地区では、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備え、防災機能の向上に資する多機能複合施設の建設が、平成 31 年度の完成に向けて進められているところである。

市街地再開発事業の実施地区（４地区）※事業完了地区のみ

地　　区	熊本駅北地区 （事業完了）	手取本町地区 （事業完了）	上通Ａ地区 （事業完了）	熊本駅東Ａ地区 （事業完了）
施行者	組　　合	組　　合	組　　合	市
事業年度	昭 61 ～平 4	平 8 ～ 13	平 9 ～ 13	平 17 ～ 24
地区面積 （ha）	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4
敷地面積 （㎡）	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300
建築面積 （㎡）	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010
延床面積 （㎡）	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400
建物の 規模構造	SRC ＋ RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC ＋ RC ＋ S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC ＋ RC ＋ S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階
用　　途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9. 3 組合設立（施行認可）公告 平 11. 8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10. 9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11. 1 組合設立（施行認可）公告 平 11. 9 権利変換計画認可 平 12. 1 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17. 10 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 18. 2　事業認可公告 平 20. 5　都市計画決定変更 平 20. 9 管理処分計画認可 平 21. 4 施設建築物工事着工 平 24. 2 工事の完了の公告 平 24. 3 再開発事業の清算

イ　優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」等がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区　※事業完了地区のみ

地　　区	施行者	事業年度	地区面積 （ha）	敷地面積 （㎡）	建築面積 （㎡）	延床面積 （㎡）	用　　途	タイプ
下通地区 （事業完了）	民　間	平 4 ～ 5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 （事業完了）	〃	平 10 ～ 11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25 戸）	優良再開発型
植木一丁目 （事業完了）	〃	平 24 ～ 25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15 戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 （事業完了）	〃	平 25 ～ 26	0.08	761	238	711	共同住宅（12 戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 （事業完了）	〃	平 26	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24 戸）	市街地 住宅供給型
下通Ａ地区 （事業完了）	〃	平 26 ～ 28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

（3）土地区画整理事業

ア　現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和６年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌７年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ５５地区（１,６６０.１ｈａ）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

（平 31.4.1 現在）

地区名	施行者	法分類（条項）	施行面積（ha）	認可年月日	減歩率（%）	公共減歩率（%）	施行年度	総事業費（千円）
熊本駅西	市	3 ～ 4	18.1	13.12.10	36.2 (19.8)	36.2 (19.8)	13 ～ 32 （令 2）	23,781,000
植木中央	市	3 ～ 4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11 ～ 33 （令 3）	14,863,044

完了地区名（５３地区）

国府第一、水前寺、大江東部、花岡山、戦災復興（２地区）、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ケ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ケ丘団地、烏ケ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西地区、植木中央地区の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ　今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、２地区（３５.６ｈａ）で土地区画整理事業が実施されており、その他１地区では、事業実施に向け構想がなされている。

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の計画区域

区域面積　約４１５ヘクタール（１・２期計画と同様）

都建

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の掲載事業

総事業数　87事業（行政47事業、民間26事業、行政及び民間14事業）

（平31.4.1現在）

区分	事業名	実施主体 行政	実施主体 民間	実施主体 行政及び民間
市街地の整備改善	桜町地区再開発事業		●	
	熊本駅周辺まちづくり推進事業	●		
	熊本駅周辺エリア魅力発信事業			●
	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	●		
	熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業	●		
	花畑公園、辛島公園再整備事業	●		
	新幹線・連立関連側道整備事業	●		
	連立関連交差道路整備事業	●		
	熊本駅周辺道路整備事業	●		
	街路整備事業	●		
	熊本駅西土地区画整理事業	●		
	熊本市自転車利用環境整備事業	●		
	道路事業	●		
	辛島公園地下通路整備事業	●		
	辛島公園地下駐車場整備事業	●		
	ＪＲ熊本駅ビル整備事業		●	
都市福利施設の整備	熊本城ホール整備事業	●		
	子ども文化会館施設管理事業	●		
	シンボルプロムナード等整備事業	●		
	（仮称）白川公園内複合施設整備事業	●		
	子ども文化会館災害復旧事業	●		
	市民会館復旧事業	●		
	暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区）		●	
街なか居住の推進	【再掲】桜町地区再開発事業		●	
	くまもとさるく		●	
	くまもとまち咲き案内人		●	
	マンション管理適正化事業	●		
	景観条例関係事業	●		
	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	●		
	高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	●		
	住宅・建築物耐震化促進事業	●		
	あんしん住み替え相談窓口事業		●	
	町並み復旧保存支援事業	●		
経済活力の向上	**（仮称）桜スクエア整備事業**		●	
	クリエイティブ産業振興事業	●		
	ファッションの街くまもと魅力創出事業			●
	産学連携支援事業	●		
	企業立地（誘致）促進事業	●		
	企業誘致戦略事業	●		
	首都圏企業誘致活動事業	●		
	立地企業支援事業	●		
	農産物フェア開催事業			●
	熊本市民健康フェスティバル			●
	商店街空き店舗対策事業	●		
	桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業			●

区分	事業名	実施主体 行政	実施主体 民間	実施主体 行政及び民間
経済活力の向上	商店街活性化対策事業	●		
	中心商店街地区魅力向上事業			●
	安全安心まちづくり推進事業			●
	にぎわいづくり推進事業			●
	くまもと大邦楽祭			●
	文化事業推進事業			●
	地場企業ＰＲ事業	●		
	草枕国際俳句大会事業			●
	街なか子育てひろば事業	●		
	まちなか観光案内所整備事業		●	
	地域活性化・観光特化型ホテル整備事業		●	
	日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業		●	
	城下町くまもとゆかた祭		●	
	城下町くまもと銀杏祭		●	
	委託型免税店制度活用事業		●	
	熊本まちあかり		●	
	きらきらファクトリー		●	
	新市街まちなか会議		●	
	光のページェント		●	
	肥後のひなまつり		●	
	肥後のつりてまり		●	
	熊本オクトーバーフェスト		●	
	夢まちランド		●	
	くまフェス		●	
	春のくまもと地産地消グルメフェスタ		●	
	「夢未来みかん」祭り		●	
	水産物フェア開催事業	●		
	火の国 YOSAKOI まつり・九州がっ祭		●	
	少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）	●		
	子育て支援情報提供事業（結婚・子育て応援サイト）	●		
上記事業と一体的に推進	ＭＩＣＥ推進事業	●		
	シティプロモーション推進事業	●		
	国内観光客誘致事業	●		
	国際観光客誘致事業	●		
	熊本城マラソン事業			●
	市内中心部放置自転車対策事業	●		
	2019 女子ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ世界選手権大会推進事業			●
	ラグビーワールドカップ 2019 推進事業			●
	熊本城復旧整備事業	●		
	市電ロケーションシステム導入事業	●		
	電停改良事業	●		
	【再掲】熊本市自転車利用環境整備事業	●		
	熊本城周遊バス運行事業	●		
	中心市街地グランドデザイン策定事業		●	

3　交通計画（交通政策課）

（1）現　　状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成２０年度から平成２９年度）で約３６万６千台から約４４万６千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成２６年度から平成３０年度）で、市電及びJR・私鉄については年々増加傾向にあるものの、バスについては依然として減少を続けており、全体としても約5，５４４万人から約5，３００万人へと約２４４万人減少している。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別＼年度	26	27	28	29	30
バス	29,947	27,955	24,818	25,617	25,263
市電	10,877	11,031	10,709	11,094	11,080
ＪＲ・私鉄	14,611	15,775	16,488	17,010	16,658 ※
合計	55,435	54,761	52,015	53,721	53,001

※　ＪＲについては令和元年６月末現在において平成３０年度実績未確定のため、平成２９年度実績を使用

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（2）総合交通体系整備の考え方

①　熊本市第７次総合計画

【まちづくりの重点的取組】２　ずっと住みたいまちづくり

（1）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】８章第３節：　だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの維持・再構築　・主要交通拠点などの整備促進

・公共交通機関の利用促進　・公共交通空白地域などへの対応

②　熊本市公共交通グランドデザイン（平成２３年度）

・基幹公共交通の強化　・バス路線網の再編　・公共交通空白・不便地域への対応

③　第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画（平成２３年度策定、平成３０年度中間見直し）

④　熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

⑤　熊本地域公共交通網形成計画（平成２７年度）

・基幹公共交通の機能強化　・バス路線網の再編　・コミュニティ交通の導入　・公共交通の利用促進

（3）本市における交通施策の展開

①　パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施（都市圏全体では１０箇所実施）

②　超低床電車の導入（平成９年度～）＜交通局電車課＞　※８編成１６両導入（平成２９年度末）

③　天水・河内を運行するデマンド型みかんタクシーの導入・実施（平成１８年度～）

④　電停バリアフリー化事業（平成２１年度～）

⑤　芳野・太郎迫を運行するデマンド型オレンジタクシーの導入・実施（平成２２年度～）

⑥　ゆうゆうバスの導入・実施（平成２４年度～）

⑦　公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成２５年度～）

⑧　バス乗換拠点改善調査事業（平成２６年度～）

⑨　市電延伸の検討（平成２７年度～）

4　建築指導（建築指導課）

（1）建築確認・検査等の申請状況

種別	年度	25	26	27	28	29	30
申請件数	建築確認申請	401	330	308	483	384	215
	（内計画変更）	（34）	（33）	（25）	（26）	（32）	（19）
	指定確認機関申請	3,331	3,135	3,201	4,235	5,596	5,132
	（内計画変更）	（130）	（120）	（104）	（118）	（218）	（203）
	道路指定申請	37	33	38	33	36	31
	許認可申請	117	100	91	182	207	169
	やさまち条例事前協議受付	239	250	278	291	298	304
	建築物省エネ届出	297	290	253	356	303	259
	建築物省エネ適合判定（H 29 年度～）					10	4
	建築物省エネ認定（H 29 年度～）					5	1
	長期優良住宅認定	662	659	716	929	1040	875
	ＣＡＳＢＥＥ届出	54	42	45	47	53	58
	低炭素建築物認定	6	10	38	20	19	17
現場検査	中間検査	8	10	7	2	2	4
	建築物竣工検査（計画通知含む）	366	377	337	349	507	394
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	47	42	43	29	28	30
特殊申請	計画通知（工作物・昇降機除く）	71	52	51	27	77	77
	工作物等確認申請	48	25	28	6	149	224
	昇降機等確認申請	27	24	26	36	146	231

（2）建築指導パトロール等

ア　建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ　建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ　一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

平成３０年度においては、建築物２８件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

（3）違反建築物取扱件数

（平成 30 年度）

違　反　事　項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第 6 条	91
中間検査申請手続	法第 7 条の 3	5
法 22 条区域内の屋根及び外壁	法第 22 条又は第 23 条	3
避難施設等内装制限	法第 35 条	2
内装制限	法第 35 条の 2	0
耐火構造等	法第 27 条又は第 36 条	0
構造耐力	法第 20 条又は第 36 条	8
敷地と道路の関係	法第 43 条	0
道路内建築制限	法第 44 条	5
私道の廃止又は変更の制限	法第 45 条	0
用途地域内の建築制限	法第 48 条	1
容積率制限	法第 52 条	0
建ぺい率制限	法第 53 条	0

違　　反　　事　　項	違反該当法令	違反件数
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第 54 条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第 55 条	0
道路斜線制限	法第 56 条第 1 項第 1 号	0
隣地斜線制限	法第 56 条第 1 項第 2 号	0
北側斜線制限	法第 56 条第 1 項第 3 号	0
日影による高さ制限	法第 56 条の 2	0
高度利用地区の高さ制限	法第 59 条	0
防火・準防火地域内の構造	法第 61 条又は第 62 条	2
その他	法第 87 条第 3 項・法第 88 条第 1 項	29
計		145

（4）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年４月２０日より施行している。

平成３０年度届出件数：０件

（5）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年１０月１５日より施行している。

平成３０年度届出件数：７７件

（6）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２９件となっている。

（7）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出・適判・認定

３００㎡以上の建築物を新築・増改築する場合、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない（届出）。又は、非住宅部分の床面積が２，０００㎡以上の特定建築物を新築・増改築する特定建築行為を行う場合、省エネ基準に適合させなければならない（適合義務）。さらに、誘導措置として性能向上計画認定制度が始まっている。（平成２９年４月１日施行）

平成３０年度届出件数　　：２５９件
平成３０年度適判申請件数：　　４件
平成３０年度認定申請件数：　　１件

（8）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年６月４日より施行している。

平成３０年度認定申請件数：８７５件

（9）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくＣＡＳＢＥＥ届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年１０月施行）である。

平成３０年度届出件数：５８件

（１０）「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成２４年１２月４日より施行している。

平成３０年度認定申請件数：１７件

５　熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成１７年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「ＪＲ鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成２３年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、各々役割を定め事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成１９年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての結節機能の向上が図られたが、引き続きこの特性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

（１）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：７路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（２）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の２２ｈａ（北、東Ａ、東Ｂ、南Ａ、二本木Ａの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（３）駅前広場の整備

ア　駅前広場整備面積

白 川 口　１８,０００㎡（駅前広場　１４,２００㎡、交通広場　３,８００㎡）

新幹線口　５,７００㎡

イ　東西駅前広場の機能分担

白 川 口：広域交通拠点とした公共交通機能の集約強化
誰もがわかりやすい、サブターミナル機能を有した交通結節点の形成
各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保
不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

（４）鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成１３年３月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約６ｋｍ区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約１ｋｍ区間が事業認可され、令和元年度の工事完成を目指して事業が進められている。

・事　業　区　間：ＪＲ鹿児島本線　約６ｋｍ、豊肥本線　約１ｋｍ
・総　事　業　費：約６２６億円
・事　業　期　間：平成１３年度～令和元年度
・事業実施状況：平成２７年３月にＪＲ鹿児島本線の上り６ｋｍ、下り４ｋｍ区間で高架切替えを終え、全線完了し、あわせて上熊本駅舎も供用開始。平成３０年３月にＪＲ鹿児島本線の下り２ｋｍ及び豊肥本線１ｋｍ区間で高架切替えが完了。平成３１年３月に新しい熊本駅舎供用開始。

（5）熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成１３年３月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成１３年度から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成２７年度には換地処分を行った。現在、区画整理事業地区内の道路等の整備を行っている。

・地　区　面　積：１８．１ｈａ
・総　事　業　費：約２７０億円（関連事業費を含む）
・事　業　期　間：平成１３年度～令和２年度（２０２０年度）
・事業実施状況及び予定

平成１３年度～平成１５年度	公共用地先行取得
平成１５年度～平成１６年度	換地設計
平成１７年度～平成２６年度	地区内をブロック毎に分割し、建物等移転･道路築造（新幹線駅前広場等を含む）･宅地造成等を順次実施
平成２７年度	換地処分
平成２８年度～令和２年度（２０２０年度）	道路・公園等の整備

都建

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図

整　備　ス　ケ　ジ　ュ　ー　ル

項　目	項目区分	実施主体	実施内容等
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代　122km　熊本市域　約23km
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線　約6km ・豊肥本線約1km
	白川口（東口）駅前広場	熊本県 ⇩ ※熊本市	・現在の面積7，200㎡を14，200㎡に拡張 ・南A交通広場（3，800㎡）
	春日池上線	熊本県 ⇩ ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員　30m
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m
	熊本駅城山線	熊本県 ⇩ ※熊本市	・駅～田崎橋　幅員36m ・市電のサイドリザベーション化
			・田崎橋交差点～田崎春日線交差点　幅員30m
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m
東A地区	東A地区 市街地再開発	熊本市	・地区面積：1．4ha ・延床面積：約51,900㎡
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積：約2．5ha ・総床面積：50,500㎡（A、Bの2棟計画） ・計13官署入居 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18．1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備
	新幹線口（西口）駅前広場	熊本市	・面積5，700㎡
	春日池上線	熊本市	・幅員30m

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

都建

6　住宅政策（住宅政策課・空家対策課）

（1）熊本市住生活基本計画（平成２７年度（２０１５年度）～令和６年度（２０２４年度））

これまで、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換するとともに、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対応した住まいづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展や人口減少社会の到来、さらに都市間競争の激化や住環境の整備など、幅広い課題への対策が今後の住宅政策に求められており、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図るため住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

なお、住生活基本計画の策定から５年目の中間年である今年度、社会情勢や国の動向等を踏まえた中間見直しを行う。

ア　基本理念

「共に支え合い　長く住み継ぎ　人が集う　くまもとの住まい・まちづくり」

イ　基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ　市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ　空き家対策方針（５つの基本方針）

現在、増加している空き家について、管理不全な状態が進むと、環境衛生や景観等の周辺の住環境に悪影響を及ぼすことになることから、適切な空き家対策を講じることにより、良好な居住環境を形成する。

「空き家化の予防」、「空き家流通の促進」、「空き家の維持管理」、「地域の資源として活用」、「空き家の除却」

オ　成果指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合　５７％（平成２５年度）→ ６５％（平成３０年度）

住まいのホームページアクセス件数 5，０００件／年（平成２５年度）→6，０００件／年（平成３６年度）、他

（2）熊本市高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年３月に中間見直しを実施した。また、平成 28 年熊本地震での影響を考慮し、平成 30 年３月に計画期間を２年延長して見直しを実施した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

今年度延長期間の終了を機に改訂を行い、住生活基本計画に掲載する予定。

（3）熊本市賃貸住宅供給促進計画

今後、低額所得者、高齢者等の居住に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加が見込まれる中、平成２９年１０月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）が一部改正施行され、新たな住宅セーフティネット制度がスタートした。本制度では、住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や入居支援を行う居住支援法人の指定制度に加え、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の策定ができることとされており、熊本県では、平成３１年（２０１９年）３月に策定された。

本市においては、今年度、賃貸住宅供給促進計画を策定し、住生活基本計画に掲載する予定。

（4）マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、マンション管理相談会（平成３０年度１２回実施、相談件数３８件）、マンション基礎セミナー（平成３０年度１回実施）、マンション管理士派遣事業（平成３０年度１０件）を実施している。

（5）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

（6）住宅・建築物耐震改修等事業

ア　建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「平成３２年度までに耐震化率を９５％」とする目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。（熊本地震後の実績は下表のとおり）

平成３０年度は、昭和５６年以前の旧耐震の住宅だけでなく、熊本地震で被害が見られた「平成１２年の建築基準法改正以前に建築された新耐震の住宅」まで補助対象範囲を拡大した。また、補強計画設計と耐震改修をパッケージにした設計改修一括補助や建替え設計工事一括補助、耐震シェルター工事の補助を実施している。

熊本地震後、市民の耐震化に関する意識が高まっているため、安心・安全な住まいの確保に向け、丁寧かつ迅速に対応していく。

	H 28	H 29	H30
耐震診断	510 戸	701 戸	699 戸
補強計画設計	67 戸	190 戸	54 戸
耐震改修工事	30 戸	113 戸	205 戸

イ　特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付している。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ耐震改修の補助金を交付している。

（7）ブロック塀等安全対策緊急支援事業

平成３０年６月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を図るため、安全対策が必要なブロック塀などの撤去費用を補助している。平成３０年度の助成制度の利用件数は１４９件であった。

（8）熊本市空家等対策計画（２０１９年度（平成３１年度）～２０２３年度（令和５年度））

近年、人口減少、少子高齢化の進展や、既存住宅の増加、建物の老朽化等により、全国的に使用されない建築物が増加している。本市においても、新築住宅の供給量の増加、建物所有者である高齢者の死亡や施設への入所等の要因により、空き家となるケースが増加しており、今後さらなる人口減少が見込まれることから、空き家化の予防、空き家の活用や老朽化した空家等への対策は喫緊の課題となっている。

特に適正に維持管理されていない空家等については、そのままの状態で放置されると、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に亘る問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼし、その対策が必要となっている。

このようなことから、「安全･安心な魅力ある住環境の実現」を目指し、総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、基本方針や今後の方向性を定めた「熊本市空家等対策計画」を平成３１年３月に策定した。

ア　基本理念

総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現

イ　基本方針

（ア）《予防》空家等問題の発生・管理不全の抑制

（イ）《適正管理》管理不全な空家等の維持管理、除却の強化

（ウ）《利活用》空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施

ウ　基本方針ごとの取り組み

（ア）予防

「市民への意識啓発の実施」、「効果的な働きかけと適正管理のための相談体制の充実」により、空き家問題の発生・管理不全の抑制を推進する。

（イ）適正管理

「所有者等による適正管理を促す施策の実施」、「所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取組みの強化」により、管理不全な空家等の維持管理、除却の強化を推進する。

（ウ）利活用

「既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進」、「地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進」、「良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進」により、空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策を推進する。

エ　成果指標

空き家率（住宅・土地統計調査）　１４.１％（２０１３年）　→　１２.９％未満（２０２３年）

7　市営住宅　（市営住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間:平成２７年度～３６年度)」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。また、平成２８年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組むこととしている。

（1）住宅供給実績

（単位　戸）

区分／年度	公営住宅		特定優良賃貸住宅	合計
	新規	建替	借上げ	
平成４～24	1,884	2,406	475	4,765
25		80	▲50	30
26		18	▲50	▲32
27		0	▲34	▲34
28	76（災害公営）	0		76
29	74（災害公営）	0	▲24	▲50
30	160（災害公営）	0	▲74	86
合計（4～30）	2,194	2,504	243	4,941

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（2）住宅管理状況

ア　目的別内訳

（単位　戸）

種別／年度	一般	身障	低家賃	シルバー	母子	高齢・障害者等優先	改良	引揚	特公賃・特優賃	その他	合計
昭21～平25	9,017	212	171	538	120	2,025	685		475	163	13,406
26	236					33			▲50	▲163	56
27	▲55					▲8			▲50		▲113
28	▲1								▲34		▲35
29	98										98
30									▲80		▲80
令1	161	▲75	▲23	▲261	▲120	289	▲72		▲18	72	▲47
合計	9,456	137	148	277		2,339	613		243	72	13,285

（注）管理状況は各年度４月１日現在

イ　構造別内訳

（単位　戸）

木造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合計
128	10,634	2,047	207	75	194	13,285

都建

（3）団地別管理戸数状況

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江 4 丁目 15	S59	14				6					20	21,700 ～ 36,500
2	渡鹿	中央区渡鹿 4 丁目 17・7 丁目 3	H5	42				22					64	23,000 ～ 68,000
3	宮内	中央区段山本町 3	S31	1									1	1,700 ～ 3,300
4	菅原	中央区菅原町 2・8	S33 ～ 36	66				24					90	14,000 ～ 41,300
5	本荘	中央区本荘 5 丁目 15	H22	42				6					48	19,200 ～ 60,900
6	川鶴	中央区大江 1 丁目 35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町 4 丁目 9	S43	24									24	7,600 ～ 15,000
8	本山	中央区本山 1 丁目 1	S51							30			30	5,000 ～ 8,000
9	南熊本	中央区南熊本 1 丁目 9	S53	15				6					21	18,000 ～ 35,300
10	本荘東	中央区本荘 2 丁目 6	S53	46				15					61	18,300 ～ 32,400
11	琴平	中央区琴平本町 4	S54	76	6	21		18					121	17,200 ～ 30,200
12	九品寺第一	中央区九品寺 5 丁目 10	S55	40				10					50	19,100 ～ 28,800
13	九品寺第二	中央区九品寺 5 丁目 14	S55・S60	72				18					90	19,100 ～ 38,200
14	琴平第二	中央区琴平 2 丁目 3	H1	48				16					64	21,800 ～ 43,300
15	古川町シティハウス	中央区古川町 25	H6	18									18	24,200 ～ 63,400
16	江原	中央区春竹町春竹 506	H7	24				7					31	27,200 ～ 53,400
17	橋出	中央区本荘町 769	H7	24				8					32	25,700 ～ 50,500
18	世安	中央区世安町 52	H10	99	2			8					109	23,200 ～ 64,700
19	ベルス出水	中央区出水 6 丁目 28	H11								57		57	64,400 ～ 78,000
20	塩屋一番館	中央区新町 2 丁目 11	H12								25		25	63,900 ～ 94,000
21	エスポワールしらかわ	中央区呉服町 2 丁目 5	H12								27		27	66,900 ～ 90,000
22	エコウイング 21	中央区紺屋町 1 丁目 17	H13								24		24	61,000 ～ 91,000
23	黒髪	中央区黒髪 4 丁目 6・14	H12	35	1								36	20,300 ～ 51,800
24	宇留毛	中央区黒髪 6 丁目 17	S45 ～ 46							80			80	2,200
25	帯山	中央区帯山 1 丁目 37	S60	44				12					56	20,300 ～ 37,300
26	出水	中央区水前寺公園 16	H7 ～ 8	87			70	6					163	23,000 ～ 62,400
27	萩原	中央区萩原町 9	S56 ～ 57	50									50	19,400 ～ 38,100
28	万石	北区清水万石 4 丁目 7	H8	44	2			14					60	26,800 ～ 55,400
29	亀井	北区清水亀井町 33・37	H9	36	1			17					54	23,600 ～ 58,400
30	堂の前	北区龍田 6 丁目 4	H19	36				18					54	17,700 ～ 59,100
31	高平	北区高平 2 丁目 8	S39 ～ 41	151				23					174	8,600 ～ 14,800
32	新地	北区清水新地 5 丁目・7 丁目	S47 ～ H5	863	37	24		204					1,128	10,600 ～ 66,000
33	楠	北区楠 1 ～ 5 丁目	S45 ～ H28	979	25	22	143	231					1,400	9,100 ～ 63,700
34	武蔵ヶ丘	北区武蔵ケ丘 3 丁目 17	S49 ～ 50	64				16					80	12,800 ～ 21,800
35	大窪	北区大窪 5 丁目 5	S56	120				30					150	18,600 ～ 36,600
36	上ノ窪	北区武蔵ケ丘 7 丁目 2・5	S58	94	10			15					119	20,200 ～ 40,100
37	楠第二	北区楠 7 丁目 1	S63 ～ H1	120				30					150	21,400 ～ 39,200
38	鹿子木	北区鹿子木町 132	H8	94				38					132	22,500 ～ 59,100
39	弓削第 2	北区龍田町弓削 715	H10	45	2			6					53	23,800 ～ 62,900
40	下硯川	北区下現川 1671	H10	45	2			6					53	23,600 ～ 62,600
41	万石南	北区清水万石 1 丁目 1・4	H10	46	1			22					69	23,000 ～ 59,700
42	コーポムサシ	北区龍田町弓削 720	H14								30		30	50,000 ～ 65,000
43	田底	北区植木町田底 480 番地	S29	3									3	800 ～ 1,800
44	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16 ～ H25	70									70	17,900 ～ 45,500

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
45	菱形	北区植木町上古閑 48 番地 1	S50	8									8	6,100 ～ 12,700
46	西宮原	北区植木町宮原	S57 ～ H9	38									38	12,800 ～ 42,500
47	荻迫	北区植木町荻迫 50 番地 3	H 元	6									6	14,800 ～ 26,600
48	鐙田	北区植木町鐙田・滴水	S36 ～ H7	50									50	15,200 ～ 40,600
49	舞尾	北区植木町舞尾 732 番地 1	H8	8									8	21,500 ～ 44,900
50	田原	北区植木町平原 521 番地	H9・10	12									12	22,700 ～ 49,800
51	広住	北区植木町広住 56 番地 1	H12	10									10	16,500 ～ 45,400
52	豊田南	北区植木町豊田 454 番地	H13	12									12	16,300 ～ 44,800
53	迫の下	北区植木町宮原 598・600 番地	S51									14	14	2,000
54	藤坂	北区植木町宮原 771 番地	S53									20	20	2,000
55	山本	北区植木町清水 1066 番地 1	H28	12				6					18	16,000 ～ 52,900
56	北上	東区上南部 3 丁目 31	H12	46	2			21					69	23,900 ～ 60,400
57	若葉	東区若葉 2 丁目 11	S38 ～ 41							159			159	8,000 ～ 13,200
58	栄第一	東区栄町 2	S39 ～ 41							96			96	8,000 ～ 13,200
59	栄第二	東区若葉 3 丁目 5	S42							66			66	8,000
60	託麻	東区西原 2 丁目 7・3 丁目 2	H4 ～ H24	314	2			103					419	18,100 ～ 64,800
61	東町	東区東町 2 丁目 2	S49	168				42					210	11,700 ～ 20,800
62	東本町	東区東本町 8	S50 ～ 53	100				28					128	14,100 ～ 28,200
63	長嶺	東区長嶺南 3 丁目 10	S51 ～ 52	226		14		60					300	14,200 ～ 27,300
64	長嶺西	東区長嶺西 1 丁目 6	S54	48				12					60	18,100 ～ 23,100
65	尾ノ上	東区尾ノ上 1 丁目 19・22・29・34	S44 ～ 57	85		20		25		60			190	4,200 ～ 39,600
66	新南部	東区新南部 2 丁目 1	S58	40				10					50	20,500 ～ 40,200
67	戸島	東区戸島西 1 丁目 34・5 丁目 2	S58	108				27					135	20,700 ～ 39,000
68	東尾ノ上	東区尾ノ上 2 丁目 24	S59	29				9					38	20,600 ～ 40,500
69	下南部	東区下南部 2 丁目 5	S59 ～ 60	229				59					288	21,300 ～ 36,000
70	佐土原	東区榎町 1	S60	44				11					55	20,600 ～ 41,400
71	東町桜	東区東町 4 丁目 9	S60 ～ 61	160				40					200	20,700 ～ 43,500
72	月出	東区月出 6 丁目 4	S61 ～ 62	156				39					195	22,100 ～ 45,400
73	桜北	東区東町 4 丁目 4	S62	40				10					50	22,600 ～ 39,000
74	灰塚	東区尾ノ上 3 丁目 13・14	S62	52				13					65	21,200 ～ 37,800
75	秋津	東区秋津町秋田 3298	S63 ～ H 元	220				82					302	17,300 ～ 45,800
76	長嶺東	東区長嶺南 7 丁目 1	H7	40				10					50	26,900 ～ 55,400
77	新南部第二	東区新南部 5 丁目 3	H8	38				12					50	27,900 ～ 56,600
78	月出西	東区月出 6 丁目 2	H8	36				18					54	29,200 ～ 58,900
79	小山	東区小山町 625	H10	48				16					64	31,600 ～ 62,000
80	オーシャンヴィレッヂ新南部	東区新南部 2 丁目 7	H12								30		30	66,600 ～ 81,000
81	タウンハウス東	東区上南部 3 丁目 4	H12								25		25	57,000 ～ 68,000
82	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上 2 丁目 14	H13								25		25	62,000 ～ 80,000
83	画図重富	東区画図町重富 888	H18 ～ 20	234	5			71					310	16,900 ～ 57,700
84	野越	南区南高江 4 丁目 1	S50 ～ 53	379		38		103					520	11,500 ～ 29,100
85	八幡	南区八幡 9 丁目 3-6	S52 ～ 53	102				28					130	14,800 ～ 29,300
86	笛田	南区良町 2 丁目 5	S54 ～ 55	48				12					60	16,800 ～ 34,300
87	横林	南区日吉 1 丁目 4	S55	44				11					55	17,500 ～ 34,000

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
88	栗ノ内	南区日吉１丁目６	S55	151		9		40					200	17,700 ～ 31,400
89	野田	南区野田３丁目 11	S57	120				30					150	18,600 ～ 37,700
90	田迎	南区出仲間７丁目６	S56	60				18					78	18,800 ～ 39,000
91	上ノ郷	南区上ノ郷町２丁目 10・11	S58	59				17					76	20,300 ～ 38,000
92	城南	南区南高江７丁目９	S58	28				11					39	20,600 ～ 30,000
93	日吉	南区南高江１丁目６	S60	72				18					90	21,600 ～ 40,400
94	薄場	南区薄場２丁目７・９～ 11	S61 ～ 62	89	2			25					116	17,900 ～ 52,400
95	銭塘	南区銭塘町 957-1	H22	7				7					14	18,400 ～ 58,200
96	土河原	南区土河原町 172	H5	24				12					36	26,400 ～ 51,900
97	合志	南区合志１丁目４	H7	81	2			6					89	20,100 ～ 58,100
98	南部中央	南区八幡６丁目９	H12	20	2		18	10					50	24,000 ～ 60,700
99	白藤	南区自藤３丁目４	H12 ～ 16	300	10		46	53					409	22,300 ～ 61,300
100	鉾町	南区近見８丁目 12	H13 ～ 15	189	6			15					210	24,000 ～ 62,200
101	廻江	南区富合町廻江 761	H25	20				10					30	16,600 ～ 54,200
102	国町	南区富合町 588 菰江 588	S 53 ～ 54	17									17	10,400 ～ 22,700
103	本町	南区城南町隈庄 287 番地１	S58	2									2	13,000 ～ 25,500
104	塚原	南区城南町塚原 1727 番地５	S55	16									16	11,300 ～ 22,200
105	萱木公営	南区城南町下宮地 947 番１	S55	6									6	10,300 ～ 20,300
106	塚原Ⅱ	南区城南町塚原 161 の２	S45	1									1	3,500 ～ 6,900
107	下宮地	南区城南町下宮地 198 の２	H7	1									1	10,900 ～ 21,500
108	萱木小集落	南区城南町下宮地 1114 ～ 1118	S54 ～ 60									38	38	5,000
109	塚原第二	南区城南町塚原 186 番地７・57 番地３～６	H30	20									20	23,600 ～ 59,800
110	二本木	西区二本木４丁目１・２	S54							42			42	14,000
111	池田上の原	西区池田２丁目 52・53	H16	34				9					43	16,600 ～ 58,300
112	上岩迫	西区池田２丁目 55 ～ 57	H18	36				17					53	17,500 ～ 57,500
113	山下	西区池田２丁目 33・38	H16	44				16					60	17,700 ～ 59,200
114	花園上の原	西区花園５丁目 46	H8	38				22					60	23,900 ～ 61,500
115	花園	西区花園６丁目 18・19・22 ～ 24・33	H9 ～ 11	146				64					210	19,400 ～ 64,400
116	石神	西区島崎３丁目 21	H17	14				6					20	19,200 ～ 59,800
117	高橋	西区高橋２丁目６	H17	12				6					18	18,000 ～ 59,200
118	荒尾	西区島崎７丁目８・12・14	H15	55									55	18,600 ～ 59,600
119	半田	西区城山半田２丁目２	H14	58				29					87	17,800 ～ 59,300
120	団子原	西区島崎５丁目 25	S54 ～ 55	45				21					66	16,500 ～ 36,400
121	小島	西区小島７丁目４	S58	48				12					60	19,900 ～ 41,000
122	池上	西区池上町 524	S63	131	3			36					170	18,700 ～ 43,200
123	上代	西区上代８丁目１・２	H 元	120	5			25					150	21,700 ～ 41,500
124	井芹	西区花園２丁目 14・５丁目１	H2	96	5			19					120	22,800 ～ 47,800
125	温泉	西区河内町船津 3193	H2	22				9					31	26,300 ～ 65,700
126	上高橋	西区上高橋町１丁目９	H4 ～ 6	209	4			21					234	26,300 ～ 64,200
127	大塘	西区城山大塘１丁目 15	H5	48				12					60	25,700 ～ 50,400
128	春日	西区春日４丁目 19	H14 ～ 15	56				13					69	23,100 ～ 54,900
129	春日第二	西区春日６丁目４	H20	94									94	21,800 ～ 55,600
合　計				9,456	137	148	277	2,339		613	243	72	13,285	

（注）家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

（4）住宅使用料

ア　入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

（単位　円）

区　　分	収　入　基　準						
一　　般	158,000 円以下						
裁　　量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	（本来家賃）＋〔(近傍同種の住宅の家賃）－（本来家賃)〕×（収入に応じて設定される率）						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5（25.0 ～ 32.5%）	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6（32.5 ～ 40.0%）	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7（40.0 ～ 50.0%）	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8（50.0% ～）	259,001		1	1	1	1	1

（注）改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ　収納状況

（平成 30 年度）

区分 / 種別	調定額（円）	収入済額（円）	未収額（円）	収納率（%）
一　般　住　宅	2,862,931,942	2,820,909,082	42,022,860	98.53
改　良　住　宅	53,693,600	53,385,000	308,600	99.43
特定優良賃貸住宅	144,379,800	143,463,100	916,700	99.37
小集落改良住宅	3,043,000	3,028,000	15,000	99.51
単　　独	45,863,250	45,483,550	379,700	99.17
現　年　度　計	3,109,911,592	3,066,268,732	43,642,860	98.60
過　　年　　度	280,000,003	54,732,450	225,267,553	19.55
合　　計	3,389,911,595	3,121,001,182	268,910,413	92.07

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

8　公共建築（建築保全課・営繕課・設備課）

公共建築物の長寿命化推進について

（1）　概要

本市では、高度成長期やバブル経済期等に整備された公共建築物について、今後の老朽化による更新の際に、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されていることから、平成２８年度に公共施設等総合管理計画を策定し、建築物の長寿命化を推進していくこととしている。

（2）　公共建築物長寿命化指針

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、建築物の長寿命化を図るため、中長期的な視点に立って、基本的な考え方や具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成２９年度に策定した。

ア　建築物の目標耐用年数

建築物の目標耐用年数を原則７０年とする。

イ　長寿命化計画等の策定

建築物の機能・性能を長期にわたって良好に維持し、今後必要となる維持管理コストの財政的な調整を図るため、施設ごとに個別長寿命化計画を策定することとしている。

個別長寿命化計画は、施設（建築物）の計画的かつ適切な維持管理・保全の構築を目的に、施設の実状に応じた計画を作成することしている。

また、各個別長寿命化計画において、将来５年間に予定される長寿命化工事をとりまとめて、財政見通し等との調整を図った上で、実施計画を策定し、長寿命化工事を実施していくこととしている。

ウ　長寿命化工事

建築物を構成する部位や設備の耐用年数、特性等に応じた保全手法を設定し、適切な時期に防水や外壁改修、空調設備の更新等の性能維持を目的とした中規模改修工事や、全体的な性能向上を目的とした大規模改修工事を効率的かつ経済的に実施していくこととしている。

エ　施設点検の強化

建築物を安全かつ長期に使用していくためには、定期的に実施する法定点検のみならず、日常的に施設を管理している職員による点検を実施し、劣化状況に応じて修繕等を行うなど、適切に維持管理していくことが重要となる。そのため、施設管理者向けの日常点検マニュアルやチェックシートを整備し、職員研修の実施などを通じて、施設点検を強化するとともに、点検で得られた劣化情報を維持管理に活用できる仕組みを構築していくこととしている。

オ　長寿命化設計仕様の導入

公共建築物の新築や改築等の際には、建築物を長期間使用することを前提とし、イニシャルコストのみにとらわれず、ランニングコストも含めたライフサイクルコスト全体を考慮し、部材･機器の「耐久性」や「更新性」に加え、「可変性」や「維持管理のしやすさ」、「省エネ性能」など、将来の用途変更や維持管理コストの低減に配慮した設計を行うこととしている。

（3）　長寿命化推進に向けた取組

日常点検マニュアルを活用した職員研修を実施するなど、施設点検の強化に向けた取組を進めている。また、令和元年度に「個別長寿命化計画」の策定を行うなど、指針の各種取組を通して建築物の長寿命化を推進していく。

9　道　路（土木管理課）

（1）市域内道路

（平成 31 年（2019 年）４月１日現在）

種　　別	舗　　装　　道		砂　　利　　道		計		舗　　装　　率	
	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（%）	面積（%）
国　　道	103,813	1,040,222	0	0	103,813	1,040,222	100.00	100.00
国の管理	66,924	677,547	0	0	66,924	677,547	100.00	100.00
市の管理	36,889	362,675	0	0	36,889	362,675	100.00	100.00
県　　道	347,281	2,662,867	404	792	347,685	2,663,659	99.88	99.97
主要地方道	108,417	1,095,466	0	0	108,417	1,095,466	100.00	100.00
一般県道	238,864	1,567,401	404	792	239,268	1,568,193	99.83	99.95
市　　道	3,161,380	13,464,664	233,620	410,919	3,395,000	13,875,583	93.12	97.04
道　　路	3,138,100	13,332,593	233,620	410,919	3,371,720	13,743,512	93.07	97.01
橋　　梁	23,280	132,071	0	0	23,280	132,071	100.00	100.00

（注）平成 30 年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
　　国道（国の管理）については平成 30 年（2018 年）４月１日現在の数値

（2）市　道

ア　概　要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号、２０８号並びに県道５０路線が主要な幹線道路として走っている。

これらを補完して路線数１２，４５７本、実延長３，３９５，０００ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９３．１２％、面積率で９７．０４％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ　推　移

種別／年度	舗　　装　　道		砂　　利　　道		計		舗　　装　　率		側溝延長
	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（%）	面積（%）	累計（m）
26	3,082,926	13,522,647	286,579	581,805	3,369,504	14,104,452	91.49	95.88	2,789,724
27	3,089,285	13,561,789	281,182	572,925	3,370,467	14,134,714	91.66	95.95	2,803,610
28	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65	2,814,152
29	3,152,548	13,387,565	236,872	422,089	3,389,420	13,809,654	93.01	96.94	2,907,425
30	3,161,380	13,464,664	233,620	410,919	3,395,000	13,875,583	93.12	97.04	2,967,449

（注）面積は車道面積

ウ　幅員別

種別＼幅員	6.5m 以上	6.5 ～ 4.5	4.5 ～ 2.5	2.5 ～ 1.5	1.5 未満	計
延　　長（m）	633,727	1,289,119	1,226,172	161,169	61,534	3,371,721
面　　積（㎡）	6,397,779	6,917,107	4,558,146	324,117	61,907	18,259,056

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ　市道の認定と廃止

区分＼年度	26			27			28			29			30		
	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）
認定	125	14,569.0	96,031.9	94	12,185.0	94,522.7	99	10939.1	69940.96	69	7524.1	40237.94	95	10,513.1	63,314.3
廃止	13	1,742.2	5,278.5	12	4,366.9	42,253.0	9	880.7	10743.4	4	1025.0	2594.10	7	889.2	4,292.0

オ　市道認定基準

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

ｱ）　認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第３条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第２号から第５号に該当する場合を除き、道路法第３条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、２．７m以上の幅員を有すること。

ｲ）　認定対象道路の幅員は、４m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、３．６m以上であれば足りるものとする。

ｳ）　認定対象道路の縦断勾配は、９％以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを１２％以下とすることができる。

ｴ）　認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する５戸以上の家屋が存在すること。

ｵ）　認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。

・有効幅員２．０メートル以上のものであること。

・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。

・袋路状でないこと。

カ　道路管理状況

業務の内容＼年度		26	27	28	29	30
一般管理	道路境界立会	738	733	884	1074	986
	道路境界承認	110	107	118	202	211
	市道の証明	82	129	28	29	27
	道路工事承認（24 条）	485	408	430	453	464
	開発行為の同意	160	240	194	246	290
	市道の認定廃止	138	106	108	73	102
	計	1,656	1,651	1,762	2,077	2,080
占用関係	占用許可申請	6,966	5,382	5,990	6,659	6,945
	（内占用料金が伴う申請）	（2,997）	（2,208）	（3,085）	（2,159）	（2,161）
	占用料金の徴収	2,131 （486,505,872 円）	2,756 （303,782,704 円）	2,853 （312,857,320 円）	2,126 （310,613,988 円）	2,147 （371,072,580 円）
	道路掘削許可	2,711	2,873	2,937	3,450	3,568
	道路交通制限	3,266	3,592	3,550	4,056	4,270
	計	15,074	14,603	15,330	16,291	16,930

１０　地籍調査（土木管理課）

（１）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成２２年度を初年度とする第６次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア　旧熊本市管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（㎢）	町　　名（実施当時）
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目　帯山五丁目　健軍町の一部　京塚本町の一部　保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目　保田窪四丁目　保田窪五丁目　渡鹿九丁目　西原一丁目　保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目　下南部町　下南部一丁目～下南部三丁目　西原二丁目　西原三丁目 御領町　御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部　八反田一丁目　八反田二丁目　上南部町
7	2.72	長嶺町の一部　保田窪本町　帯山六丁目　新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目　御領七丁目　長嶺町の一部　長嶺東五丁目～長嶺東八丁目　長嶺南八丁目　榎町 山ノ神一丁目　山ノ神二丁目　小峯一丁目～小峯四丁目　佐土原一丁目
9	2.11	石原町　中江町　吉原町　花立五丁目　花立六丁目　桜木五丁目　桜木六丁目　佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部　小山町の一部　秋津新町　昭和町　花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目　沼山津三丁目　沼山津四丁目　沼山津二丁目の一部　秋津町沼山津の一部 小山町の一部　長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目　秋津三丁目　沼山津一丁目　東野一丁目～東野四丁目　秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部　沼山津二丁目の一部　小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘　上京塚町　京塚本町の一部　上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部　小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目　健軍二丁目　健軍本町　神水二丁目の一部　小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目　東本町の一部
16	1.89	鹿帰瀬町　平山町の一部　神園一丁目の一部　弓削町の一部　石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部　戸島西一丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部　戸島西二丁目　戸島西三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部　戸島六丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部　戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部　戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島四丁目の全部　戸島五丁目の一部　戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部　東区戸島二丁目の一部　東区戸島三丁目の一部　東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島町の一部
26	0.13	東区戸島本町の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島七丁目の一部
27	0.56	北区硯川町の一部　東区戸島町の一部　東区戸島六丁目の一部
29	0.32	中央区水前寺六丁目の全部
30	0.53	中央区上水前寺一丁目の全部・中央区水前寺五丁目の一部・中央区水前寺公園の一部

イ　旧植木町管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（㎢）	町　　名（実施当時）
1 ～ 3	1.21	植木町広住
2 ～ 5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
2 ～ 6	1.73	植木町滴水の一部
3 ～ 4	0.16	植木町清水の一部
4 ～ 6	0.60	植木町平野
4 ～ 7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
6 ～ 8	0.43	植木町投刀塚
6 ～ 8	0.83	植木町一木
6 ～ 9	0.95	植木町鐙田の一部
8 ～ 10	0.89	植木町鐙田の一部
8 ～ 10	0.98	植木町岩野の一部
10 ～ 12	1.48	植木町岩野・味取の一部
11 ～ 13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11 ～ 13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
12 ～ 14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13 ～ 15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13 ～ 15	1.09	植木町富応の一部
14 ～ 16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15 ～ 17	0.75	植木町豊田の一部
15 ～ 17	1.32	植木町豊岡の一部
16 ～ 18	0.70	植木町豊田の一部
17 ～ 19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17 ～ 19	0.83	植木町平原の一部
18 ～ 20	1.38	植木町色出・米塚の一部
18 ～ 20	1.08	植木町鈴麦
19 ～ 21	1.02	植木町正清・米塚の一部
19 ～ 21	1.00	植木町豊岡の一部
20 ～ 22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
20 ～ 22	1.22	植木町轟の一部
21 ～ 23	1.22	植木町田底
21 ～ 23	1.31	植木町轟の一部
22 ～ 24	0.94	北区植木町正清の一部
22 ～ 24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
23 ～ 24	0.89	北区植木町色出の一部
23 ～ 24	0.71	北区植木町木留の一部
23 ～ 24	0.32	北区植木町大和
24 ～ 25	1.25	北区植木町平井
24 ～ 26	1.10	北区植木町辺田野
25 ～ 26	1.33	北区植木町亀甲の一部
25 ～ 27	0.35	北区植木町有泉の一部
25 ～ 27	0.27	北区植木町木留の一部
27	1.01	北区植木町有泉・小野・石川の一部
29	0.70	北区植木町古閑の全部・有泉の一部
30	0.81	北区植木町清水・上古閑・木留の一部

ウ　旧富合町管内（完了）

年度	実施面積（㎢）	町　　名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0.95	富合町国町・菰江・硴江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ　旧城南町管内（完了）

年度（昭和）	実施面積（㎢）	町　　名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碇・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

（2）都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常の地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（㎢）	町　　名
24	0.30	中央区水前寺六丁目
25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部
29	0.34	中央区新屋敷一丁目・二丁目の全部
30	0.89	中央区新屋敷三丁目・九品寺一丁目・本荘一丁目・三丁目・四丁目・南熊本一丁目・二丁目の全部 中央区神水本町・東区神水本町の全部

１１　自転車対策（土木管理課　自転車対策室）

概　要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア　自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分／年度	市　営		民　営		合　計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090
26	24	7,693	13	3,397	37	11,090
27	25	7,998	13	3,439	38	11,437
28	26	8,434	13	3,439	39	11,873
29	28	8,648	13	2,886	41	11,534
30	28	8,648	13	2,886	41	11,534

イ　放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分／年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
25	180	5,434	2,007
26	180	4,045	1,573
27	180	3,752	1,308
28	180	3,680	1,383
29	180	3,119	1,191
30	180	2,746	1,042

１２　公共用地取得（用地調整課）

（1）用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（2）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。

・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

（3）契　約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

（4）用地補償の流れ

都建

１３　河　川（河川課）

本市には、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。都市化に伴う雨水流出量の増加や近年の集中豪雨の局所化・激甚化による浸水被害を軽減するため、本市ではそれらの河川に流れ込む中小河川や排水路の整備など、流域全体による治水対策を実施している。

（1）広域河川改修事業

本市では、市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川･藻器堀川･万石川･兎谷川･麹川･鶯川の６河川を「都市基盤河川改修事業」として改修事業を進めてきたが、平成２４年度の権限移譲に伴い、「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのうち、万石川・兎谷川については、既に整備が完了している状況である。また、この６河川のほかに「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても権限移譲により管理を行っている。

（2）流域貯留浸透事業

「流域貯留浸透事業」とは、学校や公園などの公共施設等において雨水貯留施設等を整備することにより、雨水の河川への流出を抑制し、河道への負担軽減を目的とした事業であり、現在は健軍川流域にて学校グラウンドによる雨水貯留事業を実施しているところである。また、鶯川流域においては、既存調整池の掘削により貯留量を増加させる事業に今年度から着手している。

（3）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川のうち、天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」として、河道改修や排水機場建設などの整備が完了した。現在は、旧天明新川についての河道拡幅等の整備を実施している。

（4）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水が困難な地域等の浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（5）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透桝の設置について費用を補助する「雨水浸透桝設置補助制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと合わせて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透桝設置状況

（平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在）

H26		H27		H28		H29		H30	
件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数
127	292	71	150	23	49	17	50	9	18

市域の主要河川状況

水　系	河川名	級　別	流域面積（km²）	河川延長（km）	改　修着手年	摘　　要
白　川	白　　川	1級	480	74	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑　川	緑　　川	1級	1,100	76	大14	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加　勢　川	1級	254	13	大14	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
				7.6	昭37	市管理
	無　田　川	1級	1.0	2.3	—	県管理
	木　部　川	1級	20	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	12	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高　良　川	1級	1.9	1.5	—	県管理
	内　田　川	1級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢　形　川	1級	38	14	〃48	〃
	木　山　川	1級	100	17	〃62	〃
	秋　津　川	1級	32	6.2	〃44	〃
	鶯　　川	1級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健　軍　川	1級	15	7.0	昭47	〃　　〃
	藻器堀川（本川）	1級	2.8	6.3	〃47	〃　　〃
	保田窪放水路	1級	5.3	1.3	〃47	〃　　〃
	浜　戸　川	1級	122	59	〃7	国土交通省管理（直轄区間4.9km）
	潤　　川	1級	18	5.7	〃60	県管理
	安　永　川	1級	—	1.1	—	〃
		準用	—	1.0	—	市管理
	五　双　川	準用	—	0.8	—	〃
	仁　子　川	1級	—	1.9	—	県管理
		準用	—	4.6	—	市管理
	谷　郷　川	1級	—	2.0	—	県管理
	錦　郷　川	1級	—	5.8	—	〃
	滑　　川	1級	—	2.2	—	〃
		準用	—	3.8	—	市管理
	旧天明新川	準用	10	7.5	平24	〃　（準用河川改修事業）
	西　迫　川	準用	—	0.8	—	〃
	赤　迫　川	準用	—	0.6	—	〃
	柿　田　川	準用	—	1.2	—	〃
	東　迫　川	準用	—	0.8	—	〃
	逆　瀬　川	準用	—	1.2	—	〃
	御　領　川	準用	—	1.0	—	〃
	島　田　川	準用	—	3.5	—	〃

水　系	河川名	級　別	流域面積（km²）	河川延長（km）	改　修着手年	摘　　要
菊池川	合　志　川	1 級	205	22	昭 28	国土交通省管理（直轄区間 10.1km）
	木　葉　川	1 級	50	12	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	2.0	〃 52	〃
	千　田　川	1 級	4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮　原　川	1 級	3.2	5.2	昭 47	県管理
	豊　田　川	1 級	14	7.1	〃 37	〃
	夏　目　川	1 級	4.5	2.0	〃 60	〃
	小　野　川	1 級	4	3.2	〃 48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中　谷　川	1 級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上　生　川	1 級	20	4.5	昭 37	県管理
	菖　蒲　川	準用	—	0.7	—	市管理
	小　畑　川	準用	—	1.0	—	〃
	大　平　川	準用	—	1.0	—	〃
	馬　瀬　川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大　井　川	準用	—	1.0	—	〃
	白　水　川	準用	—	1.5	—	〃
	服　部　川	準用	—	0.5	—	〃
	野　間　川	準用	—	0.3	—	〃
	長　谷　川	準用	—	0.3	—	〃
	小　園　川	準用	—	1.2	—	〃
	北　井　川	準用	—	1.5	—	〃
坪井川	坪　井　川	2 級	85	23	〃 33	県管理
	井　芹　川	2 級	57	15	〃 39	〃
	堀　　川	2 級	43	11	〃 53	〃
	西　浦　川	2 級	5.0	2.1	—	〃
	西　谷　川	2 級	13	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	1.7	—	〃
	万　石　川	2 級	1.9	1.2	昭 47	市管理
	兎　谷　川	2 級	1.7	0.8	〃 47	〃
	麹　　川	2 級	3.1	1.7	〃 51	〃　（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃 54	〃
	前　　川	準用	—	0.8	—	〃
	鐙　田　川	準用	—	1.8	—	〃
唐人川	唐　人　川	2 級	—	3.0	—	県管理
単独	河　内　川	2 級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	4.7	昭 40	〃
	除　　川	2 級	6.0	3.3	〃 42	〃

※記載数値は、河川整備計画（工事実施計画）を記載。未策定河川は、河川（準用）現況調書延長を適用。

※流域面積及び河川延長が 10 以上の場合は、四捨五入した数字を記載。

１４　公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成３１年４月１日現在での本市の都市公園等の整備状況は、１,０３４カ所、７０６.３６haである。このほか、民有地等を借地した７３カ所、５.９３ｈａの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の３つを掲げた。

１　適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

２　時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

３　重点的な公園づくり

住区基幹公園（住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園）の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

（平 31.4.1 現在）

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの（①＋②）			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積（ｈａ）	箇所数	面積（㎡）	供用率（％）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	１人当りの面積（㎡／人）	
街区公園	175	41.54	175	424,058	102	736	560,157	911	984,210	1.33	
近隣公園	28	46.50	27	395,289	81	2	31,860	29	427,149	0.58	
地区公園	8	39.50	7	318,564	81	－	－	7	318,564	0.43	
総合公園	3	81.60	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※１
特殊公園（風致）	3	15.50	3	171,612	111	4	249,845	7	421,457	0.57	※２
特殊公園（歴史）	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,255,706	99	－	－	1	1,255,706	1.70	※３
緑地	14	214.84	14	563,537	26	38	259,417	52	822,954	1.12	
墓園	3	36.30	3	351,906	49	－	－	3	351,906	0.48	
都市公園合計	244	735.18	241	5,471,939	74	793	1,591,626	1,034	7,063,565	9.57	
まちの広場	－	－	－	－	－	73	59,344	73	59,344	0.08	
その他	－	－	－	－	－	7	14,794	7	14,794	0.02	
合計	244	735.18	241	5,471,939	74	873	1,665,764	1,114	7,137,703	9.67	

（※１）熊本県立総合運動公園含む

（※２）熊本県管理の本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む

（※３）総合体育館、江津湖湖面含む

（注１）人口（推計人口）は、平成３１年４月１日現在の人口 738,063 人

（注２）都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度	26			27			28			29			30		
区分 / 種別	公園数	面積（ha）	一人当面積（㎡）	公園数	面積（ha）	一人当面積（㎡）	公園数	面積（ha）	一人当面積（㎡）	公園数	面積（ha）	一人当面積（㎡）	公園数	面積（ha）	一人当面積（㎡）
利用中の街区公園	848	93.91	1.27	862	95.78	1.29	874	96.17	1.30	887	97.21	1.32	911	98.42	1.33
利用中の全公園	971	701.77	9.50	985	703.70	9.51	997	704.08	9.54	1,010	705.14	9.55	1,034	706.36	9.57

１５　土木センター（土木総務課）

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和５２年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

また、平成２９年度から私道復旧補助金制度を設け、平成 28 年熊本地震で被災した私道の復旧工事を対象に補助金を交付し、震災からの復旧支援を行っている。（熊本市私道復旧補助金交付要綱）

名称	所在地	連絡先
東部土木センター	熊本市東区佐土原３丁目 1-65	096-367-4360
西部土木センター	熊本市西区蓮台寺５丁目 7-1	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津 2069-5（河内まちづくりセンター内）	096-276-1115
富合地域整備室	熊本市南区富合町清藤 405-3（南区役所内）	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地 1050（城南まちづくりセンター内）	0964-28-2133
北部土木センター	熊本市北区鹿子木町 66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野 238-1（北区役所内）	096-272-1115

（1）業務内容

・道路・河川・水路・公園の財産管理
・道路の交通安全施設工事
・災害復旧事業
・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
・私道の整備補助
・事業に必要な用地の買収及び補償
・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
26	15	102.0	2,717.0	0.0	12,375
27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307
28	11	129.0	1,980.0	0.0	13,830
29	8	70.0	2,003.0	0.0	12,991
30	10	372.0	2,830.8	11.0	15,931

１６　宅地復旧支援（震災宅地対策課・震災土木施設対策課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している（被災宅地総数（推定）７，２００件）。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

（1）公共事業による復旧

①　災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

熊本地震により発生した自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による二次災害防止を図る。

なお、市地域防災計画に危険箇所と記載されることが確実であるがけ地等で発生した被害箇所について、平成２８年度に本事業の実施箇所の確定作業を行い、平成２９年度より対策工事等を進めている。

②　宅地耐震化推進事業

ア　大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

熊本地震において盛土造成地に被害が発生した区域について、大規模な盛土造成地の滑動崩落による公共施設や宅地地盤の再度災害を防止するため、造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策工事を行う。

盛土部分の面積が３，０００㎡以上かつその盛土の上に存在する家屋が１０戸以上等の要件に合致する一団の造成宅地について、平成２８年度より基礎調査を行い、地盤調査・設計及び対策工事等を進めている。

イ　宅地液状化防止事業

熊本地震において液状化現象により家屋等への被害が発生した区域について、液状化現象による再度災害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を図る。

液状化現象による公共施設や宅地に顕著な被害があった３，０００㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が１０戸以上の区域について、平成２８年度より基礎調査を実施し、事業実施２地区の対策工法の検証等を進め、平成 ３０年度から液状化防止工事を行っている。

ウ　拡充制度事業

熊本地震により小規模な宅地にも甚大な被害が発生し、既存擁壁の崩落や損壊が多数あることから、余震や降雨等による二次災害によって避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧や宅地被害の拡大を防止し、もって被災者の早急な生活再建の支援を図る。また、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、市が行う直接施工は必要手続きが完了次第、随時工事を行っていく。

◆事業対象の要件

1. 既存擁壁（石積みやコンクリート造）の崩壊や損壊により、補強や再構築による対策が必要なもの
2. 盛土の高さが２m以上
3. 盛土の上に家屋が２戸以上
4. 盛土がある擁壁の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある
5. 復旧工事を行っていない

※市が行う直接施工と所有者等が行う間接施工がある。

※対象となる工事に係る自己負担なし。

公共事業による復旧　事業着手率（平成 31 年（2019 年）４月 30 日現在）

対象件数（推定）	対象地区数（A）	設計着手地区数（B）	事業着手率（B／A）
1,700 件	253 地区	223 地区	88.1%

（2）熊本地震復興基金による復旧

①　宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事（既に復旧した工事及びこれに関する調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建を支援する。

◆補助対象工事及び支給額

1. のり面の復旧工事
2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事を含む）
3. 地盤の復旧工事
4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
6. 支給金額（補助額）は、対象工事費より５０万円を控除した額に３分の２を乗じた額。
   （対象工事費が１，０００万円を超える場合は６３３万３千円を限度として支給。）

事業進捗率（平成 31 年（2019 年）４月 30 日現在）

対象件数（推定）	受付件数（A）	完了件数（B）	事業進捗率（B／A）
5,500 件	2,079 件	1,799 件	86.5%

１７　住宅再建支援（震災住宅支援課）

（１）災害公営住宅の整備

熊本地震により住宅を失った方で住宅再建が困難な方に恒久的な住まいへの移行を支援するため、災害公営住宅の整備を次のように計画。

ア　災害公営住宅の整備場所及び戸数

①南区城南町塚原　20 戸
②南区城南町舞原　19 戸
③南区城南町舞原第２　60 戸
④中央区大江２丁目　19 戸
⑤南区白藤３丁目　76 戸
⑥東区秋津３丁目　36 戸
⑦南区城南町舞原第３　16 戸
⑧中央区南熊本２丁目　80 戸
計 8 団地 326 戸

イ　災害公営住宅の完成予定時期

アのうち①～③は、平成３１年（２０１９年）３月までに完成、④～⑧は、１２月までに完成予定。

（２）民間賃貸住宅借上げ制度（平成２８年度～平成３１年度）

災害救助法に基づき、平成２８年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、熊本市が民間賃貸住宅を借り上げ、みなし応急仮設住宅として無償で提供するもの。

ア　供与期間

最長 2 年間

ただし、供与期間満了までに退去できないやむを得ない理由がある場合は、最長 1 年間の供与期間延長を実施している。また 1 年間の延長をもってして、なお退去できないやむを得ない理由がある場合は、最長 1 年間の供与期間再延長も実施している。

イ　申込期限

平成 29 年 3 月 31 日

ただし、個別の事情により期限までに申込みができない旨の「理由書」の提出がある場合は、平成 29 年 5 月 31 日まで申込みを受け付けた。

ウ　本市の負担

・家賃
・礼金（家賃の 1 ヶ月分を限度）
・仲介手数料（家賃の 0．54 ヶ月分を限度、R1.10 月以降に更新される契約については家賃の 0.55 ヶ月分を限度）
・退去修繕負担金（家賃の 2 ヶ月分を限度）
・火災保険等損害保険料

消　　防

1　概　　況　349

2　火　災　統　計　353

3　救急・救助統計　354

4　消　防　広　報　355

5　予　　防　355

6　緊急通信状況　358

7　消防水利状況　358

8　消　　防　　団　358

1　概　況

本市の自治体消防は、昭和２３年３月の消防組織法施行に伴い、同年４月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の複雑化・大規模化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

現在、消防局は平成２６年４月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成２８年４月１日には熊本市北消防署の運用を開始し、本市域の１区１消防署体制を確立した。今後はより一層、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化していくところである。

今後も、管内からの１１９番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の整備や、大規模災害時に活用可能な対策本部の代替施設の整備などを含め、市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化を推進していくところである。

（1）令和元年度　熊本市消防局主要事業

ア　火災予防対策の推進

（ア）　市民への広報・啓発

①　人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。

・ＳＮＳ等を活用した積極的な広報啓発の実施

②　住宅防火対策を推進する。

・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発

③　市民への防火・防災啓発を推進する。

・自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援

④　新体験型防災学習を推進する。

・体験型学習機材の導入

⑤　防火対象物の防火安全対策を推進する。

・違反対象物に対する徹底した是正措置の実施

・小規模飲食店等への実態調査及び消火器具の設置指導

⑥　市民の安全を確保するための予防体制の充実強化を図る。

・予防技術資格者の育成及び知識・技術の伝達

・保安２法、危険物規制、違反処理、火災調査等の専門的な知識を有する職員の拡充

イ　消防体制の充実強化

（ア）消防機能の充実

①　消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。

・被災した消防庁舎等の早期復旧

・耐震診断を踏まえた施設整備の検討

②　消防本部施設の機能強化を図る。

・消防局庁舎の増築

・消防ＯＡを含む新消防指令管制システムの整備

③　１区１消防署体制の円滑な運用を推進する。

・グループ業務制の推進による効率的な事務処理体制の構築

・消防団、防火協力団体、関係部局等との更なる連携強化

・任務に必要な有資格者の積極的な活用

④　消防広域化等の取組の検討を行う。

⑤　指令管制業務の充実強化を図る。

・消防指令管制システムの維持管理

・１１９番通報時の口頭指導の推進

⑥　耐震性を有した消防水利を計画的に配置する。

（イ）　救急救助体制の充実

①　救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進する。

・各種研修による職員の育成及び能力向上

・警防体制の強化に繋がる方策の検討

・警防活動上必要な資格、免許等の計画的な取得

②　医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。

・指導救命士、救急救命士及び救急有資格者への教育体制の強化

・救急ワークステーションによる医療機関との連携強化

・医療機関と連携した救急活動検証の推進

③　災害対応体制を強化する。

・緊急消防援助隊の応援及び受援体制の再構築

・特殊災害（テロ災害等）への対応体制の強化

・大規模災害等での情報収集体制の強化

・感染症患者への対応体制の強化

・ドローンを活用した災害対応体制の整備

④　国際スポーツ大会等に備えた消防体制の強化を進める。

ウ　地域防災力の強化

（ア）　消防団の体制強化

①　消防団及び機能別消防団への参加促進を図る。

・新規団員の確保等に関する検討

・機能別団員（「防災サポーター」）の育成指導

②　消防団活動の充実強化を推進する。

・消防団の訓練研修の強化

・消防団の装備に係る安全対策の推進

・消防団機械倉庫の計画的な整備

（イ）　市民の救護能力の向上

①　応急手当等の普及啓発を推進する。

・救命入門コース（AED 講習等）の積極的な展開

②　老人福祉施設及び在宅医療・介護関係者との連携を強化する。

・老人福祉施設等の緊急時対応力の向上

（2）消防職員・消防車両等配置状況

（平成３１（２０１９年）年４月１日現在）

区分	局署別	人員										車両																					
		消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計	ポンプ車	タンク車	梯子車	救助工作車	特別高度工作車	特殊災害対応車	大型除染システム搭載車	化学車	水槽車	支援車	災害対応多目的車	緊急資機材搬送車	火災調査車	司令車	指揮車	軽消防車	後方支援車	高規格救急車	広報査察車	起震車	連絡車	その他	計
総計		1	4	14	25	100 (5)	185 (7)	299 (14)	88 (4)	87 (2)	803 (32)	15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	1	3	1	6	5	19	1	30	14	1	7	8	139
局長等		1									1																						
消防局	総務部		1	1							2																						
	総務課				2	5	7	3		12	29																				2		2
	管理課			1	1	2	4	2 (1)			10 (1)																			1		1		2
	予防部		1	2							3																						
	予防課			1	1	2	2	1			7													1						1		1	3
	指導課				1	2		3			6																			1		1		2
	警防部		1	1							2																						
	警防課			1	1	4	6	1			13										1	1										1	3
	情報司令課			1	1	7	6	9 (2)	1		25 (2)																			1				1
	救急課			1	1	2	3	2			9																			1				1
	計		3	9	8	24	28	21 (3)	1	12	106 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	1	4	2	14
中央消防署	本署			1	3	12	17 (2)	33 (2)	10	10	86 (4)	1	1	1	1	1									1	1	1		2	3				13
	南熊本庁舎						③	⑤		①	⑨																1		1					2
	出水出張所					1	6	6	2	6	21	1															1		1					3
	計			1	3	13	23 (2)	39 (2)	12	16	107 (4)	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	4	3	0	0	0	18
東消防署	本署			1	3	12 (1)	15 (1)	20	11 (1)	7	69 (3)	1	1	1	1		1	1							1	1	1		2	1		1		13
	託麻出張所					1	6	7	4	3	21		1														1		1					3
	小山〃					1	4	9	3	2	19		1																1				1	3
	計			1	3	14 (1)	25 (1)	36	18 (1)	12	109 (3)	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4	1	0	1	1	20
西消防署	本署		1		3	12 (1)	19 (1)	29 (3)	8 (1)	7 (1)	79 (7)	1		1	1				1				1		1	1	1		2	1		1	1	13
	池田庁舎						③	④	①	①	⑨																1		1					2
	田崎出張所					1	4	9	2	3	19	1								1							1		1					4
	小島〃					1	4	10	2	2	19	1															1		1					3
	島崎〃					1	6	6	6	2	21	1															1		1					3
	河内〃					1	4	8	4	2	19	1															1		1					3
	計		1		3	16 (1)	37 (1)	62 (3)	22 (1)	16 (1)	157 (7)	5	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	6	0	7	1	0	1	1	28
南消防署	本署			1	3	10 (1)	13 (1)	28 (3)	9 (1)	4 (1)	68 (7)	1	1	1	1								1		1	1			2	3		1	1	14
	川尻出張所					1	6	8	2	4	21	1															1		1					3
	飽田天明〃						5	9	4	1	19		1														1		1					3
	富合〃						5	9	2	3	19		1														1		1					3
	城南〃					1	4	9 (1)	2	3	19 (1)	1															1		1					3
	計			1	3	12 (1)	33 (1)	63 (4)	19 (1)	15 (1)	146 (8)	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	0	6	3	0	1	1	26
北消防署	本署			1	3	10 (1)	16 (2)	23 (2)	7 (1)	6	66 (6)		1	1	1								1		1	1	1		2	2				11
	清水出張所					1	4	9	2	5	21	1															1		1					3
	楠〃					1	6	9	2	3	21		1														1		1					3
	植木〃					1	4	10	3	1	19	1	1														1		2					5
	計			1	3	13 (1)	30 (2)	51 (2)	14 (1)	15	127 (6)	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	0	6	2	0	0	0	22
益城西原消防署	本署			1	2	7 (1)	7	20	1	1	39 (1)	1	1		1										1				2			1	2	9
	西原出張所					1	2	7	1		11	1																	1				1	3
	計			1	2	8 (1)	9	27	2	1	50 (1)	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	3	12

（注）定員 810 人　実員 803 人（うち 15 人は関係部局等へ出向、12 人は消防学校初任科入校）
（ ）は女性消防吏員を再掲しているもの
○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

（3）各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成 27 年　4 月　1 日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成 27 年　4 月　1 日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成 27 年　4 月　1 日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成 27 年　4 月　1 日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和 54 年 12 月 10 日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及び CO 中毒事故等の防止及び鎮圧	平成 26 年 11 月　1 日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場（消防ヘリの要請）	昭和 61 年　5 月 30 日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成　3 年　1 月 16 日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成　6 年 10 月 20 日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成 30 年　3 月　1 日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成 27 年　4 月　1 日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成　8 年　4 月　1 日
	熊本医療センター	救急	平成 10 年　2 月 12 日
	済生会熊本病院	救急	平成 11 年　3 月 30 日
	熊本大学医学部付属病院	救急	平成 13 年　3 月 30 日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成　8 年 10 月 21 日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成 13 年　3 月 28 日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成 16 年　3 月 24 日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成 17 年 11 月 30 日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成 25 年　3 月 27 日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成 26 年　2 月 18 日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成 26 年　3 月 24 日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成 26 年　3 月 31 日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成 26 年　4 月　1 日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成 26 年　4 月　1 日
熊本県防災行政連絡所（防災関係機関）の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和 54 年　2 月 10 日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成 29 年　3 月 22 日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成 29 年　3 月 27 日
消火栓の設置及び消防水利等の維持管理に関する協定書	熊本市上下水道事業管理者	消火栓、貯水槽等の維持管理	平成 29 年　4 月　1 日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成 30 年　3 月 27 日
熊本市電軌道上等における消防活動等に関する申合せ	熊本市交通局	熊本市電軌道上等での災害対応	平成 29 年　4 月　1 日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成 30 年　3 月 27 日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成 30 年　3 月　1 日
災害時における支援活動に関する協定書	熊本地区生コンクリート協同組合	災害支援	平成 30 年 9 月 21 日

2　火災統計

（1）火災発生状況

区分		火災件数	火災種別						焼損棟数	り災状況		死者	負傷者	焼損面積		損害額（千円）
年・月			建物	林野	車両	船舶	航空機	その他		世帯	人員			建物床面積（㎡）	林野（a）	
30	1	22	20	0	1	0	0	1	30	32	72	1	4	877	0	44,185
	2	14	10	1	0	0	0	3	10	8	22	1	3	12	2	767
	3	19	9	2	2	0	0	6	12	6	16	0	1	232	213	4,332
	4	19	8	2	1	0	0	8	15	10	32	1	2	263	4	14,910
	5	21	15	1	3	0	0	2	30	17	35	0	6	878	2	27,171
	6	11	6	0	1	0	0	4	7	2	4	0	1	2	0	6,658
	7	16	10	0	0	0	0	6	11	4	11	0	2	117	0	3,088
	8	25	9	1	3	0	0	12	12	3	10	0	5	270	5	6,239
	9	12	8	0	2	0	0	2	10	4	9	0	2	249	0	14,570
	10	15	6	0	5	0	0	4	6	5	13	0	3	0	0	3,352
	11	15	14	0	1	0	0	0	23	25	41	1	1	639	0	18,822
	12	13	11	0	1	0	0	1	15	13	20	1	3	290	0	78,749
計		202	126	7	20	0	0	49	181	129	285	5	33	3,829	226	222,843
29 計		188	102	3	22	0	0	61	161	117	264	6	34	3,970	9	234,059
28 計		191	113	3	23	0	0	52	165	110	281	8	27	3,569	12	145,623
27 計		190	115	6	28	0	0	41	166	114	267	6	34	2,824	72	81,277
26 計		188	119	1	19	1	0	48	170	146	366	9	28	3,760	0	155,180

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（2）原因別被害件数

原因＼年		26	27	28	29	30
たばこ		24	20	17	15	12
たき火		15	22	21	30	35
火遊び		3	4	6	1	3
こんろ	こんろ	3	7	9	12	17
	天ぷら油	11	15	7	8	9
放火（疑含）		28	25	18	20	23
風呂かまど		2	0	1	2	1
ストーブ		8	5	5	8	7
マッチ・ライター		3	4	9	5	2
煙突・煙道		1	1	0	1	0
電灯・電話配線		9	4	14	8	16
電気機器		3	3	6	9	7
不明		25	19	16	16	10
その他		64	61	62	53	60
合計		188	190	191	188	202

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（3）火災・警戒などの出場状況

（平成３０年）

種別＼署別			計	中央署	東署	西署	南署	北署	益城西原署
火　災		件　数	202	46	27	25	42	41	21
		出場車両	1,171	231	154	163	241	259	123
		出場人員	4,057	837	544	554	837	902	383
警戒	焼却火の不始末等	件　数	29	1	5	4	7	7	5
		出場車両	120	8	16	19	31	31	15
		出場人員	419	31	55	57	113	111	52
	漏洩事故等	件　数	54	7	8	10	15	9	5
		出場車両	210	26	30	34	65	33	22
		出場人員	699	91	116	122	180	116	74
	自火報等のベル作動	件　数	310	152	58	42	23	27	8
		出場車両	1,154	550	223	142	106	101	32
		出場人員	4,254	2,090	746	548	372	385	113
	誤認虚報	件　数	24	6	4	4	5	3	2
		出場車両	169	38	33	31	40	16	11
		出場人員	551	138	120	114	84	56	39
	その他	件　数	100	24	13	23	8	24	8
		出場車両	465	142	76	101	44	79	23
		出場人員	1,623	518	273	343	129	277	83
	小　計	件　数	517	190	88	83	58	70	28
		出場車両	2,118	764	378	327	286	260	103
		出場人員	7,546	2,868	1,310	1,184	878	945	361
合　計		件　数	719	236	115	108	100	111	49
		出場車両	3,289	995	532	490	527	519	226
		出場人員	11,603	3,705	1,854	1,738	1,715	1,847	744

3　救急・救助統計

（1）救急活動の状況

区分＼年・月		出場件数	事故種別 火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
30	1	3,800	19	0	0	208	17	12	582	13	33	2,569	347
	2	3,030	15	0	0	177	22	21	446	10	13	2,048	278
	3	3,243	12	0	1	229	25	19	491	11	34	2,107	314
	4	3,010	14	0	1	269	18	27	462	17	22	1,893	287
	5	2,950	18	0	0	256	21	36	435	9	25	1,901	249
	6	2,986	4	0	0	266	21	33	461	14	27	1,888	272
	7	3,661	12	0	0	270	55	83	724	12	20	2,162	323
	8	3,549	15	0	1	209	57	38	646	10	38	2,200	335
	9	3,046	8	2	1	228	20	29	444	7	23	2,012	272
	10	3,097	8	0	0	274	25	25	487	6	28	1,946	298
	11	3,161	14	0	1	287	24	22	517	16	22	1,958	300
	12	3,501	11	0	0	278	24	18	577	14	31	2,227	321
計		39,034	150	2	5	2,951	329	363	6,272	139	316	24,911	3,596
29 計		38,234	140	6	15	3,194	378	335	5,899	176	306	24,064	3,721
28 計		40,233	142	149	31	3,321	456	308	6,256	144	336	25,109	3,981
27 計		36,307	166	11	31	3,209	233	385	5,413	178	391	22,542	3,748
26 計		33,854	187	0	34	3,144	254	338	4,872	144	388	21,082	3,411

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（2）救助活動の状況

（平成 30 年）

件数及び人員＼事故種別	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出場件数（件）	3	63	11	0	2	129	1	0	51	260
救助活動件数（件）	3	32	7	0	0	80	1	0	34	157
救助人員（人）	6	36	7	0	0	83	2	0	34	168

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

4　消防広報

（1）報道関係機関等を通じた広報の実績

（平成３０年度）

媒　体	テレビ	ラジオ	新　聞	機関誌	合計
回　数	16	30	39	5	90

（2）幼少年消防クラブの活動状況回数

（平成３０年度）

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼　年	219	6,636	503
少　年	8	187	26

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（3）広域防災センター入館状況

（平成３０年度）

団　　体		一　般	合　計
420 団体	13,108 人	224 人	13,332 人

（4）消防音楽隊活動状況

（平成３０年度）

消防関係	市関係	国県関係	その他	合　　計
2	4	1	5	12

5　予　防

（1）危険物製造所等

（平成３１年（２０１９年）４月１日現在）

製造所	貯蔵所								取扱所				合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
5	151	68	27	321	1	151	16	735	317	8	145	470	1,210

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（2）同意建物工事別件数（消防法第７条）

（平成３０年度）

種別／年度	新　築	増　築	改　築	移　転	修　繕	模様替え	用途変更	合　計
26	1,091	77	1	1	1	6	41	1,218
27	1,030	89	2	0	2	1	38	1,162
28	1,676	72	7	0	3	2	26	1,786
29	2,346	87	1	2	5	1	25	2,467
30	1,879	77	4	2	1	0	32	1,995

※平成 26 年度から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

（3）防火対象物概況

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

項別 ＼ 署別			計	中央署	東　署	西　署	南　署	北　署	益城西原署
計			23,384	6,615	5,664	3,509	3,431	3,453	712
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	10	5	2	2	1	0	0
	ロ	公会堂、集会場	24	6	4	5	4	3	2
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	4	3	1	0	0	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	60	16	13	6	9	13	3
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	25	6	4	3	5	7	0
3	イ	待合、料理店等	7	1	0	3	3	0	0
	ロ	飲食店	689	218	188	64	99	103	17
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1,105	226	314	139	203	191	32
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	163	54	24	34	2	38	11
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	10,870	3,166	2,859	1,678	1,395	1,533	239
6	イ	病院、診療所、助産所	688	164	171	114	109	107	23
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	266	17	58	49	62	61	19
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	675	93	169	119	139	124	31
	ニ	幼稚園、特別支援学校	59	17	10	12	8	9	3
7		学校等	250	73	38	57	32	38	12
8		図書館、博物館、美術館等	16	6	0	2	3	3	2
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	57	47	5	2	1	1	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	18	2	2	2	3	9	0
10		停車場、船舶等の発着場	5	2	0	1	1	1	0
11		神社、寺院、教会等	165	56	17	51	22	15	4
12	イ	工場、作業場	1,116	65	235	169	295	246	106
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	112	39	17	25	15	14	2
	ロ	飛行機の格納庫	2	0	0	0	0	0	2
14		倉庫	1,085	81	315	156	326	153	54
15		前各項に該当しない事業所	2,244	646	498	321	320	352	107
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,202	1,009	414	263	217	269	30
	ロ	イ以外の複合用途	1,450	586	304	231	155	162	12
16 の 2		地下街	0	0	0	0	0	0	0
16 の 3		地階地下道	0	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財	11	6	1	1	2	1	0
18		アーケード	6	5	1	0	0	0	0

（4）用途別高層建築物の状況

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在　（単位：棟）

項別		階数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36	計	うち地階を有するもの
計			19	12	1	1	3	3	5	23	27	54	89	77	63	78	31	1	1	2	1	1	492	79
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1
	ロ	公会堂、集会場																					0	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等										0											0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール																					0	
	ハ	性風俗店舗等																					0	
	ニ	カラオケボックス等																					0	
3	イ	待合、料理店等																					0	
	ロ	飲食店										1											1	1
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場																					0	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	6	7	4	2	1				1	1		24	9
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅									2	23	71	65	53	71	30	1	1	1		1	319	15
6	イ	病院、診療所、助産所							1	2	1				1								5	4
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等																					0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等										1											1	
	ニ	幼稚園、特別支援学校																					0	
7		学校等								3	3	3	1	2	2								14	4
8		図書館、博物館、美術館等																					0	
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等																					0	
	ロ	イ以外の公衆浴場																					0	
10		停車場、船舶等の発着場																					0	
11		神社、寺院、教会等																					0	
12	イ	工場、作業場		1					1														2	1
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ																					0	
13	イ	自動車車庫、駐車場	19	10								1											30	1
	ロ	飛行機の格納庫																					0	
14		倉庫																					0	
15		前各項に該当しない事業所	0	1			2	1		9	10	6	3	2	1	1	1						37	16
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	0	0	1	1	1	1	1	7	5	8	5	2		2							34	20
	ロ	イ以外の複合用途						1		2	5	5	2	2	4	3							24	7
17		重要文化財																					0	

※１　高層建築物：高さ３１メートルを超える建築物
※２　階数は地階を除いた数

6　緊急通信状況

（平成 30 年）

種　　別	１　１　９　番　着　信　件　数					
	固　　定	携　　帯	ＩＰ電話	ＦＡＸ Ｅメール	合　　計	平成 29 年
火　　災	123	268	20	0	411	407
救　　急	14,465	20,516	3,723	2	38,706	38,211
救　　助	22	152	5	0	179	146
警　　戒	90	285	15	0	390	386
その他災害	47	132	10	0	189	245
非常災害	0	0	0	0	0	0
通報訓練	2,081	225	208	0	2,514	2,293
病院照会	99	480	42	0	621	811
回線試験	1,987	191	49	0	2,227	2,078
いたずら	30	47	6	0	83	110
まちがい	561	1,493	61	0	2,115	2,157
そ　の　他	1,084	3,437	220	0	4,741	5,209
合　　計	20,589	27,226	4,359	2	52,176	52,053

7　消防水利状況

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

区　　分	消　火　栓		防　火　水　槽		プ　ー　ル
	公　設	私　設	公　設	私　設	
箇所数	18,069	90	731	945	160

8　消防団

概　要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和４５年１１月１日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を１団に統合、熊本市消防団として熊本市を６ブロックに編成し活動を開始、その後、平成３年２月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに４ブロックを増設し１０ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成１１年１０月１日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第３方面隊を二分割し、市内を第１１方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成１４年４月には熊本市消防団に初の女性消防団員３１人を採用、平成３１年（２０１９年）４月１日現在、機能別団員の女性団員を含め１７０人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成２０年１０月６日の旧富合町との合併により第１２方面隊を新設、さらに平成２２年３月２３日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、１５方面隊８７分団１トランペット隊の組織となった。

平成２４年４月１日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成２６年４月１日、区制に合わせた１６方面隊８７分団１トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成２８年４月１日、常備消防において１区に１消防署となる５消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組織

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

1 団　16 方面隊　87 分団　1 トランペット隊　209 部　定数：4,800 人　実数：4,417 人

消防団本部（団長 1 名含む）	17

方面隊名・実員数	分団名（下段：実員数）									
団本部　143	機能別団員	トランペット隊								
	123	2								
第 1 方面隊　135	7 帯山	8 砂取	10 出水	11 白山	31 春竹	32 本荘	33 向山	61 出水南		
	19	19	18	15	19	9	19	17		
第 2 方面隊　217	12 白川	13 大江	14 託麻原	15 慶徳	16 城東	17 碩台	18 壺川	22 黒髪	37 五福	38 一新
	26	20	15	15	27	15	30	27	23	19
第 3 方面隊　191	1 秋津	2 若葉	3 泉ヶ丘	4 健軍	5 尾ノ上	9 画図	52 東町	53 桜木		
	31	18	19	19	13	59	13	19		
第 4 方面隊　260	6 西原	26 託麻北	27 託麻西	28 託麻東	55 月出	59 託麻南				
	22	69	26	77	33	33				
第 5 方面隊　142	19 花園	20 池田	34 白坪	35 古町	36 春日	39 城西				
	36	30	19	26	19	12				
第 6 方面隊　430	40 池上	41 高橋	42 城山	43 松尾東	44 松尾西	45 松尾北	46 小島	47 中島		
	38	21	64	22	60	26	89	110		
第 7 方面隊　290	70 河内	71 芳野								
	189	101								
第 8 方面隊　272	29 御幸	30 田迎	48 日吉	49 力合	50 川尻	57 田迎南	60 城南			
	35	27	50	42	75	31	12			
第 9 方面隊　188	62 飽田東	63 飽田南	64 飽田西							
	74	42	72							
第 10 方面隊　245	65 中緑	66 銭塘	67 奥古閑	69 川口						
	47	54	98	46						
第 11 方面隊　217	75 富合									
	217									
第 12 方面隊　346	76 杉上	77 隈庄	78 豊田	79 女性						
	138	72	121	15						
第 13 方面隊　235	21 高平台	23 清水	24 城北	25 龍田	51 楠	54 麻生田	56 武蔵	58 弓削		
	36	30	13	51	27	31	20	27		
第 14 方面隊　353	72 川上	73 北部東	74 西里	68 女性						
	117	42	176	18						
第 15 方面隊　329	80 植木	81 桜井	82 菱形	83 田原						
	40	94	106	89						
第 16 方面隊　424	84 山東	85 吉松	86 山本	87 田底						
	87	122	112	103						

階級別団員数（機能別団員を除く。）	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	1	16	87 (2)	93 (2)	209 (4)	594 (7)	3,294 (91)

（ ）は女性団員を再掲

消防

(2) 消防ポンプ数

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポ ン プ
台数	0	204	94

(3) 報酬及び費用弁償

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

階　級　別	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員
報　酬　年　額　（円）	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

※機能別消防団員にあっては、8,000 円

区　　分	費用弁償額　（円）
訓　　練　　出　　動　　等	1 回につき　　2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日　　額　　4,000

交　　通

1　沿　　革　363

2　軌　道　事　業　364

3　経　営　状　況　366

4　職　　員　　数　367

5　施　　設　367

１　沿　革

熊本市の交通事業は、市電が大正１３年８月１日、市バスが昭和２年１１月２３日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和３０年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は４つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和４８年度から昭和６２年度までの１５年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、２度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和６３年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成１４年度には、開業以来７０有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成１９年度には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成１６年から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成２０年度末の資金不足額が５５億円、資金不足比率１９８％に達する状況となった。

このようなことから、平成２１年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、７ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成２７年４月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（ＪＲ熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ＩＣカード（でんでんニモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成２８年３月に、平成２８年度から平成３１年度までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指し努力を重ねているところである。

2　軌道事業（大正 13 年 8 月 1 日事業開始）（総務課・運行管理課）

（1）輸送状況

事項＼年度		26	27	28	29	30
年間輸送人員（人）		10,876,776	11,030,949	10,709,117	11,093,946	11,080,156
年間走行キロ（km）		1,729,611.8	1,731,107.4	1,820,151.6	1,780,149.0	1,771,180.8
年間延使用車両（両）		13,998	14,220	13,777	14,158	13,991
利用率（%）		4.0	4.1	4.0	4.1	4.1
乗車料収入（円）		1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809
一日平均	輸送人員（人）	29,799	30,139	29,340	30,394.4	30,356.6
	走行キロ（km）	4,738.7	4,729.8	4,986.7	4,877.1	4,852.6
	延使用車両（両）	38.4	38.9	37.7	38.8	38.3
	乗車料収入（円）	3,570,725.6	3,841,756.8	4,238,232.1	4,370,899.2	4,370,013.2
一日一車平均	輸送人員（人）	777.0	775.7	777.3	783.6	791.9
	走行キロ（km）	123.6	121.7	132.1	125.7	126.6
	乗車料収入（円）	93,107.2	98,880.7	112,285.3	112,683.9	114,005.8
表定速度（km／h）		12.0	12.0	11.5	11.5	11.5
在籍車両数	ボギー車（ワンマン）	36	36	36	36	36
	連接車	9	9	9	9	9

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

（2）営業路線

年度＼項目	路線延長（km）	単線延長（km）	複線延長（km）	営業路線延長（km）	運転系統（系統）	停留所数（カ所）	停留所間距離（km）		
							最長	最短	平均
平成 30 年度	11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

（3）系統別運輸成績

（平成 30 年度）

系統	区間	走行キロ（km）	乗車人員（千人）	収入（千円）	費用（千円）	差引（千円）	キロ当たり収支			乗車効率（%）
							収入（円）	費用（円）	差引（円）	
A 系統	健軍町～田崎橋（9．2km）	1,111,882.1	7,335	1,502,116	1,235,474	266,642	1,351.0	1,111.2	239.8	36.7
B 系統	健軍町～上熊本駅前（9．4km）	659,298.7	3,745	766,941	732,583	34,358	1,163.3	1,111.2	52.1	31.9
計		1,771,180.8	11,080	2,269,057	1,968,057	301,000	1,281.1	1,111.2	169.9	34.9

（注）乗客 1 人当たり料金収入　　定期外 147 円 95 銭　　定期 125 円 94 銭　　全体 143 円 81 銭

（4）電車運行要領

（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

系統＼項目	運行区間	営業時間	運転方法	時刻表示
A 系統	熊本駅前～健軍町（8.7km） 田崎橋～健軍町（9.2km）	5：50 － 0：25	ダイヤ運転	終日時刻表示
B 系統	上熊本駅前～健軍町（9.4km）	5：50 － 23：35	ダイヤ運転	終日時刻表示

（5）運　賃（平成 28 年 2 月 1 日改定　平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

ア　普通旅客運賃及び割引運賃（均一運賃制）

種別	運賃	摘要
普通運賃	大人　170 円	中学生以上
	小児　90 円	小学生以下の小児は大人運賃の半額、6 歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその 1 人は無料とする
割引運賃	大人　90 円 小児　50 円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の 50%割引 熊本県内に住所を有する 65 歳以上の者で、道路交通法第 104 条の 4 第 2 項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の 50%割引

イ　団体旅客運賃

種別	運賃	摘　　要
普通団体運賃 （中学生以上）	153 円 （大人運賃の 1 割引）	30 人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合
小児団体運賃 （小学生以下）	81 円 （小児運賃の 1 割引）	普通団体運賃の適用を受ける団体で、小学生以下の小児
割引団体運賃 （障がい者等）	81 円 （大人割引運賃の 1 割引）	普通団体運賃の適用を受ける団体で、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ　1日乗車券

種類		運賃	乗車できる範囲	摘　要
1 日 乗 車 券	（区間指定①）	700 円	電車・バスの指定区間	市電・熊本都市バス・九州産交バス・産交バス・熊本電鉄バス・熊本電鉄電車共通
	（区間指定②）	900 円	電車・バスの指定区間	
	（県　内　版）	2,000 円	電車の全区間及びバスの指定区間	
市電 1 日乗車券	（市電全区間）	大人 500 円 小児 250 円	市電の全区間	市電

※　市内の観光・文化施設の割引特典付き

エ　定期旅客運賃

種　　別		期 間	割　　引　　率	摘　　要
通　　勤　　定　　期		1 カ月	大人普通運賃を 60 倍したものから 40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大 人 通 学 定 期 （ 中 学 生 以 上 ）		1 カ月	大人普通運賃を 60 倍したものから 50%割引	端数売り 1 ヵ月定期券は、端数日数 59 日を限度として発売する 3 ヵ月定期券は、端数日数 29 日を限度として発売する
小 児 通 学 定 期 （ 小 学 生 ）		1 カ月	大人普通運賃を 60 倍したものから 75%割引	
割 引 定 期	通勤	1 カ月	通勤定期券の 30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の 50%割引	
夏休み子ども定期券	通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和 59 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 4 号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額 1,000 円で発行する。			

※　各種別の 3 カ月定期は、1 カ月定期運賃額を 3 倍したものから 5%割引

オ　貸切旅客運賃

大人運賃（円）	小児運賃（円）
12,000	6,000

（6）超低床電車（ＬＲＶ）の概要

型　　式		9700 型	0800 型
営業開始		平成 9 年 8 月	平成 21 年 4 月
車 両 数		2 車体連接車 5 編成	2 車体連接車 3 編成（1 編成）
車両製作		株式会社　新潟鐵工所　ＡＤトランツ ボンバルディア　トランスポーテーション	新潟トランシス　株式会社
車　　種		4 輪ボギー連接電動客車	4 輪ボギー連接電動客車
定　　員		76 人	82 人（86 人）
車　　長		18,550mm	18,400mm（18,460㎜）
車　　幅		2,350mm	2,400mm
床高	通　路	360mm	360mm
	出入口	300mm	300mm

※　0800 型（）内は、平成 26 年 10 月に運行開始した 0803 号に関する内容

（7）カラー広告電車

種　別		規　格	広　告　料　金 （消費税は含まない）	摘　　要
電車	車外	広告表示面積合計 5.3㎡以内	1 カ月 1 車　250,000 円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実　績

項目＼年度	26	27	28	29	30
収　　入（千円）	56,008	50,075	51,846	58,200	53,317

（注）消費税相当分は除いて算出

3　経営状況（総務課）

（単位　円）

事項 ＼ 年度		26	27	28	29	30
軌道事業	総収益	2,527,773,231	3,730,844,600	2,220,609,009	2,298,101,300	2,286,184,655
	乗車料収入	1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809
	その他収入	1,224,458,375	2,324,761,606	673,654,294	702,723,083	691,129,846
	総費用	2,121,818,259	2,319,377,542	2,009,372,644	2,040,348,896	2,719,285,264
	人件費	1,308,071,971	1,404,083,398	1,166,190,797	1,150,649,135	1,134,895,461
	減価償却費	337,492,346	359,036,236	373,937,675	395,628,865	387,316,641
	電力費	71,786,253	70,621,261	64,384,638	64,972,856	65,035,021
	支払利息	38,491,806	40,837,091	27,498,278	25,177,374	22,438,868
	修繕費	89,479,499	123,458,212	125,057,962	129,492,140	134,931,086
	その他	276,496,384	321,341,344	252,303,294	274,428,526	974,668,187
	単年度損益	405,954,972	1,411,467,058	211,236,365	257,752,404	△ 433,100,609
	剰余金又は累積欠損金	△ 618,521,343	1,833,320,452	2,044,556,817	465,802,694	78,708,113
自動車運送事業	総収益	997,442,946	－	－	－	－
	乗車料収入	413,889,805	－	－	－	－
	その他収入	583,553,141	－	－	－	－
	総費用	598,241,687	－	－	－	－
	人件費	480,091,779	－	－	－	－
	減価償却費	0	－	－	－	－
	燃料費	43,232,400	－	－	－	－
	支払利息	3,579,601	－	－	－	－
	修繕費	15,521,677	－	－	－	－
	その他	55,816,230	－	－	－	－
	単年度損益	399,201,259	－	－	－	－
	剰余金又は累積欠損金	△ 55,233,790	－	－	－	－
計	総収益	3,525,216,177	3,730,844,600	2,220,609,009	2,298,101,300	2,286,184,655
	乗車料収入	1,717,204,661	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809
	その他収入	1,808,011,516	2,324,761,606	673,654,294	702,723,083	691,129,846
	総費用	2,720,059,946	2,319,377,542	2,009,372,644	2,040,348,896	2,719,285,264
	人件費	1,788,163,750	1,404,083,398	1,166,190,797	1,150,649,135	1,134,895,461
	減価償却費	337,492,346	359,036,236	373,937,675	395,628,865	387,316,641
	電力費・燃料費	115,018,653	70,621,261	64,384,638	64,972,856	65,035,021
	支払利息	42,071,407	40,837,091	27,498,278	25,177,374	22,438,868
	修繕費	105,001,176	123,458,212	125,057,962	129,492,140	134,931,086
	その他	332,312,614	321,341,344	252,303,294	274,428,526	974,668,187
	単年度損益	805,156,231	1,411,467,058	211,236,365	257,752,404	△ 433,100,609
	剰余金又は累積欠損金	※△ 673,755,133	1,833,320,452	2,044,556,817	465,802,694	78,708,113

（注）消費税相当分を除いて算出

（※）平成 26 年第 3 回定例会において、自動車運送事業廃止に伴い資本金の額の減少及び既に除却した固定資産に係る資本剰余金の処分を実施。　△ 673,755,133 円（累積欠損金）　＋　1,042,416,808 円（資本金減少額）　＋　53,191,719 円（資本剰余金処分額）　＝　421,853,394 円（繰越利益剰余金）

4　職員数（総務課）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

部門・性別 / 職種別	総務課			運行管理課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特　別　職	1 名		1 名				1 名		1 名
事　務　職	17 名	1 名	18 名	3 名		3 名	20 名	1 名	21 名
技　術　職	1 名		1 名	28 名		28 名	29 名		29 名
運　転　士				7 名		7 名	7 名		7 名
車　　掌									
そ　の　他				19 名		19 名	19 名		19 名
計	19 名	1 名	20 名	57 名		57 名	76 名	1 名	77 名

（注）再任用職員を除く（専従含む）

5　施　設（総務課）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

項目 / 施設	敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大江庁舎及び電車営業所	2,892㎡	1,631㎡	大 13.7.7	14 両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び電車営業所	7,306㎡	2,904㎡	平 14.10.14	40 両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
上熊本詰所	2,405㎡	497㎡	平 19.4.1	—	運行管理課詰所

水　　道

1　上　下　水　道　局　371

2　熊本市上下水道事業経営基本計画　372

3　水　道　事　業　373

4　下　水　道　事　業　382

5　工業用水道事業　390

1　上下水道局

（1）沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正１３年（１９２４年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成２２年（２０１０年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア　職種別職員数等（総務課）

（平成 31.4.1 現在）

職種別／区分	特　別　職	事　務　職	技　術　職	全　体
計	1 名	124 名	244 名	368 名

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ　局舎（総務課）

所　在　地　　中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号

ウ　上下水道センター（水相談課）

	（西部上下水道センター）	（北部上下水道センター）	（南部上下水道センター）
所　在　地	西区池上町 901 番地 1	北区下硯川 2 丁目 8 番 1 号	南区城南町宮地 1050 番地（城南総合出張所内）

エ　水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成２年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成１２年の開館１０周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成２４年３月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所　在　地　　北区八景水谷 1 丁目 11 番 1 号（八景水谷公園内）

利用状況

（単位：人）

区分／年度	大　人	小　人	合　計
26	42,762	68,506	111,268
27	52,087	69,279	121,366
28	39,726	56,213	95,939
29	48,470	60,011	108,481
30	45,479	81,803	127,282

※　平成 26 年 5 月 24 日に、累積来館者 200 万人を突破

水道

2　熊本市上下水道事業経営基本計画（経営企画課）

（1）趣旨

平成２１年度の上下水道組織統合や平成２４年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した（平成２４年４月１日施行）。

また、本計画の前期期間における取組を評価し、後期における事業を見直すとともに、熊本地震からの復旧復興事業を着実に推進するため中間見直しを行った（平成３０年６月 中間見直し公表）。

（2）計画期間

平成２４年度（２０１２年度）から令和３年度（２０２１年度）までの１０年間

（3）経営理念

1　ライフラインの機能強化に努めます
2　環境を保全し水循環社会形成に努めます
3　お客さまの視点に立った企業運営に取り組みます
4　公営企業として効果的・効率的な経営に努めます

（4）基本方針及び基本施策

1　上下水道の機能強化
・水道の整備推進及び機能保全
・下水道の整備推進及び機能保全
・災害に強い上下水道の確立
・熊本市上下水道事業震災復旧復興計画の着実な推進

2　環境に配慮した水循環社会の形成
・「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全
・環境負荷低減策の推進

3　お客さまを真ん中にした事業運営
・信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実
・お客さまの参画と水に関わる人たちとの連携・協働

4　安定した事業経営
・経営基盤の強化
・執行体制の整備と人材の育成

3　水道事業

（1）水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正１３年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第１次から第５次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を１００％天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成９年度から第２次配水管整備事業（第２期）として、老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、平成１３年度からは第３次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成１０年度から１７年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成１８年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成２３年度には、平成２１年度の上下水道組織統合や平成２４年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成２１年度からは、第２次配水管整備事業・第３次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画として、「水道施設整備実施計画」を策定した。平成２５年に国の新水道ビジョンの公表により、平成２６年度に中間見直しを行い、全市民がいつでもおいしく水を飲めるような「安全な水道」、地震などの災害に強い「強靭な水道」、健全な運営体制を確保した「水道サービスの持続」を目指している。

また、平成２０年度の富合町との合併に伴い２つの町営簡易水道を、平成２１年度の城南町・植木町との合併に伴い１つの上水道事業及び８つの簡易水道事業を引き継いだ。平成２１年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第６次拡張事業に着手した。平成２３年度には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、１つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可（第１回変更）を取得し、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。平成２９年度には、「第７次総合計画」における人口ビジョンと整合を図った人口予測に基づく水需要予測結果を反映させた変更認可（第２回変更）を取得し、熊本地震で機能が分断され全市域断水となった教訓を生かし、災害に強い水運用体制の強化を図るため事業計画を見直した。

（2）水道事業の概要

ア　水道施設整備実施計画及び第６次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事　業　名	事業期間	基　本　計　画		
		給水人口(人)	１日最大給水量（㎥）	１人１日最大給水量（ﾘｯﾄﾙ）
第１次拡張事業	昭和 21 年 11 月～昭和 31 年 11 月	200,000	60,000	300
第２次拡張事業	昭和 33 年１月～昭和 40 年３月	350,000	103,000	294
第３次拡張事業	昭和 41 年４月～昭和 56 年３月	461,000	283,000	614
第４次拡張事業	昭和 55 年４月～平成７年３月	599,000	298,000	497
第５次拡張事業	平成７年４月～平成 21 年３月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成２４年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。

全市民がいつでもおいしく水を飲めるような「安全な水道」、地震などの災害に強い「強靭な水道」、健全な運営体制を確保した「水道サービスの持続」を目指す。

② 事業概要

・事業期間：平成２１年度～令和３年度（平成２６年度中間見直し）

・総事業費：約３２６億円

1）水道の整備推進及び機能保全　／　老朽管の更新、老朽施設の更新など

2）災害に強い水道の確立　／　給水拠点の整備、管路及び施設の耐震化など

3）環境負荷低減策の推進　／　省エネ・高効率機器の導入

・整備の効果（令和３年度目標）

	平成 20 年度（基準年）	令和３年度（目標）
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	82.0%
災害対策用貯水施設	59,550㎥	68,000㎥以上

第６次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

・事業期間：平成２２年度～令和１０年度（平成２９年度第２回変更）

・総事業費：約４３０億円（当初２３０億円から変更）

・計画給水人口：７１９,０００人　　・計画１日最大給水量：２７５,０００㎥／日

1）バックアップ体制強化／市域における主要配水区間の水融通管・補給管整備及び二重化

2）取水能力強化／既存水源の有効利用及び新規水源開発による取水能力の強化

3）配水計画変更／既存施設の有効利用による効率的かつ経済的な計画の見直し

イ　漏水防止（水相談課）

漏水防止実施計画

①　事業の目的

前計画に引き続き主に漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

②　事業概要

・計画期間　：平成３１年度（２０１９年度）
～令和１０年度（２０２８年度）

・主な取り組み内容：

1）音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
2）漏水多発地区の集中した漏水調査
3）監視型漏水調査については、IOT を活用した新たな手法導入の検討
4）中規模ブロックと位置付けた地区の流量監視
5）技術力の向上・継続を図るための直営漏水調査
6）老朽給水管の積極的な更新

※平成 30 年度の実績：調査距離 2,479km

	修理件数	推定防止量
給水管（公道）	218 件	2,051㎥ / 日
給水管（メータ上流）	390 件	1,604㎥ / 日
配水管	21 件	343㎥ / 日
弁・栓	6 件	8㎥ / 日
合計	635 件	4,006㎥ / 日

ウ　水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第７次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのＰＲ、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をそのまま飲む人の割合 50%（平成 27 年度）→ 60%（平成 35 年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成２３年９月に認定取得し、平成２７年に認定更新した水道ＧＬＰ（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのＰＲ

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをＰＲする。

・給水装置及び貯水槽水道の適正管理、直結給水方式の利用推進に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

エ　熊本市第７次総合計画に基づく検証指標（計画調整課、経営企画課）

指標名	基準値（H27）	実績値（H30）	目標値（H31）	目標値（H35）
水の有効率（%）	91.3	90.3	93.0	95.0
水道水をそのまま飲む人の割合（%）	50	50.0	55	60

（3）主な事業統計

ア　給水普及状況（経営企画課）

区分／年度	行政区域内		給水区域内	現在給水			普及率（%）(B/A)
	人口（人）	世帯数	人口（人）(A)	人口（人）(B)	世帯数	件数（件）	
26	739,015	315,993	737,556	696,539	299,228	326,217	94.4
27	739,991	316,466	738,561	698,967	298,825	329,074	94.6
28	737,812	317,707	736,403	701,336	302,197	332,573	95.2
29	738,407	321,329	738,407	704,557	306,314	335,976	95.4
30	738,063	324,676	738,063	705,889	309,796	339,539	95.6

イ　配水量（経営企画課）

区分／年度	総配水量（㎥）	1日最大配水量（㎥）	1日最小配水量（㎥）	1日平均配水量（㎥）	1人1日最大配水量（ℓ）	1人1日平均配水量（ℓ）
26	79,340,968	232,249	184,110	217,373	341	312
27	80,435,315	270,459	187,129	219,769	387	314
28	82,269,843	280,014	41,654	225,397	399	321
29	81,431,915	237,792	191,250	223,101	336	317
30	80,608,326	238,413	187,020	220,845	337	313

ウ　有収水量と有収率（経営企画課）

区分／年度	総配水量（㎥）(A)	総有収水量（㎥）(B)	1日平均有収水量（㎥）	有収率（%）(B/A)	無収水量（㎥）(C)	無収率（%）(C/A)
26	79,340,968	71,139,739	194,903	89.7	8,201,229	10.3
27	80,435,315	71,188,608	194,504	88.5	9,246,707	11.5
28	82,269,843	66,743,778	182,860	81.1	15,526,065	18.9
29	81,431,915	71,278,764	195,284	87.5	10,153,151	12.5
30	80,608,326	70,702,534	193,706	87.7	9,905,792	12.3

エ　有効水量と有効率（経営企画課）

区分／年度	総配水量（㎥）(A)	総有収水量（㎥）(B)	無収有効水量（㎥）(C)	総有効水量（㎥）(D=B+C)	1日平均有効水量（㎥）	有効率（%）(D/A)	無効水量（㎥）(E)	無効率（%）(E/A)
26	79,340,968	71,139,739	2,317,033	73,456,772	201,251	92.6	5,884,196	7.4
27	80,435,315	71,188,608	2,601,865	73,790,473	201,613	91,7	6,644,842	8.3
28	82,269,843	66,743,778	5,456,316	72,200,094	197,808	87.8	10,069,749	12.2
29	81,431,915	71,278,764	2,205,976	73,484,740	201,328	90.2	7,947,175	9.8
30	80,608,326	70,702,534	2,092,629	72,795,163	199,439	90.3	7,813,163	9.7

オ　水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
26	44,369	56,563	3,265,411	3,366,343
27	44,815	56,550	3,312,895	3,414,260
28	46,556	56,593	3,345,725	3,448,874
29	47,942	58,290	3,375,769	3,482,001
30	47,591	58,346	3,401,801	3,507,738

カ　口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千㎥）

年度	一般用								浴場営業用	その他	合計
	13㎜	20㎜	25㎜	40㎜	50㎜	75㎜	100㎜	150㎜			
26	38,499	14,795	4,489	4,725	3,937	2,968	1,220	372	10	124	71,140
27	38,577	14,885	4,379	4,741	3,955	2,975	1,191	368	10	108	71,189
28	35,662	14,242	4,219	4,664	3,716	2,781	1,036	268	12	144	66,744
29	37,977	15,574	4,400	4,840	3,949	2,912	1,092	280	11	244	71,279
30	37,831	15,504	4,257	4,742	4,014	2,889	992	249	10	215	70,703

キ　用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千㎥）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合　計
26	57,001	1,237	1,993	2,694	1,194	6,403	578	41	71,140
27	57,099	1,219	1,992	2,704	1,198	6,376	565	36	71,189
28	53,105	1,028	2,050	2,591	1,174	6,195	561	40	66,744
29	57,269	1,037	2,071	2,590	1,186	6,555	527	44	71,279
30	56,947	1,054	2,051	2,572	1,147	6,360	511	61	70,703

ク　漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（㎥／日）
25	2,644	592	2,153
26	2,437	582	2,143
27	2,486	695	2,448
28	2,666	631	3,227
29	2,380	571	2,308
30	2,479	635	4,006

（4）料金及び加入金（料金課・給排水設備課）

ア　水道料金

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分
口径・用途</th><th rowspan="2">基本料金
（1ヶ月につき）</th><th colspan="5">従　量　料　金　（1㎥につき）</th></tr>
<tr><th>第一段</th><th>第二段</th><th>第三段階</th><th>第四段階</th><th>第五段階</th></tr>
<tr><td rowspan="7">一般用</td><td>13 mm</td><td>972 円</td><td>1 ㎥以上
10㎥以下
16.2 円</td><td>11㎥以上
20㎥以下
145.8 円</td><td>21㎥以上
30㎥以下
172.8 円</td><td>31㎥以上
40㎥以下
199.8 円</td><td>41㎥以上
237.6 円</td></tr>
<tr><td>20 mm</td><td>1,339.2 円</td></tr>
<tr><td>25 mm</td><td>1,825.2 円</td></tr>
<tr><td>40 mm</td><td>4,158 円</td><td rowspan="5">1㎥以上
50㎥以下
237.6 円</td><td rowspan="5">51㎥以上
100㎥以下
259.2 円</td><td rowspan="5">101㎥以上
500㎥以下
280.8 円</td><td rowspan="5">501㎥以上
313.2 円</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>50 mm</td><td>9,018 円</td></tr>
<tr><td>75 mm</td><td>16,038 円</td></tr>
<tr><td>100 mm</td><td>27,648 円</td></tr>
<tr><td>150 mm</td><td>59,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">浴場営業用</td><td>150㎥以下
5,616 円</td><td colspan="5">151㎥以上 1㎥につき 59.4 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">一　時　用</td><td colspan="6">1㎥につき 567 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">私設消火栓</td><td colspan="6">口径 50 mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 324 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">口径 50 mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 648 円</td></tr>
</table>

※1　上記金額は消費税８％を含む。

※2　浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※3　料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、１円未満の端数は切り捨てる。

イ　共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径２０mm」の料金を適用する。

ウ　加入金

メーター口径（㎜）	基　準　額（税込）
13	64,800 円
20	129,600 円
25	194,400 円
40	648,000 円
50	1,296,000 円
75	3,240,000 円
100	6,480,000 円
150	12,960,000 円

エ　料金収納状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在 / 税込）

区分 / 年度	調　定　額　(A)		収　納　額　(B)		収納率（B/A）	
	件数（件）	金　額（円）	件数（件）	金　額（円）	件数（%）	金額（%）
26	3,440,319	12,627,577,489	3,435,876	12,619,300,816	99.87	99.93
27	3,480,162	12,688,541,306	3,474,784	12,678,578,071	99.85	99.92
28	3,396,384	11,770,026,579	3,391,609	11,761,175,074	99.86	99.92
29	3,562,100	12,736,272,843	3,556,591	12,725,549,689	99.85	99.92
30	3,597,849	12,628,262,734	3,074,668	10,892,744,172	85.46	86.26

※収納額は、平成 31 年 3 月 31 日現在であり、平成 31 年東地区 2 月検針調定分は 3 月と 4 月、西地区 3 月検針調定分は 4 月と 5 月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

（5）　経営状況（経営企画課）

ア　収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円 / 税込）

年度 / 事項	26	27	28	29	30
（収益的収支）					
収益的収入	14,166,584	14,195,307	14,102,848	14,361,765	14,443,917
収益的支出	12,734,824	10,595,839	12,270,667	11,334,668	11,402,939
収益的収支	1,431,760	3,599,468	1,832,181	3,027,097	3,040,978
（資本的収支）					
資本的収入	2,434,927	2,717,707	2,524,565	2,296,099	3,296,494
資本的支出	8,376,570	9,289,766	7,781,068	8,317,597	9,456,414
資本的収支	△ 5,941,643	△ 6,572,059	△ 5,256,503	△ 6,021,498	△ 6,159,920

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年度 / 事項	26	27	28	29	30
資産の部	118,972,914	122,705,329	123,740,726	125,953,899	129,935,075
負債・資本合計	118,972,914	122,705,329	123,740,726	125,953,899	129,935,075
負債の部	59,275,658	59,934,377	59,506,191	59,112,849	60,473,777
資本の部	59,697,256	62,770,952	64,234,535	66,841,050	69,461,298
企業債残高	33,656,480	33,896,497	34,023,092	33,733,105	33,635,071

（6） 施設等

ア 水道施設概略図

イ　水運用センター（水運用課）

所　在　地　　中央区水前寺６丁目２番４５号（局舎３階）

竣　　工　　昭和５８年７月、平成１３年１０月、平成２７年４月更新

目　　的　　健軍水源地をはじめとする市内全域の上水道施設（取水、送水、配水等）を、コンピュータや遠隔監視制御装置により水運用センターで一元管理し、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要　①　情報処理設備

監視制御系サーバ（デュアル）	１式		
アプリケーションサーバ	１台		
メンテナンスワークステーション	１台		
データメンテ操作ＰＣ	１台	ネットワーク機器	１式
操作端末装置	３台	ＧＷ装置（広域イーサネット網）	１式
情報表示用ＰＣ	１台	ＧＷ装置（携帯網）	１式
ウイルスチェックＰＣ	１台	液晶大型表示装置	１式
プリンタ	２台	表示端末装置	２台

②　遠隔監視制御設備

広域ネットワーク網系	４１箇所
携帯網系	４２箇所

③　地震計　１式

④　業務用無線設備　１式

⑤　簡易テレメータ装置　９箇所

ウ　水質管理室（水運用課）

所　　在　　地　　中央区水前寺６丁目２番４５号（局舎２階）

竣　　工　　平成２６年２月

目　　的　　給水栓水、浄水、原水等の水質検査を行い、水道水が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認し、安全な水の供給を図る。

主な水質検査機器

全有機炭素計	１台
液体クロマトグラフ	２台
イオンクロマトグラフ	４台
ガスクロマトグラフ質量分析装置	３台
誘導結合プラズマ質量分析装置	１台
水銀分析装置	１台
濁度色度計	１台
分光光度計	２台
顕微鏡	３台
リアルタイムＰＣＲ装置	１台

年度別水質検査検体数（水運用課）

区分＼年度	26	27	28	29	30
原水	312	293	277	272	259
浄水	161	142	138	134	129
給水栓水	495	418	387	408	387
自主検査（他部署からの依頼含む）	339	184	3,179	646	419
お客様からの依頼	88	107	64	18	76
洗管水	501	469	416	456	464
工業用水	12	12	12	12	12
合計	1,908	1,625	4,473	1,946	1,746

４　下水道事業

（１）下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に戦災復興事業の一環として着手して以来７０年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和４２年に公害対策基本法が制定され、また昭和４５年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和５１年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境の改善や水環境を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

（２）下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成２２年３月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積３９，０３２ｈａのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域１３，７２４ｈａを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の９処理区に分割し、当面の目標となる予定処理区域１３，０２６ｈａについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成３０年度末における下水道普及率は８９．７％である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、熊本市電緑のじゅうたん事業の水やりにも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成２５年４月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率１００％を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きょの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、２１世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア　公共下水道の全体計画区域（計画調整課）

H３１．３．３１時点

行政区域人口	処　理　人　口	普　及　率（%）
731,933 人	656,907 人	89.7

水道

イ　下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日　　昭和２３年１２月１５日
着 工 年 月 日　　昭和２３年　４月　１日
完 工 年 月 日　　令和１１年　３月３１日
排　除　方　式　　合流式、分流式

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区　分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B / A）
総　事　業	処理面積（ha）	13,724	11,752	85.6
	処理人口（人）	666,300	656,907	98.5
	汚水ポンプ場（箇所）	33	33	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	496,500,436	87.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	166,577,978	80.2
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	50,817,931	92.9
	市債（千円）	297,290,331	279,104,527	90.6
中 部 処 理 区	処理面積（ha）	1,548	1,467	94.7
	処理人口（人）	85,000	89,256	105.0
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積（ha）	4,352	4,149	95.3
	処理人口（人）	263,200	276,338	104.9
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積（ha）	1,844	1,601	86.8
	処理人口（人）	90,900	95,254	104.7
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積（ha）	2,128	1,442	67.7
	処理人口（人）	74,800	60,036	80.2
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区	処理面積（ha）	2,355	2,288	97.1
（北部流域関連）	処理人口（人）	113,200	113,184	99.9
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区　分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B／A）
河内処理区	処理面積（ha）	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富合処理区	処理面積（ha）	410	197	48.0
（宇土市終末処理場へ）	処理人口（人）	6,400	4,522	70.6
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植木処理区	処理面積（ha）	450	203	45.1
（北部流域関連）	処理人口（人）	14,200	7,171	50.5
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城南処理区	処理面積（ha）	556	405	72.8
	処理人口（人）	14,400	11,146	77.4
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ　下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新を計画的に行っている。

清掃実績（H30）

管きょ清掃延長	46,354.1 m
管きょ浚渫土量	263.9 ㎥

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（H30）

	BOD	SS
流入水	171	163
放流水	2.6	2.4

単位：mg/L

水道

エ　下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成２５年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼動し、汚泥の有効利用率１００％を達成した。また、平成２５年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成２８年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

オ　熊本市第７次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指　　標　　名	基準値（H 27）	実績値（H 30）	目標値（R 1）	目標値（R 5）
下水道管きょの整備延長（km）	2,512	2,595	2,604	2,694
耐震化済み下水道管きょ延長（km）	880	961	979	1,077

（3）主な事業統計

ア　人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区分／年度	行政区域内人口（人）（A）	処理区域内人口（人）（B）	人口普及率（%）（B/A）	水洗便所設置済人口（人）（C）	水洗化率（%）（C/B）
26	733,516	645,030	87.9	625,654	96.9
27	733,638	650,323	88.6	631,270	96.9
28	731,754	651,795	89.1	633,235	97.1
29	732,217	655,441	89.5	637,190	97.2
30	731,933	656,907	89.7	638,902	97.2

イ　整備状況（計画調整課）

区分／年度	年度毎			累計		
	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）
26	104	93	32,935	11,391	11,374	2,544,508
27	75	82	21,651	11,466	11,456	2,566,159
28	99	104	24,990	11,565	11,558	2,591,149
29	87	82	26,884	11,652	11,640	2,618,033
30	105	104	30,800	11,756	11,752	2,648,833

ウ　有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課、計画調整課、水再生課）

区分／年度	有収水量（㎥）（A）	汚水処理水量（㎥）（B）	北部流域下水道及び宇土市終末処理場への流入量（㎥）（C）	有収率（%）（A/（B+C））
26	70,035,829	71,662,905	11,818,564	83.9
27	70,800,143	71,596,161	12,019,723	84.7
28	68,058,351	74,653,352	12,074,794	78.4
29	72,626,117	74,570,151	12,094,600	83.8
30	72,366,941	73,494,087	12,282,841	84.4

（4）下水道使用料（料金課）

ア　下水道使用料

汚水の種類	使用料		
一般汚水	基本使用料		874.28 円
	従量使用料（1㎥につき）	1㎥以上 10㎥以下	14.39 円
		11㎥以上 20㎥以下	128.57 円
		21㎥以上 50㎥以下	169.71 円
		51㎥以上 200㎥以下	205.71 円
		201㎥以上 500㎥以下	246.85 円
		501㎥以上 2,000㎥以下	287.99 円
		2,001㎥以上	334.28 円
公衆浴場汚水	1㎥につき		12.34 円

※１　上記金額は消費税８％を含む。

※２　公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※３　使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、１円未満の端数は切り捨てる。

イ　下水道使用料収納状況

（平成 31 年３月 31 日現在 / 税込）

区分 / 年度	調定額（A）		収納額（B）		収納率（B/A）	
	件数（件）	金　額（円）	件数（件）	金　額（円）	件数（%）	金額（%）
26	3,106,000	11,248,499,810	3,100,302	11,233,386,755	99.82	99.87
27	3,148,535	11,382,384,277	3,142,180	11,368,722,072	99.80	99.88
28	3,078,900	10,641,165,498	3,073,299	10,624,107,855	99.82	99.84
29	3,228,337	11,431,217,487	3,222,038	11,412,517,284	99.80	99.84
30	3,271,720	11,361,271,722	2,800,946	9,817,998,116	85.61	86.42

※収納額は、平成 31 年３月 31 日現在であり、平成 31 年東地区２月検針調定分は３月と４月、西地区３月検針調定分は４月と５月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

（5）融資あっ旋・助成制度等

ア　水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 / 年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（%）
26	645,030	625,654	96.9
27	650,323	631,272	97.0
28	651,795	633,235	97.1
29	655,441	637,190	97.2
30	656,907	638,902	97.3

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人

・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人

・市税及び受益者負担金を滞納していない人
・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事　　３３０，０００円以内／１箇所
し尿浄化槽切替工事　　３３０，０００円以内／１基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、３６箇月以内
支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による
口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給
※平成２０年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ　共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の３分の２以内を助成するもの。

種別／年度	申請件数（件）	助成金額（円）
26	0	0
27	1	730,600
28	2	246,600
29	2	2,047,700
30	2	1,125,100

＜条　　件＞

・私道に所有者が異なる家屋が２つ以上接していること。
・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
・布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

（６）経営状況（経営企画課）

ア　収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円 / 税込）

年度／事項	26	27	28	29	30
（収益的収支）					
収益的収入	21,666,749	21,449,574	20,713,136	21,723,771	21,219,904
収益的支出	21,132,484	18,906,901	19,608,258	19,407,873	18,581,556
収益的収支	534,265	2,542,673	1,104,878	2,315,898	2,638,348
（資本的収支）					
資本的収入	13,832,656	11,273,848	9,490,728	12,436,715	14,943,134
資本的支出	20,453,897	18,051,246	16,707,219	18,935,207	22,451,611
資本的収支	△6,621,241	△6,777,398	△7,216,491	△6,498,492	△7,508,477

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨

（単位：千円）

事項＼年度	26	27	28	29	30
資産の部	289,871,694	289,035,237	284,259,337	286,088,610	288,636,279
負債・資本合計	289,871,694	289,035,237	284,259,337	286,088,610	288,636,279
負債の部	267,954,937	264,226,246	258,522,014	257,642,340	258,011,646
資本の部	21,916,757	24,808,991	25,737,323	28,446,270	30,624,633
企業債残高	147,155,836	144,075,346	138,927,704	136,155,484	134,394,875

（7）施設等

ア　浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力　計画：63,300㎥／日　現有：64,800㎥／日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 43 年 1 月
所在地　西区蓮台寺 5 丁目 7 番 2 号

東部浄化センター

処理能力　計画：142,800㎥／日　現有：138,300㎥／日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 47 年 12 月
所在地　東区秋津町秋田 536 番地

南部浄化センター

処理能力　計画：51,400㎥／日　現有：52,600㎥／日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 62 年 4 月
所在地　南区元三町 4 丁目 1 番 1 号

西部浄化センター

処理能力　計画：34,100㎥／日　現有：23,600㎥／日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　平成 14 年 3 月
所在地　西区沖新町 4944-3

城南町浄化センター

処理能力　計画：6,400㎥／日　現有：4,700㎥／日
処理方式　オキシデーションディッチ法
稼動年月　平成 10 年 12 月
所在地　南区城南町島田 438

河内浄化センター（計画中）

処理能力　計画：2,100㎥／日　現有：－
処理方式　オキシデーションディッチ法
稼動年月　―
所在地　―

イ　雨水幹線（河川課）

雨水幹線名	旧都市下水路名	延長（m）	集水面積（ha）	備考
坪井川雨水 3 号幹線	高橋	779	159	昭和 33 ～ 35 年度　事業完了
坪井川雨水 6 号幹線	旧井芹川	918	41	昭和 35 ～ 37 年度　〃
坪井川雨水 5 号幹線枝線	春日	1,317	63	昭和 34 ～ 37 年度　〃
健軍川雨水 2 号幹線	帯山	1,474	76	昭和 39 ～ 41 年度　〃
加勢川雨水 5 号及び 5-1 号幹線	出水	1,370	41	昭和 42 ～ 46 年度　〃
井芹川雨水 8 号幹線枝線	段山	467	38	昭和 45 ～ 48 年度　〃
白川雨水 8 号幹線	新南部	668	43	昭和 46 ～ 48 年度　〃
井芹川雨水 10 号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和 48 ～ 56 年度　〃
加勢川雨水 3 号幹線	湖東	983	77	昭和 47 ～ 56 年度　〃
加勢川雨水 6 号幹線	秋津	3,868	313	昭和 38 ～ 41 年度　昭和 50 ～ 56 年度　〃
白川雨水 14 号及び 15 号幹線	竜田	1,987	95	昭和 55 ～平成 5 年度　〃
健軍川雨水 7 号幹線	月出	1,992	81	昭和 55 ～平成 4 年度　〃
井芹川雨水 13 号幹線	上熊本	685	110	昭和 57 ～平成元年度　〃

5　工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア　収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円 / 税込）

事項＼年度	26	27	28	29	30
（収益的収支）					
収益的収入	10,451	5,432	9,712	6,448	5,589
収益的支出	10,121	5,010	9,668	5,055	4,662
収益的収支	330	422	44	1,393	927
（資本的収支）					
資本的収入	0	0	900	22	4,222
資本的支出	3,257	9	562	130	5,990
資本的収支	△ 3,257	△ 9	338	△ 108	△ 1,768

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ　貸借対照表の要旨

（単位：千円）

事項＼年度	26	27	28	29	30
資産の部	73,801	70,920	70,354	69,715	71,980
負債・資本合計	73,801	70,920	70,354	69,715	71,980
負債の部	53,720	49,977	49,409	47,384	48,852
資本の部	20,081	20,943	20,945	22,331	23,128

ウ　業務指標

事項＼年度	26	27	28	29	30
給水事業所数	9	11	12	12	11
配水量（㎥）	37,709	36,179	40,850	42,563	40,883
有収水量（㎥）	51,395	52,754	58,204	61,980	59,558

病　　院

1　市　民　病　院　393

2　附　属　診　療　所　396

3　植　木　病　院　397

4　新熊本市民病院建設　398

1　市民病院

熊本市立熊本市民病院は、昭和２１年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和５４年、北館を昭和５９年、研究管理棟を平成１３年に建設、平成２８年４月１日時点で診療科３４科病床数５５６床（一般病床５４４床、感染症１２床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開していた。特に新生児医療については、新生児医療センター４２床（ＮＩＣＵ１８床を含む）を設け、平成１６年３月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成１５年８月にＷＨＯとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成１７年１月には県から地域がん診療拠点病院（平成２０年２月から地域がん診療連携拠点病院）の指定、平成２４年１０月には県から地域医療支援病院の認定を受けていた。

平成２８年熊本地震の被災により、平成３１年４月１日現在、一部診療科（精神科、リウマチ科、呼吸器外科、心臓血管外科、産婦人科）の休診や国等からの認定・指定の一部取り消しが生じており、病院の早期再建に向け計画的に準備を進めている。

（1）概要（平３１．４．１現在）

所 在 地　東区湖東１丁目１番６０号
敷地面積　１４，０５５．１３㎡
建物面積　延３４，９１２．７９㎡
病 床 数　２４床〔一般１０床、NICU ９床、GCU ５床〕
主な設備　脳波計、ＵＣＧ（心臓超音波診断装置）、ＣＣＵ、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、全身用 CT スキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧Ｘ線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフイー、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置
診療科目（標榜科）　内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、代謝内科、感染症内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、新生児内科、乳腺･内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器内科、病理診断科、リハビリテーション科、麻酔科
職 員 数　４２９人（医師４０人　看護師２９３人　医療技師６１人　事務その他３５人）※特別職を含む

（2）経営状況　（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位　千円）

	26	27	28	29	30
収　　入	14,972,693	14,413,091	6,393,285	7,042,835	4,592,370
支　　出	20,554,698	14,720,155	10,214,777	10,973,457	7,075,655
損　　益	△ 5,582,005	△ 307,064	△ 3,821,492	△ 3,930,622	△ 2,483,285
利益剰余金	△ 7,004,220	△ 7,311,283	△ 11,132,775	△ 15,063,397	△ 17,546,702

（3）使用料（平３１．４．１現在）

特　別　室Ａ（２２室）１人１日　市内患者４，３２０円　　市外患者６，４８０円
個　　室Ｂ（２５室）１人１日　市内患者２，１６０円　　市外患者３，２４０円
　〃　　Ｃ（１８室）１人１日　市内患者１，０８０円　　市外患者１，６２０円
（※助産の場合、いずれも非課税）
※平成 28 年度以降は熊本地震被災により、個室病室については閉鎖している。

（4）科目別診療状況

科目	患者数＼年度	26	27	28	29	30
内　　科	入　　院	40,206	40,005	1,869	194	518
	一日平均入院	110.3	109.3	5.1	0.5	1.4
	外　　来	48,246	47,284	25,463	23,602	22,352
	一日平均外来	197.6	194.6	104.4	96.3	91.6
	計	88,452	87,289	27,332	23,796	22,870
精　神　科	入　　院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外　　来	7,322	9	0	0	0
	一日平均外来	30.0	0	0	0	0
	計	7,322	9	0	0	0
小　児　科	入　　院	20,686	20,843	2,061	5,629	5,910
	一日平均入院	56.7	56.9	5.6	15.4	16.2
	外　　来	12,057	13,048	10,855	11,272	9,763
	一日平均外来	49.4	53.7	44.5	46.0	40.0
	計	32,743	33,891	12,916	16,901	15,673
外　　科	入　　院	15,202	10,272	314	9	14
	一日平均入院	41.6	28.1	0.9	0	0
	外　　来	21,364	14,071	5,232	2,040	1,713
	一日平均外来	87.6	57.9	21.4	8.3	7.0
	計	36,566	24,343	5,546	2,049	1,727
整形外科	入　　院	15,076	18,328	555	12	2
	一日平均入院	41.3	50.1	1.5	0	0
	外　　来	13,624	12,827	4,622	4,021	3,620
	一日平均外来	55.8	52.8	18.9	16.4	14.8
	計	28,700	31,155	5,177	4,033	3,622
皮　膚　科	入　　院	3,132	2,667	87	54	67
	一日平均入院	8.6	7.3	0.2	0.1	0.2
	外　　来	14,858	13,920	6,871	5,230	5,526
	一日平均外来	60.9	57.3	28.2	21.3	22.6
	計	17,990	16,587	6,958	5,284	5,593
泌尿器科	入　　院	6,031	5,359	305	43	28
	一日平均入院	16,5	14.6	0.8	0.1	0.1
	外　　来	9,092	8,926	5,449	5,045	4,544
	一日平均外来	37.3	36.7	22.3	20.6	18.6
	計	15,123	14,285	5,754	5,088	4,572
眼　　科	入　　院	2,004	1,946	120	130	59
	一日平均入院	5.5	5.3	0.3	0.4	0.2
	外　　来	13,189	12,825	9,092	6,891	5,376
	一日平均外来	54.1	52.8	37.3	28.1	22.0
	計	15,193	14,771	9,212	7,021	5,435
耳鼻咽喉科	入　　院	4,456	3,978	203	346	453
	一日平均入院	12.2	10.9	0.6	0.9	1.2
	外　　来	6,752	6,156	2,529	2,521	2,309
	一日平均外来	27.7	25.3	10.4	10.3	9.5
	計	11,208	10,134	2,732	2,867	2,762
産婦人科	入　　院	12,534	11,742	547	0	0
	一日平均入院	34.3	32.1	1.5	0	0
	外　　来	16,455	18,352	833	406	546
	一日平均外来	67.4	75.5	3.4	1.7	2.2
	計	28,989	30,094	1,380	406	546

科目	患者数＼年度	26	27	28	29	30
歯科	入院	715	747	82	200	131
	一日平均入院	2.0	2.0	0.2	0.5	0.4
	外来	10,135	9,982	4,977	4,881	4,637
	一日平均外来	41.5	41.1	20.4	19.9	19.0
	計	10,850	10,729	5,059	5,081	4,768
放射線科	入院	0	1	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	2,311	1,714	660	325	326
	一日平均外来	9.5	7.1	2.7	1.3	1.3
	計	2,311	1,715	660	325	326
麻酔科	入院	267	393	16	0	0
	一日平均入院	0.7	1.1	0	0	0
	外来	2,649	2,714	865	0	0
	一日平均外来	10.9	11.2	3.5	0	0
	計	2,916	3,107	881	0	0
脳神経外科	入院	4,251	3,940	143	0	0
	一日平均入院	11.6	10.8	0.4	0	0
	外来	2,527	2,451	859	540	448
	一日平均外来	10.4	10.1	3.5	2.2	1.8
	計	6,778	6,391	1,002	540	448
小児心臓外科	入院	1,524	1,284	46	0	0
	一日平均入院	4.2	3.5	0.1	0	0
	外来	189	262	126	37	93
	一日平均外来	0.8	1.1	0.5	0.2	0.4
	計	1,713	1,546	172	37	93
心臓血管外科	入院	1,111	1,247	59	0	0
	一日平均入院	3.0	3.4	0.2	0	0
	外来	417	366	96	4	0
	一日平均外来	1.7	1.5	0.4	0	0
	計	1,528	1,613	155	4	4
合計	入院	127,235	122,752	6,407	6,617	7,182
	一日平均入院	348.6	335.4	17.6	18.1	19.7
	外来	181,147	164,907	78,529	66,815	61,253
	一日平均外来	742.4	678.6	321.8	272.7	251
	計	308,382	287,659	84,936	73,432	68,435

（5）感染症患者収容状況

赤痢	平成１４年以降なし
腸チフス	平成１７年以降なし
日本脳炎	平成９年以降なし
コレラ	平成１０年以降なし
パラチフス	平成１７年以降なし

（注）　日本脳炎については、軽症を除く

（6）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では２４時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっていたが、熊本地震の影響により現在は、受け入れ等縮小（産科休診中）している。

実　　積

（単位　人）

項　目 ＼ 年　度	26	27	28	29	30
出生体重　1,500g 未満	56	53	3	0	0
出生体重　1,500g 以上 2,500g 未満	123	132	11	0	0
出生体重　2,500g 以上	406	401	14	0	0
合　計	585	586	28	0	0

新生児専用救急車による搬送者	143	110	54	121	109

2　附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野町立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地　　西区河内町野出１４１０番地

診療科目　　内科、外科、小児科

利用状況

区分 ＼ 年度	26	27	28	29	30
外 来 数（人）	2,851	2,912	2,894	2,772	2,682

3　植木病院

植木病院は、昭和２７年９月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和３０年の町村合併により、昭和３１年１月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成１４年１２月に現在地に移転改築、平成２２年３月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数１４１を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

（1）概要

所　在　地　　北区植木町岩野２８５－２９
病　床　数　　１４１床［一般１０２床（うち地域包括ケア病床１４床、人間ドック病床２床）、療養３９床］
職　員　数　　医師１２人　看護職員６６人　医療技術員１９人　事務その他１０人

（2）使用料

特　別　室　Ａ（　５室）１人1日　５，４００円
　　Ｂ（１４室）１人1日　３，２４０円　　Ｃ（１０室）１人1日　２，７００円

（3）科目別診療状況

科目	患者数＼年度	26	27	28	29	30
内　　科	入　　院	20,108	21,599	21,693	21,384	14,709
	一日平均入院	55.1	59.0	59.4	58.6	40.3
	外　　来	17,642	13,515（※）	13,630	14,464	11,723
	一日平均外来	72.3	55.6	56.1	59.3	48.0
	計	37,750	35,114	35,323	35,848	26,432
予防接種・健診等	外　　来	－	3,939（※1）	4,523	5,005	4,512
循環器内科	入　　院	3,231	3,409	4,955	3,833	2,328
	一日平均入院	8.9	9.3	13.6	10.5	6.4
	外　　来	5,763	5,388	5,436	5,378	4,622
	一日平均外来	23.6	22.2	22.4	22.0	18.9
	計	8,994	8,797	10,391	9,211	6,950
脳神経外科※2	入　　院	0	0	0	882	3,635
	一日平均入院	0	0	0	4.9	9.9
	外　　来	92	106	89	263	744
	一日平均外来	0.4	0.4	0.4	1.1	3.0
	計	92	106	89	1,145	4,379
外　　科	入　　院	5,184	3,711	2,724	2,225	3,575
	一日平均入院	14.2	10.1	8.5	6.1	9.8
	外　　来	4,568	3,995	2,930	2,720	2,350
	一日平均外来	18.7	16.4	12.1	11.1	9.6
	計	9,752	7,706	5,654	4,945	5,925
整形外科	入　　院	9,182	7,678	7,729	7,005	6,102
	一日平均入院	25.2	21.0	21.2	19.2	16.7
	外　　来	5,246	5,120	5,101	4,873	4,289
	一日平均外来	21.5	21.1	21.0	20.0	17.6
	計	14,428	12,798	12,830	11,878	10,391
合　　計	入　　院	37,705	36,397	37,101	35,329	30,349
	一日平均入院	103.4	99.4	101.6	96.8	83.1
	外　　来	33,311	32,063	31,709	32,703	28,340
	一日平均外来	136.5	115.7	130.5	134.0	116.1
	計	71,016	68,460	68,810	68,032	58,689

※１　平成 26 年度までの内科における外来患者数は予防接種、健診等の患者数を含むもの。（H27 は 3,939 人）
※２　平成 29 年 10 月２日より脳神経外科医を雇用。平成 29 年度実績における一日平均入院患者数は、10 月２日以降の 181 日で除したもの。

4　新熊本市民病院建設

熊本市民病院については、熊本地震により全入院患者の転退院を余儀なくされ、病院機能の大半を喪失したことから、平成２８年５月に病院再建方針が表明され、同年６月から８月にかけて地域の医療関係者、有識者等による懇談会を実施し、同年９月に熊本市民病院の再建基本計画を策定した。

現在の熊本市民病院は、同年４月末より外来診療を一部再開、同年１２月には現病院の管理棟を一部改修し、ＮＩＣＵ等の入院診療を一部再開している。

新病院建設については、平成２９年３月に、現病院に近い同市東区東町に用地を取得し、同年４月から基本実施設計を進め、平成３０年２月から病院棟工事に着手している。今後は、災害に強い病院であることはもとより、市民の生命と健康を守る地域の基幹病院として、令和元年（２０１９年）１０月１日の開院に向けた準備を着実に進めている。

（1）概要（平３１．４．１現在）

新熊本市民病院の建設概要

所　在　地	熊本市東区東町４丁目１番６０号
敷地面積	２０，４７０．９７㎡
延床面積	３９，８１０．６７㎡　付属棟含む
駐車場台数	３４６台
工　　期	平成２９年４月１日 ～令和元年（２０１９年） ６月３０日

（2）再建に向けたスケジュール

平成２８年１２月２６日	ＮＩＣＵ（９床）、ＧＣＵ（５床）再開
平成２９年　１月２０日	一般病床（１０床）再開
４月～	新病院設計・施工
平成３０年　２月	病院棟着工
令和元年（２０１９年）６月３０日	新病院竣工
令和元年（２０１９年）１０月１日	新病院開院　３８８床（予定）

教　　育

1　概　　況　401

2　青　少　年　育　成　402

3　学　校　教　育　405

4　図　書　館　418

5　熊　本　博　物　館　422

1　概　況

少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など、社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通したトラブルなど、多くの課題を抱えている。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。

このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心をはぐくみ、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっている。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められている。

こうした背景を踏まえ、平成２８年３月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、３つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成２８年３月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。さらに、本基本計画の策定に伴い、平成２８年度からは、「熊本市第７次総合計画」との整合性を図りながら、市長が定めた「熊本市教育大綱」の「施策の基本方針」及び「重点的取組」に関連する事業で実施計画を策定し、進捗管理を行っている。

（1）平成３１年度（２０１９年度）熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳･知･体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

（2）平成３１年度（２０１９年度）年度教育目標

◎人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成する。

◎多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

（3）熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）（平成２８～３１年度）

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり　～教育都市くまもとを目指して～

（4）取組の方向

1　徳・知・体の調和のとれた教育の推進
2　子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
3　安全で良好な教育環境の整備
4　学校教育と福祉の連携の推進
5　生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
6　豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
7　生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

（5）重点的取組

1　いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
2　確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
3　教員が子どもと向き合うための体制の整備
4　学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

2　青少年育成（青少年教育課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア　熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市青少年教育課に置く。

委員構成　　市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任　　期　　在職期間（但し学識経験者は２年）
事業内容　　協議会の開催

イ　熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、熊本市教育委員会から委嘱を受けた青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年５月に自主的に結成された任意団体。

（2）児童育成クラブ

目　　的　　放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開 設 日　　４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）
開設時間　　平日：児童の下校時間～午後６時
　　土曜日及び長期休業期間：午前８時～午後６時
支 援 員　　５０８名（令元．５．１現在）
巡回指導員　　１５名（令元．５．１現在）
開設状況　　（公営）８０箇所６，１４０名　（民営）１５箇所６６３名（令元．５．１現在）
　　※開設時間、支援員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（3）青少年センター活動

ア　業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ　青少年指導員

（令１年５月１日現在）

区　分	内　　訳	人　員（人）
民　　間	校区青少年健全育成協議会の推薦	230
学　　校	小学校　中学校　高等学校　専修学校の推薦	284
計		514

ウ　指導状況

①　実施状況

年　度 街頭指導実施状況	H26	H27	H28	H29	H30
年間街頭指導実施回数（回）	885	888	831	902	934
従事した青少年指導委員延人員（人）	4,395	4,341	3,925	4,038	4,404
指導した青少年の総数（人）	4,195	3,397	1,898	1,772	2,774

② 学職別・行為別指導状況

（単位　人）

学職別	行為別／年度	喫　煙	怠　学	遊技施設内声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小学生	H28	-	-	62	5	100	3	170
	H29	-	-	79	6	38	1	124
	H30	-	1	87	-	18	19	125
中学生	H28	7	1	180	6	128	10	332
	H29	-	2	286	20	84	10	402
	H30	2	-	367	1	52	15	437
高校生	H28	12	6	946	16	212	90	1,282
	H29	-	8	794	41	236	40	1,119
	H30	3	35	1,940	28	140	30	2,176
その他	H28	-	-	82	17	2	13	114
	H29	-	-	72	25	18	12	127
	H30	7	-	9	18	2	-	36
計	H28	19	7	1,270	44	442	116	1,898
	H29	-	10	1,231	92	376	63	1,772
	H30	12	36	2,403	47	212	64	2,774

エ　小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ　家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から”“家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（4）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア　家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やＰＴＡとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ　家庭教育地域リーダー養成講座

ＰＴＡや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に家庭教育地域リーダー養成講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

（5）青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動等を通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア　青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。なお、全棟（体育室を除く）にわたる屋根の不具合に伴い、平成３１年度の受け入れを４月１５日から中止した。

①　金峰山少年自然の家

所　在　地　　西区池上町３０７１-５

開設年月日　　昭和５０年１０月１日

定　　員　　２００人

施設内容　　宿泊棟（児童用２３室・引率者用２室・バリアフリー１室・バリアフリー浴室）
研修室・体育室・食堂・浴室・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
屋外多目的ハウス

利用状況

（平成 31 年４月１日現在）

年度 / 団体名	H26		H27		H28		H29		H30	
	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）	団体数	延人員（人）
小　学　校	96	23,322	87	22,156	87	13,667	70	16,736	78	20,891
中　学　校	3	262	10	1,670	3	340	2	240	3	308
少年団体	32	2,769	20	1,397	7	719	17	1,148	20	1,221
その他の団体	7	2,146	18	4,200	5	2,506	13	4,015	9	2,818
主催事業	15	1,684	12	1,048	6	338	9	760	11	1,012
合　計	153	30,183	147	30,471	108	17,570	111	22,899	121	26,250
稼働率（%）	78.8		77.3		66.5		60.7		67.1	

（注）稼働率（%）＝（利用日数／開所日数）× 100

（6）青少年の交流

国内外の友好姉妹都市との間で、青少年の交流活動を通して、両市の友好と親善を深める。

ア　国際交流（平成３０年度）

①　熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（派遣）

期間　　平成３０年７月２７日～８月５日（９泊１０日）

団員　　１９人（高校生団員１５、役職員４）

イ　国内交流（平成３０年度）

①　熊本市・福井市小学生交流事業

期間　　（受入）平成３０年８月２日～５日（３泊４日）
（派遣）平成３１年１月１１日～１４日（３泊４日）

団員　　１６人（小学生団員１２、役職員４）

3　学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件、インターネットを通したトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな心」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、平成２８年３月に策定した「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

また、平成３０年３月「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進している。

平成３１年度（２０１９年度）の主な事業は次のとおりである。

徳・知・体の調和のとれた教育の推進

・豊かな心を育む教育の推進（道徳教育創業支援事業、心の教育・体験学習　他）（指導課）

・確かな学力を育む教育の推進（教育の情報化推進経費※１、外国語教育推進経費※２、高校改革関連経費※３　他）（指導課、教育センター、教育政策課）

※１　教育の情報化推進経費

令和２年度（２０２０年度）から全面実施となる新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善や、プログラミング教育の導入が求められており、これらを実現するため、平成３０年度から３ヶ年で電子黒板や実物投影機・タブレット端末といった教育におけるＩＣＴ環境整備を全小中学校で進めている。

※２　外国語教育推進経費

外国語指導助手（ＡＬＴ）の増員し、グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方を実現するための体制を整備する。

※３　高校改革推進経費

検討委員会を設置し、市立高校及び市立総合ビジネス専門学校の今後の在り方の検討などを行う。

・健やかな体を育む教育の推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費、学校給食・食育推進事業、夏休みプール開放事業経費、いのちを守る教育推進経費、国際スポーツ大会学校応援等経費　他）（健康教育課）

子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

・教員が子どもと向き合う時間の拡充（学校教育コンシェルジュ設置経費、学級支援員派遣経費、部活動指導員配置事業　他）（総合支援課、健康教育課）

・教育相談体制の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業、スクールカウンセラー（SC）配置事業　他）（総合支援課）

・特別支援教育の推進（特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業、特別支援学校建設事業　他）（総合支援課、施設課）

安全で良好な教育環境の整備

・最適な学習環境の整備（義務教育施設整備事業、施設整備経費、維持補修経費　他）（施設課）

生涯学習社会の構築

・図書館・博物館の機能充実（特別展等開催経費、図書館施設整備経費　他）（博物館、図書館）

（1）市内学校数　（学務課）

（令 1.5.1 現在）

区分＼校種別	大　学	短　大	高　校	特別支援学校	中　学	小　学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2	1	42（1）	92	6	143（1）
私	6	1	14		9		24	54
合　計	8	1	27	6	52（1）	93	31	218（1）

（注）（　）は分校の数を別掲　区分中の「国」は独立行政法人（旧国立熊本大学）

（2）市立学校児童生徒数　（教職員課）

校種別＼区分	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼　稚　園	6	20	282	43
小　学　校	92	1,636	40,922	2,478
中　学　校	42（1）	690	18,932	1,356
高等学校	2	42	1,643	115
特別支援学校	1	9	67	29
専修学校	1	7	129	11
合　計	144（1）	2,404	61,975	4,032

（注）（　）は分校の数　　（令 1.5.1 現在）

（3）児童生徒数の変遷　（教職員課）

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
児童生徒数	小学校	40,790	40,236	40,747	41,045	40,922
	中学校	20,271	19,854	19,574	19,077	18,932

（各年度　5.1 現在）

（4）学校施設の現況　（施設課）

ア　小学校施設の現況

（令 1.5.1 現在）

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	壺川	400	22	15	4,341	594	9,104	
2	碩台	145	13	8	3,610	594	12,093	
3	白川	452	25	18	4,288	919	12,908	
4	城東	209	15	9	4,444	725	15,397	
5	慶徳	137	23	12	4,268	919	6,563	
6	一新	381	24	16	4,345	725	12,615	
7	五福	255	19	12	3,158	804	6,682	昭 52.10
8	向山	483	28	18	4,123	725	16,652	
9	黒髪	458	31	16	5,477	796	10,472	
10	大江	653	34	23	4,544	725	11,724	
11	本荘	48	12	7	4,083	894	11,533	
12	春竹	505	34	21	5,444	1,049	15,465	
13	古町	122	13	7	2,840	532	11,184	
14	春日	255	17	13	4,349	725	14,224	昭 49. 9
15	城西	700	39	25	6,311	1,170	20,277	昭 60. 9
16	花園	405	20	14	4,893	945	17,199	昭 57.10
17	池田	461	24	18	4,962	594	12,569	
18	出水	447	24	16	4,657	826	11,682	
19	白坪	491	30	19	5,658	945	16,004	
20	画図	1,020	48	35	6,775	919	17,278	昭 54.10
21	砂取	476	28	19	4,686	1,119	18,074	
22	健軍	589	46	25	6,930	945	25,678	
23	清水	524	34	22	5,741	1,036	16,849	昭 49. 9
24	日吉	416	28	17	5,453	976	15,199	昭 55. 4
25	川尻	505	26	19	5,184	1,049	22,553	昭 60. 9
26	力合	550	31	21	5,001	594	16,836	昭 60. 4
27	御幸	607	31	23	4,939	1,039	18,787	昭 52.10
28	田迎	481	25	19	4,619	1,203	13,513	昭 62. 3
29	高橋	108	10	6	1,912	666	7,271	
30	池上	247	17	12	3,705	919	16,088	平元 . 5
31	城山	721	39	26	5,347	924	24,427	昭 57. 4
32	託麻原	674	34	23	6,555	1,049	21,748	
33	秋津	546	28	20	4,933	923	16,104	
37	泉ケ丘	380	22	15	4,801	919	18,362	
38	小島	254	24	15	2,856	1,093	12,462	
39	龍田	637	34	25	5,633	850	14,556	昭 62. 8
40	帯山	779	47	28	6,156	1,069	20,252	
41	中島	235	16	11	3,060	532	13,529	
42	白山	547	30	21	5,038	1,049	20,199	
43	若葉	388	23	15	4,619	1,049	18,784	
44	城北	473	31	20	5,422	1,017	18,958	昭 60. 9
45	尾ノ上	718	41	27	5,923	792	21,434	昭 55.11
46	西原	688	40	25	5,215	792	19,084	昭 49. 9
47	高平台	615	34	23	5,370	945	26,678	昭 49. 9
48	楠	257	20	12	6,325	802	18,318	
49	託麻東	1,069	55	37	5,344	725	25,225	
50	託麻西	856	46	32	6,589	945	18,873	昭 52.10

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
51	託麻北	535	30	21	4,126	920	15,971	昭 60. 4
52	桜木	448	28	18	6,361	725	20,806	昭 49. 9
53	東町	529	39	23	5,945	1,436	20,272	昭 54.10
54	麻生田	457	29	18	5,221	945	20,193	
55	武蔵	409	22	15	4,971	945	18,102	
56	帯山西	593	30	21	4,319	725	17,965	
57	月出	482	29	20	5,916	945	24,258	昭 55.11
58	出水南	795	40	27	6,005	945	16,287	
59	健軍東	287	18	13	5,960	725	21,385	昭 58. 3
60	城南	285	21	13	3,978	725	22,633	昭 57.12
61	田迎南	770	41	29	4,170	725	25,702	昭 58. 3
62	弓削	300	20	14	3,012	695	18,594	昭 58. 3
63	託麻南	957	49	33	7,073	725	21,601	昭 60. 4
64	山ノ内	571	29	21	5,535	724	28,949	昭 61.10
65	楡木	525	31	20	3,824	918	18,859	
66	川上	572	34	23	4,667	745	24,479	
67	西里	342	24	17	4,375	1,161	35,546	平 22 撤去
68	北部東	699	38	27	4,976	1,337	19,179	
69	芳野	77	12	8	1,993	797	13,124	
70	河内	140	12	7	2,890	862	12,417	昭 49. 3
71	飽田東	519	29	21	3,196	680	12,155	
72	飽田南	176	14	9	1,420	680	11,835	
73	飽田西	159	12	7	853	680	12,072	
74	中緑	48	9	6	1,560	401	9,738	
75	銭塘	105	13	8	2,179	378	12,246	
76	奥古閑	140	12	7	3,167	680	13,329	
77	川口	53	9	6	2,273	420	12,066	
78	長嶺	1,037	52	37	6,326	1,049	24,672	平 17. 4
79	日吉東	472	26	19	3,799	919	26,118	
80	桜木東	565	32	21	3,456	919	26,103	
81	富合	737	39	26	3,924	919	22,239	
82	杉上	352	23	15	3,616	802	25,000	
83	隈庄	727	43	27	4,466	800	15,151	
84	豊田	228	17	10	3,469	800	23,084	
85	植木	423	28	15	3,611	919	20,728	
86	山本	81	11	7	2,582	797	14,595	
87	田原	93	15	8	2,607	797	23,182	
88	菱形	239	19	11	3,970	920	22,793	
89	桜井	282	21	13	4,090	920	24,413	
90	山東	187	14	8	3,320	922	22,154	
91	吉松	165	14	8	3,425	919	16,267	
92	田底	108	13	8	2,723	541	14,577	昭 52. 6
93	田迎西	671	36	25	6,057	1,226	22,285	
94	力合西	650	33	23	4,711	1,199	33,342	
95	龍田西	565	33	23	6,333	1,201	23,029	
合計		40,922	2,478	1,636	412,376	79,359	1,660,961	

イ　中学校施設の現況

（令 1.5.1 現在）

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	出水	874	51	27	7,386	1,322	25,654	昭 48.10
2	白川	556	33	19	6,140	1,222	28,765	昭 48.10
3	藤園	284	31	16	5,601	1,138	22,788	昭 48. 4
4	花陵	459	33	17	5,957	994	20,331	昭 48.10
5	城南	394	28	14	6,038	1,138	24,459	昭 47.10
6	京陵	694	44	24	7,673	1,222	29,457	昭 48. 4
	清水が丘分校	5	9	1			26,094	
7	西山	494	33	18	6,225	1,463	29,968	昭 49.10
8	江南	220	19	9	3,519	1,138	23,240	昭 48. 4
9	江原	282	27	12	4,433	981	25,360	昭 49.10
10	竜南	328	24	13	4,870	981	18,629	昭 48.10
11	桜山	144	16	6	4,394	981	19,596	昭 48. 4
12	湖東	409	34	17	5,759	1,138	28,502	昭 47.10
13	託麻	975	58	31	6,847	1,222	24,430	昭 48.10
14	三和	543	38	19	4,715	981	21,813	昭 48. 4
15	城西	211	19	9	4,188	779	13,784	昭 48.10
16	帯山	936	58	29	5,556	1,277	25,675	昭 48. 4
17	東野	466	30	17	0	1,222	19,304	昭 48.10
18	錦ヶ丘	831	57	29	6,934	1,476	20,062	昭 48.10
19	二岡	436	30	16	4,409	770	23,580	昭 48. 4
20	東部	405	29	17	4,704	734	21,422	
21	楠	397	25	13	6,939	724	24,570	平 20. 3
22	西原	642	45	22	6,943	1,124	29,588	
23	武蔵	378	29	14	4,864	780	22,407	昭 56. 6
24	東町	384	27	14	7,622	1,020	21,500	昭 58. 3
25	出水南	588	38	20	4,794	780	27,592	昭 58. 3
26	清水	508	35	20	6,294	1,222	22,702	
27	井芹	287	24	11	5,313	981	29,318	
28	北部	646	44	22	5,815	1,261	25,944	平 19.10
29	芳野	32	13	4	2,458	910	31,550	昭 55. 5
30	河内	60	14	4	2,993	2,007	15,238	昭 49. 3
31	飽田	332	25	12	3,730	1,280	15,260	
32	天明	180	17	8	3,918	1,133	22,867	
33	長嶺	943	56	30	7,165	1,221	41,148	
34	力合	495	34	18	4,449	981	30,006	
35	龍田	602	37	21	5,056	981	27,384	平 18. 4
36	日吉	399	30	16	5,035	981	30,581	平 17. 4
37	桜木	515	29	17	5,752	981	26,307	
38	富合	282	25	13	4,141	1,368	31,915	昭 58. 8
39	下益城城南	558	38	20	6,894	1,772	28,777	
40	鹿南	313	27	12	5,178	981	28,885	
41	五霊	307	26	12	4,193	1,032	25,798	
42	植木北	138	17	7	3,293	984	26,209	
合計		18,932	1,356	690	218,187	46,683	1,078,459	

※清水が丘分校の保有面積については、借用地のみ記載。

ウ　幼稚園施設の現況

（令 1.5.1 現在）

番号	園　　名	園児数	教員数	学級数		園舎保有面積（㎡）	敷地面積（㎡）
				通常	通級		
1	碩　　台	22	8	3	3	817	1,272
2	一　　新	41	5	3		914	3,143
3	向　　山	45	10	3	7	889	2,943
4	川　　尻	42	8	3	3	788	2,380
5	楠	41	5	3		595	2,197
6	隈　　庄	91	7	5		875	3,341
合　計		282	43	20	13	4,878	15,276

※　碩台幼稚園　教員数には、ことばの教室の３人が含まれる。
※　向山幼稚園　教員数には、ことばの教室の７人が含まれる。
※　川尻幼稚園　教員数には、あゆみの教室の３人が含まれる。

エ　高等学校

市立必由館高等学校概要

創立１０８年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成１３年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科９クラス（普通科６、国際コース１、芸術コース１、服飾デザインコース１）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい成果を残している。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来６３年目を迎えた高等学校であり、平成１２年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科２クラス（国際経済コース１、健康スポーツコース１）、情報科３クラス（ＯＡ会計コース２、経営情報コース１）の二つの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路希望の実現を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、専門教育を中心にした学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

（令 1.5.1 現在）

番号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
					校　舎	屋内運動場	
1	必 由 館	1,069	68	27	14,504		46,219
2	千 原 台	574	47	15	7,071	3,774	55,434
合　　計		1,643	115	42	21,575	3,774	101,653

オ　特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成２９年４月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、１学年３学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

施設の概要

（令 1.5.1 現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校　舎	室内運動場	
平成さくら支援学校	67	29	4,746	971	21,602

カ　専修学校

総合ビジネス専門学校概要

昭和２４年に創立して７１年目を迎える。平成３年に新町段山校舎より上熊本の現在地に移転した。建学の精神は「無名にして有力　役に立つ人間」。卒業生は 8,200 名を超え地元企業でなくてはならない存在として活躍している。全国に２校しかない「商業系公立専門学校」で就職率は高く地域に貢献している。

総合ビジネス科（昼間学科２年専門課程）は、情報ビジネス、経理ビジネス、観光サービスの３コースがあり、情報・簿記・観光に関する「社会のニーズに応えるビジネス実務教育」と、ビジネスマナー・教養・熊本地域経済等の「社会人としての人間教育」をめざしている。卒業時に「専門士」の称号を得て、短大卒と同等の待遇を受ける。

ＯＡ経理科（夜間等学科１年一般課程）は、簿記と情報のビジネス実務教育を行う。専門的知識や技能の修得を通して生涯学習を楽しむ方や、企業に貢献することをめざす方が学ぶ。

施設の概要

（令 1.5.1 現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校　舎	屋内運動場	
総合ビジネス専門学校	129	11	3,727		4,399

キ　校舎の整備状況

（令 1.5.1 現在）

区分		校舎面積（㎡）				普通教室数				特別教室数			
		学校数	基準面積	保有面積	過不足面積	学校数	基準数	保有数	過不足数	学校数	基準数	保有数	過不足数
小学校	基準未満	54	277,492	229,979	△ 47,513	44	977	844	△ 133	33	340	245	△ 95
	基準以上	38	158,849	182,397	23,548	48	704	714	10	59	550	764	214
	合計	92	436,341	412,376	△ 23,965	92	1,681	1,558	△ 123	92	890	1,009	119
中学校	基準未満	25	153,369	123,965	△ 29,404	22	406	326	△ 80	12	167	110	△ 57
	基準以上	18	82,570	94,222	11,652	21	292	295	3	31	402	546	144
	合計	※ 43	235,939	218,187	△ 17,752	※ 43	698	621	△ 77	※ 43	569	656	87

※学校数は分校を含む

ク　屋内運動場の整備状況

（令 1.5.1 現在）

区分		学校数	基準面積（㎡）	保有面積（㎡）	過不足面積（㎡）
小学校	基準未満	76	84,219	63,077	△ 21,142
	基準以上	16	15,492	16,282	790
	合計	92	99,711	79,359	△ 20,352
中学校	基準未満	32	40,810	31,543	△ 9,267
	基準以上	11	13,194	15,140	1,946
	合計	※ 43	54,004	46,683	△ 7,321

※学校数は分校を含む

（5）特別支援学級設置状況　（総合支援課・教職員課）

（令 1.5.1 現在）

区分	小学校			中学校			合計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数
知的障害学級	115	612	159	50	230	68	165	842	227
自閉症・情緒障害学級	115	613	166	67	370	93	182	983	259
肢体不自由学級	20	29	23	14	15	15	34	44	38
院内学級	4	12	6	4	12	5	8	24	11
病弱学級	17	22	19	9	10	9	26	32	28
弱視学級	4	4	4	0	0	0	4	4	4
難聴学級	11	20	12	6	8	6	17	28	18
合計	286	1,312	389	150	645	196	436	1,957	585

（6）中学校卒業者の進路状況　（指導課）

（令 1.5.1 現在）

区分／進路別			男	女	合計	比率（%）
卒業生総数			3,371	3,198	6,569	100
進学者	高等学校の本科	全日制	3,153	3,051	6,204	94.44
		定時制	26	12	38	0.58
		通信制	87	99	186	2.83
	高等専門学校		65	21	86	1.31
	合計		3,331	3,183	6,514	99.16
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			12	1	13	0.2
就職者（含自家営業）			11	4	15	0.23
無業者			3	2	5	0.08
未定			14	8	22	0.33

（7）熊本市奨学金制度（学務課）

ア　目　　的　経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

イ　貸付要件　次の要件をすべて満たす者

・熊本市に居住する者の被扶養者であること。

・学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程）に在学していること。

・経済的理由により修学が困難であると認められること。

・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

ウ　貸付金額及び定数

区　　分	定数（人）	種別	貸付月額	自宅外通学生加算額（月額）	第１学年加算額（初回のみ）
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	380	国・公立 私　　立	18,000 円 30,000 円	－	50,000 円 100,000 円
大学 短期大学 専修学校（専門課程）		国・公立 私　　立	42,000 円 51,000 円	6,000 円 10,000 円	150,000 円 200,000 円

注１　加算は、申請に基づき付加する。
注２　申請により、貸付月額を２分の１に相当する額に減額することができる。

エ　貸付期間　在学する学校等の正規の修学年限

オ　返　　還　奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。（無利子）

（8）就学援助費（学務課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

区分＼年度		H26		H27		H28		H29		H30	
児童生徒数（人）	小学校	40,934	61,266	40,790	61,061	40,236	60,090	40,747	60,321	41,045	60,122
	中学校	20,332		20,271		19,854		19,574		19,077	
認定者数（人）	小学校	5,715	9,126	5,889	9,365	6,093	9,532	6,005	9,326	5,785	8,981
	中学校	3,411		3,476		3,439		3,321		3,196	
認定率（%）	小学校	14.0	14.9	14.4	15.3	15.1	15.9	14.7	15.5	14.1	14.9
	中学校	16.8		17.1		17.3		17.0		16.8	
援助総額（千円）	小学校	400,147	767,092	413,238	786,511	417,805	796,248	428,111	807,297	423,597	798,354
	中学校	366,945		373,273		378,443		379,186		374,757	

平成３０年度支給実績

（単位　円）

	小　学　校	援助総額	中　学　校	援助総額
学　用　品　費　等	1　年　12,990 2 ～ 6 年　15,220	83,125,813	1　年　24,590 2 ・ 3 年　26,820	81,631,498
補　助　教　材　費	2・5・6 年　4,000 3 ・ 4 年　4,300	19,708,985	2　年　4,400 3　年　4,700	9,561,104
新入学児童生徒学用品費	40,600 31 年度入学前支給　50,600	35,249,800	47,400 31 年度入学前支給　57,400	57,101,850
修　学　旅　行　費	実　費	22,764,233	実　費	58,364,523
通　学　費	実　費	35,860	実　費	51,020
医　療　費	実　費	5,984,557	実　費	2,210,423
学　校　給　食　費	実　費	251,481,850	実　費	158,416,861
校　外　活　動　費	実　費	5,245,760	実　費	7,420,267
合　計		423,596,858		374,757,546

教育

（9）私学助成　（学務課）

（単位　千円）

区分＼年度	H26	H27	H28	H29	H30
高等学校 中学校	31,251	31,529	29,999	29,999	29,999

（１０）国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア　熊本市からの派遣（平成３０年度）

派遣人員	在　籍　校	派　遣　先
高校生　４名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワード高校

イ　サンアントニオ市からの受入（平成３０年度）

受入人員	在　籍　校	受　入　先
高校生　４名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワード高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

（１１）学校給食（健康教育課）

ア　実施状況

（令 1.5.1 現在）

区　分	種　類	実施校数	児童生徒数	給　食　費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師
小 学 校	完全給食	92 校	40,921 人	1 食単価 243 円	49 人	99 人
中 学 校	完全給食	42 校	18,932 人	1 食単価 295 円	20 人	12 人

イ　学校給食共同調理場

（令 1.5.1 現在）

施設名（開設年月）	所　在　地	対　象　校
東共同調理場（昭 48.4）	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	東野中、錦ヶ丘中、東町中、桜木中
西原共同調理場（昭 53.4）	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	西原中、帯山中
城西共同調理場（昭 53.4）	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	城西中、三和中、県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場（昭 54.4）	中央区京町本丁 1 番 14 号	京陵中、竜南中、白川中、藤園中
日吉共同調理場（昭 54.9）	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	花陵中、江南中、江原中、力合中、平成さくら支援学校
武蔵共同調理場（昭 56.4）	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	武蔵中、清水中
出水南共同調理場（昭 58.4）	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	出水南中、出水中、湖東中、託麻中
井芹共同調理場（平 2.6）	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	井芹中、西山中、北部中
長嶺共同調理場（平 5.4）	東区長嶺南 7 丁目 21 番 40 号	長嶺中、二岡中、東部中
龍田共同調理場（平 6.4）	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	龍田中、楠中、桜山中
城南共同調理場（平 8.4）	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	城南中、日吉中、天明中
富合共同調理場（平 11.3）	南区富合町清藤 472 番地	富合中、富合小、飽田中
植木共同調理場（平 19.3）	北区植木町広住 342 番地 1	鹿南中、五霊中、植木北中、植木小、菱形小、桜井小

（１２）熊本市学校給食会（健康教育課）

名　　称　公益財団法人　熊本市学校給食会

事務所の所在地　中央区新町２丁目４番２７号　熊本市健康センター新町分室２階

設立年月日　平成８年４月２日

目　　的　学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。

事　　業　学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進

・物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催
・市産品導入の推進
・特別栽培（減農薬）農産物等の導入推進
・学校給食交流会の支援
・学校給食用物資の生産地視察

学校給食の普及・奨励（改善・充実）

・登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催
・納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催

学校給食の実施に必要な調査研究

・学校給食用物資の定期検査及び放射能検査

その他目的を達成するために必要な事業

基本財産　１００,０００千円

（１３）熊本市教育センター

ア　施設・設備の概要

所　在　地　中央区千葉城町２番３５号

施設内容　５階　機械室
４階　大研修室
３階　第１研修室　第２研修室　第３研修室
ＩＣＴ支援室
２階　第４研修室　中研修室　図書・資料室
ＩＣＴ研修室（ノートＰＣ３０台・タブレット型ＰＣ１０台）
１階　第５研修室　第７研修室　多目的研修室　所長室　事務室　教育情報室
地階　機械室

イ　研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

①　研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

・平成２８年度委嘱研究員　１７部会５５人（委嘱期間　平２８.６～平３０.８）
・平成３０年度委嘱研究員　　８部会２５人（委嘱期間　平３０.４～平３２.８）
・検証授業の実施
・派遣研修の実施

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

・募集期間　　令和２年（２０２０年）１月６日～１月１０日

・各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

・指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）

・教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

・拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成

・プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

・熊本県主催教科書展示会　　令和元年（２０１９年）６月１４日～６月２７日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ　研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。なお、教育の情報化に関する研修は、教育情報室が担当する。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

・研究指定校、研究モデル校、研究員活動

・派遣（パッケージ）研修

・教育情報の配信・提供

・授業力向上支援員派遣研修

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

・教科等教育・実技研修（１７講座）

・カウンセリング研修（１講座）

・教育の情報化研修（５講座）

・特別支援教育研修（４講座）

・トワイライト研修（２５講座）

・教師塾「きらり」

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

・経年者研修

初任者研修（１３講座）　初任校（２年目）研修（３講座）

初任校（３年目）研修（２講座）　中堅教諭等資質向上研修（９講座）

教職員１年目研修（５講座）

１５年経験者研修（４講座）

新規臨任研修（５講座）　２年目臨任研修（３講座）　３年目臨任研修（２講座）「初めての学級担任」

臨任研修（２講座）　臨任研門研修【養護助教諭・学校栄養職員（臨時）】（各１講座）【幼稚園講師】（２講座）

・教育講演会（１講座）

・職能研修（１４講座）

教育の情報化研修（６講座）

幼児教育研修（２講座）　新任管理職研修【校長・園長、教頭】（各６講座）

社会教育関係研修

・家庭教育研修（２講座）

エ　教育委員会の情報施策の推進に関する事業（教育情報室）

教育委員会におけるＩＣＴ活用及び情報機器の整備促進を図るため、平成３０年度に教育情報室を設置し、教育の情報化推進に取り組む。

教育の情報化に関すること

・教育の情報化推進に向けての企画調整

・学校におけるＩＣＴ環境整備

・研究指定校（教育の情報化２校）による研究

・ＩＣＴ活用研究モデル校（５校）による研究

・校務の情報化推進のための調査研究

研修プログラムの開発

・タブレット端末、電子黒板等のＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発

・情報活用能力育成のための研修の開発

・情報モラル教育の啓発と普及研修の開発

・情報モラル教育推進リーダー研修の開発

教育の情報化研修講座

・教育の情報化に関する研修講座の実施　　※「ウ　研修に関する事業」を担当

パッケージ研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

教育情報ネットワークの企画管理運用

・ネットワークの運用管理及び次期ネットワークの検討

・情報端末管理（教員用ノートパソコン・タブレット端末等）

・教育センターホームページ運営

・ＩＣＴ支援員による授業支援、校内研修等の支援、メンテナンス

情報セキュリティ

・情報セキュリティ対策実施手順の適切な運用実施

・学校等のセキュリティ研修

（１４）令和元年度全国高等学校総合体育大会（健康教育課 全国高校総体推進室）

全国高等学校体育連盟が高校生最大のスポーツの祭典として大会を開催するもので、令和元年度は熊本・鹿児島・宮崎・沖縄の南部九州ブロックでの開催が決定している。なお、本市においては８月に剣道及び水泳（競泳）の２競技２種目を開催する。

また、この事業は教育活動の一環として高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としている。

４　図書館

本市では、熊本市立図書館を中心とし、分館３館（植木図書館、城南図書館、とみあい図書館）、くまもと森都心プラザ図書館、１５公民館図書室、男女共同参画センターはあもにい、議会図書室及び移動図書館による図書サービスネットワークを構築し、図書サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成２７年３月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。

主な実施事業

資　料　の　充　実：熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集した。
契約時期を見直し、図書購入事務を迅速化することにより、早期の図書提供を実施した。

サービスの充実：熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく「図書館における圏域住民の相互利用」において連携する市町村との相互利用を実施した。
視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供した。

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居や読書への関心を高める多様な行事を開催した。
乳幼児期、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの良書を紹介した冊子等を作成・配布し、掲載図書の学校へのセット貸出等を実施した。

ア　施　　設

所　在　地　　中央区大江６丁目１番７４号
開 館 年 月　　昭和５７年１１月
施設の概要　　一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ　蔵書数

【単位：冊】（平 31.3.31 現在）

	0：総記	1：哲学	2：歴史	3：社会	4：自然	5：技術	6：産業	7：芸術
市立図書館	19,013	20,289	51,818	69,132	36,619	32,532	16,794	41,812
市立 BM	42	315	504	357	601	914	364	458
植木図書館・BM	1,055	2,635	4,860	7,892	4,481	4,701	1,957	3,924
城南・BM	1,350	4,137	6,041	10,005	8,877	8,007	3,032	7,010
とみあい	1,307	2,238	4,065	6,222	5,946	6,892	2,236	5,451
プラザ図書館	9,818	20,056	27,760	66,821	31,449	34,151	17,845	30,314
東部	349	803	1,969	1,883	2,301	2,684	672	2,006
龍田	412	845	2,547	2,423	2,674	2,664	843	2,746
託麻	462	788	2,156	2,201	2,684	2,715	844	2,707
幸田	336	772	1,886	2,109	2,323	3,254	869	2,270
中央	324	645	1,154	1,868	1,587	1,911	510	1,349
清水	419	929	2,214	2,150	2,323	2,716	797	2,639
秋津	390	1,007	2,153	2,144	2,312	2,829	762	3,054
南部	335	966	1,694	2,006	2,218	2,965	739	2,283
花園	223	705	1,937	1,499	2,105	2,656	612	2,056
北部	304	507	1,108	1,228	1,415	1,864	429	1,190
河内	276	640	1,224	1,469	1,756	2,239	691	1,734
天明	330	632	1,081	1,487	1,578	2,137	663	1,569
飽田	489	960	1,984	2,191	2,385	3,180	1,049	2,494
西部	258	719	1,743	1,640	2,292	2,896	800	1,831
五福	162	411	869	1,070	1,234	1,674	411	1,077
はあもにい	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	37,654	60,999	120,767	187,798	119,160	125,581	52,919	119,974
比率（%）	2.4%	3.9%	7.7%	11.9%	7.6%	8.0%	3.4%	7.6%

※ BM・・・移動図書館

	8：語学	9：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,509	94,385	90,790	61,346	3,031	2,330	107	548,507
市立 BM	92	855	2,491	785	23	0	0	7,801
植木図書館・BM	999	7,367	14,372	9,511	709	924	0	65,387
城南・BM	2,318	10,001	17,926	9,590	243	71	12	88,620
とみあい	1,093	21,439	14	8,346	155	776	85	66,265
プラザ図書館	7,780	36,283	40,941	15,140	0	0	1,108	339,466
東部	407	4,003	7,858	7,564	34	0	0	32,533
龍田	529	5,016	7,689	5,633	0	0	0	34,021
託麻	462	5,119	7,685	5,514	0	0	0	33,337
幸田	514	4,063	9,027	5,977	91	25	2	33,518
中央	331	3,948	4,091	2,476	0	0	0	20,194
清水	383	4,493	8,805	6,263	18	1	0	34,150
秋津	395	4,770	8,613	5,599	60	5	0	34,093
南部	408	4,374	9,919	5,403	33	8	0	33,351
花園	405	4,774	9,367	5,238	270	1	0	31,848
北部	223	2,798	6,867	4,544	0	0	0	22,477
河内	295	2,684	6,707	4,132	0	8	1	23,856
天明	308	2,644	7,642	3,991	125	0	0	24,187
飽田	488	3,849	7,797	5,566	97	22	0	32,551
西部	381	3,184	8,173	5,393	83	0	0	29,393
五福	263	1,679	4,801	3,423	8	0	0	17,082
はあもにい	0	0	0	0	0	0	19,057	19,058
合計	26,583	227,728	281,575	181,434	4,980	4,171	20,372	1,571,695
比率（%）	1.7%	14.5%	17.9%	11.5%	0.3%	0.3%	1.3%	100%

※視聴覚資料の蔵書数（13,575 点）、雑誌（14,831 冊）は含まない。

※その他　新聞 18 紙　雑誌 413 誌　（購入のみ）

ウ　利用案内

図書の貸出

区　分	貸　出　冊　数		貸出期間	登　録　要　件
個　人　貸　出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合わせて一人 10 冊以内	2 週間	市内に居住か通勤及び図書資料の貸出に関する協定を締結している市町村にお住まいの方 登録者数　223,702 人 （平成 31 年 3 月 31 日現在）
	移動図書館		次回巡回日まで	
団　体　貸　出	家庭文庫、子ども会、公民館、学校　等	一回に 300 冊まで	2 ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対　　象	資料及び機材	利　用　方　法
個　人　視　聴	個　人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 （視聴覚ブース：一般席・児童席各 1 席）
団　体　貸　出	市内の幼・保育園・学校・社会教育団体・地域団体等	16 ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5 巻以内 機材：1 台 貸出期間：3 日間

エ　利用状況

図書の利用状況

（平成 30 年度）

区　分	市立図書館（BM含）	植木図書館（BM含）	城南図書館（BM含）	とみあい図書館	プラザ図書館	公民館図書室	
						東　部	龍　田
登録者数（人）	89,482	9,927	8,339	5,424	34,431	11,080	6,868
貸出者数（人）	246,190	45,131	52,759	28,641	121,994	56,033	29,878
貸出冊数（冊）	910,542	212,684	232,068	130,774	415,206	188,580	108,843

区　分	公　民　館　図　書　室							
	託　麻	幸　田	中　央	清　水	秋　津	南　部	花　園	北　部
登録者数（人）	7,877	7,293	1,977	7,562	5,461	5,590	5,127	3,288
貸出者数（人）	30,733	27,406	0	28,821	22,373	18,548	21,531	11,799
貸出冊数（冊）	122,530	102,307	0	106,446	86,558	66,003	75,866	41,356

区　分	公　民　館　図　書　室					議会図書室	はあもにい	計
	河　内	天　明	飽　田	西　部	五　福			
登録者数（人）	843	1,344	2,809	6,008	1,860	0	1,112	223,702
貸出者数（人）	2,815	4,049	10,674	23,432	11,266	3,414	8,695	806,218
貸出冊数（冊）	9,767	13,146	37,809	87,768	31,963	6,536	20,948	3,007,700

視聴覚コーナー利用状況

（平成 30 年度）

区　　分	ビ　デ　オ	DVD	合　計
利用者数（人）	281	211	492
保有数量（枚・本）	1,281	653	1,934

視聴覚機材貸出状況

（平成 30 年度）

区　　分	16 ミリフィルム	16 ミリ映写機	ビデオ	ビデオプレイヤー	DVD	DVDプレイヤー	プロジェクター
利用者数（団体）	41 巻	12 台	348 本	16 台	316 本	10 台	28 台

教育

５　熊本博物館

熊本博物館は、昭和２７年に熊本城内に設置され、勧業館時代を経て昭和５３年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門及びプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行ってきた。

平成２７年７月から着手した全面改修を終え、平成３０年１２月１日にリニューアルオープン。詳細は以下のとおりである。

（１）熊本博物館リニューアルの概要

ア　リニューアルの目的

施設の老朽化や社会変化による展示技術の向上に伴い、博物館の展示環境を見直す必要性が求められていた。「未来へつなぐ熊本の記憶」を全体のテーマに掲げ、総合博物館としての展示構成の工夫を基本に展示スペースの拡張や各分野間融合型の展示を行い、実験・工作室等の新設空間を活用しながら体験型博物館として更なる魅力向上に努め、学校の教育活動との積極的な連携を図る。

イ　概要

①　スペースの拡張

延床面積：６，１０８㎡　⇒　７，０９８㎡（＋９９０㎡）

②　展示・保存環境の改善

温湿度管理ができる特別展示室や収蔵庫の整備・拡張による展示保存環境の改善

③　来館者サービス機能の向上

・音声と文字による４ヶ国語対応展示解説システム導入
・動画や写真を使った展示資料解説補完システムの増強
・プラネタリウム番組や各種イベントの案内をわかりやすく表示するデジタルサイネージ導入
・プラネタリウム券売機の残席表示システム導入
・収蔵品データベース機能の向上　など

④　常設展示

展示内容の充実：全体テーマ「未来へつなぐ熊本の記憶」

熊本博物館の特性の一つに、半世紀を超える運営によって形成された膨大な記録・記憶の蓄積がある。そこでリニューアルした常設展示では、全体テーマを「未来へつなぐ熊本の記憶」とし、国指定重要文化財の「才園古墳出土品」と永青文庫所蔵の「細川家舟屋形」の展示など、熊本の歴史や文化、人と自然との深いかかわりを示しながら各分野間のつながりを意識した展示を行い、長い時間を経た知の蓄積を市民へ楽しくわかりやすく伝え、未来へ継承することを目指す。

また、県市連携展示室を設け、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料も展示し、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールする。

⑤　展示環境の改善

・公開承認施設（重要文化財等の展示に適した施設）を目指した改修
「温湿度管理ができる展示室の整備」
・三つの特別展示室の整備
重要文化財等の展示に対応した特別展示室１・２
フレキシブルな展示を行う特別展示室３

ウ　館内展示風景（常設展示）

（2）活動状況（平成３０年度）

ア　企画展示会

（平成 31.4.1 現在）

展　示　会　名	期　間	観覧数（人）
リニューアル記念展 「記憶を未来につなぐ博物館」	12/1 ～ 4/7	39,183（※）

※無料の企画展について常設展示と同様に観覧するため、会期中の入館者とする。

平成３０年１２月１日から平成３１年４月７日まで、特別展示室１・２・３を会場に、「記憶を未来へつなぐ博物館」をテーマに「記憶」「つなぐ」「未来」をキーワードとして時代を越えて受け継がれていく熊本博物館のあゆみと魅力を伝える展示を行った。

イ　定例展示会・共催展

展　　示　　会　　名	期　　間	参観者（人）
「肥後しゃくやく展」（於：塚原歴史民俗資料館）	5/3 ～ 5/4	116
「地質の日　身近に知る『くまもとの大地』」（於：熊日会館びぷれす広場）	6/2	約 900
肥後朝顔展（於：水前寺成趣園内・古今伝授の間）	7/1	未集計
肥後朝顔展　秋の展示会（於：熊本市動植物園）	9/1 ～ 9/2	未集計

ウ　教室・その他の行事（本館主催）

行　　事　　名	内　　容	期　　日	対　　象	参加者（人）
子ども科学・ものづくり教室	「水中ＵＦＯキャッチャーを作ろう」他	４月～３月	小中学生（一般）	1,432
部分日食観察会	熊本で観察できる部分日食の観察	1/6	一般	約 150

エ　入場・プラネタリウム観覧（H 30.12.1 ～H 31.3.31）

			入　　場（人）	プラネタリウム観覧（人）
有　　料	個　　人	一　　般	15,080	10,482
		高校・大学生	1,537	1,008
		小・中学生	3,176	6,157
		未就学児	－	10
	団　　体	一　　般	459	135
		高校・大学生	109	79
		小・中学生	252	488
		未就学児	－	160
	年間入場券	一　　般	452	－
		高校・大学生	20	－
		小・中学生	29	－
	小　　計	一　　般	15,991	10,617
		高校・大学生	1,666	1,087
		小・中学生	3,457	6,645
		未就学児	－	170
無　　料		一　　般	4,653	844
		高校・大学生	157	81
		小・中学生	6,773	3,222
		未就学児	4,780	1,935
総　　計			37,477	24,601

（3）資料

資　料　分　野	資　料　点　数
地　　質	20,172
動　　物	58,930
植　　物	16,766
理　　工	135
考　　古	10,224
歴　　史	18,138
民　　俗	13,558
合　　計	137,923

ア　人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、元熊大医学部長故山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料のほか、近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永璵禅師倚像（管理団体：熊本市）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

イ　自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など、熊本県産の実物標本を中心とした資料がある。

ウ　理工学関係

屋外展示場に、９６００形蒸気機関車（６９６６５号機）の実物がある。

エ　プラネタリウム

ドーム直径１６ｍ、座席数１８０席、光学式プラネタリウム「クロノスⅡ」と全天周映像システム「バーチャリウムⅡ」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

資　　料

1　「平成２８年熊本地震」からの主な復旧・復興関連事務　427

2　「平成３１年度当初予算（案）のポイント」（抜粋）　437

1　「平成２８年熊本地震」からの主な復旧・復興関連事務

「平成２８年熊本地震」の発生により、各局において、通常業務のほか、様々な復旧・復興関連事務が生じており、そのうち主なものとして、下記の事務が実施されている又は実施予定である。

（下段表の【平成 30 年度分】【平成 29 年度分】【平成 28 年度分】において、追記・修正を行った事業については、事業名の前に「※」を追加）

【2019 年度分】

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
	平成２８年熊本地震復興基金関連業務	復興総室
市民局	公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	被災者支援にあたる関係機関職員対象の復興期のこころのケア等の研修会	こころの健康センター
	被災者支援にあたる関係機関職員を対象の、精神科医による巡廻相談	こころの健康センター
	被災者支援のための暮らしとこころの悩み相談会	こころの健康センター
	被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
経済観光局	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証４号認定業務	商業金融課
	商店街にぎわい復興支援事業	商業金融課
	熊本市被災小規模事業者支援事業	商業金融課・産業振興課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
農水局	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
交通局	被災した軌道関連施設の復旧	運行管理課

【平成 30 年度分】

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
	平成 28 年熊本地震復興基金関連業務	復興総室
市民局	※区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	※地域コミュニティ施設等再建支援事業	地域活動推進課
	※中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	※公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	※男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	※ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	障がい者の福祉用具の再給付	障がい保健福祉課
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	子ども政策課
	被災者支援にあたる関係機関職員対象の復興期のこころのケア等の研修会	こころの健康センター
	被災者支援にあたる関係機関職員を対象の、精神科医による巡廻相談	こころの健康センター
	被災者支援のための暮らしとこころの悩み相談会	こころの健康センター
	被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
環境局	※被災合併処理浄化槽設置支援	浄化対策課
経済観光局	事業所向けり災証明発行業務（新規受付はH 29.3.31 で終了）	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証４号認定業務	商業金融課
	商店街にぎわい復興支援事業	商業金融課
	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業	商業金融課・産業振興課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	動植物園災害復旧業務	動植物園
	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
農水局	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
	震災に伴う干潟漁場等の復旧活動に対する支援	水産振興センター
	広域カントリーエレベーター再編整備事業	農業支援課
都市建設局	被災宅地等復旧支援業務	震災宅地対策課・震災土木施設対策課
	町並み復旧保存支援事業	開発景観課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、耐震シェルター設置	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	震災住宅支援課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市有建築物の復旧	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への公営住宅の提供等	住宅課
	災害公営住宅の整備	震災住宅支援課
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供	震災住宅支援課
	被災マンション建替え支援事業	震災住宅支援課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
	私道復旧補助金交付	各土木センター・各地域整備室
交通局	被災した軌道関連施設の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課
上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	水運用課・水道整備課・経営企画課・計画調整課
	上水道施設の耐震化等事業	水道整備課・管路維持課・計画調整課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	業務継続計画見直し業務	総務課
病院局	市民病院再建事業	新病院開設課

【平成 29 年度分】

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
市民局	区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館解体事業	地域活動推進課
	地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	※社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	高齢介護福祉課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	障がい者の福祉用具の再給付	障がい保健福祉課
	補装具・日常生活用具給付利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	※被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
環境局	※被災合併処理浄化槽設置支援	浄化対策課

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
経済観光局	事業所向けり災証明発行業務（新規受付はH 29.3.31 で終了）	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証４号認定業務	商業金融課
	熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	動植物園災害復旧業務	動植物園
	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
	※商店街にぎわい復興支援事業	商業金融課
	※熊本市被災小規模事業者持続化支援事業	商業金融課
農水局	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	広域カントリーエレベーター再編整備事業	農業支援課
	県営漁場災害復旧事業負担金	水産振興センター
	水産業共同利用施設の再建に対する支援	水産振興センター
	震災に伴う干潟漁場等の復旧活動に対する支援	水産振興センター
都市建設局	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課・震災宅地対策課・震災土木施設対策課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	震災住宅支援課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市有建築物の復旧	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	震災住宅支援課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
	※私道復旧補助金交付	各土木センター・各地域整備室

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
交通局	被災した軌道施設等の復旧	電車課
	※被災した交通局大江局舎の復旧（入札不調のためH 30 年度に事業繰越）	総務課
上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	水運用課・水道整備課・経営企画課・計画調整課
	上水道施設の耐震化等事業	水道整備課・管路維持課・計画調整課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し業務	総務課
教育委員会	防災教育の推進（防災教育副読本の作成）	指導課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	被災した学校施設（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課
病院局	※市民病院再建事業	新病院開設課

【平成 28 年度分】

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
政策局	※避難所運営に伴う校区防災連絡会等の設立推進事業	危機管理防災総室
	※備蓄及び物資供給計画見直し事業	危機管理防災総室
	※受援計画策定事業	危機管理防災総室
	市政だより臨時版、被災者支援制度発行	広報課
	臨時災害放送局運営	広報課
	ホームページキャッシュサイト構築	広報課
	災害対策本部会議関連事業	政策企画課
	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総務課
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	生活再建支援課
	被災者の生活再建に係る総合的相談	生活再建支援課
	仮設住宅等に係る被災者の入居及び退去の管理	住宅再建支援課
	仮設住宅等に入居する被災者からの相談	住宅再建支援課
	仮設住宅の維持補修	住宅再建支援課
	災害対策及び復興関連にかかる訪問団の受入及び職員派遣	国際課
	在住外国人及び海外へ向けた情報発信	国際課
	在住外国人及び国際交流関係団体からの問合せ対応	国際課
総務局	行財政改革推進	総務課
	中長期応援職員受入業務	人事課
	※災害対応力向上に関する全庁的な取組の進捗管理・支援等	人事課 人材育成センター
	※統合型ＧＩＳにおける災害情報の整備	技術管理課
財政局	※住家被害認定調査	税制課・課税管理課・納税課・中央税務課･東税務課･西税務課･南税務課・北税務課
市民局	※区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	※地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館解体事業	地域活動推進課
	※地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	※中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	※公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	※男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	※ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
	※コールセンター（被災者支援情報ダイヤル）運営事業	広聴課

担　当　局	主 な 復 旧・復 興 関 連 事 務	担　当　課
健康福祉局	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課 高齢介護福祉課 保育幼稚園課
	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助事業	精神保健福祉室
	避難所等における障がい者・高齢者支援ボランティア事業	障がい保健福祉課等
	避難行動要支援者（障がい児・者）の安否確認	障がい保健福祉課
	災害にあわれた要援護者に対する市営住宅等の提供	障がい保健福祉課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	総合保健福祉センター災害復旧事業	医療政策課
	※被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	避難者の入浴機会確保の支援	生活衛生課
	避難所の居住衛生調査	生活衛生課
	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	福祉避難所（妊婦・乳児版）の運営	子ども支援課
	住宅に困窮している被災要援護者への市営住宅等の提供	高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	福祉避難所の開設	健康福祉政策課 高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	生活必需品の支給	健康福祉政策課
環境局	アスベスト漏えい等調査業務	環境政策課
	エネルギー自給が可能なスマートハウス等を普及する「COOL CHOICE CITY くまもと」啓発推進事業	環境政策課温暖化対策室
	※市民保有の飲用井戸の水質検査業務	環境総合センター
	災害廃棄物収集運搬業務	廃棄物計画課
	損壊家屋等の解体及び撤去に関する事業	震災廃棄物対策課
	災害廃棄物の処理等に関する事業	震災廃棄物対策課
	東部環境工場（プラント設備・建築物）の復旧	東部環境工場
	三山荘、東部交流センター復旧の設計業務	東部環境工場
	※避難所への仮設トイレ設置に関する業務	浄化対策課

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
経済観光局	事業所向けり災証明発行業務	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	※セーフティネット保証４号認定業務	商業金融課
	※熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	商店街施設等災害復旧事業	商業金融課
	※熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	※文化財等災害復旧業務	文化振興課
	※公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	※動植物園災害復旧業務	動植物園
	※「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
	※避難所物資拠点関連業務	観光政策課
農水局	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策	水産振興センター
	秋津地区農業の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	被災農業者向け経営体育成支援事業	農業支援課
	農業共同利用施設等の早期復旧や再編整備に対する支援	農業支援課
	災害に強い産地体制構築のための農業共済加入に対する支援	農業支援課
都市建設局	被災宅地危険度判定業務	開発景観課
	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	避難者等の輸送	交通政策総室
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	建築政策課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	営繕課・設備課
	応急仮設住宅の建設	営繕課・設備課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター

担　当　局	主 な 復 旧・復　興　関　連　事　務	担　当　課
交通局	被災した電車車両、軌道施設等の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課
上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	水道施設整備実施計画の見直し業務	計画調整課
	熊本市下水道総合地震対策計画（変更）策定業務	計画調整課
	熊本市下水道業務継続計画（BCP）見直し業務	管路維持課・計画調整課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	計画調整課・水運用課・水道整備課・経営企画課
	水道施設の耐震化等事業	計画調整課・水道整備課・管路維持課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し事業	総務課
教育委員会	学校施設の被害状況調査	施設課
	※被災した学校施設の復旧（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	※市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	※児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課
病院局	熊本市民病院再建基本計画策定業務	経営企画課
	被災した市民病院の復旧	経営企画課

平成31年度　当初予算（案）のポイント（各局の取組）

※次頁以降に記載の「○」は、平成31年度に新たに取り組む事業を含む
※国補正予算に対応し、平成30年度2月補正予算（案）に計上した事業を含む

当初予算のポイント（政策局）

熊本地震からの復旧・復興の着実な推進と被災者一人ひとりに寄り添った生活・住まい再建を実現します。また、復旧・復興の先を見据えた新たなまちづくりに取り組みます。

熊本地震からの着実な復旧・復興と備えある「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現

伴走型住まい確保支援経費　71,000千円
仮設住宅等から恒久住宅へ移行するにあたり、不動産情報の斡旋や再建に向けた伴走型の支援を行い、早期自立をサポートします。

生活再建困難者支援経費　24,000千円
生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱える仮設住宅入居者等へ専門的な支援を行います。

仮設住宅入居者くらし再建支援経費　64,600千円
仮設住宅入居者等の日常生活を支え、見守りや生活・健康相談など、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

住宅再建に係る各種助成経費　1,381,800千円
住まいの再建を促進するため、被災者の再建方針に応じて、次のような経済的支援を行います。

- 恒久住宅転居経費助成　432,000千円
- 民間賃貸住宅入居初期経費助成　400,000千円
- 住宅再建利子補給事業　521,000千円
- 高齢者住宅再建利子補給事業　28,800千円

生活・住まい再建に向けた各種相談会の状況

平成30年10月に開催した震災復興パネル展の様子

震災復興発信強化経費　18,000千円
熊本地震の概要や復旧・復興へ向けた取組の状況について、パネル等様々なツールにより市内外へ広く発信するとともに、震災の記憶や教訓を未来へ伝えていきます。

災害対策本部機能強化経費　221,429千円
ＩＣＴを活用した災害対策本部の機能強化を図り迅速かつ効果的な災害対応・防災体制を強化します。

指定避難所機能強化事業　7,200千円
避難者の安否確認等に使用する非常用公衆電話設備を指定避難所へ設置します。

○第7次総合計画改定経費　6,300千円
「上質な生活都市」を実現するための施策や具体的な取組を計画的に推進していくため、第7次総合計画基本計画の改定（中間見直し）を行います。

本庁舎のあり方と中心市街地の再創造

○本庁舎のあり方調査検討経費　32,400千円

災害時の重要な防災拠点でもある本庁舎は耐震強度が不足しており耐震補強が実施困難であることから、今後のあり方について検討を深めるために必要な調査を行います。

緊急政策課題研究経費　3,300千円

緊急性があり、重要な市政課題等に迅速に対応するための調査研究を行います。

戦略的なシティプロモーション活動体制の強化

○国内プロモーション経費　42,000千円

首都圏をはじめとした国内向けに熊本地震から復興し、大きく飛躍しようとしている「今」の熊本を、テレビ、WEB、イベント等により効果的にPRします。

友好・姉妹都市交流促進経費　5,080千円

サンアントニオ市との姉妹都市締結30周年事業及び桂林市との友好都市締結40周年事業を行って積極的な交流やシティセールスに取り組みます。

欧州交流促進経費　12,200千円

2020年にフランスのエクサンプロヴァンス市で開催される第7回日仏自治体交流会議に向けて準備を進めます。また、エクサンプロヴァンス市との交流事業を実施し、本市の震災からの復興状況を国内外に広くアピールし、本市のイメージ向上を図り、交流人口の増加につなげます。

資料

当初予算のポイント（総務局）

第７次総合計画に掲げる「効率的で質の高い市政運営の実現」に向け、市民に信頼される職員の育成や開かれた市政運営と行政サービスの向上等を図ります。

生産性の高い市役所の実現

庁内ネットワーク整備経費　　1,648,200千円

庁内ネットワークの安定運用や職員用端末をモバイル化することにより、ＩＣＴ利活用によるテレワークなど、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方がしやすい環境を整えます。

モバイル端末を活用した
ペーパーレス会議

利用しやすい窓口づくり

市役所改革推進経費　　27,000千円

職員の改革意識の醸成や業務効率化を図り、利用しやすい窓口づくりなど市役所改革を更に推進します。

人材育成と職員のメンタルヘルス

職員研修での福祉疑似体験

職員研修経費　　22,400千円

職員の意識向上や次代を担う職員の育成に取組み、市民ニーズに対応できる職員を育成します。

メンタルヘルス対策事業　16,400千円

職員のストレスチェックや心身に関する健康相談を実施します。

復旧・復興の推進

災害対応に伴う他都市からの
中長期派遣職員に係る経費　235,700千円

他都市に対し中長期の職員派遣要請を行い、迅速かつ的確な災害対応を図ります。

当初予算のポイント（財政局）

限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。

持続可能な財政運営

公会計財務諸表作成経費　3,100千円
地方公会計財務諸表等の作成及びシステムの稼動維持経費

ふるさと応援寄附金推進事業　9,800千円
「ふるさと応援寄附金」の一体的なPR及び寄附者の利便性の向上に向けた経費

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	XXX	流動負債	XXX
固定資産	XXX	固定負債	XXX
有形固定資産	XXX	負債合計	XXX
無形固定資産	XXX	（純資産の部）	
投資その他の資産	XXX	株主資本	XXX
繰延資産		資本金	XXX
		資本剰余	
		利益剰余	
		自己株式	
		評価・換算	
		新株予約権	
		純資産合	
資産合計	XXX	負債・純資	

公有財産の適正な管理及び公共施設等の最適化

公共施設マネジメント推進経費　14,840千円
住民参加型のワークショップ開催及び熊本市プラットフォームの設置・運営経費等

公共施設等総合管理計画基本方針

適正かつ公平な課税と徴収の推進

市税情報システム改修経費　69,200千円
市税のコンビニ納付の拡充及びクレジットカードによる市税収納の環境整備に係るシステム改修経費等

コンビニでの市税収納事務運用経費　21,100千円
市税のコンビニ収納に係る経費

電話による市税納付案内経費　8,600千円
市税の初期未納者に対する電話による納付案内業務の民間企業への委託経費

市税申告の電子化事業　22,548千円
地方税の申告手続きを電子的に行うeLTAXの導入に係る経費

資料

当初予算のポイント（市民局・区役所）

地域主義の理念のもと、自主自立のまちづくりの推進、市民生活の安全安心の推進、開かれた市政運営と行政サービスの質の向上などにより、安全で心豊かに暮らせる地域づくりの実現を目指します。

自主自立のまちづくりの推進

○各区の復興支援自治推進経費　50,000千円
災害公営住宅入居者への支援や地域の被災者の健康・子育てに関する対応、地域防災力の強化に取り組みます

○西区旧学校施設利活用経費　18,000千円
旧松尾東・西・北小学校の施設を改修し、民間事業者に貸し出すことで利活用を図ります

各区のまちづくり推進経費　100,000千円
各区のまちづくりビジョンに基づき、地域の特性を活かした事業を実施することで、地域力の維持・向上を目指します

町内自治振興の育成・校区自治協議会の支援　296,900千円
町内自治会活動の運営支援、防犯灯の維持管理・ＬＥＤ取替え費用の一部を助成します
校区自治協議会の運営支援を行います

市民生活の安全安心の推進

客引き行為等の対策　20,900千円
客引き行為等の禁止地区において巡回指導を行うことにより、客引き行為等の撲滅を目指します

消費者センターの運営　20,473千円
消費生活の安定及び向上をめざし、商品・サービス等のトラブルに関する相談及び問い合わせに適切に対応します

防犯団体への活動支援　26,517千円
校区防犯協会や警察署単位の地区防犯協会等、地域で活動する団体や、その他関連団体の防犯活動を支援し、地域の安全安心を推進します

男女共同参画および人権尊重の社会づくりの推進

○ＬＧＢＴ等の啓発　1,200千円
ＬＧＢＴを含む性的マイノリティに対する差別や偏見、無理解を解消するための啓発を行います

女性の活躍推進　2,000千円
女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの充実を啓発するため、各種セミナーを開催します

LGBTフレンドリーであることを示す虹のリボン

熊本市人権啓発マスコット「ラブミン」
広げよう　愛（ラブ）をみんなに

人権教育・啓発の推進　12,823千円
市民の人権意識を高めるための教育や啓発活動を行い、人権尊重の社会づくりに努めます

開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

○区役所等の窓口改革の推進　89,755千円
「利用者にやさしい区役所づくり」を目的として、窓口案内システムの開発や、受付窓口のレイアウト変更をはじめ、市民サービスの向上に努めます

中央区区民課：書き方案内コーナーの様子

マイナンバーＰＲキャラクター
「マイナちゃん」

区民課窓口混雑の対策　12,035千円
各種申請書の記載補助を行う「書き方ガイド」の配置等、区民課の窓口繁忙期における来庁者待ち時間の短縮を図るための取り組みを行います

社会保障・税番号制度の推進　220,203千円
社会保障・税番号（マイナンバー）制度の浸透、個人番号カードの交付、コンビニエンスストアにおける各種証明書の発行を行います

資料

当初予算のポイント（健康福祉局）

乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

生涯を通じた健康づくりの推進

○健康ポイント事業　29,000千円
スマートフォン用のアプリを開発・運用し、市民が自主的に楽しみながら継続的に行う健康づくり活動を支援します

がん検診の推進　397,400千円
新たに70歳以上の自己負担金の無料化や継続的な受診勧奨等に取り組み、がん検診の受診率向上を図ります

○歯科保健の推進　8,853千円
市立小学校、保育所等でのフッ化物洗口や8020運動、歯周病検診に取り組み、歯と口腔の健康づくりを進めます

安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

初期救急医療体制の整備　235,205千円
休日、夜間及び年末年始期間における救急患者の診療体制を確保します

予防接種の推進　1,967,500千円
小児用肺炎球菌やインフルエンザ等の予防接種を行います

難病患者への支援　1,049,379千円
医療費助成や相談支援体制の充実を図ります

動物愛護の推進　3,152千円
「殺処分ゼロ」を目指した様々な取り組みを行います

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

介護予防のシンボルマーク

地域包括ケアシステムの深化・推進　823,500千円
地域包括支援センターによる各種相談対応を行うとともに、地域における生活支援サービスの創出等を図ります
自立支援型ケアマネジメントの取組強化に向け、ケアマネジャーを区役所に配置します

高齢者や障がい者の移動支援　740,690千円
おでかけICカード等の利用により高齢者・障がい者の移動を支援します

○校区社会福祉協議会への支援　4,750千円
地域共生社会の実現に向けて、校区社会福祉協議会への助成を行います

障がい者サポーターシンボルマーク

○発達障がい者への支援の強化　6,500千円
新たに配置する発達障害者地域支援マネージャーが企業等を巡回訪問し、障がい特性に応じた支援方法の助言等を行うことで、地域の支援体制を強化します

○発達障がい児への支援の強化　4,900千円
児童発達支援センターへ機能強化員を配置し、障害児通所事業所を巡回訪問し、支援方法の助言等を行うことで、事業所の支援体制を強化します

社会保障制度の適正な運営

○生活保護受給者への就労支援等の実施　32,800千円
それぞれの実情に応じたきめ細やかな就労支援や保証人がいないことで住宅賃貸借契約ができない方への住居確保支援を行います

生活困窮者への相談支援体制の整備　69,000千円
生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、自立就労支援等の体制を構築し、個々の状態に寄り添った、支援を行います

国民健康保険会計の健全化　651,818千円
医療費適正化に向けた取組や収納率向上対策等を行い、単年度収支の均衡に努めます

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

○幼児教育無償化等への対応　26,836,970千円
10月から始まる幼児教育無償化への対応や保育所等の改築、保育士確保等に取組みます

○私立幼稚園等特別支援教育助成　1,500千円
幼稚園等に対する特別支援教育に係る研修費を助成します

○子どもの学習支援・居場所づくり　5,000千円
新たに空き教室等を活用した学習支援に取り組みます
子育て支援活動に加え、子ども食堂の立ち上げ等へ基金を活用して助成します

特定妊婦等への支援の強化　33,666千円
妊娠、出産について悩む妊婦等のための相談支援を行います

乳幼児健康診査の拡充　34,564千円
視覚の精密検査機器を新たに導入し、幼児の弱視等の早期発見に努める等、乳幼児健康診査の充実を図ります

資料

当初予算のポイント（環境局）

市民が将来にわたって良好な環境を享受できるよう、地下水など魅力ある多様な自然環境の保全や、再生可能エネルギーの活用により地球環境問題へ積極的に対応し、さらにはごみの適正処理などを通じて持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。

良好な地球環境や生活環境の保全

エネルギー政策推進経費　173,000千円

電力の効率的活用に向けた地域エネルギー会社への出資やＥＶバスの導入（熊本城周遊バス）のほか、太陽光発電設備、電気自動車等の省エネ機器導入に対し補助金を交付します

太陽光発電システム

安全排気設備

○テロ災害等安全対策強化経費　13,000千円

テロ災害等の危機事案発生時に原因物質の特定を行う試験検査で使用する専用の安全排気設備等を整備します

恵まれた水資源の保全

○東部堆肥センター管理運営経費　110,600千円

硝酸性窒素による地下水汚染を改善するために、発生源のひとつである家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化を行うための施設を運用します

水源かん養林整備経費　45,300千円

大切な地下水を将来にわたり保全するため、水源かん養機能を高める、植樹などの森林整備を行います

東部堆肥センター

転作田での水張り

白川中流域かん養推進経費　50,400千円

地下水を育む重要な地域である白川中流域において、転作田を活用し、水田湛水事業を普及促進します

生物多様性の保全と持続可能な利用

全国都市緑化フェア開催推進経費　55,900千円
全国都市緑化フェアの開催を見据え、今後の都市緑化の指針となる緑の基本計画改定、会場となる立田山の整備、一人一緑化運動を行います

自然環境保全経費　16,700千円
環境保護地区の保全や江津湖地域の生態系保全等に努めるとともに、被害の発生が懸念されるアライグマなどの外来生物対策を行います

水前寺・江津湖

立田山

持続可能な資源循環型社会の構築

資源物持ち去り対策経費　27,388千円
資源物の持ち去り行為を防止するため、紙及び資源物の収集日において、市内一円のごみステーションの監視パトロール等を実施します

持ち去り防止看板

ごみ減量・リサイクル啓発推進経費　23,200千円
家庭ごみ・資源収集カレンダーの作成やごみ分別アプリの運用など、ごみ減量リサイクルに関する様々な啓発を実施します

資源物再資源化推進経費　1,301,200千円
空き瓶やペットボトルなどの資源物等を収集して、リサイクルを推進します

良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽設置費助成　159,893千円
合併処理浄化槽の設置費や単独処理浄化槽の撤去費を助成します

被災合併処理浄化槽設置支援経費　30,000千円
合併処理浄化槽の新設・取替を行う被災者を支援します

浄化槽

資料

当初予算のポイント（経済観光局）

世界に向けて新たな熊本の魅力と復興の姿を発信し、交流人口の増加を図るとともに、地域経済の更なる活性化に向けた取組を着実に推進していきます。

観光資源の魅力向上と受入環境の整備

熊本城の天守閣復旧工事

熊本城の特別見学通路

○熊本城復旧及び特別公開に向けた取組と情報発信　5,471,400千円

天守閣の復旧、特別見学通路整備など熊本城復旧及び2019年10月からの特別公開に向けた取組やプロモーション活動を行います。

○動植物園全面開園復興記念事業　20,000千円

震災復旧後の全面開園及び現在地移転50周年に関する記念事業やプロモーション活動を実施します。

○外国人観光客の受入環境整備　5,000千円

民間施設が行う多言語対応や洋式トイレ改修等の外国人観光客受入環境整備に関する支援を行います。

交流人口増加とにぎわいの創出

ラグビーワールドカップ2019

熊本城ホールメインホール

○国際スポーツ大会の開催　2,427,333千円

2019女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップ2019の開催、並びに市民応援活動等を支援します。

熊本城ホールの開業　9,476,231千円

熊本城ホールの整備とともに、熊本城ホールの開業に際して開業記念事業の実施やMICE誘致活動に取り組みます。

○2019イベント開催によるにぎわいの創出　60,000千円

2019年に開催される各種イベントを官民一体となって展開し、国際スポーツ大会への機運醸成とにぎわいの相乗効果を創出します。

産業人材の確保と育成

就職面談会

○移住促進による雇用対策　110,341千円

人材不足解消に向けて、移住ツアー型就職面談会の開催や移住者への支援など、東京圏等からの人材還流を促進させるための取組を充実させます。

熊本市職業訓練センターでの実習

産業人材の確保・育成に向けた取組　84,993千円

人材の確保や育成に関する事業を行う団体等への助成をはじめ、介護職員実務者研修の実施や、職業訓練受講料の助成など、人材確保・育成に関する取組を支援します。

中小企業への支援

ビジネスプランコンテスト

○創業・事業承継への支援　28,450千円

創業者の経営安定に向けた支援や、後継者不在等の課題をかかえる中小企業・小規模企業の事業承継支援を行います。

まちなかコレクション

○TGC熊本関連経費　32,600千円

「TGC熊本2019」及び関連イベントを開催します。

成長産業の振興や地場企業への支援　122,810千円

クリエイティブ産業等の成長産業を振興するとともに、販路拡大や新製品開発支援等、中小企業・小規模企業の競争力強化及び付加価値の向上を図ります。

○経営基盤強化へ向けた取組　100,252千円

熊本地震に起因した二重債務解消のための支援やビジネス支援センターの機能強化へ向けた取組等を行うことにより、地場企業の経営基盤強化を図り、持続的な地域経済の発展につなげます。

商店街のにぎわい創出と消費喚起

中心市街地商店街

商店街のにぎわい創出と活性化　53,000千円

商店街のインバウンド対策への支援をはじめ、商店街のにぎわいの創出や活性化への取組を支援します。

○地域の消費喚起への取組　1,178,200千円

消費税増税の影響を緩和するため、プレミアム付商品券の発行やキャッシュレス化を推進し、地域における消費喚起へつなげます。

スポーツの振興と活用

熊本ヴォルターズのホームゲーム

スポーツ施設の整備・機能充実　247,546千円

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として、多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図ります。

スポーツコンベンション事業　7,226千円

ドイツ水泳ナショナルチームの合宿等による市民スポーツの推進と交流の促進・にぎわいの創出に取り組みます。

市民スポーツの振興と機会の充実　24,056千円

熊本ヴォルターズやロアッソ熊本との連携や、スポーツイベント等の実施により、市民スポーツの振興を図ります。

文化の振興と文化財の適正な保存・整備・活用

夏目漱石内坪井旧居

文化財等災害復旧経費　835,700千円

被災した市内指定・登録文化財等の復旧に取り組みます。

文化資源の魅力向上　27,078千円

市民が多様な文化に親しめるよう文化活動を支援するとともに、映画祭の開催や熊本遺産の魅力発信などに取り組みます。

資料

当初予算のポイント（農水局）

本市の豊かな自然環境や農水産業の高いポテンシャルをいかして競争力が高く持続可能な経営基盤を確立するとともに、農水産物の品質向上とブランド化を進め、国内外へ新たな販路を積極的に開拓しつつ、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。

競争力の高い農水産業の振興

園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進　466,626千円

本市農水産業のポテンシャルを高め、農産物の生産拡大、安定した農業生産・集出荷体制の構築を図るとともに、環境に配慮した農業と安全・安心な農産物づくりを推進します。

稼げる畜産・水産業の推進　299,759千円

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指します。

持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

経営体の強化　259,281千円

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指します。

生産基盤の整備・保全　2,747,819千円

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を図ります。

農と食の魅力創造

生産者と消費者の交流の拡大　54,816千円

農水産業や食をテーマにした情報発信や交流促進により、国内外に新たな販路を積極的に開拓し、地元農産物の地域内流通・消費拡大により、農と食の魅力創造を推進します。

6次産業化・農商工連携の推進　45,800千円

6次産業化・農商工連携の取組により、地元農水産物の利活用とともに地元農水産物について国内外に新たな販路を開拓します。

災害からの復旧

農業関連施設の早期復旧と防災・減災対策　22,200千円

熊本地震により被災した農業の関連施設や農地の早期復旧に取り組むとともに、農業用施設の防災・減災に係る支援を行います。

新たな森づくりの推進

○森林環境譲与税（仮称）の導入に向けた森づくりの体制整備と取組　46,600千円

平成31年度に導入される森林環境譲与税（仮称）を活用し、森づくりの方向性を定めるとともに、既存業務の集約化や専門家の雇用等により効率的な推進体制を整備した上で、新たな森づくりを推進し、森林の多面的機能を発揮させます。

当初予算のポイント（都市建設局）

熊本地震からの一日も早い復旧・復興に向け、生活再建や災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組みます。あわせて、人口減少、少子・高齢化を見据えた多核連携都市の実現や、賑わいのあるまちづくりに向けた“歩いて楽しめる”中心市街地の創造、さらには、空家等対策などの安全で良好な居住環境の形成に努めます。

熊本地震からの復旧・復興の推進

被災者が一日も早く安心で自立的な生活を送ることができるよう、生活再建や災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組むとともに、城下町の町並み再生を図ります。

宅地耐震化の推進　3,996,000千円
宅地の擁壁復旧工事や液状化防止対策工事を行います

被災宅地の復旧助成　1,576,000千円
擁壁の復旧や宅地内の陥没等の地盤復旧等に対して助成を行います

災害公営住宅の提供　1,277,900千円
被災者の方に提供する災害公営住宅の整備を行います

被災マンションの建替え支援　516,600千円
被災したマンションの建替えに対し助成を行います

宅地の擁壁復旧工事後

災害公営住宅イメージ

多核連携都市の実現

多核連携都市の実現に向け、市民の暮らしやすさを維持するため、都市機能及び人口密度を維持・確保するとともに、分かりやすく利便性の高い交通体系を実現するため、公共交通と自動車交通のベストミックスを構築します。

○立地適正化計画の推進　11,400千円
立地適正化計画における具体的な施策の検討を行います

○公共交通グランドデザインの改定　3,000千円
公共交通の将来像を示すグランドデザインを改定します

○バス事業者の運行効率化支援　5,000千円
バス事業者の運行効率化に係る基礎調査への支援を行います

※執行凍結中

市電路線の延伸調査設計　61,000千円
市電路線延伸に伴う調査設計を行います

熊本西環状道路の整備　4,547,200千円
県道砂原四方寄線及び池上インター線の整備を行います

国直轄道路の整備推進　800,000千円
国道3号植木バイパス・熊本北バイパスの整備や国道57号等の交通安全施設整備の費用を負担し、渋滞の緩和や交通安全の向上を行います

熊本西環状道路（池上工区）イメージ図

資料

「歩いて楽しめる」中心市街地の創造

九州中央の交流拠点都市として、過度な自動車依存から、徒歩・公共交通等への転換を促し、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりを進めるため、“歩いて楽しめる”中心市街地の創造に取り組みます。

○都市デザインの推進　64,000千円
駐車場の適正配置、良好な景観形成等の中心市街地の創造に向けた調査を行います

桜町、花畑周辺地区の整備　2,122,142千円
桜町地区の再開発の支援、シンボルプロムナードの整備等を行います

熊本駅前広場の整備　3,664,000千円
熊本駅白川口の駅前広場整備に向け、用地取得や駅前広場上屋の設置工事等を行います

歴史まちづくりの推進　13,600千円
新町・古町地区の道路空間の整備に向けた調査設計等を行います

シンボルプロムナードイメージ図

熊本駅前広場イメージ図

安全で良好な居住環境の形成

安全で良好な居住環境の形成を図るため、防災・防犯・衛生・景観等に影響を与える空家等への対策を行うとともに、防災・減災、国土強靭化に向けた重要インフラ等の機能維持、安全で快適な道路サービスや市民の憩いの場となる公園・緑地の提供に努めます。

老朽危険家屋

空家等への対策　15,000千円
危険家屋の除却費助成や空家の所有者の調査等を行います

○ブロック塀等の安全対策　69,100千円
道路や公園等に面する民有ブロック塀等の撤去費に対して助成を行います

○マンションの適正管理の支援　38,400千円
分譲マンションの適正管理に向け、管理規約整備や耐震化に要する費用に対して助成を行います

○緊急輸送道路の環境改善　130,000千円
緊急輸送道路の環境向上に向けた整備を行います

○国際大会に向けた道路環境の向上　824,800千円
おもてなしの向上を目的とした植樹帯の改良や道路の補修等を行います

全国都市緑化フェアの開催準備　294,000千円
全国都市緑化くまもとフェアの開催に向けた準備を行います

市営住宅の維持管理・修繕　1,176,912千円
安全で快適な居住環境を維持するため、外壁改修等の修繕を行います

植樹帯　改良後

当初予算のポイント（消防局）

地震、台風等の自然災害に対する備えや、火災予防対策、消防体制の充実を図るため、火災予防対策の推進や救急救助体制の強化、並びに消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図り、地域防災力強化の施策を展開します。

市民への広報・啓発

○新体験型防災学習の推進

24,700千円

熊本地震を風化させないため、ＶＲ機材等を用いた新たな体系の防災学習を行い、熊本市民の防災力向上を目指します。

VR機材を体験する様子

消防機能の充実

消防本部施設機能の強化

2,244,000千円

消防局庁舎を増築し、消防指令管制システムの更新及び消防本部施設機能の強化を図ります。
大規模災害時の災害対策本部（市役所本庁舎）代替施設として活用できる多目的スペースを確保します。

局庁舎増築後の完成イメージ

車両イメージ

消防車両の整備

279,700千円

救助工作車、ポンプ車、救急車など９台の消防車両を更新し、消防力を強化します。

被災した消防施設等の復旧

116,700千円

熊本地震において被災した消防施設等の早期復旧を目指します。

防災消防ヘリコプターによる支援

14,271千円

熊本県所有の防災消防ヘリコプターの機動力を活かし、本市の消防力の向上を目指します。

防災消防ヘリコプター「ひばり」

資料

救急救助体制の充実

○テロ災害等に対する体制強化

39,400千円

国際大会等の安心安全な運営のため、テロ災害等に対する消防警備体制を強化します。

活動イメージ

救助訓練の様子

職員の各種研修

20,600千円

救急救命士の資格取得をはじめ、消防・救急活動に必要な免許・資格等を取得します。

消防団の体制強化

○消防団の機能強化

11,000千円

災害時等に消防団が使用する資機材を整備し、消防団の機能強化を図ります。

消防団の円滑な運営と機能別団員制度の充実強化

29,820千円

地域に密着した消防団の円滑な運営や、大規模災害時に市民の避難を支援する大学生等で構成された機能別団員制度の充実強化を図ります。

熊本地震の際支援物資の仕分けを行う機能別消防団員

消防団の活躍

地域防災活動拠点施設の充実強化

13,700千円

防災資機材の備蓄場所や地元消防団の活動拠点である消防団機械倉庫の整備を行います。

災害対応力の充実強化

48,766千円

消防団の車両や資機材等を、有事の際有効に機能させるため、計画的に整備を行います。

当初予算のポイント（教育委員会事務局）

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成するとともに、多様な教育機能の整備・充実を図ります。

豊かな心を育む教育の推進

道徳教育総合支援事業　2,600千円
子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図ります

水俣に学ぶ肥後っ子教室経費　18,400千円
小学校５年生を対象として、水俣市で環境学習を実施します

確かな学力を育む教育の推進

教育の情報化推進経費　671,100千円
アクティブ･ラーニングの実現やプログラミング教育の導入等に向け、小中学校のＩＣＴ環境を整備します

外国語教育推進経費　290,000千円
新学習指導要領の全面実施に向け、外国語指導助手（ＡＬＴ）の雇用等を拡充するとともに、英検ＩＢＡの受検を支援します

○高校改革関連経費　2,900千円
市立高校及び総合ビジネス専門学校において、教育環境の充実を図ります

健やかな体を育む教育の推進

○いのちを守る教育推進経費　660千円
中学校・高校で命の尊さを学ぶ教育を行います

○給食室等熱中症対策経費　12,000千円
給食室や共同調理場における調理員の熱中症対策を推進します

○国際スポーツ大会学校応援等経費　194,200千円
2019女子ハンドボール世界選手権大会の県内開催に伴い、学校応援や参加国についての学習等を行います

教員が子どもと向き合う時間の拡充

○部活動指導員配置経費　4,900千円
専門的な知識・技能を有する地域人材を、部活動指導員として学校に配置します

給食費公会計化等関連経費　56,200千円
給食費の公会計化及び学校徴収金に係るシステム構築等経費を計上し、保護者の利便性向上及び事務の効率化・適正化を図ります

資料

教育相談体制の充実

いじめ・不登校対策経費　23,200千円
ＳＮＳを活用した悩み相談等事業を行うとともに、心のサポート相談員を配置するなど、いじめや不登校対策に取り組みます

スクールソーシャルワーカー配置事業　49,200千円
スクールソーシャルワーカーを雇用し、児童生徒に関わる課題や家庭環境等の改善を図ります

スクールカウンセラー配置事業　50,500千円
スクールカウンセラーを雇用し、震災に伴う児童生徒の心のケア等、専門的なカウンセリングを行います

特別支援教育の推進

特別支援学校建設事業（小・中学部）　975,200千円
あおば支援学校の校舎建設等に取り組みます

新設校関連経費（特別支援学校分）　50,500千円
あおば支援学校の開校に向け、教材の整備等を行います

特別支援学級教室改修経費　25,600千円
特別支援学級の設置にあたり、教室の改修を行います

最適な学習環境の整備

学校施設等災害復旧経費　2,483,800千円
被災した小学校、中学校及び高等学校の校舎、体育館等の復旧に取り組みます

○危険木対策経費（校地整備経費）　7,100千円
学校敷地内における樹木の点検、危険木の伐採等に取り組みます

空調設備整備経費　849,000千円
中学校の特別教室等における空調設備の整備に係る経費

図書館・博物館の機能充実

図書館サービス向上経費　46,300千円
図書サービスの向上を図り、読書しやすい環境の整備を進めます

特別展等開催経費　23,300千円
リニューアルオープンした熊本博物館で、特別展等を開催します

青少年の健全育成

児童育成クラブ管理運営経費　773,800千円
児童育成クラブ施設整備経費　54,900千円
児童が放課後等を安全安心に過ごせるよう、児童育成クラブの運営や分離増設、民間児童育成クラブへの補助を行います

くまもと

市政概要

2019

令和元年９月発行

編　集　熊本市議会事務局調査課

発行所　　熊本市議会事務局

C

この冊子は再生紙を使用しています。